

(表紙)

富士市

文化財保存活用地域計画 (案)

令和4年(2022)3月

富士市教育委員会



# 目次

<b>序章</b> .....	<b>1</b>
1. 本計画作成の背景と目的 .....	1
2. 本計画の位置づけ .....	2
<b>第1章 富士市の概要</b> .....	<b>20</b>
1. 自然的・地理的環境 .....	20
2. 社会的状況 .....	27
3. 歴史的背景 .....	38
<b>第2章 これまでの文化財調査と文化財の概要・特徴</b> .....	<b>51</b>
1. これまでの文化財調査 .....	51
2. 富士市の文化財の概要と特徴 .....	63
<b>第3章 富士市の歴史文化の特徴</b> .....	<b>88</b>
1. 富士のふもとで「暮らす」 .....	89
2. 富士のふもとで「繰り広げられた戦い」 .....	90
3. 富士のふもとで「行き交うヒトとモノ」 .....	91
4. 富士のふもとで「災害と生きる」 .....	93
5. 富士のふもとで「作る」 .....	95
6. 富士のふもとで「祈る」 .....	95
7. 富士のふもとで「受け取るめぐみ」 .....	96
<b>第4章 文化財の保存と活用に関する将来像・基本的な方向性</b> .....	<b>97</b>
1. 文化財や歴史文化に対する市民意識の調査 .....	97
2. 文化財の保存と活用に関する将来像と方向性 .....	104
<b>第5章 文化財を守り、活かす体制を作るための措置</b> .....	<b>106</b>
1. 文化財を守り、活かす体制に関する現状と課題 .....	106
2. 文化財を守り、活かす体制を作るための方針 .....	107
3. 文化財を守り、活かす体制を作るための措置 .....	109
<b>第6章 文化財を知り、未来へつなぐための措置</b> .....	<b>112</b>
1. 文化財を知り、未来へつなぐことに関する現状と課題 .....	112
2. 文化財を知り、未来へつなぐための方針 .....	117
3. 文化財を知り、未来へつなぐための措置 .....	120

<b>第7章 文化財を地域で活かし、発信するための措置</b> .....	<b>128</b>
1. 文化財を地域で活かし、発信することに関する現状と課題 .....	128
2. 文化財を地域で活かし、発信するための方針 .....	131
3. 文化財を地域で活かし、発信するための措置 .....	134
<b>第8章 文化財の一体的・総合的な保存と活用</b> .....	<b>146</b>
1. 関連文化財群 .....	146
2. 文化財保存活用区域 .....	160

# 序章

## 1. 本計画作成の背景と目的

### (1) 背景

本市は、北に日本一高い富士山、南に日本一深い駿河湾<sup>するがわん</sup>、西に日本三大急流の富士川<sup>ふじかわ</sup>、東に貴重な植物が分布する浮島ヶ原<sup>うきしまがはら</sup>といったバリエーション豊かな自然環境に囲まれています。また、本市は本州の太平洋岸の中央部に位置することから、先史時代から現在に至るまで、東西のヒトとモノと、南北のヒトとモノが交差する交通の要衝となっています。

このような地理的・歴史的な環境を背景とした、本市の歴史や文化は、市域各所に残る多様な文化財から語ることができます。

しかしながら、我が国の社会全般で問題になっている大都市圏への人口の流出・少子高齢化、価値観の多様化に伴う地域への愛着や、地域の連帯感などの希薄化は、本市においても例外ではありません。また、令和2(2020)年初頭から、新型コロナウイルス感染症が世界中に蔓延し、ヒト・モノの移動が制限され、我が国の経済にも大きな打撃を与えるとともに、人々のライフスタイルや価値観にも多大な影響を与えました。

結果として、文化財を継承する担い手が不足し、そのことに起因する文化財の滅失や散逸が危惧されており、今後、本市の文化財をどのように保存し、継承していくかという点が大きな課題となっています。

一方で、近年はまちづくりを進めるうえで、それぞれの地域独自の文化財を掘り起こし、活用する機運が全国的に高まってきています。本市においても、観光や都市計画などの関連計画の中で、文化財が将来のまちづくりにおいて重要な要素として挙げられています。

### (2) 目的

このような背景を踏まえて、本市では住民・各種団体・行政などの多様な主体が連携して、指定・未指定にかかわらず、あらゆる文化財とその周辺環境を一体的に捉えて、計画的な保存・活用を推進していくことを目的に、文化財保護法第183条の3に基づき、「富士市文化財保存活用地域計画（以降、本計画という）」を作成しました。

さらに、本計画では、文化財を次世代へと確実に継承していくとともに、文化財の保存・活用のための体制づくり、文化財に対する調査、文化財の魅力の発信、文化財に触れる多様な機会の提供などを通して、文化財の価値に対する人々の理解を深めることで、文化財に愛着を持つ地域の人々に支えられたまちづくりに繋げ、「富士のふもとで文化財と生きるまちを創る」という将来像の実現を目指します。

## 2. 本計画の位置づけ

### (1) 改正文化財保護法と文化財保存活用地域計画

全国的に、過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題となり、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりでその継承に取り組んでいくことが求められています。こうした状況のもと、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方の文化財保護行政の推進力の強化を図ることを目的に、平成 30(2018)年に文化財保護法が改正されました。

この改正に基づき、市町村による文化財保存活用地域計画の作成および文化庁長官による認定などが新たに制度化されています。この文化財保存活用地域計画は、各市町村が目指す目標や中長期的に取り組む具体的な内容を記載した、当該市町村における文化財の保存・活用に関する基本的なマスタープランであり、アクションプランとされています。

文化財保護法第 183 号の 3 第 2 項には、計画に関する記載事項として、「当該市町村の区域における文化財の保存および活用に関する基本的な方針」、「当該市町村の区域における文化財の保存および活用を図るために講ずる措置の内容」、「当該市町村の区域における文化財を把握するための調査に関する事項」、「計画期間」、「文部科学省令で定める事項」等を盛り込むことが定められています。

### (2) 静岡県文化財保存活用大綱との整合性

静岡県は、令和 2(2020)年 3 月に、「美しい“ふじのくに”の文化財を県民総がかりで守り、誰もが親しみながら、未来へつなぐ」という基本理念を掲げ、歴史文化の確実な継承と地域社会・経済への貢献を目指す静岡県文化財保存活用大綱を策定しました。本計画は、この大綱を勘案し、静岡県と協力しながら、市内に所在する文化財を適切に保存・活用するための計画として作成しました。

### (3) 市の上位計画との整合性

本計画は、先に述べたように、文化財保護法に基づいて、文化財の計画的な保存・活用を目指すものですが、本市のまちづくりの指針であり上位計画である第六次富士市総合計画および、富士市教育振興基本計画との整合性を図りながら作成しました。

## 【第六次富士市総合計画】

### ◎めざす都市像「富士山とともに 輝く未来を拓くまち ふじ」

**期間** 令和4(2022)年度～令和13(2031)年度

**概要** 本計画の上位計画である「第六次富士市総合計画」は、社会経済情勢の著しい変化が予想される中、地域をリードする中核的な都市として周辺自治体と連携・協力しながら、地域全体の持続的発展と魅力向上を図るとともに、SDGs 未来都市として様々な社会課題の解決に向けた新たな成長力を生み出し、経済、社会、環境の三側面が調和した持続可能な未来を切り拓いていくことを目的としています。

この目的を達成するために、市民や事業者、行政が相互に協力・連携し、パートナーシップを深め、地域の力を結集することを前提として、めざす都市像「富士山とともに 輝く未来を拓くまち ふじ」を実現するための七つの基本目標からなる「政策の大綱」に基づいて、諸施策を体系化しています。このうち、文化財に関連する諸施策や主な取組を以下のように掲げています。

#### 基本目標2 次世代を担うひとを育むまち

<b>政策分野4 社会教育</b> <b>施策の体系② 文化財保存・活用の推進</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・古墳や歴史的建造物など未指定を含めた市内の文化財の計画的な保存・活用を図ります。</li> <li>・文化財を活用したイベントや歴史講座の開催、先端技術を活用した取組等を通じ、市内の文化財情報を発信します。</li> <li>・富士山かぐや姫ミュージアムにおいて、だれにでもわかりやすい展示や体験事業を開催します。</li> </ul>
<b>政策分野5 市民スポーツ・市民文化</b> <b>施策の体系② 文化芸術活動の振興</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな文化芸術の創造や若手芸術家の育成を進めるとともに、公募展や文化祭の開催など、多くの市民が多様な文化芸術活動に参加する機会を創出します。</li> <li>・文化振興基金の活用や後援などを通して、市民や団体の主体的な文化芸術活動を支援します。</li> <li>・市民の文化芸術活動についてSNSなどを活用して幅広く情報発信することにより、市民の文化芸術に対する関心を高めます。</li> </ul>

#### 基本目標6 魅力を活かし人と人を繋ぐまち

<b>政策分野1 観光</b> <b>施策の体系① 富士山活用の推進</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・富士山登山ルート 3776 など、富士山麓の自然を体感できる本市ならではの特徴を活かした取組を推進します。</li> <li>・富士山百景写真コンテスト、富士山百景写真展、富士山ビューポイントなど、世界文化遺産・富士山を活用した事業を展開します。</li> </ul>
<b>施策の体系② 観光資源の活用</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・田子の浦港や観光農園、工場夜景、地元特産品など、産業資源を観光に活かした事業の情報発信と誘客を進めます。</li> <li>・本市が有する歴史や自然、景観、湧水、祭りなどの魅力発信とそれらの特性を活かした誘客促進</li> </ul>

を図ります。

- ・まちの駅ネットワーク、観光ボランティアガイド、富士山観光交流ビューロー等との連携を強化し、ホスピタリティあふれるおもてなしを推進します。
- ・富士山周辺地域の観光関係者や自治体と連携し、民間主体による観光事業の創出や活性化に向けて支援することで、地域全体で観光産業の底上げを図ります。

## 【富士市教育振興基本計画】

### 基本目標「明日を拓く 輝く「ふじの人」づくり」

**期間** 令和4(2022)年度～令和13(2031)年度

**概要** 富士市教育振興基本計画は、教育課題に適切に対応し教育の質を確保するとともに、行政や学校、地域が協働し、教育活動の充実を図る取組を一体的に推進していくことを目的としており、「一緒に学ぶ 一生学ぶ」を基本方針として、三つの施策方針のもと、12の施策の柱と32の具体的な施策を体系的に位置づけています。

このうち、施策の方針3「生涯にわたって学び続ける「ふじの人」の育成」内の施策の柱3「こころ豊かな市民文化の創造」において、文化財や歴史・文化に関連する取組を示しています。

### 施策の方針3 生涯にわたって学び続ける「ふじの人」の育成

#### 施策の柱3 こころ豊かな市民文化の創造

##### 施策① 芸術文化の振興

- ・市民の多様なニーズに対応した文化事業を実施するとともに、文化芸術活動を行う個人や団体への支援をおこなうなど、こころ豊かな市民文化を創造するための取組を推進します。

##### 施策② 文化財の保存と活用

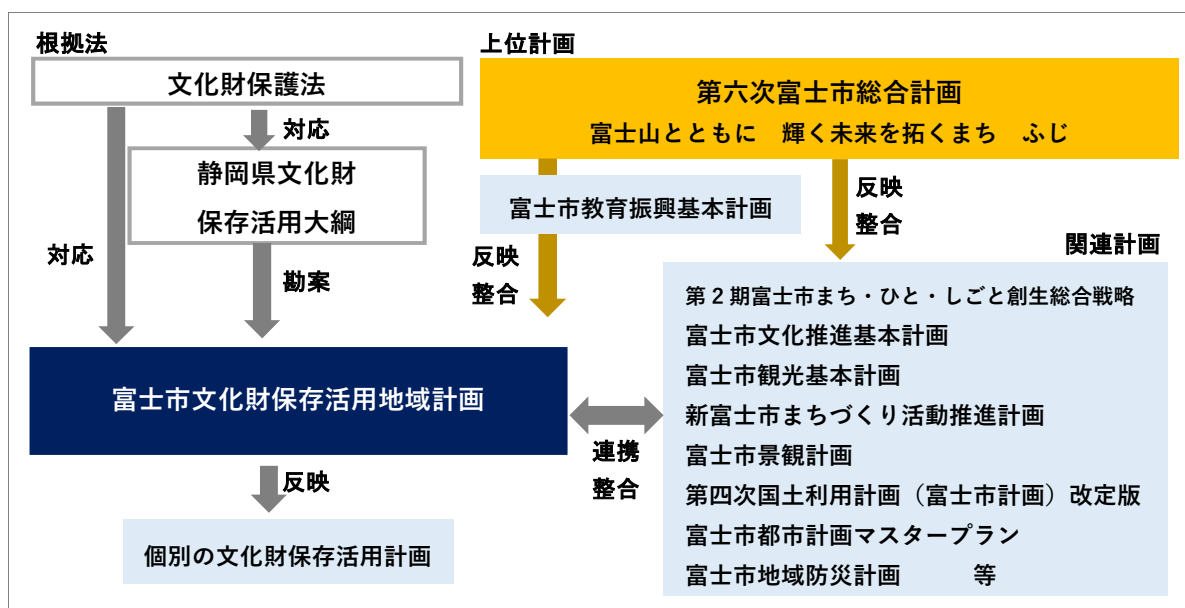
- ・貴重な文化財を後世に継承していくため、未指定を含めた文化財をまちづくりにも活かしつつ、地域社会で文化財を保存・活用していくための施策を推進します。

##### 施策③ 学びの場である博物館の充実

- ・博物館や博物館付属施設等が安全に利用できるよう適正に管理し、全ての世代が学びや癒しの場として訪れ、豊かな心を育むことができる魅力ある博物館として整備します。



## [富士市文化財保存活用地域計画の位置づけ]



### (4) 市の関連計画との整合性

本市においては、文化財は単独で存在してきたのではなく、富士山や駿河湾、富士川、浮島ヶ原といったバリエーション豊かな自然環境と、その環境の中で営まれてきた人々の暮らしのもとで生まれ、他の歴史文化の所産と有機的に結びつきながら、地域で守り伝えられ、現在へと受け継がれてきました。

こうした文化財を適切に保存し、将来へとわたって継承していくためには、そうした周辺環境も含めて一体的に守っていく必要があります。その担い手となるのは、文化財所有者、市民、事業者、行政といった多様な立場の人々であり、それぞれの役割分担のもとで連携を図っていく必要があります。

富士市文化財保存活用地域計画では、多様な立場の人々の手による横断的な文化財の保存・活用を推進するため、本市の文化財や、本市の歴史や文化に関連する取組や事業に言及している関連計画との整合性を図りながら作成しました。

#### 【第2期富士市まち・ひと・しごと創生総合戦略】

**期間** 令和4(2022)年度～令和8(2026)年度

**概要** 第2期富士市まち・ひと・しごと総合戦略は、本計画の上位計画である第六次富士市総合計画と連動しており、産業の活性化やまちの魅力向上などの取組により、特に若い世代の人口減少スピードを緩和し、元気で魅力的な都市となるための目標や基本的な方向、施策等を盛り込んでいます。

このうち、「交流の促進と機会の創出」を目的とした施策の中で、本市の歴史・文化を活用した取組を掲げています。

#### 施策 28 交流の促進と機会の創出

全国規模のスポーツ大会・イベントを誘致するなど、スポーツ交流を展開するとともに、様々な分野における交流機会の創出を図ります。

主な取組（抜粋）

- ・本市の特色を活かした文化芸術活動や魅力的な歴史・文化を観光・国際交流・福祉・教育・産業などの他分野と連携することにより、文化芸術を通じた新たな交流づくりを進めます。

### 【富士市文化推進基本計画】

理念（目標）「こころ豊かな人を育てる文化のまち」～文化がつなぐ、人と未来～

期間 令和4(2022)年度～令和8(2026)年度

概要 富士市文化推進基本計画は、文化芸術を通して、住んでよかったというまちづくりを進めるとともに、伝統文化を受け継ぎ、新たな文化を育んでいくという理念のもと、文化芸術を推進していく上での基本的な考え方が示され、四つの基本目標のもとで12の施策を体系化しています。

四つの基本目標のうちの一つに、「文化財の保存と活用」が掲げられており、富士市文化財保存活用地域計画で掲げる三つの方向性を施策として盛り込んでいます。

#### 基本目標4 文化財の保存と活用

##### 施策① 文化財を守り、活かす体制の整備

- ①行政と市民・団体との連携体制の構築
- ②行政内部および関係機関による推進体制の構築

##### 施策② 文化財の調査研究と未来への継承

- ①各分野の調査による文化財の把握
- ②調査成果による文化財の適切な評価
- ③文化財の内容・特徴・地域性に応じた保存
- ④文化財を犯罪・災害から守るための体制や制度の充実

##### 施策③ 地域における文化財の活用と発信

- ①観光、産業等に文化財を活用することによる地域経済の活性化
- ②まちづくりコンテンツとしての文化財の活用
- ③学校教育や社会教育における文化財の活用
- ④ICTの活用による市内外への情報発信の確立
- ⑤各地区における文化財の保存・活用のための拠点整備
- ⑥文化財の保存・活用の拠点としての博物館機能のさらなる充実化

## 【富士市観光基本計画】

### 基本コンセプト「世界遺産「富士山」を最大限活用した観光振興」

**期間** 平成 27(2015)年度～令和 6 (2024)年度

**概要** 富士市観光基本計画は、自然資源や歴史・文化資源、さらには製紙業をはじめとして発展してきた各種産業を観光資源として活用することによって、交流人口を拡大させ、地域経済につなげることを目的とし、世界に誇る世界遺産・富士山の麓にあるという強みや様々な地域資源を活かした「富士市ならではの観光振興」に取り組む七つの施策を掲げています。

七つの施策のうち、「産業資源の活用」、「富士山の眺望と文化の活用」、「歴史・自然の活用」という三つの施策の中で、市内に所在する文化財や歴史・文化を活用した事業を盛り込んでいます。

<b>施策 1 産業資源の活用</b>	
事業	1) 田子の浦港や富士山しらす街道の活性化 2) 観光農園の活用 3) 地元特産品の PR 強化 4) 工場夜景の活用 5) 紙のまちの情報発信 6) 岳南電車の活用
<b>施策 2 富士山の眺望と文化の活用</b>	
事業	1) 写真コンテストの活用 2) 富士山ビューポイントの活用 3) 茶畑保存による景観保全 4) 富士山かぐや姫ミュージアム（市立博物館）と広見公園の活用 5) 富士山登山ルート 3776 の活用と PR
<b>施策 4 歴史・自然の活用</b>	
事業	1) 岩本山・かりがね堤の活用 2) 歴史公園・自然公園の活用 3) 富士川・松野地区等の文化財の活用 4) 須津川溪谷の活用 5) 湧水資源の活用 6) 市内のまつり等の PR

## 【新富士市まちづくり活動推進計画】

**基本指針** 社会情勢の変化に柔軟に対応できる、足腰の強い、将来にわたって  
持続可能な地域コミュニティづくり

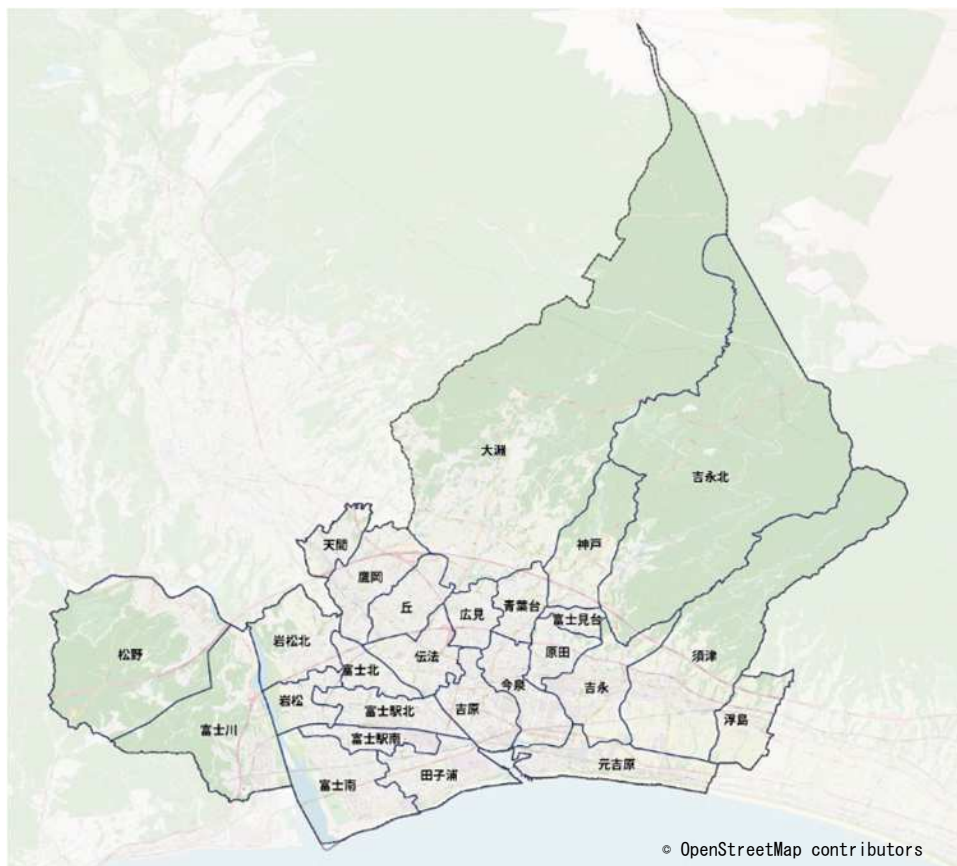
**期間** 令和 4 (2022)年度～令和 8 (2026)年度

**概要** 新富士市まちづくり活動推進計画は、市内 26 地区が、それぞれのまちづくり行動計画に

基づき、行政等との協働を推進し、主体的に地区の課題解決に向けた活動を進め、地区住民の声に柔軟に対応した自律的な地区コミュニティを形成することを目標に、五つの方針と 19 の施策を掲げています。

五つの方針のうちの一つに、「地区まちづくり活動の推進に必要な情報の提供」を掲げており、その中の施策として、文化財をはじめとして、地区にある様々な情報の提供や可視化、発信に関わる取組の必要性を指摘しています。

#### [富士市内 26 地区区域図]



#### 方針 4 地区まちづくり活動の推進に必要な情報の提供

##### 施策 1 活動に参考となる情報の提供

地区課題を正確に把握し、効率的・効果的に解決できるよう、先進事例や社会動向なども含めた各種情報を収集し、地区への提供を行います。

##### 施策 2 地区内の課題把握に向けた支援

地区内の情報共有と課題整理を容易にするために、地区にあるさまざまな情報の可視化と対話を促す支援を行います。また、地区まちづくり活動に有効に生かせるよう地区への支援を進めます。

##### 施策 5 市内外への発信

人口減少や交流促進など、地区課題を解決するための一助となる対外的な地区情報の発信について奨励し、支援します。

## 【富士市景観計画】

### ◎目指す姿 景観形成の基本目標「富士が映える うるおいとゆとりのまち」

**期間** 平成 27(2015)年度～

**概要** 富士市景観計画は、良好な景観の形成に関するマスタープランである「富士市景観形成基本計画」に即して定められたもので、「富士が映える うるおいとゆとりのまち」を基本目標として、「富士市の魅力を演出する」景観づくり、「豊かな市民生活を演出する」景観づくり、「富士市のにぎわいを演出する」景観づくりの三つの観点で、取り組むべき五つの方向性を盛り込んでいます。

このうち、豊かな市民生活を演出する景観づくりの中で、富士山をはじめとする自然景観や、富士山や旧東海道に関する歴史的景観を保全・継承することを掲げています。

### 観点2 豊かな市民生活を演出する

#### 方向性3 風土や歴史を感じる景観づくり

- ・自然景観の保全…富士山をはじめとする自然景観は、憩いと安らぎを与えてくれる大切な資産なので、美しい市街地の背景として積極的に景観保全を図っていきます。
- ・歴史的景観の保全・継承…富士山や旧東海道に関する旧跡や由緒ある寺・仏閣などの歴史的景観資源は、地域の個性として積極的に保全・修復を図り、魅力的な景観を次代へ継承していきます。

## 【第四次国土利用計画（富士市計画）改定版】

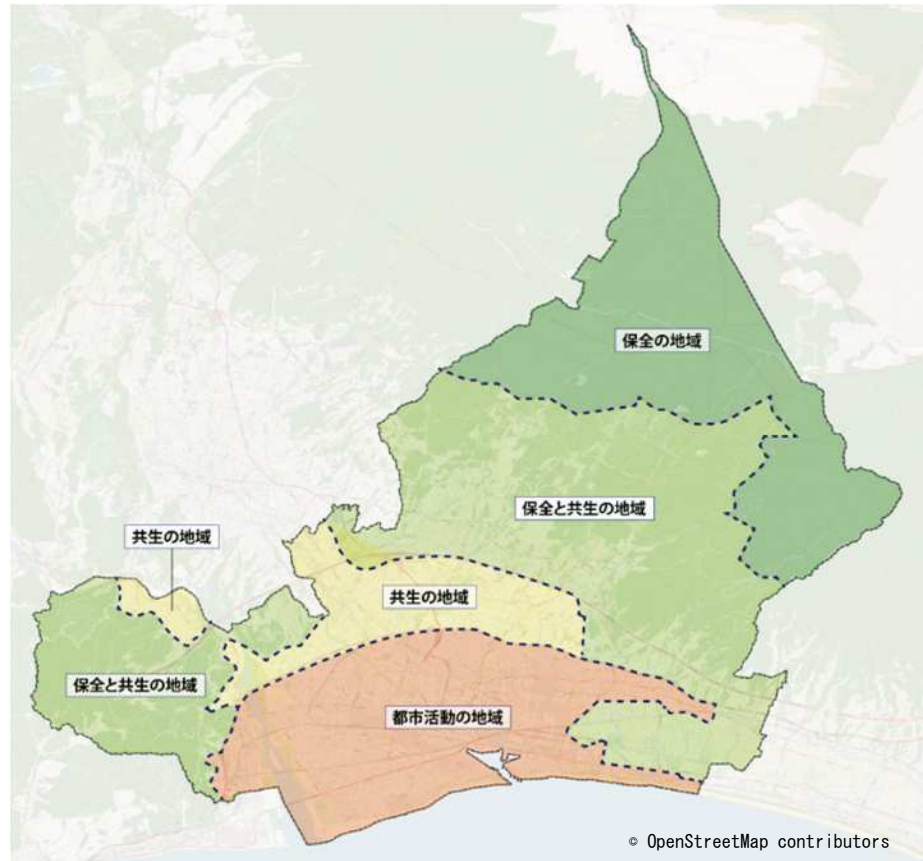
**期間** 令和 4(2022)年度～令和 13(2031)年度

**概要** 第四次国土利用計画（富士市計画）改定版は、国及び県が定める国土利用計画に基づき、富士市の土地が将来にわたりどのように利用されることが望ましいか定めたものであり、市内における自然的・社会的・経済的条件等を考慮し、四つに分類された地域区分の適切な利用のために、八つの措置を位置づけています。

このうち、「環境の保全・創造」に関する措置では、個性的で文化的な環境づくりをめざして、富士山、富士川及び駿河湾の景観、本市の歴史・文化資源、風土を活かしたまちづくりの推進を挙げています。

また、「利用区分ごとの措置および有効利用の促進」に関する措置では、歴史・文化資源の保全およびそれらを活かした環境づくりや学習の場づくりを示すとともに、「地域整備施策等の推進」に関する措置では、歴史や文化の保存・活用を意図して、市内西部に「歴史・文化ふれあい交流ゾーン」、市内中部から東部に「潤い湧水保全ゾーン」を位置づけています。

## [4つの地域区分]



### 措置4 環境の保全・創造

#### 4 个性的で文化的な環境づくり

市民の郷土への愛着と誇りを高め、个性的で文化的な環境づくりを推進するため、富士山、富士川及び駿河湾の景観、本市の歴史・文化資源、風土などを活かしたまちづくりを推進する。また、文化的で快適な都市空間の形成を目指し、魅力ある景観の形成を図るとともに、緑豊かな環境づくりや水と親しめる環境づくりなどを推進する。

### 措置6 利用区分ごとの措置および有効利用の促進

#### 7 その他

(4) 歴史・文化資源については、文化財保護法、景観法等に基づき適切に保全するとともに、それらを活かした環境づくりや学習の場づくりを推進する。

### 措置7 地域整備施策等の推進

#### 2 保全と共生の地域

(1) 岩本山、道の駅富士川楽座周辺については、「歴史・文化ふれあい交流ゾーン」とし、梅・桜の名所であるとともに本市固有の景観を有する岩本山公園及び龍巖淵、地域の貴重な歴史・文化資源である實相寺及び古谿荘等と、交流拠点である道の駅富士川楽座等を活用した交流基盤づくりを推進する。

#### 4 都市活動の地域

(2) 今泉・原田・吉永地区の既成市街地一帯については、「潤い湧水保全ゾーン」とし、豊かな湧水や歴史を活かし、多様な親水空間づくり、歴史とロマンづくり、やすらぎのある居住環境づくりを推進し、住んでよい、訪れて美しい、水湧き踊る泉の郷の保全を図る。

## 【富士市都市計画マスタープラン】

### 「富士山のふもと 誰もが住みたい・住み続けたいと思えるまちづくり」

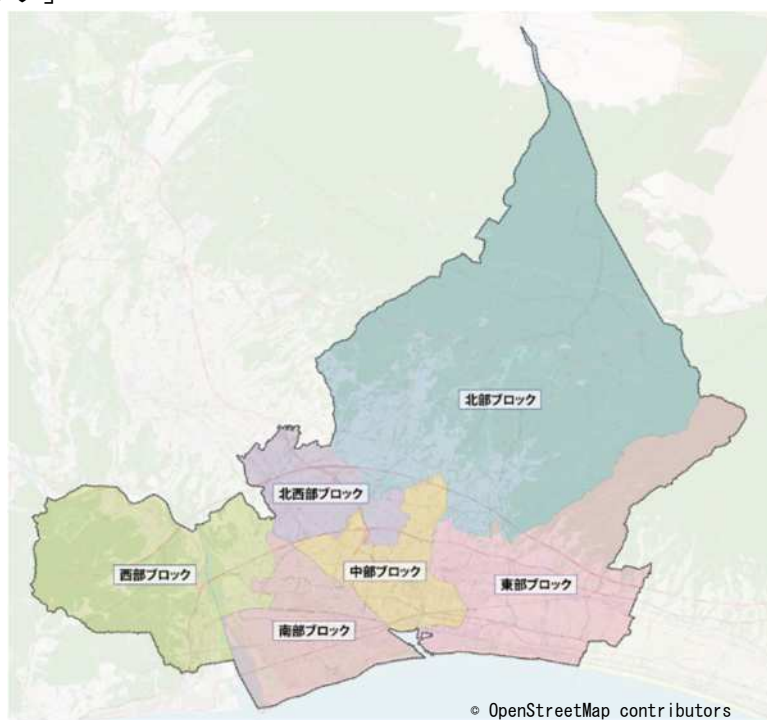
**期間** 平成26(2014)年度～令和5(2023)年度

**概要** 富士市都市計画マスタープランは、大きく変化する社会・経済情勢の中にあっても、本市が有する個性や魅力をさらに磨き上げ、都市の新たな価値を見出し、これまで以上に市民が誇りと愛着を持って暮らすことのできるまちづくりを進めることを目的とし、基本理念である「富士山のふもと 誰もが住みたい・住み続けたいと思えるまちづくり」を踏まえて、「定住」、「交流」、「産業」、「環境」の四つの視点からまちづくりの目標を設定しています。

このうち、「交流」の視点において、自然資源や歴史・文化資源、観光資源を交流の場として有効活用するとともにネットワーク化を進め、多様な交流により賑わいが生まれる「まち」を目指しています。

また、まちづくりの目標に即しつつ、地域の特性や特徴を踏まえた个性的かつきめ細かなプランとして、本市を六つのブロックに区分した地域別構想を設けているほか、「まちなか」に特化したより具体的なプランとしてまちなかまちづくり構想を設けており、それぞれの構想において、自然資源や歴史・文化資源を活かしたまちづくりを進めることとしています。

### 【六つの地域ブロック】



### 目標2 「交流」

**交流の視点** 富士山のふもと、多様な交流により賑わいが生まれる「まち」を目指します

- 地域資源のネットワーク化による、交流を促進するまちづくり
- 自然資源や歴史・文化資源、観光資源の交流の場としての有効活用とネットワーク化

## 【富士市地域防災計画】

**概要** 富士市地域防災計画は、災害対策基本法の規定により、市民の生命、身体および財産を災害から保護するため、防災基本計画に基づき、本市の地域に係る防災に関し、必要な事項を定めたもので、地震対策編の中で、文化財に対する防災対策を掲げています。

### 第4節 地震災害予防対策の推進

#### 文化財に対する防災対策

先人たちが長きにわたり国民的財産として伝えてきた文化財を地震災害から守り歴史の変遷を後世に伝承するため、又、安全性を確保し人的被害を防止するため、その所有者等は必要な対策を講ずるものとする。

- (1) 文化財等の耐震措置の実施
- (2) 安全な公開方法、避難方法の設定
- (3) 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時および地震発生時における連絡体制の事前整備
- (4) 地震発生後の文化財等の被害状況調査及び関係機関への通報体制の整備
- (5) 文化財等の救出、復旧のための総合支援体制の整備
- (6) 地震発生後の火災発生防止のための防災設備の整備

## (5) 持続可能な開発目標 (SDGs) の取組との関係

持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals) とは、平成 27(2015)年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、令和 12(2030)年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標で、17 のゴール、169 のターゲットから構成されています。

このうち、文化財を守り、次の世代に伝えていくことは、SDGs の 17 のゴールのうちの一つである「住み続けられるまちづくりを」(持続可能な都市)のうち、ターゲット 4 の「世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する」とも関連しており、令和 2 (2020)年 7 月に SDGs 未来都市として選定され、SDGs の理念に沿った取組を推進している本市における重要な視点の一つであるといえます。

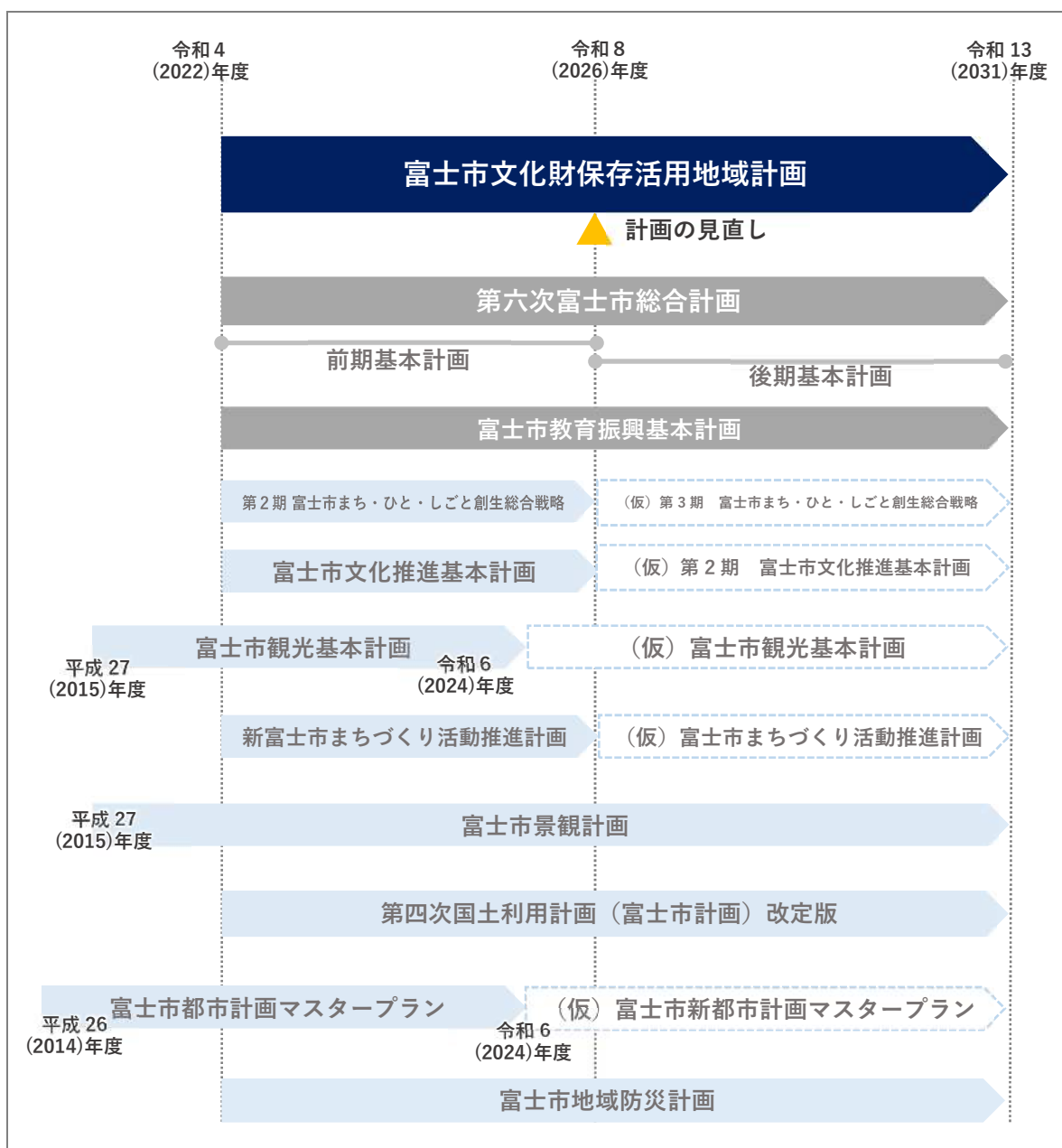


## (6) 本計画の計画期間

本計画の計画期間は、上位計画である第六次富士市総合計画の計画期間とあわせて、令和 4 (2022)年度～令和 13(2031)年度の 10 か年とします。



[上位計画・関連計画との関係性]



## (7) 本計画の進捗管理と自己評価の方法

本計画に示した各種取組については、計画の中間点であり、上位計画である第六次富士市総合計画の前期基本計画の終了年度でもある令和8(2026)年度に、多様な関係者から組織される協議会や、富士市文化財保護審議会といった、第三者の視点も入れながら、実施事業の検証・点検をおこなったうえで、事業計画の改訂をおこなうものとします。事業計画の改訂が軽微な変更となる場合は、静岡県を通じて文化庁へ情報提供をおこなうとともに、それ以外の場合は変更の認定を文化庁へ申請することとします。

また、本計画に示した各種取組のうち、重要業績評価指標(KPI)が設定できるものについては、毎年度当初に指標を設定し、翌年度当初に自己評価を実施して進行管理をおこないます。また、他の部署が主体となっておこなう事業については、各年度に報告される統計書や事務事業評価の結果を集約し、状況を把握します。

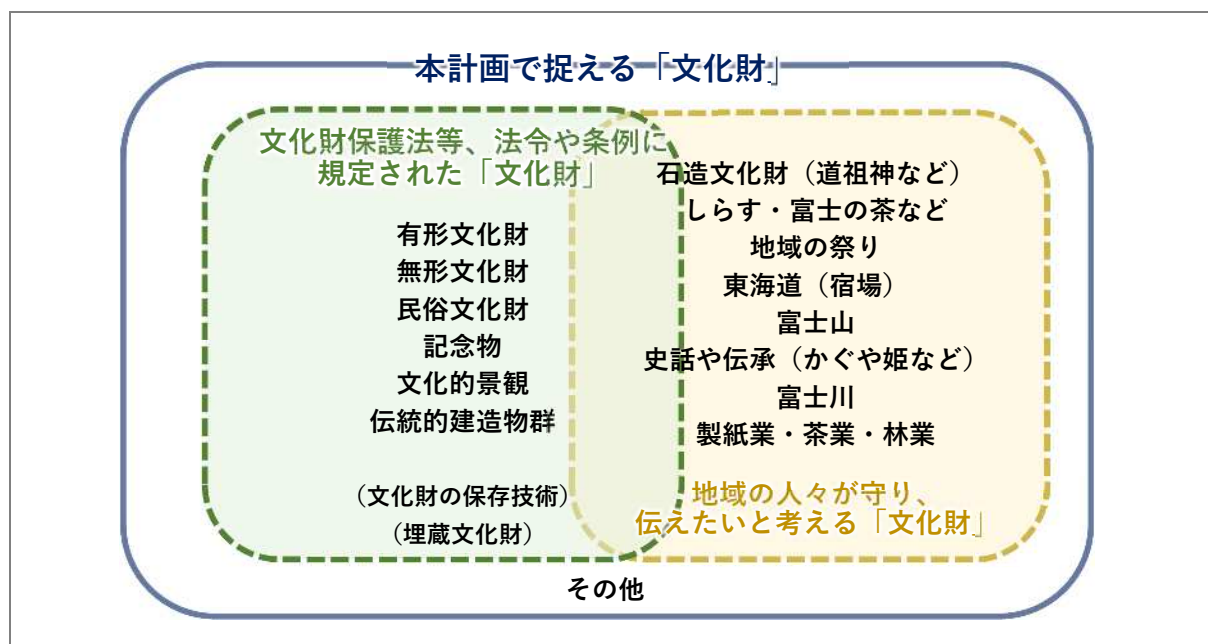
また、社会経済情勢の大きな変化や、調査等により、優先的に保存・活用すべき重要な文化財が発見された場合には、計画期間の途中であっても適宜計画内容の改訂をおこなうこととします。その見直しの程度に応じて、県を通じて文化庁へと情報提供、あるいは文化庁へ変更の認定申請をおこないます。

## (8) 本計画における文化財の定義

文化財保護法では、「文化財」とは、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の六つの類型と、文化財保護法で保存の対象としている、文化財の保存技術、埋蔵文化財からなり、我が国の歴史、文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであるとされています。これらの文化財の中で、重要なものなどは、文化財保護法に基づく国の指定、登録などによって保護されています。それに加えて、静岡県内に所在する文化財のうち、県にとって重要なものは、静岡県文化財保護条例に基づいて県の文化財に指定等され、本市に所在する文化財のうち、本市にとって重要なものは、富士市文化財保護条例に基づいて本市の文化財に指定等され、保護が図られています(狭義の「文化財」)。

本計画では、こうした法律や条例に基づき指定等された文化財などに加え、法律や条例によって指定等されていない文化財はもちろん、上記の類型にはあてはまらないものの、本市の歴史や文化を知り、受け継いでいくうえで欠かすことができないものであると考えられるもの、また、地域の人々がこれまで大切に受け継ぎ、これからも守っていきたいと考えるものや、歴史・文化資源といった形で本市の関連計画等で取り上げられているような、文化財に関連する要素も含めて「文化財」として捉え、適切に保存・活用するための計画とします(広義の「文化財」)。

## [本計画で捉える「文化財」]



なお、本計画で捉える文化財（広義の文化財）の中には、文化財保護法等の法令や条例に規定された文化財（狭義の文化財）の範疇に含まれるものもありますが、必ずしもすべてがその範疇に含まれているわけではありません。また、本計画で捉える文化財を構成する要素が複数の文化財の類型にまたがり、各要素が群として結びつくことで歴史的・文化的な資源としての価値を持つことがあるため、各要素を総体として捉える視点も必要です。

## （9）本計画作成の体制・経緯

### ①実施体制

本計画の作成にあたり、富士市文化財保護条例に基づく附属機関である「富士市文化財保護審議会」から計画案に対する意見聴取をおこないました。また、富士市市民部文化振興が事務局となり、文化財保護法第183条9に基づく協議会として、次の「富士市文化財保存活用地域計画策定協議会」を組織し、計画案の検討をおこないました。また、文化財の保存・活用に関連する施策や事業について、関連各課との調整・内容の検討のため、富士市文化財保存活用地域計画策定協議会には、関係各課の職員がオブザーバーとして参加しました。

[富士市文化財保護審議会]

※役職は令和3(2021)年4月時点のもの

No.	氏名	職名	選出基準
1	あきやま のりゆき 秋山 憲行	樹木医、日本樹木医会会員	学識経験者（植物）
2	いげや はつえ 池谷 初恵	伊豆の国市文化財調査員	学識経験者（考古）
3	おおたか やすまさ 大高 康正	静岡県富士山世界遺産センター教授	学識経験者（中世）
4	かわち えりこ 河内 えり子	公益財団法人佐野美術館学芸員	学識経験者（美術）
5	きくち くにおこ 菊池 邦彦	東京都立産業技術高等専門学校名誉教授	学識経験者（近世）
6	たじま せい 田島 整	公益財団法人上原美術館主任学芸員	学識経験者（仏教美術）
7	たてべ やすのぶ 建部 恭宣	元静岡県文化財保護審議会会長	学識経験者（建築）
8	ながはま まりこ 永濱 真理子	元日本大学三島高等学校教諭	学識経験者（考古・郷土）
9	まつだ かよこ 松田 香代子	愛知大学非常勤講師	学識経験者（民俗）
10	やまもと げんじゅ 山本 玄珠	東海大学客員研究員	学識経験者（地質）

[富士市文化財保存活用地域計画策定協議会]

※役職は令和3(2021)年4月時点のもの

No.	氏名	職名	摘要
1	たけうち せいしょう 武内 正章	瑞林寺住職	法183条の9第2項 第4号（文化財所有者）
2	たきざわ まこと 滝沢 誠	筑波大学大学院 人文社会系 准教授	法183条の9第2項 第4号（学識経験者）
3	よねやま ひろこ 米山 博子	富士商工会議所 総務部 総務課 係長	法183条の9第2項 第4号（商工関係団体）
4	きくち ゆみ 菊池 由美	富士山観光交流ビューロー 事務局長	法183条の9第2項 第4号（観光関係団体）
5	おぎの かつお 荻野 克雄	富士市町内会連合会会長	法183条の9第2項 第4号（その他市町村が必要と認める者）
6	かとう あきお 加藤 昭夫	駿河郷土史研究会会長	法183条の9第2項 第4号（その他市町村が必要と認める者）
7	わたなべ まり 渡邊 麻里	公募市民	法183条の9第2項 第4号（その他市町村が必要と認める者）
8	さくま めぐみ 佐久間 恵	公募市民	法183条の9第2項 第4号（その他市町村が必要と認める者）
9	きくち よしのぶ 菊池 吉修	静岡県スポーツ・文化観光部文化財課 文化財地域支援班 班長	法183条の9第2項 第2号（都道府県）
10	くぼた のぶひこ 久保田 伸彦	市民部 文化振興課 課長	法183条の9第2項 第1号（市町村）

## 事務局

※役職は令和3(2021)年4月時点のもの

1	うえまつ 植松 良夫	市民部 文化振興課 文化財担当統括主幹
2	いしかわ 石川 武男	市民部 文化振興課 文化財担当参事補
3	いのうえ 井上 卓哉	市民部 文化振興課 文化財担当主幹
4	さとう 佐藤 祐樹	市民部 文化振興課 文化財担当主査

## オブザーバー

1	かさい 笠井 洋一郎	市民部 まちづくり課 課長
2	よねやま 米山 充	産業経済部 産業政策課 課長（～令和3(2021)年3月31日）
	おか 岡 利徳	産業経済部 産業政策課 課長（令和3(2021)年4月1日～）
3	すずき 鈴木 裕子	産業経済部 富士山・観光課 課長
4	みのぎ 箕木 真一	都市整備部 都市計画課 課長（～令和3(2021)年3月31日）
	のげ 野毛 史隆	都市整備部 都市計画課 課長（令和3(2021)年4月1日～）
5	さいとう 齊藤 隆裕	教育委員会 学校教育課 課長
6	おしみ 押見 賢二	教育委員会 社会教育課 課長（～令和3(2021)年3月31日）
6	よしだ 吉田 和洋	教育委員会 社会教育課 課長（令和3(2021)年4月1日）

## ②作成の経緯

本計画作成までに、文化財に関する各種調査成果の確認・整理等を通じて本市に存在する文化財に関する基礎的な情報を文化財リストとして集積するとともに、文化財に関するアンケート調査や聞き取り調査、ワークショップ等を実施し、市民意識の把握に努めました。それらの情報を踏まえて、協議会で計画案を検討し、文化財保護審議会における報告や意見聴取、市民へのパブリックコメントを実施するとともに、文化庁からの指導を受けて成案となりました。

## [本計画作成の経過]

令和2(2020)年 7月

## 県との協議

- ・課題・方針・措置の一覧表について

9月

## 文化庁との協議（京都）

- ・作成スケジュールについて
- ・協議会について
- ・課題・方針・措置の案について
- ・関連文化財群を中心とした取組案について

## 第1回協議会

- ・これまでの経緯および協議会開催要項について
- ・文化財保護法の改正と地域計画の概念について
- ・今後のスケジュールについて
- ・富士市の歴史文化の特徴について（意見交換）

---

### 10～12月 市内 26 地区に対するアンケート・ヒアリング

- ・市内 26 地区のまちづくり協議会に対して本市の歴史文化に関するアンケート調査を実施（回答 33 件）
- ・アンケート回収後に回答内容に対するヒアリング調査を実施（10 件）

---

### 10月 富士市文化財保護審議会

- ・富士市文化財保存活用地域計画の作成について（意見聴取）

令和 3 (2021)年

---

### 1月 第2回協議会（リモート併用）

- ・講演：先進事例の紹介
- ・地域計画作成にむけてのアドバイス（千葉大学大学院園芸学研究所 池邊このみ）※文化財保存活用地域計画作成に係る専門家派遣事業（文化庁）
- ・本市におけるこれまでの文化財関連調査について
- ・本市の歴史文化に対するアンケート・ヒアリング調査について

---

### 3月 第3回協議会（リモート併用）

- ・富士市文化財保存活用地域計画構成案について、地域計画の位置づけと文化財の定義について
- ・文化財の保存と活用に関する基本的な方向性について

---

### 4月 文化庁との協議（リモート）

- ・令和 2 (2020)年度の取組内容について
- ・文化財リスト・文化財マップについて
- ・富士市文化財保存活用地域計画の内容について
- ・文化財の保存と活用に関する課題・方針・措置の案について

---

### 5～6月 ワークショップ

- 「富士市の歴史文化をいかそう！まもろう！ワークショップ」（参加者 28 名）
- 第 1 回：富士市の文化財の現状を把握し、文化財とのかかわり方を考える
  - 第 2 回：富士市の歴史・文化を示すストーリーを考える
  - 第 3 回：具体的なアクションプランについて検討する

---

### 6月 富士市文化財保護審議会

富士市文化財保存活用地域計画の作成進捗状況について（意見聴取）

---

### 6～7月 世論調査

調査テーマ：文化財に対するイメージ、興味を持っている文化財や歴史文化、文化財や歴史文化の保存・活用の方向性  
調査対象：本市在住の満 18 歳以上 80 歳未満の市民 3000 人  
回収数：1707 人（56.9%）

---

### 市政モニターアンケート

調査テーマ：本市の文化財について  
調査対象：市政モニター 100 名  
回収数：99 人

---

### 7月 アンケート

調査テーマ：本市の文化財について  
調査対象：市民歴史講座参加者 63 名

---

### 8月 第4回協議会

- ・文化庁との協議結果について
- ・文化財の保存・活用にかかるワークショップ等について
- ・文化財の保存・活用にかかる取組案について

	<b>9月</b>	<b>文化庁との協議（リモート）</b>	・富士市文化財保存活用地域計画素案について
		<b>第5回協議会（リモート併用）</b>	・文化庁との協議結果について ・富士市文化財保存活用地域計画素案について
	<b>11月</b>	<b>文化庁との協議（富士市）</b>	・富士市文化財保存活用地域計画にともなう現地指導
<b>令和4(2022)年</b>	<b>1月</b>	<b>パブリックコメント</b>	実施期間：令和4(2023)年1月4日～2月4日 意見数： 件
	<b>2月</b>	<b>文化庁との協議（京都）</b>	
		<b>第6回協議会</b>	
	<b>3月</b>	<b>富士市文化財保護審議会</b>	<b>教育委員会会議</b>



# 第1章 富士市の概要

## 1. 自然的・地理的環境

### (1) 位置

静岡県は、日本列島の太平洋側の中央域、東京と京都を結ぶ東海道の中間にあたります。静岡県の東部、富士山の南麓に位置する本市は、浜松市・静岡市に次ぐ県内第3位の人口規模です。

北に日本一高い富士山を仰ぎ、南に日本一深い駿河湾を望み、西に急流として知られる富士川が流れ、東に貴重な植物が分布する浮島ヶ原が広がっています。本市の市域は東西23.2km、南北27.1kmにおよび、その面積は244.95km<sup>2</sup>となっています。駿河湾に面した全長10kmの海岸線から、富士山の山頂直下に位置する市域の北端までの標高差は約3,680mにおよび、海岸線から富士山までを市域に含む唯一の都市です。

また、本市は、東海道新幹線新富士駅や、東名高速道路や新東名高速道路の各インターチェンジを有し、東京までの所要時間は新幹線で約70分、高速道路で約90分であり、首都圏等にも容易にアクセスできる交通の利便性に優れた広域交通の要衝となっています。

#### [富士市の位置]



出典：富士市の都市計画2017  
国土地理院地図を基に作成

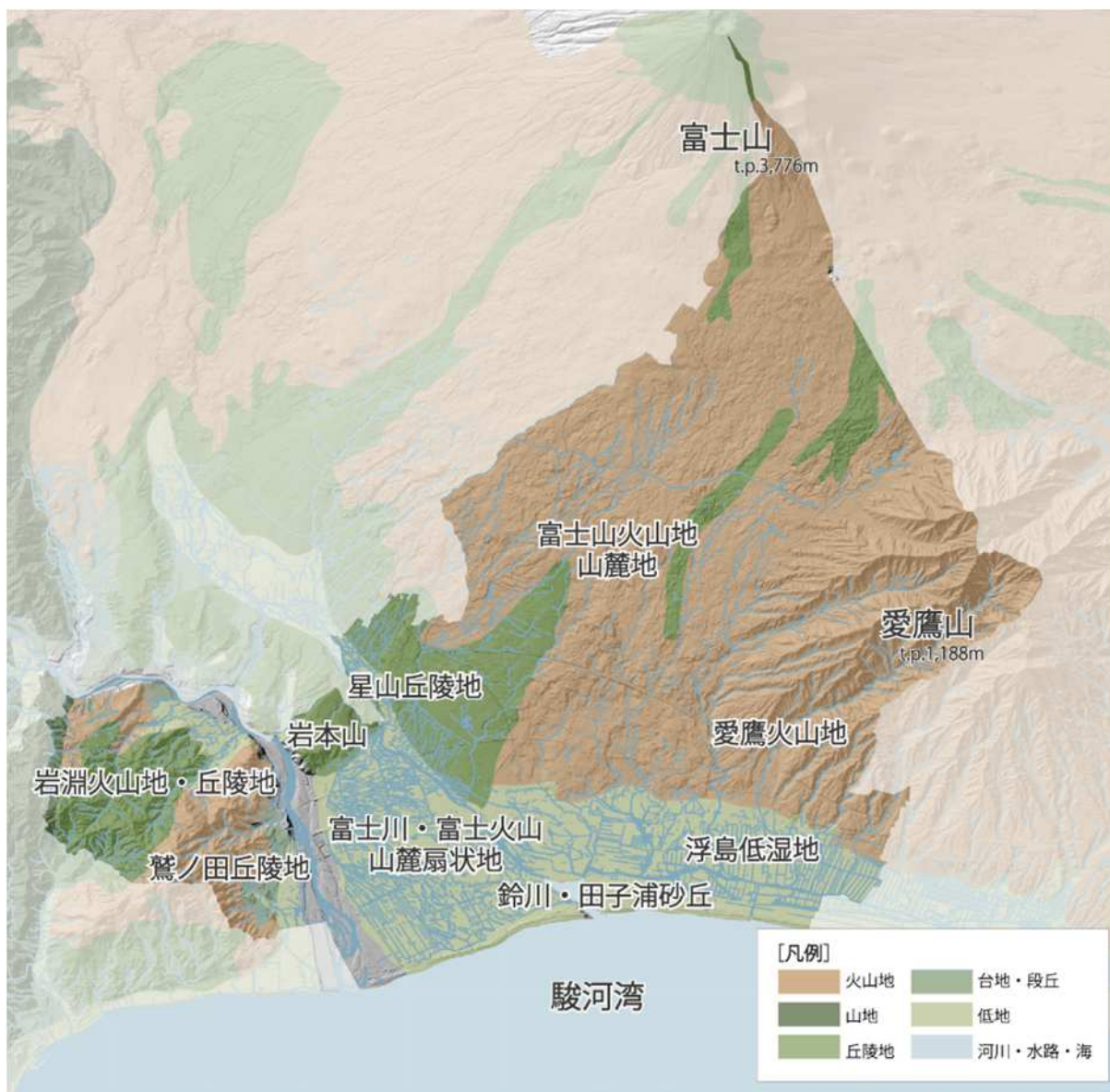


## (2) 地理的環境

### ① 地形

本市の東部および北部は、富士山火山地および山麓地、愛鷹火山地と呼ばれる、富士山および愛鷹山の火山により形成された斜面地帯であり、南に緩やかに傾斜しています。一方、西部、中部、南部は、富士火山山麓扇状地、富士川扇状地、浮島ヶ原低地が広がるとともに、沿岸部では東西に細長く駿河湾を縁取る田子浦砂丘が形成されています。また、富士川の西岸では、松野盆地、富士川扇状地といった、一部の平坦地および河岸段丘の段丘面を除いては、ほとんどが急峻な山地となっています。

### [富士市の地形]



出典：国土交通省 50 万分の 1 土地分類基本調査（GIS データ）を基に作成

## ②地質

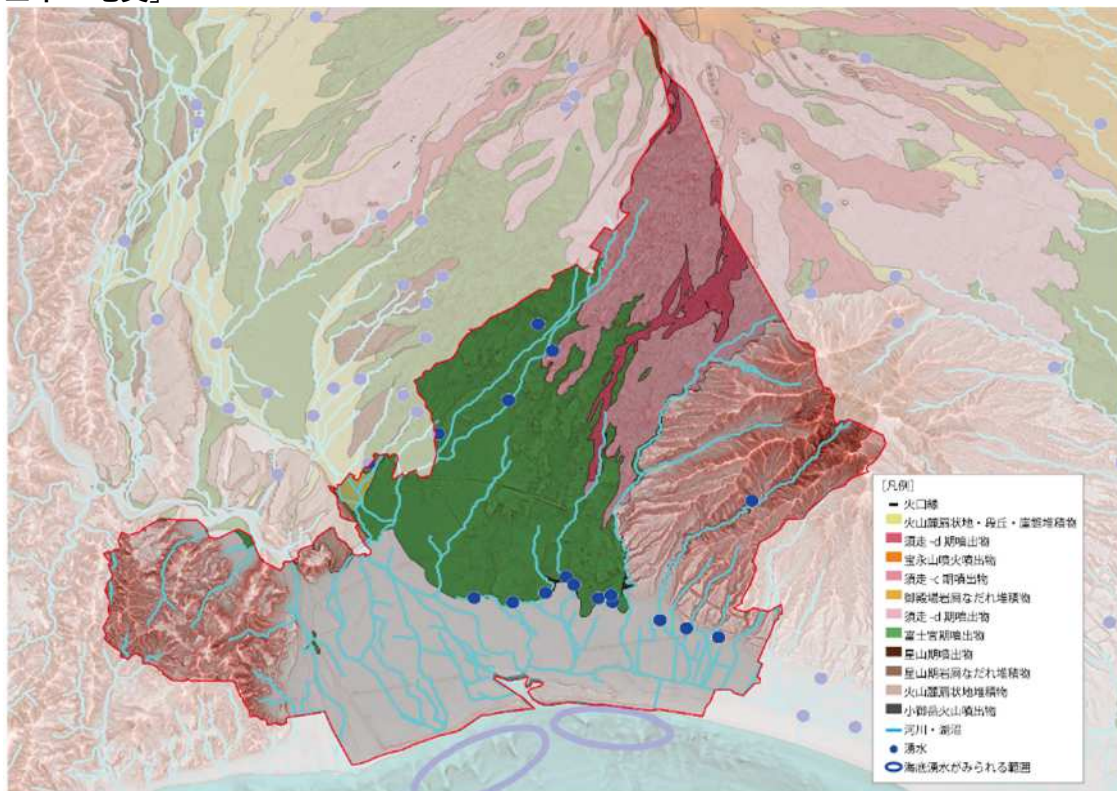
日本列島は、本州の中部を横断する大きな溝、いわゆるフォッサマグナにより、地質学的に西南日本と東北日本に分けられています。本市は、このフォッサマグナ西側の境界断層である糸魚川—静岡構造線いとがわ しずおかこうぞうせんの南東端に位置します。

このフォッサマグナ内、南北に並ぶ火山列の一つに富士山があります。富士山は、北米プレートとユーラシアプレート、そしてフィリピン海プレートが交差する場所に位置しており、数10万年前から約10万年前にかけて形成された先小御岳火山せんこみたけかざん、小御岳火山こみたけかざんを土台として約10万年前に活動を開始した活火山です。その活動ステージは、噴火様式や噴火位置等の特徴に基づき、古い順に星山期ほしやまき（約10万年前～約17,000年前）、富士宮期ふじのみやまき（約17,000年前～約8,000年前）、須走期すばしりきに区分されています。

本市の北部の大部分には富士宮期の火山噴出物や溶岩流が分布しています。それに加えて、東部では、中期から後期更新世に活動した愛鷹火山の噴出物、富士川の西岸では、前期から中期更新世に活動した岩淵火山いわぶちかざんの噴出物が主に分布しています。それ以外の、本市南部および駿河湾に面した地域、いわゆる低地帯については、富士川扇状地や富士火山山麓扇状地、浮島ヶ原低地の堆積物からなる沖積層が分布しています。

こうした地質分布からもわかるように、本市の北部および東部の山麓地は火山に関連する災害、本市の低地帯は水に関連する災害（洪水・高潮等）がたびたび発生してきた地域といえます。

### [富士市の地質]



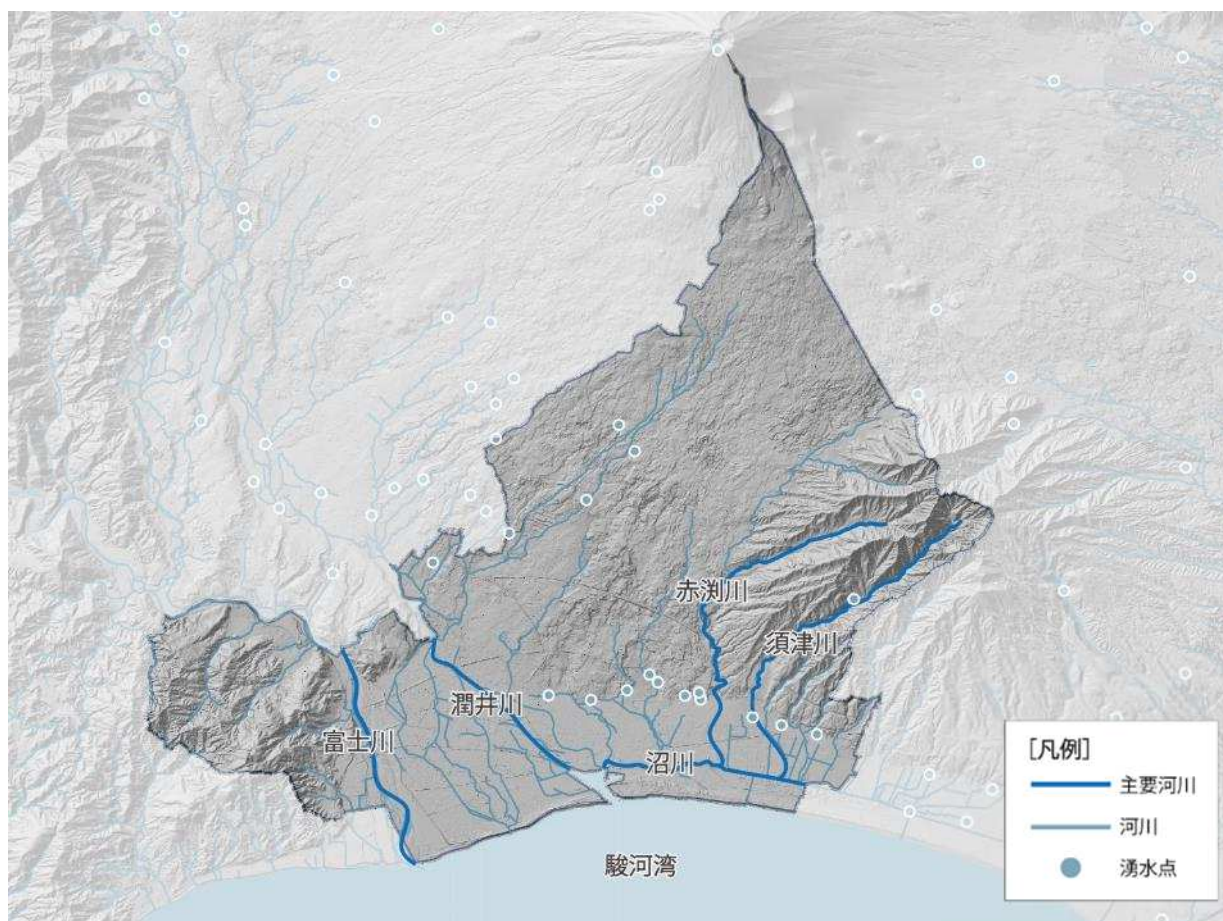
出典：静岡県富士山世界遺産センター提供資料「富士山の地形・地質と湧水の分布」

### ③水系

本市の地質は大きく分けると、富士山や愛鷹火山に由来する地質と、低地帯の地質の二つに分けることができますが、両者の境界では、富士山や愛鷹山の伏流水を水源とする湧水が数多く存在し、本市の主要産業である製紙業を支える機能を有するとともに、地域を特徴づける要因の一つとなっています。

こうした豊富な湧水に加え、市域の西部には長野、山梨に源流をもつ富士川が北から南へ流下し、富士山の<sup>おおさわくずれ</sup>大沢崩を源とする潤井川<sup>うるいがわ</sup>とともに駿河湾に注いでいます。また、本市東部の主要河川としては、愛鷹山に源流をもつ須津川<sup>すどがわ</sup>や赤渕川<sup>あかぶちがわ</sup>、浮島ヶ原<sup>うきしまがはら</sup>を西流する沼川<sup>ぬまがわ</sup>などが挙げられます。さらに、特に低地帯では、こうした主要河川から用水路を介して、農業用水や工業用水が取水・配水されており、地域の農業や工業を支えています。

#### [主な河川と湧水点の分布]



出典：国土地理院起伏陰影図、国土数値情報、湧水点データ（富士市提供）より作成

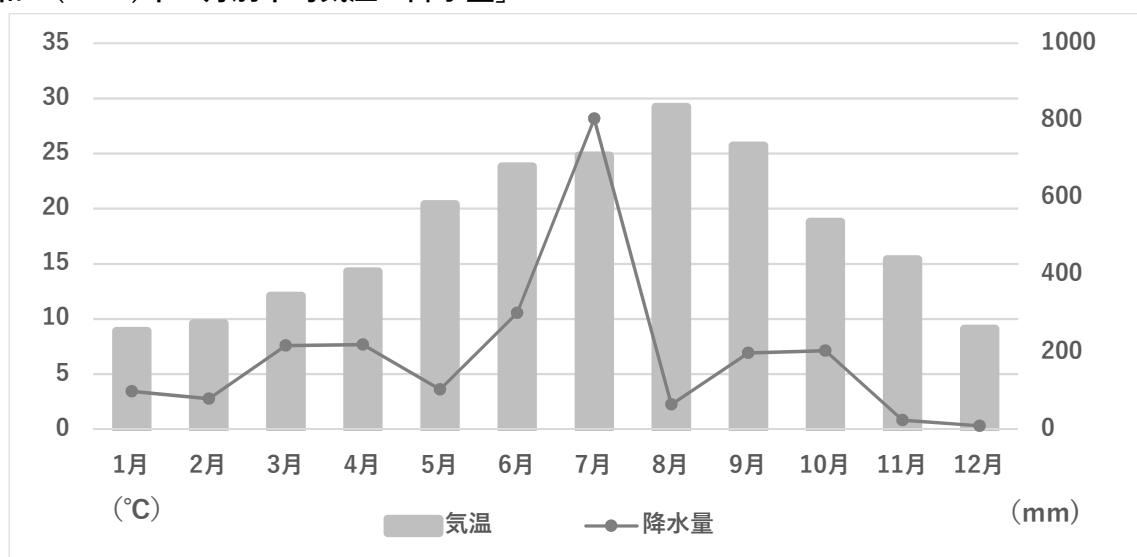
### (3) 気候

本市の大半は、南面する太平洋の影響を受けて温暖湿潤な海洋性気候となっています。夏は雨が多く、山麓では、時に濃霧が発生します。冬には晴天が続き、平野部での降雪はほとんど見られませんが、標高の高い山間の一部は高山特有の気候を示すため、しばしば積雪が見られます。風は全般的に弱く、移動性高気圧に覆われたときは、概ね9時頃と18時頃を境に海陸風かいりくふうが発生します。

平成28(2016)年から令和2(2020)年の5年間ににおける平均気温は17.4℃であり、1月が最も低く、8月が最も高くなっています。5年間の降水量の平均は1,972mm(全国平均は約1,700mm)であり、梅雨の6月・7月と秋雨および台風シーズンである8月・9月の降水量が多くなっている一方で、12月から2月の冬季は少なくなっています。

また、本市の市域は標高0mから3,680m(標高の最も高い居住地は750m)まで及んでいることから、居住地の標高差により、年間平均気温については最大4℃から5℃、年間降水量については、最大約600mmの違いが見られます。こうした気候の変化と、先に述べた地理的環境の特徴に応じて、本市の多様な植生が生み出されています。

[令和2(2020)年の月別平均気温・降水量]



出典：富士市統計書(令和2年度版)より作成

## (4) 植生

本市は、温暖湿潤な海洋性気候の中であって、駿河湾の海際より、富士山の山頂直下（標高3,680m）までを市域とします。また、標高差に伴う気候の垂直的变化が大きいことにくわえ、市域がフォッサマグナの境界に位置していることから、本市は植物相の多様性に富んだ地域といえ、2,656種の植物が確認されています（このうち、日本固有種は620種）。

これらの植物の特徴を生育環境ごとに見てみると、海岸は、コウボウムギやハマヒルガオなどの<sup>かいひんぐんらく</sup>海浜群落<sup>かいひんぐんらく</sup>が確認できるとともに、クロマツからなる海岸林は、人の手によって長い期間維持・管理され、海岸部を象徴する景観が形成されています。

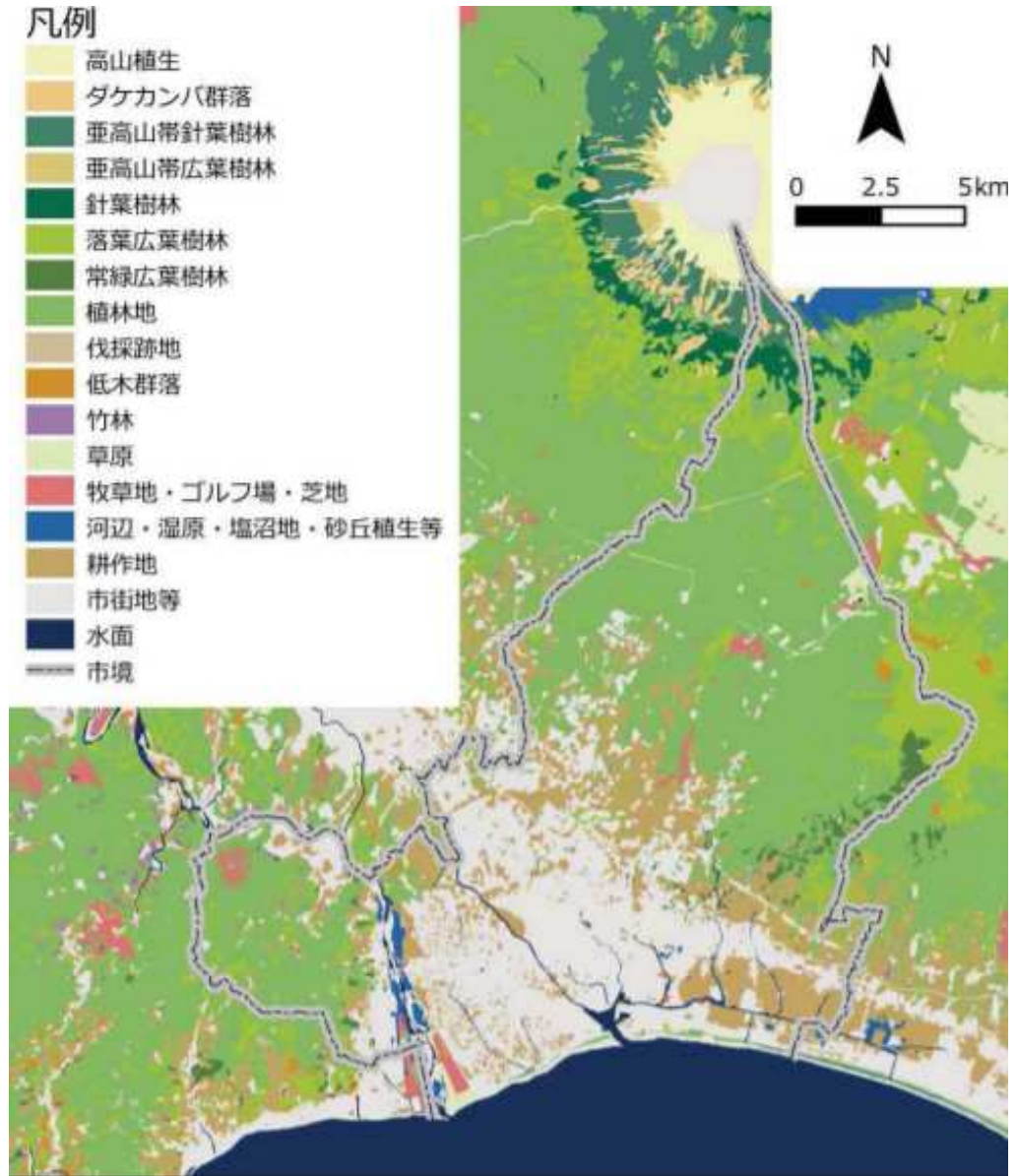
浮島ヶ原の湿地は、海拔0m地帯が広がっており、現在も残る湿地帯には、ヨシ群落や、過去に頻繁に洪水が発生していたことを裏付けるノウルシ群落などの水生植物の群落が成立しており、その一部が貴重な植物として浮島ヶ原自然公園において保護されています。

平地部は、その大部分が市街地や耕作地となっていますが、市街地化の進行によって多くの緑地が失われ、公園や社寺林などに、シイ類やカシ類などの常緑広葉樹林が残されている程度ですが、それらの一部は天然記念物や保存樹木として大切に守られています。

一方で、平地部を流れる急流河川の富士川、低地を流れる潤井川や沼川、溪流河川の須津川などの河川は、水辺を生息・生育とする生物にとって重要な環境となっています。山地部のうち、標高が低い山麓部である愛鷹山西麓には、比較的<sup>あまてい</sup>自然植生に近い常緑広葉樹林が残されている一方、富士山南西麓にはスギやヒノキなどの常緑針葉樹の植林が広く分布しています。また、富士川の西に位置する<sup>かなまるやま</sup>金丸山から<sup>あまてい</sup>雨乞山にかけては、植林、常緑広葉樹林の自然植生、落葉広葉樹の二次植生、果樹園などの耕作地といった様々な植生がモザイク状に分布し、人の手によって里山として利用されてきた状況を知ることができます。

山間部のうち、比較的標高が高い愛鷹山山頂付近や、富士山中腹では、落葉針葉樹のカラマツの植林が広がっていますが、ブナ・ミズナラなどを中心とした自然植生の落葉広葉樹の天然林も比較的まとまって残されています。富士山ではさらに高くなると、亜高山帯植生であるカラマツやシラビソなどの針葉樹の自然植生に推移し、標高が高くなるにつれて樹高が低くなり、標高2,500m付近の森林限界付近では、風と積雪の影響により、カラマツが地面を<sup>は</sup>這うように生育する姿が見られます。森林限界を越えると植物はほとんど見られなくなり、オンタデなどの高山植物が点在する高山帯の自然植生へと変化します。

[植生図]



出典：富士市緑の基本計画（第二次）

[本市の地形と植生分布]



富士市緑の基本計画（第二次）

## 2. 社会的状況

### (1) 市域の変遷

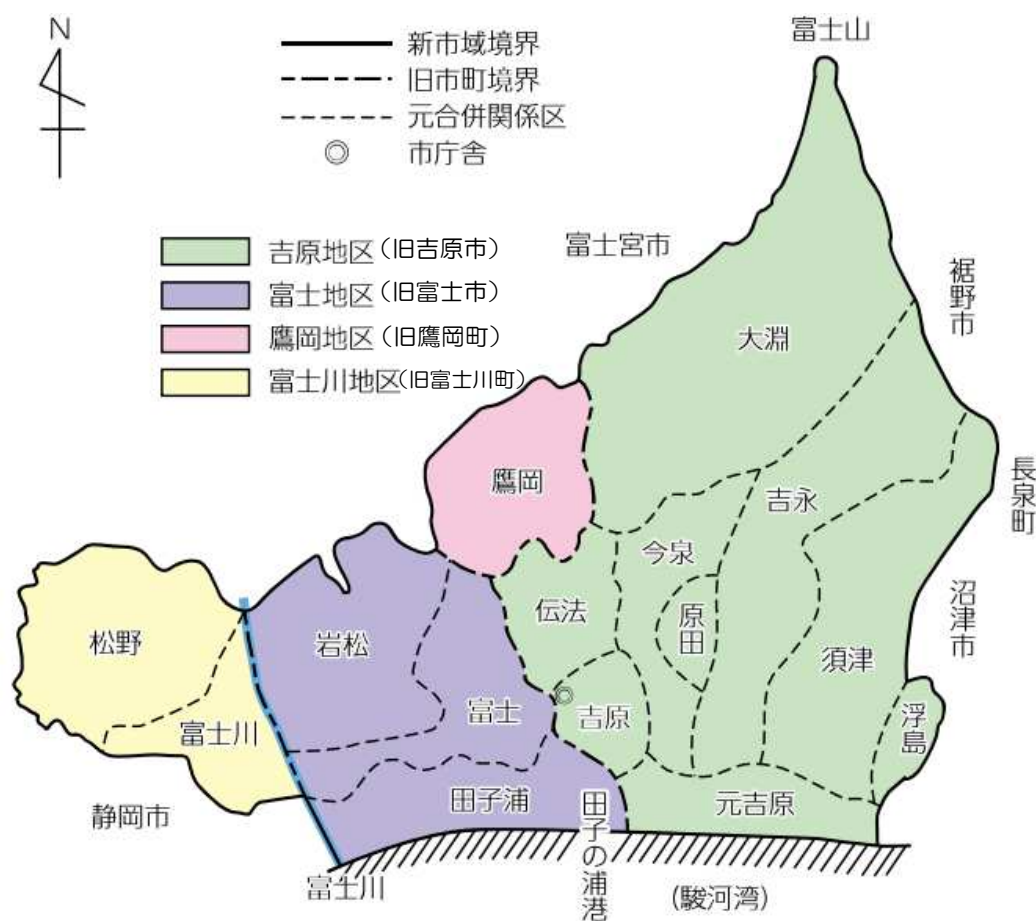
明治22(1889)年3月1日の町村制の施行により、富士郡吉原町ほか12村、庵原郡富士川村・松野村が誕生しました。当時の人口は約44,000人、世帯数は約7,700世帯でした。

その後、明治34(1901)年に富士川町、昭和4(1929)年に富士町、昭和8(1933)年に鷹岡町がそれぞれ町制施行により誕生しました。

吉原町は昭和15(1940)年から17(1942)年にかけて周辺の村と合併し、昭和23(1948)年には市政を施行し、吉原市となりました。また、富士町は昭和29(1954)年に周辺の村と合併し、富士市となりました。吉原市では、昭和30～31(1955～1956)年にかけて、さらに周辺の村と合併しています。昭和32(1957)年に富士川町と松野村の合併による新しい富士川町が誕生し、また、昭和41(1966)年には富士市、吉原市、鷹岡町の合併により新しい富士市が誕生しました。

平成20(2008)年11月1日に、富士市と富士川町が合併し現在の富士市（下図の新市域境界で示された範囲）が誕生しました。

#### [市域の変遷図]



出典：富士市の都市計画 2017

[市域のうつりかわり]

年月日	合併町村名等	人口 (人)	世帯数 (世帯)	面積 (km <sup>2</sup> )
明治 22(1889)年 3月 1日	富士郡 吉原町 誕生	2,923	534	0.18
〃	富士郡 島田村 誕生	1,063	184	2.42
〃	富士郡 伝法村 誕生	2,622	740	6.43
〃	富士郡 今泉村 誕生	4,223	660	12.12
〃	富士郡 元吉原村 誕生	2,822	469	5.62
〃	富士郡 須津村 誕生	3,232	496	26.68
〃	富士郡 吉永村 誕生	3,290	540	37.55
〃	富士郡 原田村 誕生	1,612	271	4.45
〃	富士郡 大淵村 誕生	2,132	400	74.70
〃	富士郡 加島村 誕生	5,154	870	9.70
〃	富士郡 田子浦村 誕生	5,251	874	12.20
〃	富士郡 岩松村 誕生	3,591	611	8.65
〃	富士郡 鷹岡村 誕生	-	-	10.23
昭和 4(1929)年 8月 1日	富士郡 富士町 誕生 (加島村)	10,155	1,803	9.70
昭和 8(1933)年 1月 1日	富士郡 鷹岡町 誕生 (鷹岡村)	8,472	1,412	10.23
昭和 15(1940)年 4月 1日	吉原町が島田村と合併	-	-	2.60
昭和 16(1941)年 4月 3日	吉原町が伝法村と合併	-	-	9.03
昭和 17(1942)年 6月 14日	吉原町が今泉村と合併	-	-	21.15
昭和 23(1948)年 4月 1日	静岡県 吉原市 誕生 (吉原町)	31,153	5,834	21.15
昭和 29(1954)年 3月 31日	静岡県 富士市 誕生 (富士町、田子浦村、岩松村が合併)	40,943	7,334	30.55
昭和 30(1955)年 2月 11日	吉原市が元吉原村、須津村、吉永村、原田村と合併	-	-	95.45
昭和 30(1955)年 4月 1日	吉原市が大淵村と合併	-	-	170.15
昭和 31(1956)年 4月 1日	吉原市が原町の大字船津、西船津、境と合併	-	-	174.56
昭和 41(1966)年 11月 1日	静岡県 富士市 誕生 (吉原市、富士市、鷹岡町、2市1町が合併)	164,932	37,776	215.34
昭和 63(1988)年 10月 1日	国土地理院の測量により 1.25k m <sup>2</sup> 減	-	-	214.09
平成 14(2002)年 10月 1日	田子の浦港内公有水面埋め立てにより 0.01 km <sup>2</sup> 増	-	-	214.10
平成 20(2008)年 11月 1日	庵原郡富士川町と合併	261,504	95,796	245.02
平成 26(2014)年 10月 1日	国土地理院の測量により 0.07k m <sup>2</sup> 減	-	-	244.95

出典：富士市総務課 資料



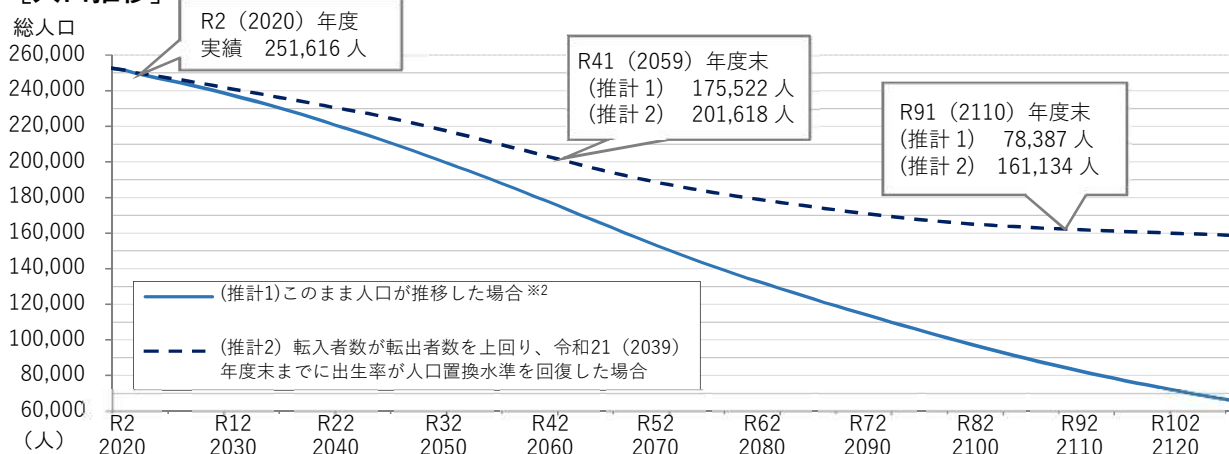
## (2) 人口

本市の人口は、第1回の国勢調査が行われた大正9(1920)年には、62,947人でしたが、その後の市町村合併や高度経済成長に伴って増加し、昭和55(1980)年には20万人を越え、令和2年度実績で、251,616人となっています。静岡県内では、浜松市、静岡市に次ぐ3番目の人口規模ですが、平成22(2010)年をピークに減少傾向に転じており、このまま人口が推移した場合、令和32(2050)年頃に20万人を割り、さらに減少することが予測されていることから、その減少幅をいかに抑えていくかということが大きな課題となっています。

一方、世帯数については、昭和40(1965)年は39,097世帯でしたが、一度も減少傾向に転じることなく増加を続けており、令和2年度国勢調査の速報値で97,214世帯となっています。

年齢別人口は、年少人口や生産年齢人口が減少する一方で、高齢人口が増加する「少子高齢化」が進行しています。同様の傾向が続き、現在28%である本市の65歳以上の人口割合が、令和13(2031)年には30%を超えるものと予測されています。

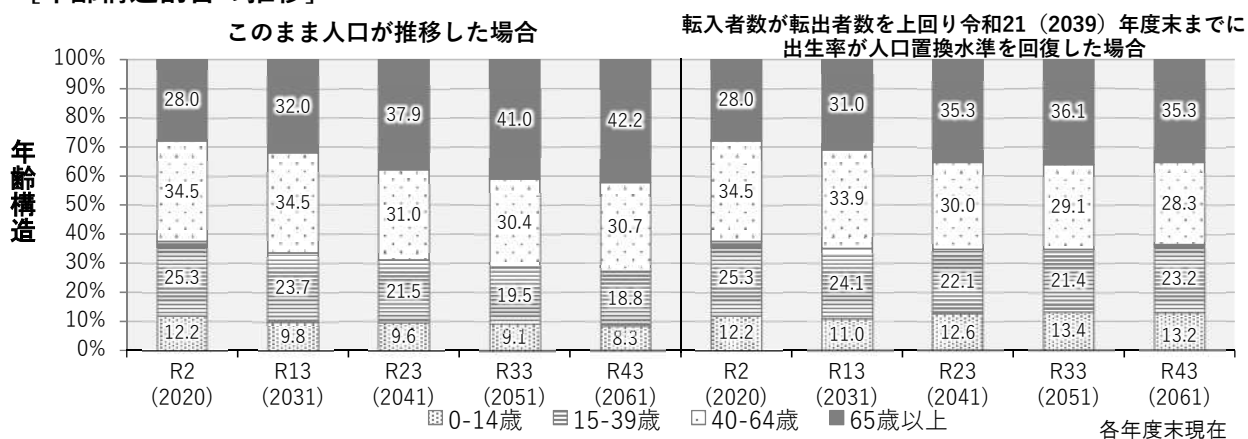
### [人口推移]



※1 人口推移の長期的見通しは、住民基本台帳人口をベースに、出生率・生存率・移動率等の仮定値を用いて推計するコーホート要因法により、富士市独自に推計したものです。

※2 (推計1)については、令和元(2019)年から過去7年間の移動率を採用し、出生率は国立社会保障・人口問題研究所の低位仮定値を補正したもので推計しています。

### [年齢構造割合の推移]

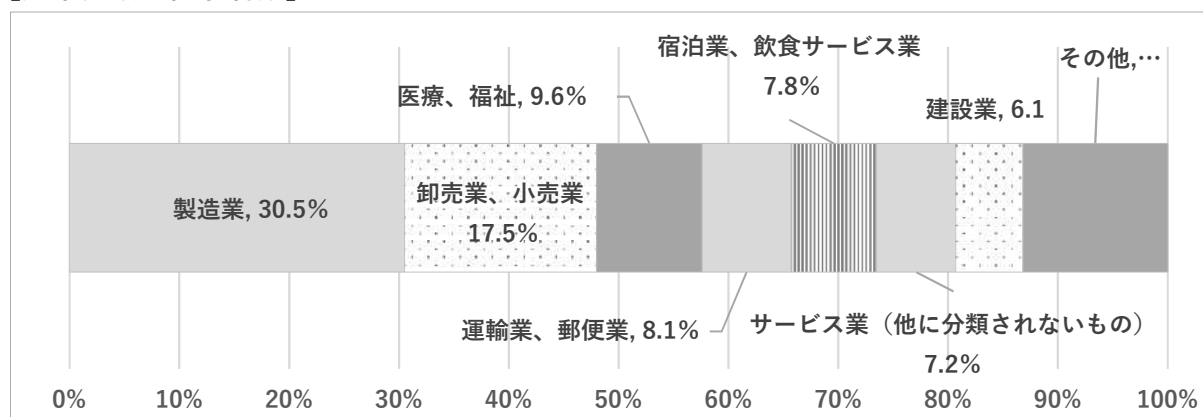


出展：第2期富士市まち・ひと・しごと創生総合戦略

### (3) 産業

平成 28(2016)年における本市の産業分類別従事者数は、第 1 次産業が 0.3%、第 2 次産業が 36.6%、第 3 次産業が 63.2%となっており、全体の約 6 割を第 3 次産業が占めています。また、業種別にみると、製造業が 30.5%で最も多く、次いで 17.5%の卸売業・小売業、9.6%の医療・福祉、8.1%の運輸業・郵便業が続きます。

#### [産業分類別従事者数]



出典：平成 28 年 経済センサス活動調査報告書

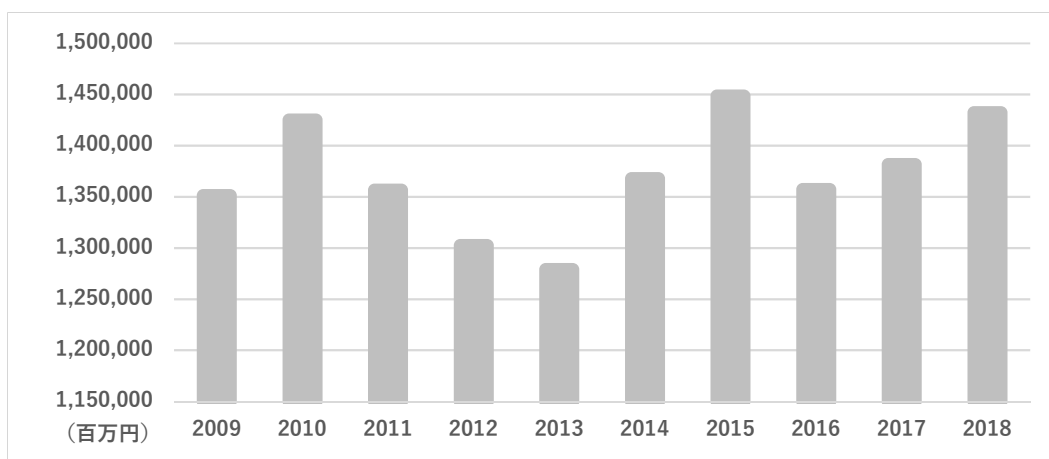
#### ①製造業と商業（卸売業・小売業）

製造業についてみてみると、平成 30(2018)年における本市の製造品出荷額は、県内では 5 位の 1 兆 4,322 億 6,160 万円にのぼります。このうち豊富な水源を利用したパルプ・紙・紙加工品製造業の出荷額は 4,734 億 7,728 万円で、製造品出荷額全体の 3 分の 1 を占めており、製紙業が本市の主要な産業の一つであることがわかります。さらに、本市のパルプ・紙・紙加工品製造業の出荷は、全国で第 2 位となっており、まさに「紙のまち」であるといえます。

また、上記の製紙業とともに、医薬品に代表される化学工業の出荷額は 2,318 億 1,393 万円で、製造品出荷額全体の約 16%を占めています。この化学工業も豊富な湧水を活用したものであり、本市では地理的環境を活かした製造業が発展しているといえます。しかしながら、経年的な変化をみると、製造品出荷額は増加傾向にあるものの、それを担う製造業の事業者数は減少傾向が続いています。

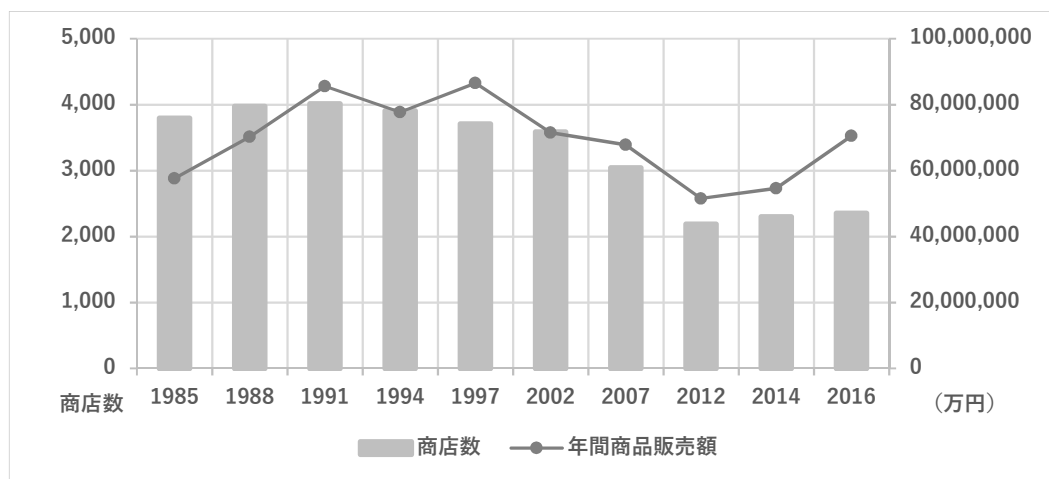
一方、卸売業・小売業についてみてみると、平成 28(2016)年における本市の商店数は 2,355 店（卸売 635 店、小売 1,720 店）、年間商品販売額は 7,054 億 8,000 万円にのぼり、平成 6(1994)年以降、平成 26(2014)年まで続いた減少傾向から転じて、増加の兆しがみられます。しかしながら、それまでの減少傾向の中では、長らく地域の商業を支えてきた小・中規模の商店の撤退があったことから、市内や周辺市町の生産地と消費地を結ぶ流通システムが大きく変化しているともいえます。

## [製造品出荷額等の推移]



出典：富士市統計書（令和2年度版）

## [商店数と年間商品販売額の推移]



出典：富士市統計書（令和2年度版）

## ②農業

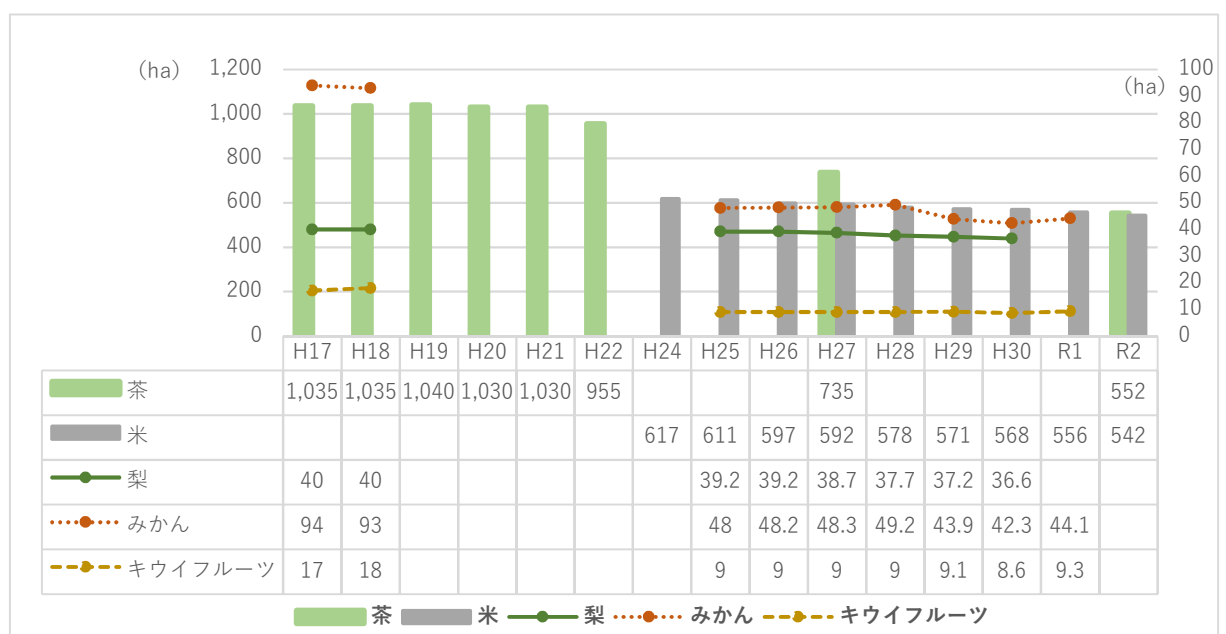
本市の農業に伴う土地利用については、一部の海岸地域を除く平坦地帯における水田利用と、富士山・愛鷹山に繋がる傾斜地、富士川地区の急傾斜地における畑地利用の二つが挙げられます。

本市の畑地利用のうち、富士山につながる傾斜地では、江戸時代から多様な作物が栽培されてきたことが確認されていますが、富士マサと称される不透水の層が分布し、作土層が浅いため、現在では、落花生などの野菜栽培などに利用され、部分的に作土層が深い地域では茶が栽培されています。これに対して、愛鷹山につながる傾斜地では、作土層が深いものの、急傾斜であることから、茶やみかんが栽培されるなど、おおむね樹園地として利用されています。同様に、富士川地区の急傾斜地では、キウイフルーツやみかんなどを中心とする樹園地となっています。このうち、茶に関しては、明治時代から積極的に栽培がおこなわれており、静岡県内においても主要な産地の一つとなっています。

一方、富士川の沖積土に属する市内西部では、江戸時代に雁<sup>かりがねつみ</sup>堤という堤防が完成したことにより、水田として利用されるようになりましたが、現在では梨の栽培をはじめ、施設園芸や洋菜類を取り入れるなど、土地の高度利用がみられます。また、東部の浮島ヶ原低地の水田は、江戸時代末から近年にかけておこなわれてきた干拓や圃場整備によって、生産性が高まっています。

しかしながら、農家人口や農家戸数においては、ともに減少傾向にあり、総人口、総世帯数に占める割合も減少していることに加え、農業センサスからは、本市の経営耕地面数が近年減少するとともに、実販売農家数も減少しています。

### [本市の主要農産物の栽培面積の推移]



出典：富士市の農業（2021年）

### ③漁業

駿河湾に面した本市では、海沿いの集落において、駿河湾の豊富な魚類を、多様な網を用いて手に入れる沿岸漁業が盛んに行われていたことが、明治期から昭和初期にかけての記録類から確認することができます。

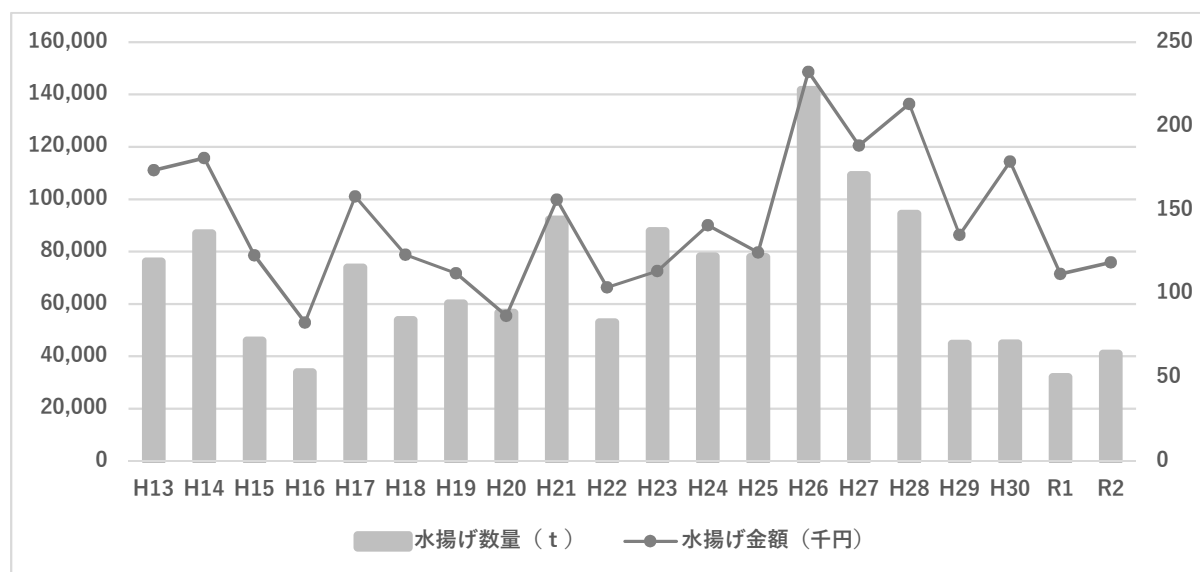
昭和 20(1945)年代に入ると、製紙業を中心とした本市の製造業の発展に伴い、港湾の整備が求められ、昭和 36(1961)年に田子の浦<sup>たごのうらこう</sup>港が完成します。この港の整備にあわせて、漁港も整えられた結果、それまで海辺に陸揚げされていたそれまでの漁船は姿を消し、大型化した漁船による沿岸漁業が中心となりました。

しかしながら、製造業の発展に伴う水質汚濁は悪化の一途をたどり、漁獲量が激減した本市の沿岸漁業は絶滅寸前に至ります。いわゆる田子の浦へドロ公害によって大きな被害を受けた漁業者を中心とする活動を受けて、昭和 47(1972)年以後の公害防止策により漁場の環境は、

徐々に改善し、現在は田子の浦漁業協同組合の組合員により、シラス舟一艘曳き<sup>いっそうび</sup>を主に、刺網、観光地引網、遊漁船漁がおこなわれています。

また、同組合では、平成 21(2009)年より漁港に併設する食堂の運営を開始し、田子の浦港のシラスの知名度向上に努めた結果、平成 29(2017)年には「田子の浦しらす」が、令和 3 (2021)年には「釜揚げしらす」が地理的表示 (GI) 保護制度に登録されています。

#### [シラスの水揚げ数量と水揚げ金額の推移]



出典：富士市の農業（2021年）

#### ④林業

本市の総面積 24,495ha のうち、総林野面積は 12,074ha におよび、市域のほぼ半分が林野となります。その林野を地形や所有形態から区分すると、おおむね富士山の山麓と愛鷹山の山麓の二つに分けることができます。

このうち、富士山の山麓は、江戸時代より入会地として<sup>まぐさば</sup> 採炭林<sup>しんたんりん</sup>の採取地として地域住民に用いられてきましたが、明治中期より紙の原料となるミツマタの栽培、明治後期からはヒノキ・スギの造林がおこなわれています。また、その所有は時代によって幕府・国・民有という形で移り変わっています。

また、愛鷹山の山麓も富士山の山麓と同様に、江戸時代より入会地として用いられてきましたが、明治中期には民有化され、特に<sup>うちやま</sup> 内山とよばれる地域において、明治 35(1902)年から、治水や林業の分野で活躍した<sup>きんばらめいぜん</sup> 金原明善をはじめとする静岡県山林協会の指導の下、模範林が造林されています。この模範林は、本市の大規模植林の発祥地とされ、以降ヒノキを中心とする近代的な造林が進められています。

その結果、現在の本市の林野（国有林を除く）のうち、約 80%が針葉樹の人工林、約 20%が広葉樹の天然林となっています。また、林野の約 60%が水源涵養の場、約 30%が木材生産の場

として用いられています。

なかでも、本市も含めて富士山の南麓で育てられたヒノキは、「富士ひのき」としてブランド化されていることに加え、認定された工場で生産され、販売される富士ひのきの木材は「フジヒノキメイド」のブランド名で流通されるようになっています。

## ⑤観光

本市には、北には富士山、南には駿河湾を望む景観に恵まれるとともに、富士川・岩本山・大淵笹場・龍巖淵・湧水など、バリエーション豊富な自然にはぐくまれた多くの観光資源が存在しています。また、豊かな自然を巧みに利用して生産された「田子の浦しらす」や富士のお茶、富士梨、ゆで落花生、富士ヒノキなどが本市の特産品となっています。

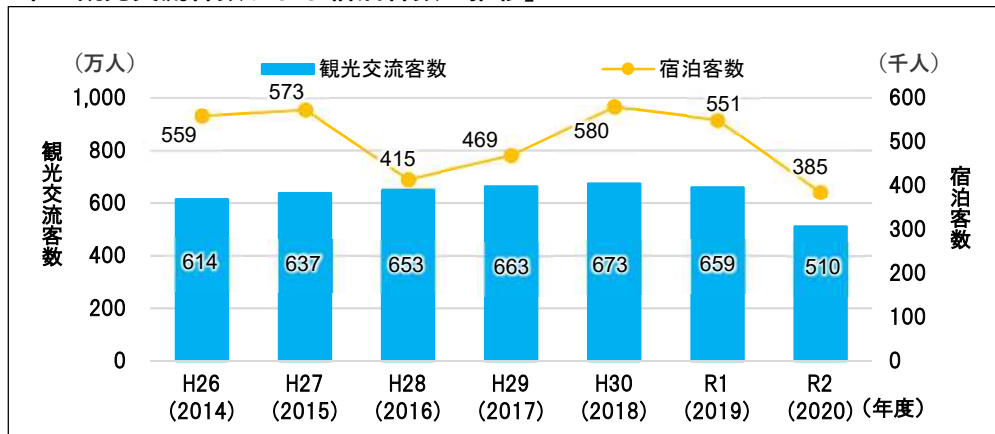
また、日本三大だるま市の一つである毘沙門天大祭で有名な妙法寺、日蓮上人の「立正安国論」草稿の地である實相寺、曾我兄弟ゆかりの曾我寺、東海道左富士の松など、古くから人々を集めてきた名所旧跡も存在しています。

さらには、本市は、東海道新幹線・東名高速道路・新東名高速道路・国道1号が市内を通るとい交通アクセスに恵まれていることから、道の駅富士川楽座、道の駅富士、新富士駅に併設する商業施設といった観光インフラも整えられています。

このような観光面の特徴を持つ本市の観光交流客数は、平成24(2012)年4月に新東名高速道路が開通し、道の駅富士川楽座の利用者数が減少したため、約588万人まで減少しましたが、平成25(2013)年6月に富士山が世界文化遺産に登録されて以降、その数はおおむね増加しており、平成30(2018)年度は673万人となっています。それとともに、市内の宿泊客数も増加傾向にあり、平成30(2018)年度は58万人となっています。

しかしながら、令和2(2020)年初頭からの新型コロナウイルス感染症の拡大が本市の観光に与える影響については、注視していく必要があります。

### [富士市の観光交流客数および宿泊客数の推移]



(注) 宿泊客数については、H28から調査手法の変更あり。

出典：第六次富士市総合計画

## (4) 土地利用

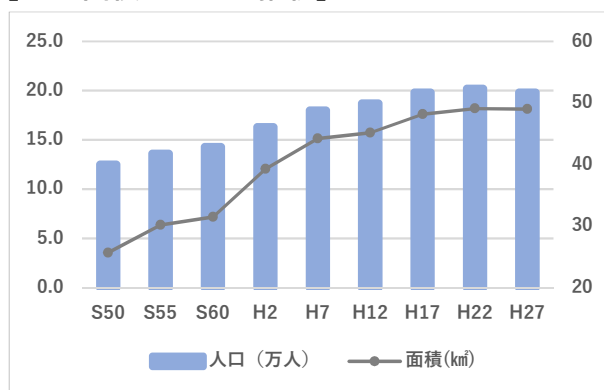
本市の DID (人口集中地区) は、平成 22(2010)年をピークに、面積・人口ともに減少に転じるとともに、DID 人口密度は年々低下してきており、平成 27(2015)年は 40.4 人/ha と、全国や静岡県の平均と比べてかなり低い水準にあります。

また、人口密度を地区別でみると、富士駅周辺や吉原中央駅周辺などの「まちなか」よりも、市街化区域の縁辺部で上昇している傾向にあります。

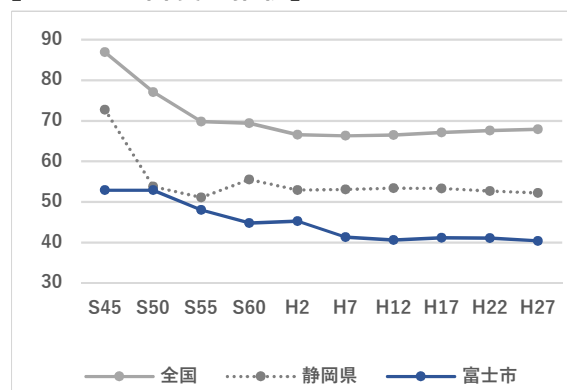
さらに、近年、「まちなか」では小・中規模の店舗が多く撤退しているのに対し、郊外の市街地等では、中・大規模の店舗が多く出店しています。

以上のことから、本市では市街地が低密度に拡散した「拡散型都市構造」が形成されているといえます。この状況が今後も続いた場合、郊外部では開発が一層進み、中心部の都市機能の集積度がますます低下することが予想されますが、新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により、店舗の撤退や、出店等による開発がこれまでのように続いていくのかについては、注視していく必要があります。

[DID 面積と人口の推移]

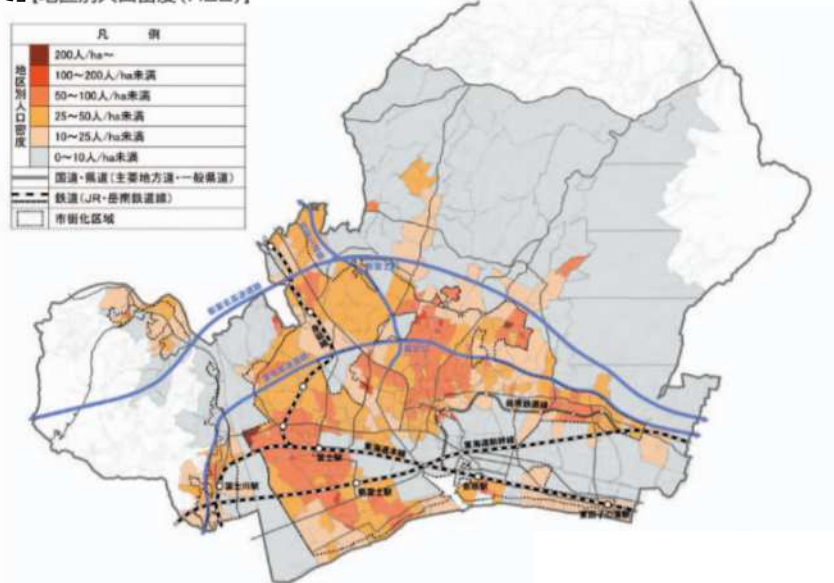


[DID 人口密度の推移]



出典：国勢調査

[地区別人口密度] [地区別人口密度(H22)]



出典：富士市都市計画マスタープラン

## (5) 交通

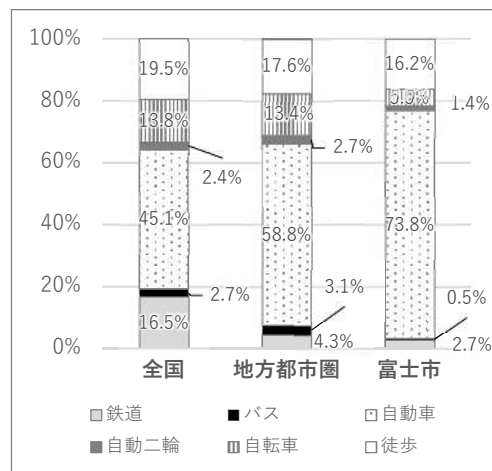
本市の道路交通体系の骨格は、東西方向の新東名高速道路、東名高速道路および国道1号と、南北方向の西富士道路および県道414号によって形成されています。また、新東名高速道路と東名高速道路には、西富士道路との交差部に新富士ICと富士ICが設置されています。

公共交通体系のうち、鉄道については、東海道新幹線、東海道本線および身延線によって骨格が形成されており、新富士駅（東海道新幹線）や富士駅（東海道本線）などが設置されています。また、東海道本線吉原駅には、地方鉄道である岳南電車が接続しています。

バスについては、吉原中央駅・富士駅・新富士駅を主要なバスターミナルとして、幹線として循環バス、枝線として路線バス、まちなかにはひまわりバス、郊外にはコミュニティバスや利用需要に合わせて乗り合い方式で送迎するデマンドタクシーが運行されています。

このように、本市には多様な交通体系が形成されているものの、移動手段の約7割を自動車占めており、過度に自動車に依存している状況にあります。一方、鉄道やバスなどの公共交通を移動手段として利用する割合は4%程度にとどまっており、利用者数も年々減少しています。

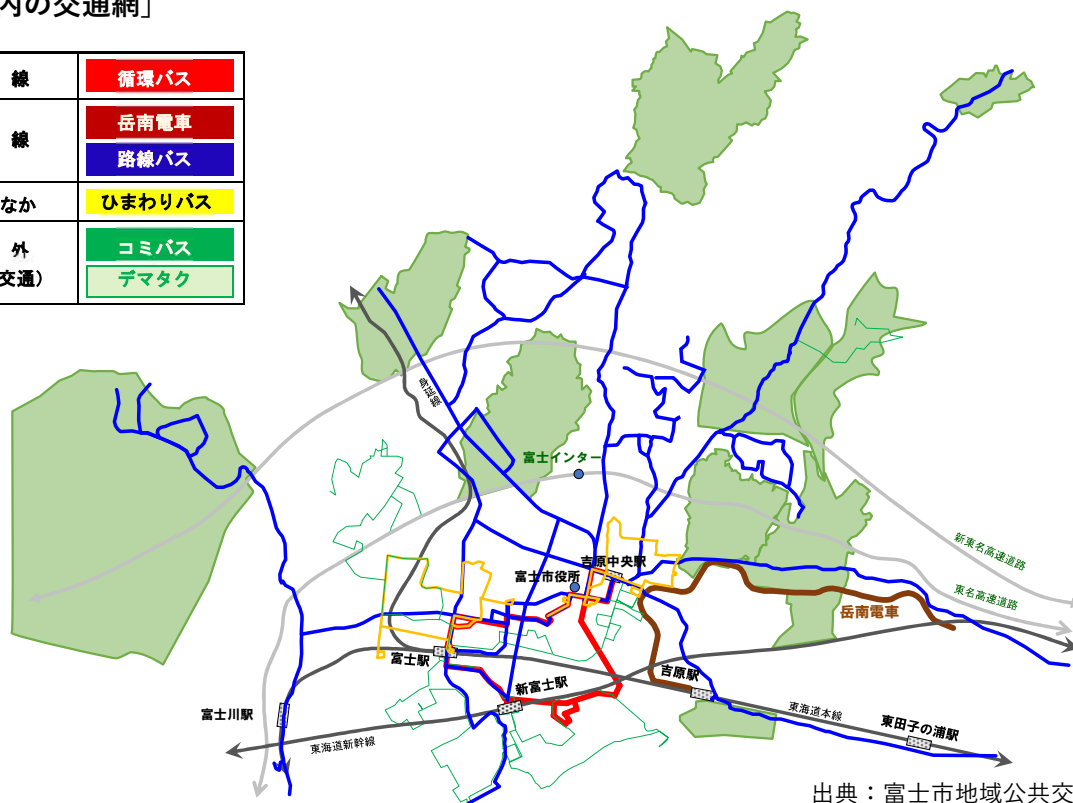
[日常の移動手段の割合の比較（平日）]



出典：平成27年度全国都市交通特性調査

[市内の交通網]

幹線	循環バス
枝線	岳南電車
	路線バス
まちなか	ひまわりバス
郊外 (生活交通)	コミバス
	デマタク



出典：富士市地域公共交通計画



## (6) 文化財に関連する施設

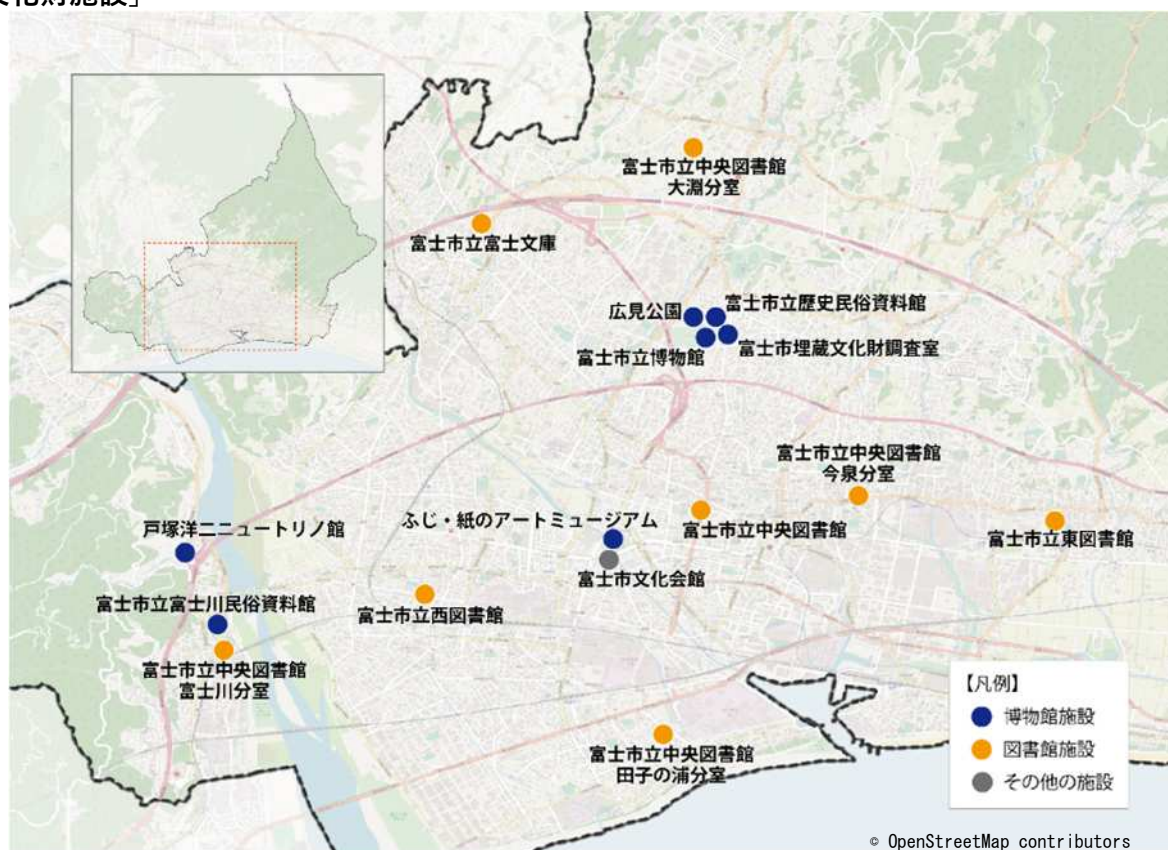
広見地区には、登録博物館である富士市立博物館（愛称：富士山かぐや姫ミュージアム）があり、本市の文化財や歴史・文化に関する資料の収集・保存、展示・教育、調査・研究をおこなっています。博物館では本館に加えて、分館として富士市立歴史民俗資料館（広見地区）および、富士川民俗資料館（富士川地区）を設置し、展示等の活動をおこなっています。さらに、博物館は市内の都市公園の一つである広見公園内に位置しており、公園内には市内各所に所在した歴史的な建造物等が移築復原（復元）され、展示および体験施設として活用されています。加えて、同園内には、富士市埋蔵文化財調査室があり、市内で発掘された埋蔵文化財の整理や報告書作成業務を実施しています。

また、市立図書館（中央図書館・西図書館・東図書館・富士文庫および4分室）においても、書跡・典籍・古文書等の資料の収集・保存とともに、調査を実施しています。

こうした施設に加えて、富士市文化会館（愛称：ロゼシアター）では、地域の文化活動などが実施されているほか、館内にはふじ・紙のアートミュージアムが設置されており、定期的に紙をテーマとした美術作品の展示やイベントがおこなわれています。

加えて、科学館である体験館どんぶらやプラネタリウムを併設する道の駅富士川楽座には、本市の名誉市民であり、ニュートリノ物理学の発展に貢献した戸塚洋二氏を顕彰する戸塚洋二ニュートリノ館が設けられています。

### [文化財施設]



### 3. 歴史的背景

#### (1) 先史時代（旧石器時代・縄文時代・弥生時代）

—約3万3千年前にさかのぼる富士市での暮らしの始まり—

本市における旧石器時代の状況は、平成の初期までは愛鷹山や富士山の山麓の丘陵上において、旧石器時代の遺跡が確認されていたものの、地表に露出していた石器類の確認が主で、詳細については不明な点が多くありました。しかしながら、平成24(2012)年に開通した新東名高速道路の建設に伴い、愛鷹山麓の古木戸<sup>ふるきど</sup>B遺跡や矢川上<sup>やがわうえ</sup>C遺跡などで旧石器時代の遺跡が発見され、本格的な調査が実施されました。その結果、本市においては約33,000年前から人間が活動していたことが確認されています。

約16,000年前から始まる縄文時代のうち、縄文時代草創期における人間活動の痕跡は、富士市では確認されていません。また、約9,000年前の縄文時代早期の遺跡は、富士川西岸の木島<sup>きじま</sup>遺跡や愛鷹山の山麓に点在して見られる一方、富士山の山麓では確認することができません。この状況は約6,000年前の縄文時代前期にも引き継がれていきますが、その背景には、この時期に富士山の火山活動が活発になったことも指摘できます。

約5,000年前の縄文時代中期に入ると、富士山麓の天間沢<sup>てんまざわ</sup>遺跡、宇東川<sup>うどうがわ</sup>遺跡、富士川西岸の破魔射場<sup>はまいば</sup>遺跡では、それまでの遺跡に比べて多くの住居の跡が発見されており、発見される土器の量も他の時期と比べて非常に多くなります。このことから、縄文時代においては、中期において人間活動が盛んであったといえます。

約4,000年前の縄文時代後期、約3,000年前の縄文時代晩期では、気候が冷涼化した影響もあってか、遺跡の数も中期に比べて減少し、規模も小さくなっていったことが、発掘調査の成果から明らかとなっています。

この状況は弥生時代の初期まで引き継がれたようで、本市で発見された弥生土器のうち、最も古いものは紀元前100年以降のもの（大坂<sup>おおさか</sup>遺跡）であり、弥生時代初期から中期の人々にとっては、必ずしも住みやすい地域ではなかったようです。



古木戸 B 遺跡出土品



木島遺跡出土 縄文土器



破魔射場遺跡住居



天間沢遺跡出土 縄文土器

しかしながら、弥生時代の後期に入ると、富士川の西岸に複数の集落跡（清水岩ノ上遺跡・松永遺跡）が確認できるようになるほか、浮島沼（現在の浮島ヶ原）周辺において、低湿地で稲作をおこなうという人間活動の痕跡がみられるようになります。中でも、浮島ヶ原の西端に位置する沖田遺跡では、土器とともに、田下駄・大足・矢板・杵・杭の頭・丸木舟の櫂などの木製品が発見されており、稲作が盛んになっていた様子がわかります。



中野遺跡出土 ガラス製勾玉・小玉

## （2）古代（古墳時代・奈良時代・平安時代）

### —富士の麓の繁栄をあらわす古墳や遺跡—

3世紀（西暦201～300年）中頃をすぎると、沼津市に所在する高尾山古墳を皮切りに、静岡県中部・東部の各地において全長50～70mほどの前方後方墳や前方後円墳が築かれるようになります。古墳時代の始まりです。4世紀（西暦301～400年）後半頃には、須津地区に、東海地方で最大級の前方後方墳である国指定史跡・浅間古墳が築かれます。浅間古墳は復原全長90.8m、最大高11.0mを測り、これまでに発掘調査がおこなわれたことはありませんが、近年実施されたレーダー探査により、後方部に石材を用いた埋葬施設が遺存することが判明しています。続く4世紀末頃には、現在の吉原工業高校の場所に、銅鏡や石製品、武器などの豊富な副葬品（市指定有形文化財）が出土した前方後円墳・東坂古墳が築かれたほか、今泉小学校南東の沖田遺跡では、準構造船と呼ばれる古代の船を棺として納めた墓も見つかっています。三新田遺跡や宇東川遺跡、宮添遺跡などの集落遺跡の調査成果も参照すれば、古墳時代前期には、浮島ヶ原を中心としたエリアを舞台に、さまざまなレベルの首長や有力者を軸として当時の社会が成り立っていた状況が明らかになっています。

ところが、5世紀（西暦401～500年）になると、富士山の噴火の影響もあったためか、県中・東部で大型の古墳の築造が見られなくなります。一方で、集落は沢東A遺跡や宇東川遺跡など、河川に近い低地部を中心に5世紀後半から復調を始め、5世紀末から6世紀前（西暦501～600年）中頃には、県指定史跡の伊勢塚古墳や県指定史跡の庚申塚古墳、市指定史跡の山の



浅間古墳 等高線と埋葬施設推定



東坂古墳の副葬品



沢東A遺跡の竪穴住居群

神古墳<sup>かみ</sup>といった40～50mほどの首長墳が各地で築かれるまでになっています。なお、この時期には富士山の噴火によるスコリア（溶岩流を除く、火山の噴出物のうち、暗色のもの）が市東半部に厚く降り積もったことも遺跡の調査からわかっています。

6世紀後半から7世紀（西暦601～700年）には、これまでに古墳を造ることができなかった有力な家族や集団も、古墳を造ることが可能になった結果、市内各所に800基以上の小規模な古墳が現れます。いわゆる群集墳<sup>ぐんしゅうふん</sup>の登場です。これらの古墳は、古墳の側面に入口を持つ石室<sup>よこあなしきせきしつ</sup>（横穴式石室）を設けることに特色があり、市指定史跡<sup>じつえんしし</sup>の美門寺西第1号墳や市指定史跡<sup>せんじん</sup>の千人塚古墳<sup>ちんじんづか</sup>、稲荷塚古墳<sup>いなりづか</sup>はその代表的な例です。

また、伝法古墳群<sup>でんぼう</sup>の中原第4号墳<sup>なかはら</sup>や東平第1号墳<sup>ひがしだいら</sup>の副葬品（ともに市指定有形文化財）などから、これらの古墳を築いた有力者の配下に、農業や林業、土木、鍛冶<sup>ぼうしよく</sup>、紡織、皮革などに関わる渡来人を含めた技術者集団が存在したことが明らかになっています。

8世紀（西暦701～800年）の奈良時代になると、現在のほぼ富士市・富士宮市域にあたる範囲<sup>するがのくにふじぐん</sup>が駿河国富士郡と定められ、伝法地区の東平遺跡に郡の役所や倉などの公共施設の集まりである郡家<sup>ぐんけ</sup>がおかれました。伝法地区に所在する伝法古墳群の西平第1号墳からは郡の長官（郡司<sup>ぐんじ</sup>）クラスの腰帯金具<sup>ようたいかなぐ</sup>などが出土しており、同古墳群の集団によって郡家の経営が主導されていたことがわかります。またこの時期までには仏教文化も受容され、郡家に隣接して寺院が築かれたほか（三日市廃寺跡<sup>みつかいちはいじあと</sup>）、妙見古墳群<sup>みょうけん</sup>には官人や僧侶の墓とみられる火葬墓も現れています。

平安時代になると、郡家周辺に集約されていたさまざまな役割が、律令体制の行き詰まりとともに、郡内各地の集落へと分散されていきます。破魔射場遺跡<sup>はまいばいせき</sup>や浅間林遺跡<sup>せんげんりんいせき</sup>、宇東川遺跡<sup>うとうがわいせき</sup>、祢宜ノ前遺跡<sup>ねぎのまえいせき</sup>、三新田遺跡<sup>さんしんでんいせき</sup>、宮添遺跡<sup>みやぞえいせき</sup>などはその代表的な例です。また、浮島沼沿岸<sup>うきしまぬま</sup>の沖田遺跡<sup>おきたいせき</sup>では、この時期までに大規模な条里型水田も整備されています。各地の有力者は、自分たちの集落の立地性を生かした交易や生産活動を展開することで、郡司に代わる新しい権力者としての地位を固めていったと考えられます。



愛鷹山麓の群集墳



東平古墳（役所関連の倉庫群）



妙見古墳群から出土した火葬骨壺

### (3) 中世（鎌倉時代・室町時代・安土桃山時代）

—戦いの舞台と信仰の拡がり—

#### ①富士川の合戦

治承4(1180)年8月、伊豆の蛭ヶ小島<sup>ひるがこじま</sup>に流されていた源頼朝は、北条時政<sup>ほつじょうときまさ</sup>を味方に引き入れ、平氏との戦いに向けて挙兵します。東国で勢力を拡大した頼朝は、平維盛<sup>たいいらのこれもり</sup>の軍と戦うため、鎌倉から西へ進出し、富士加島<sup>ふじかしま</sup>(当時の富士川や潤井川の氾濫原全体)に陣を取ります。これに対して平氏側は、富士川西岸に陣地をかまえました。まさに合戦が始まろうとしたとき、源氏の軍勢の移動によって起きた水鳥の羽音を源氏の来襲と見誤った平氏は、戦いを交えることなく西に敗走したといわれています。これはいわゆる「富士川の合戦」であり、この合戦にゆかりのある平家越<sup>へいけごえ</sup>、呼子坂<sup>よびこさか</sup>、物見堂<sup>ものみどう</sup>といった地名が市内に残っています。また、この地域は平氏の支配下にあったにもかかわらず、源氏に協力して活躍した武士として、多胡宗太<sup>たごのそうた</sup>・大胡小橋太<sup>おおごのこきょうだ</sup>・鮫島四郎<sup>さめじましろう</sup>など、この地域出身の人物の名が知られています。



勝川春亭「富士川合戦」



戦いにゆかりある場所：  
平家越（新橋町）

#### ②富士の巻狩り

平氏を滅ぼし、幕府を開いた源頼朝は、建久4(1193)年に、富士山の裾野において、将軍の力の誇示と軍事訓練を目的とした約20日間にもわたる大規模な狩猟、いわゆる巻狩り<sup>まきがり</sup>を実施しました。幕府の大軍勢が富士山の裾野に長期間滞在したことは、後世まで多くの影響を与えており、市内には鶴無ヶ淵<sup>うないがふち</sup>・三度蒔<sup>さんどまき</sup>・勢子<sup>せこ</sup>・大淵<sup>おおお</sup>・矢川<sup>やがわ</sup>・陣ヶ沢<sup>じんがさわ</sup>・傘木<sup>からかさぎ</sup>などの、富士の巻狩りの際の頼朝に関係づけられた多数の地名が残されています。

また、この巻狩りの際には、頼朝の有力な御家人の一人である工藤祐経<sup>くどうすけつね</sup>が、曾我十郎<sup>そがじゅうろう</sup>と五郎<sup>ごろう</sup>によって殺害されるという事件が起こります。この事件は、兄弟の父である河津三郎<sup>かわつみさぶろう</sup>が工藤祐経によって殺害されたことに対する仇討ちですが、後世に「恩に報いる」といった仏教的な思想と結びつき、『曾我物語』というストーリーが成立します。富士市内には、このストーリーに基づく、曾我寺<sup>そがでら</sup>・曾我八幡宮<sup>そがはちまんぐう</sup>・首洗い井戸<sup>くびらいいど</sup>・玉渡神社<sup>たまわたり</sup>といった史跡が残されています。さらに、江戸時代には、『曾我物語』を題材とした歌舞伎<sup>かぶき</sup>・浄瑠璃<sup>じょうるり</sup>などの芸能が人気を博すことにより、これらの史跡についても、現在のアニメの聖地巡礼と同様に、名所として多くの人々が訪れることとなりました。



歌川豊春「新板浮絵 富士之御狩之図」



曾我兄弟絵馬



月岡芳年「曾我十番切り之図」

### ③中世の富士山信仰

記録に残る富士山の噴火は、25回を数えますが、そのうちの20回の噴火が8世紀末から11世紀末の300年間に集中しており、当時は頻繁に富士山が噴火していた様子がうかがえます。当時の人々は、富士山には神仏がいると考え、麓から神仏に祈りを捧げることで、噴火を鎮めようとしたとされます。

その後、平安時代の末から鎌倉時代にかけて、火山活動が落ち着いてきた富士山の山中で修行する宗教者の活動が活発となります。なかでも、富士上人とも称された修行僧末代上人は、山中で修行を繰り返しながら、山頂に大日寺を建立しました。こうした活動の中で、富士山の登山道の一つ、大宮・村山口登山道が整備されることで、各地から多くの修行者（修験者）が集まることとなりました。

あわせて、修行者たちが、富士山の神仏をどのように捉えるのかについての思考や問答を繰り返すことで、富士山の神仏の姿は時代や場所により異なる姿で認識されるようになりました。その中の一つとして、鎌倉時代には、かぐや姫が富士山の神であるとの認識が広がったことが、富士山の由来や伝説を記した「富士山縁起」といった書物に記されています。



かぐや姫が富士山の祭神であることを示した「富士山大縁起」



富士山に集う仏を示した「三尊九尊図」

### ④日蓮と實相寺

岩本に所在する實相寺は、平安時代の末、鳥羽法皇の願いによって、天台宗の智印上人が建立した寺で、堂々たる伽藍を有していたといわれます。そのため、前述の末代上人をはじめとして、實相寺は修行道場として、多くの僧を集めました。

鎌倉時代に實相寺を訪れた日蓮は、当時の地震や洪水といった天災の原因を宗教的な立場から考えるため、實相寺の一切経蔵にこもり、数多くの経典を研究したといわれます。その結果、多くの災難を防ぐのは法華経のみであるという結論に達し、『立正安国論』の執筆へとつながったとされます。この日蓮の滞在がきっかけとなり、實相寺は後に日蓮宗に改宗しています。

また、当時蒲原（現静岡市）の四十九院にいた僧日興は、日蓮の影響を受けて、日蓮宗に改宗し、この地域に日蓮宗を広げていく中心人物となっています。



實相寺 山門



宋版一切経

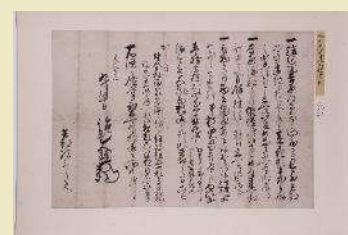
## ⑤今川・武田・北条の争い

応仁元(1467)年、京都で起こった「応仁の乱」により、戦国大名が群雄割拠する戦国時代の幕が開かれました。現在の富士市が位置する東駿河は、今川氏の勢力が強い地域でしたが、物流に欠かすことができない吉原湊と富士川を有する交通の要衝であったために、隣国を支配する戦国大名の北条氏(伊豆国・相模国)、武田氏(甲斐国)との領地争いの場となりました。

一時的に今川・北条・武田の休戦協定(甲相駿三国同盟)が結ばれましたが、長く続く争いの中、地元の人々や有力者(矢部氏など)、寺院(東泉院など)、商人などは翻弄されながらも、生き残りの道を探りました。その後、この地域は徳川家康や豊臣秀吉へと支配者が変わり、幕府の直轄地(天領)となった江戸時代によりやく平和な時代がおとずれました。



東駿河の戦国要図



今川義元判物

## ⑥富士山東泉院

戦国時代から明治元(1868)年まで、現在の今泉の地に存在した密教寺院、富士山東泉院は、富士南麓にある五つの神社(下方五社)の管理・運営をおこなうとともに、時の支配者から領地(朱印地)を認められた領主でもありました。

今川氏が駿河国を支配していた時の東泉院は、村山修験(富士宮市)と関係があり、武田氏の駿河侵攻の際には、今川氏の使者として越後国の上杉謙信のもとを訪れるなどし、時の支配者たちから重要視されていた有力な寺院でした。

東泉院は明治初年に廃寺となりましたが、支配者からの朱印・書状をはじめとする古文書や書画、生活道具、仏具や経典などの貴重な品々が伝わっています。



東泉院別当義勝の密教法器

真言密教の修法をまとめた書物

## (4) 近世（江戸時代）

—自然の力と共存しながら栄えてきた富士のまち—

### ①東海道の整備と吉原宿の変遷、富士山への参詣

徳川家康による五街道の整備がおこなわれると、公用の文書や荷物をリレー方式で取り継ぐ拠点の宿場が、全国の街道ごとに設けられ、統一されました。

このうち、東海道の宿場の一つとして設けられた吉原宿の前身といえる見付けは、鎌倉時代初期、潤井川が駿河湾に流れ込む吉原湊付近にありましたが、自然災害により東側に移転し、今井村と一緒に宿場が形成されました。やがて慶長

6(1601)年、吉原宿は東海道の宿駅として正式に指定されます(元吉原宿)。しかしながら、その後、砂や波の被害により、40年ほどで北側の依田橋村付近へと宿場が移されます(中吉原宿)。さらに、延宝8(1680)年に、江戸時代最強とされる台風がこの地域を襲い、台風によって発生した高潮により、中吉原宿は一夜にして壊滅しました。この被害を受け、より北側の、現在の吉原本町通り周辺に宿場が移転しています(新吉原宿)。

宿場が北側へと移転することにより、宿場につながる街道も北へ向かう経路へと変更することになります。その結果、江戸から京都へ旅する場合には常に自らの右側に見えていた富士山が、左側に見えるポイントが誕生しました。そのポイントは左富士と呼ばれ、江戸時代に発行された浮世絵のモチーフの一つとなりました。

また、東海道が整備され、交通の環境が整うことで、社寺や霊山への参詣を目的とする一般の庶民の旅が広く普及することとなります。中世からの修験者の活動により、信仰の対象となっていた富士山についても江戸時代には一般の庶民による参詣が増加していきます。中でも、東海道の面した大宮



江戸時代の吉原宿と東海道の移り変わり



歌川広重「東海道五十三次之内 吉原」



歌川広重「東海道五十三次之内 吉原左富士」



「富士山禅定図」



・村山口登山道は、修験者たちの活動範囲でもあった東海や近畿といった地域からの参詣者を集めました。

また、登山道沿いの宗教施設や、富士山に近い吉原宿や間宿<sup>あいのしゆく</sup>・本市場<sup>もといちば</sup>などでは、こうした参詣者の利便に供するための多様な登山案内図が頒布されており、現在に残されたそれらの資料からは、当時の富士山周辺地域において富士登山というビジネスがしっかりと定着していた様子がうかがえます。

## ②水とともに生きる

### ●富士川を制する

戦国時代末期から江戸時代初めは、日本の耕地総面積が約3倍に増加した新田開発の時代でした。傾斜地と平野の境に位置する富士川左岸の岩本山<sup>いわもとやま</sup>付近は、灌漑用水<sup>かんがいようすい</sup>が引きやすく、開発するには好条件でしたが、新田開発をおこなうには、日本三大急流の一つであり、暴れ川の富士川の流れを落ち着かせなければなりません。

中里村<sup>なかざとむら</sup>の土豪・古郡氏<sup>ふるごおり</sup>は、重高<sup>しげたか</sup>・重政<sup>しげまさ</sup>・重年<sup>しげとし</sup>の三代にわたって、幕府の保護を受けながら、富士川の洪水を防ぐ雁堤<sup>かりがねつみ</sup>（市指定史跡）の築堤や、新田開発に尽力します。やがて加島平野<sup>かじまへいや</sup>は加島五千石<sup>かじまごせんこく</sup>といわれる豊かな水田地帯となったのです。



雁堤



雁堤の位置

### ●潤井川を活かす

潤井川は富士山西麓の大沢崩れを源流とし、風祭川<sup>かざまつりがわ</sup>・神田川<sup>かみづがわ</sup>・弓沢川<sup>ゆみざわがわ</sup>・天間沢川<sup>てんまざわがわ</sup>・凡夫川<sup>ぼんぶがわ</sup>などをあわせ、河口部で沼川と合流し、田子の浦港<sup>たごのうら</sup>へ注いでいます。この潤井川は、水に乏しい富士市の西部にとって重要な河川であり、江戸時代を中心に、鷹岡伝法用水<sup>たかおかでんぼうようすい</sup>・上堀<sup>かみぼり</sup>・中堀<sup>なかつぼり</sup>（富士早川<sup>ふじはやかわ</sup>）・下堀川<sup>しもぼりがわ</sup>・小潤井川<sup>こうるいがわ</sup>などの用水が開かれ、現在でも多くの水田を潤しています。



加島水門

### ●浮島沼から浮島ヶ原へ

富士市東部の愛鷹山と駿河湾にはさまれた浮島ヶ原には、明治初期まで中心部に大きな沼（浮島沼<sup>ひるぬま</sup>、広沼などと呼ばれた）があり、かつては東西13km、南北2kmにもおよぶ低湿地帯が広がっていました。この場所は海拔が低く、排水能力が劣るため、大雨になると浮島ヶ原全体が水浸しとなり、また、高潮の度に吉原湊<sup>よしわらみなと</sup>（現在の田子の浦港）から海水が逆流する水害多発地帯でした。



浮島の富士



## (5) 近代（明治時代・大正時代・昭和初期）

### —地域開発と殖産興業—

#### ①浮島ヶ原の開発

浮島ヶ原では、江戸時代末期から高橋勇吉の天文堀、増田平四郎の「スイホシ」、野村一郎の砂除堤防など、地域の有力者が主体となって、沼自体の排水能力を向上させ、海水の逆流を防ぐ治水工事が行われてきましたが、度重なる災害や資金の枯渇等により、設備の破壊や工事の中断が繰り返されるという、一進一退の状況となっていました。

こうした中、明治14(1881)年に神谷の伊達文三らを中心に、浮島ヶ原に面した集落の人々は、浮島ヶ原を西に流れ、駿河湾に流れ込む沼川の河口に、海水の流入を防ぐ水門の建築に着手します。この水門の建築にあたっては、オランダの水門工法とセメントが用いられ、着工から4年後の明治18(1885)年に堅牢な水門、通称「六つめがね」が完成し、昭和41(1966)年に田子の浦港が建設されるまで、浮島ヶ原への海水流入を防ぎ続けたのです。

また、昭和17(1942)年には、増田平四郎が江戸時代の末に作った「スイホシ」と同じ場所に、6年の歳月をかけて昭和放水路が建設されました。この放水路の完成によって、3,200haの水田が水害から守られるようになりました。

#### ②内山開墾

明治時代になると、大名の参勤交代の制度が廃止され、人足や馬などを提供する伝馬の仕事は大幅な減少となりました。その結果、それに従事していた吉原宿の者や周辺の村々の人々の収入は激減しました。

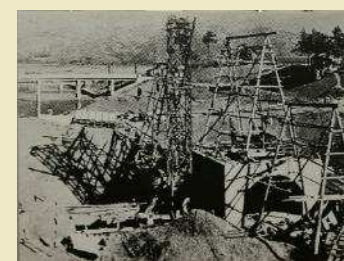
そこで、吉原宿や今泉村をはじめとする17か村の人々は、村々の共有地であり、秣場などに用いられていた愛鷹山西麓の内山の開墾に着手します。開墾当初は、茶や桑などの栽培に取り掛かり、次いで、手漉和紙の原料となる三椏の栽培がおこなわれるようになりました。この開墾に特に尽力したのは、内田平四郎・渡辺七三郎・漆畑縫作・鈴木利七・野村一郎・中村逸平などで、彼らは本市における各種産業の開拓者となっています。



浮島沼の様子（1930年頃）



水門と沼川（1902頃）



昭和放水路の建設



三椏



内田平四郎（1839-1910）

その後、明治 20(1887)年代から、この地ではそれまでの茶・桑・三椏の栽培に代わって、植林が大規模におこなわれるようになります。それを主導したのは、天竜川流域における大造林をはじめ、各地の人工造林の計画に携わっていた金原明善きんばらめいぜんでした。金原明善の指導を受けた林業家たちは、内山内の集落、勢子辻せこつじに定住し、たゆまぬ努力を続けることにより、現在へとつながる富士ヒノキの植林地が広がる景観が生み出されたのです。

### ③茶業の振興

静岡県は、全国の茶園面積、収穫量の約 40%を占める日本一の茶どころで、県内にはいくつかの産地がありますが、そのうちの一つとして、富士市が挙げられます。

この地を、現在のような茶の一大産地とするのに貢献した人物の一人に、比奈村の野村一郎のむらいちろうがいます。彼は、治水や開拓など、地域の様々な分野に尽力していますが、茶業においてもその名を残しています。

明治初期、他地域に比べて遅れをとっていた製茶技術の向上のために、先進地域から愛鷹山西麓の内山へと優れた技術者を招き、自らも研究を重ねて、その技術を富土地域に広めました。当時、茶は生糸と並ぶ重要な輸出品でしたが、野村一郎の茶は、イギリスや中国の茶商人から「天下第一品てんかいつびん」と激賞されました。

また、内山だけではなく、愛鷹山の南麓や市内西部の岩本、市内北部の大淵などにも熱心な生産者のもと、製茶技術の伝習所などが設置され、地域の主要産業として定着したのです。



野村一郎 (1832-1879)



茶摘みの様子

#### ④製紙業の発達

江戸時代の中期から、駿河国は和紙の産地として知られ、富士川をはじめ、芝川<sup>しばかわ</sup>沿いの村々で家内工業的に生産された半紙は、駿河半紙と呼ばれて重宝されていました。

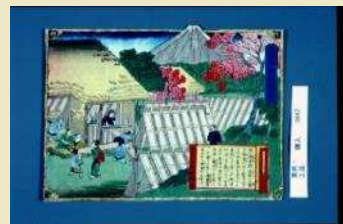
明治時代に入ると、殖産興業の流れの中で、駿河半紙の技術をベースに、富士市内の各地で手漉き和紙の工場が設けられていくことになります。その先駆けとなったのが、明治12(1879)年に、伝法村<sup>でんぽう</sup>の栢森貞助<sup>かやもりていすけ</sup>が、豊富な湧水を集めて流れる和田川沿いに作った鈎玄社<sup>こうげんしゃ</sup>です。ここで大量の三桧が使用されることで、富士山や愛鷹山の山麓では、盛んに三桧が栽培されることとなりました。

鈎玄社の活動に続いて、内田平四郎による富士郡三桧組合と製紙研究所（今泉）の設立、芦川万次郎<sup>あしかわまんじろう</sup>による製紙伝習所（今泉）の設立などを受け、製紙業が富士地域に定着していくこととなります。

さらに、明治23(1890)年になると、東京で設立された富士製紙会社が、潤井川の豊富な水量を木材パルプ生産に利用することができる入山瀬<sup>いりやませ</sup>に工場を建設し、近代的な洋紙生産が始まります。ここで生産された大量の印刷紙は、国内だけではなく、海外へと輸出されることとなりますが、当時から製紙工場から出る汚水による問題が発生していました。

一方で、富士製紙会社がこの地域に工場を設置したことは、大きな雇用を生み、そこで技術を習得した技術者が独立し、新たな製紙工場を設けることで、紙のまち富士市が形作られていきました。さらに、大正3(1914)年に第一次世界大戦が始まると、製紙業界は空前の好景気となり、機械抄<sup>きかいざき</sup>和紙工場が続出するとともに、市内の製紙工場の間で、抄紙の速さを競い合うことで、製紙技術が大きく向上しました。

第二次世界大戦時には、本市の製紙工場の多くは、軍需工場となり、紙の生産量は激減することとなりますが、ほとんどの工場が戦火から逃れたため、戦後には製紙業が復興し、次に述べる田子の浦港の開港へとつながっていくこととなります。



大日本物産図会  
「駿河半紙紙漉場之図」



富士製紙第一工場



佐野熊ナブキン



富士第一工場と馬車鉄道の引き込み線

## (6) 現代

### —公害のデパートとその克服—

本市は、富士山や愛鷹山に由来する良質で豊富な水資源に恵まれ、昭和 36(1961)年の田子の浦港の開港、昭和 39(1964)年の東駿河湾工業整備特別地域の指定、高度経済成長により、工業都市として飛躍的に発展しました。

当時の日本は、大量生産、大量流通、大量消費によって、公害や自然破壊などの環境悪化が急激に進みました。富士市も主要産業であるパルプ、紙、紙加工品製造業を原因とする大気汚染、水質汚濁、悪臭が発生し、田子の浦港のヘドロ堆積は、全国的にも知られるようになり、「公害のデパート 富士市」という言葉も生まれました。

こうした公害を解決するために、昭和 42(1967)年、市議会に公害対策特別委員会、行政に富士市公害対策庁内連絡会議が設置され、昭和 43(1968)年から 2 年をかけて、市内の多くの工場と公害防止協定を結びました。また、昭和 46(1971)年には、国よりも先に、富士市の大気汚染による健康被害の救済に関する条例を制定するなど、被害者の保護にも取り組みました。

こうした取組とともに、各企業では大気汚染の原因物質である硫黄を含まない高品質の燃料を使用するほか、排出ガス中の硫黄分を除去する施設を設けることにより、大気中の二酸化硫黄濃度は減少することになりました。

一方、駿河湾を埋めてしまった田子の浦港のヘドロの原因である、製紙工場からの排水に対しては、根本的な解決を目指し、各製紙工場から田子の浦港へと直接つながっている岳南排水路への排出規制や費用負担が設けられました。加えて、静岡県と本市、製紙業界の間で、田子の浦港を埋めたヘドロを浚<sup>しゅんせつ</sup>渌し、富士川の東岸に投棄する案が合意され、巨額の費用をかけて港からヘドロが取り除かれることになりました。



ヘドロで埋まった田子の浦港



泡に覆われた田子の浦港



現在の田子の浦港と富士山

## 第2章 これまでの文化財調査と文化財の概要・特徴

### 1. これまでの文化財調査

本市に所在する文化財については、以下で取り上げるような調査や、その成果をまとめた発行物に基づいて明らかとなっています。

#### (1) 国による調査

『無形の民俗文化財記録第34集 盆行事II 静岡県』（文化庁文化財保護部・平成3年）では、昭和52(1977)年に選択された無形の民俗文化財「盆行事」について、昭和63(1988)年に記録が作成された県内の事例が所収されています。この中では、駿河（富士川流域）の盆行事として富士市水神、天間、坂下、木島、室野、足ヶ久保、大北の7か所が取り上げられています。

また、『近代の庭園・公園等に関する調査報告書』（文化庁文化財部記念物課・平成24年）では、近代の庭園・公園等の情報収集をはじめ、文化財として適切な保護を図るために必要な検討を行うことを目的に全国的な所在調査が実施され、詳細調査の対象とすべきもの及び何らかの保護措置を検討すべきものが一覧表にまとめられています。この一覧表には、古谿荘庭園が掲載されており、重要事例に位置づけられています。

さらに、『名勝に関する総合調査—全国的な調査（所在調査）の結果—報告書』（文化庁文化財部記念物課・平成25年）では、全国に所在する未指定・未登録の自然的な風致景観又は近代以前の歴史的庭園等を適切に保護するために、それらの情報を網羅的に集約することを目的として、名勝地一覧表がまとめられています。この一覧表には、富士川が掲載されており、重要事例に位置づけられています。

#### (2) 静岡県による調査

静岡県では、昭和36(1961)年から令和元(2019)年に至るまで、様々な分野の文化財に関する調査を実施し、69号に及ぶ調査報告書を発行してきました。これらの調査報告書のうち、本市に関連する調査成果は、以下のものが挙げられます。

①	<b>第1号『静岡県遺跡地名表』（昭和36年）および第2号『静岡県の古代文化』（昭和38年）</b> →現在の本市を構成する旧吉原市・旧富士市・旧鷹岡町・旧富士川町の遺跡として、417件がリストアップされている。
②	<b>第6号『東海道新幹線静岡県内工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書』（昭和40年）</b> →東海道新幹線の開発にともなう発掘調査の報告書。本市内では4件の発掘調査が報告されている。
③	<b>第7号『静岡県民俗資料緊急調査報告書』（昭和41年）</b> →浮島三丁目(船津)および大淵の2集落における民俗に関する聞き取り調査の報告。

	<b>第 17 号『静岡県民俗地図』(昭和 53 年)</b>
④	→静岡県の各地における民俗事例の呼称に関する調査。本市内では鵜無ヶ淵、岩本、今井、木島室野の 4 集落を対象に、55 件の民俗事例に対する呼称調査が実施されている。
	<b>第 19 号『静岡県の近世社寺建築』(昭和 54 年)</b>
⑤	→静岡県の近世社寺建築に関する調査。本市内では實相寺庫裡および富知六所浅間神社本殿の 2 件が調査対象となっている。
	<b>第 20 号『静岡県歴史の道調査報告書 東海道』(昭和 55 年)</b>
⑥	→静岡県内の東海道に関する調査。本市内では、柏原から岩淵に至るまで、60 件におよぶ史跡や石造文化財が挙げられている。
	<b>第 21・22 号『静岡県歴史の道調査報告書 身延道』(昭和 55 年)</b>
⑦	→静岡県から山梨県の身延山に至る巡礼路である身延道に関する調査。本市内では、岩淵から北松野に至るまで、45 件におよぶ史跡や石造文化財が挙げられている。
	<b>第 23 号『静岡県の中世城館跡』(昭和 56 年)</b>
⑧	→静岡県内の中世城館跡に関する調査。本市内では 13 件の城跡が挙げられている。
	<b>第 34 号『静岡県の民謡』(昭和 61 年)</b>
⑨	→静岡県内に伝わってきた民謡に関する調査。本市内では、10 か所の伝承地から 45 曲の民謡が採集されている。
	<b>第 41 号『静岡県の諸職』(平成元年)</b>
⑩	→静岡県内の職人とその技術に関する調査。本市内では 3 人の職人(木地師・籠屋・紙漉き)が取り上げられている。
	<b>第 50 号『静岡県の民俗芸能』(平成 9 年)</b>
⑪	→静岡県内に伝来する民俗芸能に関する調査。本市内では鵜無ヶ淵神明宮の御神楽、岩淵祇園囃子の 2 件が取り上げられている。
	<b>第 54 号『静岡県の祭り・行事』(平成 12 年)</b>
⑫	→静岡県内で実施されている祭りや行事に関する調査。本市内では、38 件の祭りや行事が取り上げられている。
	<b>第 55 号『静岡県の近代化遺産』(平成 12 年)</b>
⑬	→静岡県内の近代化遺産(明治以降の近代化に貢献した建造物等)に関する調査。本市内では 20 件の近代化遺産が挙げられている。
	<b>第 56 号『静岡県の前方後円墳』(平成 13 年)</b>
⑭	→静岡県内の前方後円墳を対象とした調査。本市内では、8 件の古墳に対する報告が掲載されている。
	<b>第 57 号『静岡県の近代和風建築』(平成 14 年)</b>
⑮	→静岡県内に所在する幕末から大正期にかけての和風建築に関する調査。本市内では 16 件の建造物が挙げられている。
	<b>第 58 号『静岡県の古代寺院・官衙遺跡』(平成 15 年)</b>
⑯	→静岡県内の古代寺院や官衙の遺跡を対象とした調査。本市内では、東平遺跡および三日市廃寺跡の 2 か所の報告が掲載されている。
	<b>第 69 号『静岡県の中近世墓』(平成 31 年)</b>
⑰	→静岡県内の中世および近世の墓所・墓石に関する調査。本市内では、10 件の墓所・墓石が調査対象となっている。

このように、静岡県による調査では、17 種の報告書において、269 件(静岡県遺跡地名除く)の文化財が取り上げられています。



### (3) 静岡県等による埋蔵文化財調査

「富士市埋蔵文化財分布地図」に示されている埋蔵文化財包蔵地のうち、国や静岡県が主体となる開発行為が行われる場合には、それに先立ち静岡県が出資する財団法人であった静岡県埋蔵文化財調査研究所（平成23年3月閉所）や、同所の業務を継承した静岡県埋蔵文化財センターによる発掘調査が実施されてきました。調査成果については、以下のような報告書が刊行されています。

①	静岡県埋蔵文化財調査研究所調査報告書 第123集『富士川SA関連遺跡』（平成13年）
②	静岡県埋蔵文化財調査研究所調査報告 第200集『矢川上C遺跡（第二東名No.39-II地点）』（平成21年）
③	静岡県埋蔵文化財調査研究所調査報告 第228集『天ヶ沢東遺跡 古木戸A遺跡 古木戸B遺跡（第二東名No.44地点）』（平成22年）
④	静岡県埋蔵文化財調査研究所調査報告 第230集『富士山・愛鷹山麓の遺跡』（平成22年）
⑤	静岡県埋蔵文化財調査研究所調査報告 第231集『富士山・愛鷹山麓の古墳群』（平成22年）
⑥	静岡県埋蔵文化財センター調査報告 第24集『中桁・中ノ坪遺跡』（平成25年）
⑦	静岡県埋蔵文化財センター調査報告 第37集『富士岡1古墳群他』（平成25年）
⑧	静岡県埋蔵文化財センター調査報告 第59集『富士市指定史跡 雁堤』（令和2年）

### (4) 地域史の刊行

本市では、市の歴史や文化に関連した図書が多数発行されています。それらの発行主体を大きく分けると、行政が主体となって発行したものと、民間団体や個人が主体となって発行したものの2つに分けることができます。

#### ① 行政発行の地域史

行政が主体となって発行した地域史としては、74種にのぼります。このうち、明治時代から昭和初期にかけては、当時の村・町といった単位（現在の小学校区とほぼ重なる）で、それぞれの自治体の沿革誌・村誌といった地域史が編纂されています。これらの図書は、当時の各村の地理や歴史、史跡や名勝の状況を知ることができる貴重な素材であるといえます。

昭和20(1945)年代には、現在の富士市を構成している旧自治体（吉原市・富士市・鷹岡町・富士川町等）のそれぞれで地域史が編纂されていくこととなります。その結果、旧松野村の『松野村郷土誌』（昭和28年）、旧富士川町の『富士川町史』（昭和37年）などが発行されたものの、旧自治体の中でも規模の大きかった旧吉原市・旧富士市・旧鷹岡町では、昭和41(1966)年の2市1町の合併までにそれぞれの自治体の地域史を刊行できず、合併後の昭和40(1965)年代から昭和50(1975)年代にかけて、旧自治体それぞれの地域史（『富士市史』、『吉原市史』、『鷹岡町史』）が刊行されています。

それとともに、旧富士川町では、平成 20(2008)年に富士市と合併するまで、昭和 37(1962)年の『富士川町史』発行以降の町の歴史を編纂した追補(1号～5号)を発行しているほか、旧富士川町の文化財をとりあげた『ふるさと富士川』が刊行されています。

一方、『富士市史』、『吉原市史』、『鷹岡町史』を刊行した本市では、昭和 41(1966)年の 2 市 1 町の合併以降、20 年間の行政史をまとめた『富士市 20 年史』(昭和 61 年)、昭和 61(1986)年以降 30 年間の行政史をまとめた『富士市史通史編(行政)』・『富士市史資料編(行政)』や、『富士市消防史』、『過去に学ぶ 富士の災害史』といった、個別のテーマに基づく地域史が発行されています。

## ②民間団体や個人発行の地域史

富士市における明治時代から昭和初期にかけての地域史は、行政が主体となって発行したものが中心でしたが、昭和 20(1945)年代には、行政だけではなく、民間団体や個人による地域史の発行が見られるようになりました。令和 2(2020)年 12 月現在で確認できた民間団体や個人による地域史は 120 種にのぼります。

なかでも、令和元(2019)年に創立 50 周年を迎えた駿河郷土史研究会をはじめとする地域の歴史を調査・研究する有志のグループによる熱心な活動と、その活動成果としての地域史の発行が、文化財の把握や保存に深く貢献している点が指摘できます。また、昭和 50(1975)年以降からは、市内の小学校区を基本とする各地区において、まちづくり活動の一環として、地域史の発行が盛んに行われています。こうして発行された地域史の多くは、それぞれの地域の各世帯に無償で配布されることが多く、地域の人々が、自らが住む地域の歴史や文化を認識する一助となっています。

## (5)市を中心とする文化財調査

### ①有形文化財(建造物等)

本市ではこれまでに以下の建造物の調査を実施し、報告書を発行しています。

『樋代官長屋門・原泉舎移築復元 富士市立歴史民俗資料館竣工記念』(昭和 56 年)
樋代官長屋門(市指定有形文化財)・原泉舎(市指定有形文化財)
『富士市立歴史民俗資料館 旧松永家住宅移築復元概要』(昭和 57 年)
旧松永家住宅(市指定有形文化財)
『富士市立歴史民俗資料館 眺峰館移築復元概要』(昭和 59 年)
眺峰館(市指定有形文化財)
『富士市立歴史民俗資料館 杉浦医院建物移築復元概要』(平成 2 年)
杉浦医院(市指定有形文化財)

『富士市立歴史民俗資料館 樋代官植松家住宅 旧独楽荘石倉 移築復原竣工概要』（平成3年）
樋代官植松家住宅（市指定有形文化財）・旧独楽荘石倉
『福壽山瑞林寺－瑞林寺伽藍現況調査報告書』（平成4年）
瑞林寺山門・鐘楼・本堂（市指定有形文化財）
『国有形登録文化財「常盤家住宅主屋」修理報告書』（平成17年）
常盤家住宅主屋（国登録有形文化財）
『富士市指定有形文化財 稲垣家住宅移築保存工事報告書』（平成21年）
稲垣家住宅（静岡県指定有形文化財）
『六所家総合調査報告書 建造物・庭園』（平成26年）
六所家主屋（調査後解体）、土蔵・門塀（国登録有形文化財）
『富士市指定有形文化財 稲葉家住宅耐震修理報告書』（平成31年）
稲葉家住宅（市指定有形文化財）
『富士市の近代産業遺産調査報告書』（令和元年）
王子エフテックス株式会社第一製造所（3棟）、王子エフテックス株式会社東海工場（5棟）、岩科機械製作所（2棟）、株式会社ふじかわコーポレーション（2棟）、増田衣料工業株式会社（4棟）

また、本市の郷土史について調査・研究をおこなっている民間団体である駿河郷土史研究会では、市内の神社や仏教寺院についての調査を実施しており、神社については、市内全域をほぼカバーする形で、193社の祭神や創建時期、社殿構造、境内配置、棟札等が詳細に調査されています。一方、寺院については、同会により、市内全域をほぼカバーする形で、96寺の創建や開山、開基、本尊や鎮守堂などが調査されています。

さらに、石造文化財に関しては、本市では、昭和59(1984)年から平成5(1993)年にかけて、市内全域の石造文化財の調査を実施し、以下の報告書が刊行されています。

報告書名	刊行年
富士市の石造文化財（第1集）鷹岡・田子浦・岩松・加島地区調査概要	昭和60年
富士市の石造文化財（第2集）大淵・伝法・吉原地区調査概要	昭和61年 平成5年補訂
富士市の石造文化財（第3集）今泉・原田・吉永地区調査概要	昭和62年
富士市の石造文化財（第4集）須津・浮島・元吉原地区調査概要	昭和63年 平成5年補訂
富士市の石造文化財（第5集）石造文化財補足調査概要	平成元年

また、旧富士川町では平成 6 (1994)年から平成 10(1998)年にかけて町内全域の石造文化財の調査を実施し、『富士川町文化財報告書第 22 号 富士川町の石造文化財』（平成 10 年）を発行しています。

これらの調査の結果、本市内では、48 種 4,449 件の石造文化財の情報（所在地・形状・造立年・大きさ・銘文等）がリスト化されています。

## ②有形文化財（絵画・工芸品）

有形文化財のうち、絵画・工芸品については、市が購入したものに加え、市民から寄贈を受けた 6,805 件が富士市立博物館（富士山かぐや姫ミュージアム）へと収蔵され、データベース化されています。

## ③有形文化財（書跡・典籍、古文書）

本市に残る、あるいは本市に関連する書跡・典籍、古文書については、これまでに 113 件（39,720 点）の史料調査を行い、目録を発行しました。こうした目録の発行により、本市の近世・近代史の解明に対しての一応の基礎が整ったものと考えられます。

また、これらの一部が富士市立博物館（富士山かぐや姫ミュージアム）および富士市立図書館へと収蔵されています。

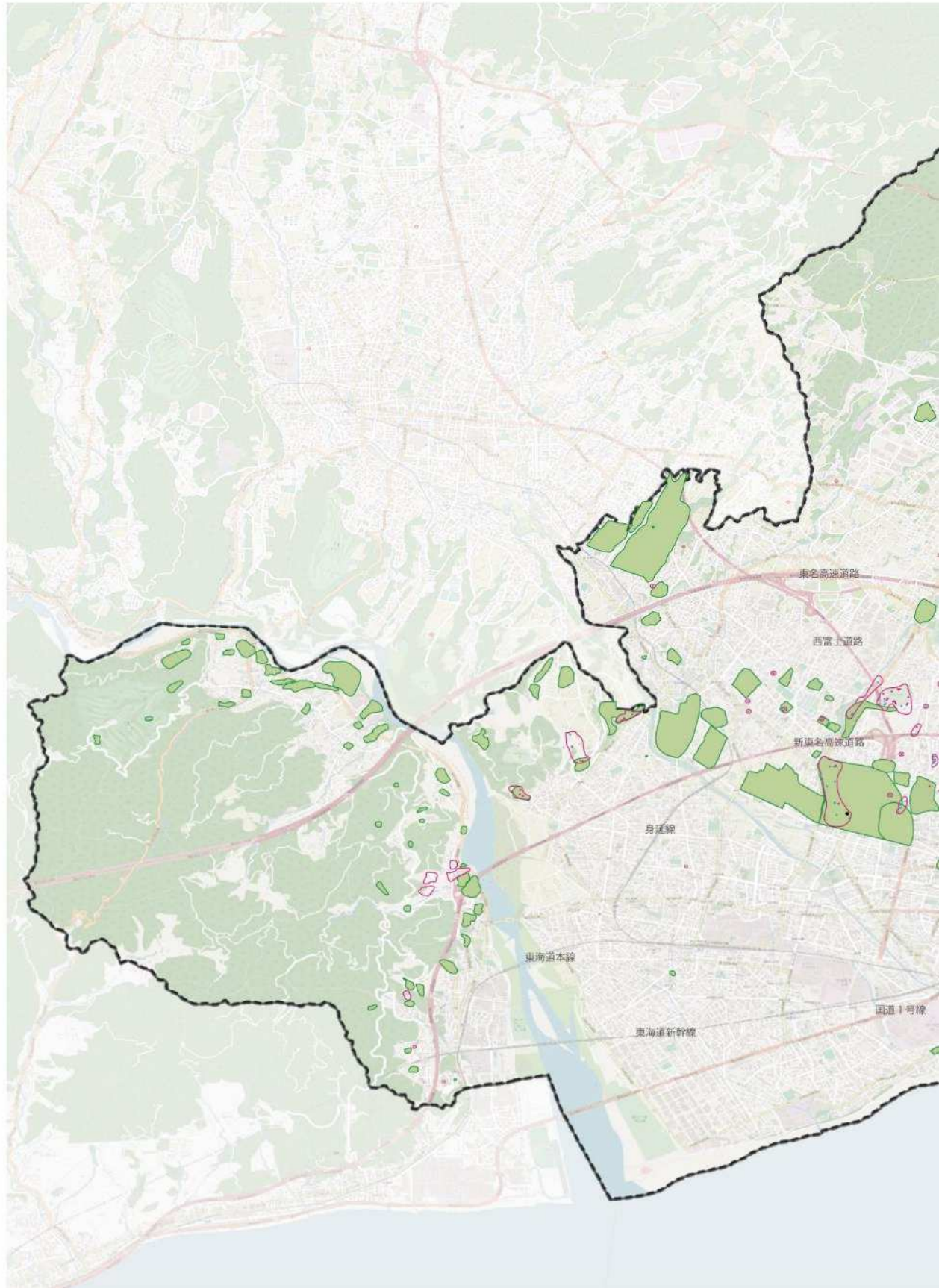
## ④有形文化財（考古資料）および、遺跡・埋蔵文化財

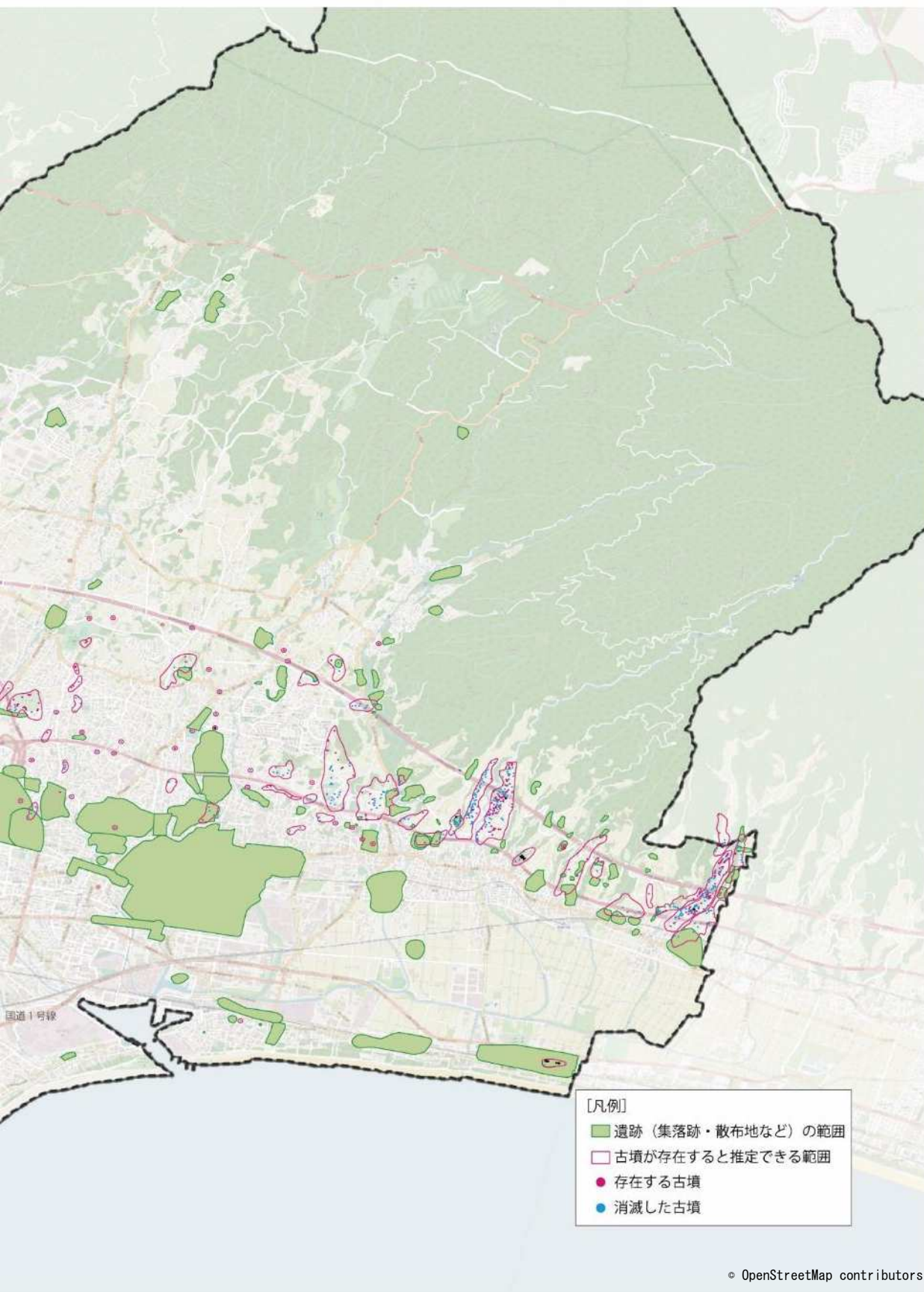
「富士市埋蔵文化財分布地図」に示されている 260 件の埋蔵文化財包蔵地（令和 3 年 10 月現在）のうち、民間開発や市の公共事業等の開発が実施される場合は、本市により試掘確認調査や本発掘調査が行われています。本市によるこれまでの本発掘調査は 228 件のほり、95 冊の調査報告書が発行されています。

また、発掘調査に伴い発見された遺物 6,539 件に関しては、富士市埋蔵文化財調査室での整理作業と報告書の刊行が終了した後に、富士市立博物館（富士山かぐや姫ミュージアム）に移管され、展示や調査研究に活用されています。



[埋蔵文化財包蔵地図]





## ⑤民俗文化財（有形の民俗文化財）

有形の民俗文化財に関しては、主として市民から寄贈を受けた民具類 16,148 点および製紙関係の資料 2,334 点が富士市立博物館（富士山かぐや姫ミュージアム）へと収蔵され、データベース化されています。

## ⑥民俗文化財（無形の民俗文化財）

本市では、無形の民俗文化財のうち祭礼を対象に、昭和 61(1986)年度、昭和 62(1987)年度の 2 か年で市内の祭礼分布調査を実施し、昭和 63(1988)年に『富士市内祭礼分布調査報告書 富士市のまつり』を発行しています。この調査では、市内全域（富士川地区除く）で 441 件の祭礼がリストアップされ、各地域において、当時は祭礼が非常に身近な存在であったことがうかがえます。

また、旧富士川町では、昭和 58(1983)年度に祭礼および年中行事についての調査を実施し、昭和 59(1984)年に『ふるさと富士川第 3 集 祭りと年中行事』が発行されています。この調査では、19 件の祭礼と 90 件の年中行事が取り上げられているほか、庚申講や岩淵鳥居講といった講行事についても挙げられています。

## ⑦ 記念物（天然記念物）

本市の天然記念物については、『富士市の自然 富士市域自然調査報告書』（昭和 61 年）において、地質・地形、植物、動物などの分野から富士山についての調査成果が報告されています。

また、本市では、天然記念物として指定されている樹木を中心に、樹木医による定期的な樹勢調査を実施し、その調査結果に基づいて、所有者や周辺住民の方々のご協力を得ながら、必要に応じて剪定や消毒防除をおこなっています。

## ⑧ その他

### ●史話と伝承

本市に伝わる史話や伝承に関しては、昭和 56(1981)年に発行された『ふるさと富士川 第二集 昔ばなし・伝説集』、平成元(1988)年に発行された『ふるさとの昔話』および、平成 14(2002)年に発行された『ふるさとの昔話Ⅱ』に 203 件が取り上げられています。

### ●偉人・先人に関わるもの

本市では、郷土の発展に貢献した先人（偉人）の足跡や業績についての調査を実施し、平成 2(1990)年に『郷土の先達 第一輯』、平成 9(1997)年に『郷土の先達 第二輯』（いずれも富士市立中央図書館発行）を発行しています。これらの図書には、主として江戸時代から昭和にかけての偉人 69 人の事績がまとめられており、その事績を追うことで、本市の発展



の様相を辿っていくことができます。

### ●戦争遺跡

本市では、令和2(2020)年11月に、核兵器廃絶平和都市宣言35周年を記念して、市内に点在する10件の戦争関係の建造物や痕跡などを「戦争遺跡等」として取りまとめ、「戦争の歴史をたどるMAP」を発行しています。また、民間団体である核兵器廃絶平和富士市民の会では、昭和63(1988)年から「平和のための富士戦争展」を毎年実施し、戦争遺跡等を広く市民に紹介しています。



[これまでの調査に基づく文化財の把握件数]

	種類	調査主体	対象	把握件数	備考
有形文化財	建造物	県	近世社寺建築	2	『静岡県文化財調査報告書』
		県	近代化遺産	20	『静岡県文化財調査報告書』
		県	近代和風建築	16	『静岡県文化財調査報告書』
		市	建造物	31	建造物に関する報告書
		民間団体	神社建築	193	『富士市の神社』
		民間団体	寺院建築	96	『富士市の仏教寺院』
		市	石造文化財	6,805	『富士市の石造文化財』
	絵画・工芸品	市	美術工芸	2,308	博物館資料データベースによる
	書跡・典籍・古文書	市	書跡・典籍・古文書	113	目録作成済みのみ (39,720 点)
	考古資料	市	考古資料	7,252	博物館資料データベースによる
民俗文化財	有形の民俗文化財	県	民俗資料	2	『静岡県文化財調査報告書』
		市	民俗資料	16,474	博物館資料データベースによる
		市	製紙関係	2,356	博物館資料データベースによる
	無形の民俗文化財	国	盆行事	7	『無形の民俗文化財 記録』
		県	民俗事例の呼称	55	『静岡県文化財調査報告書』
		県	民謡	45	『静岡県文化財調査報告書』
		県	職人	3	『静岡県文化財調査報告書』
		県	民俗芸能	2	『静岡県文化財調査報告書』
		県	祭り・行事	38	『静岡県文化財調査報告書』
		市	祭り	550	『富士市のまつり』『祭りと年中行事』
記念物	史跡	県	遺跡	417	『静岡県文化財調査報告書』
		県	歴史の道	2	『静岡県文化財調査報告書』
		県	中世城館	13	『静岡県文化財調査報告書』
		県	前方後円墳	8	『静岡県文化財調査報告書』
		県	古代寺院・官衙	2	『静岡県文化財調査報告書』
		県	中近世墓	10	『静岡県文化財調査報告書』
		県	発掘調査	26	『静岡県文化財調査報告書』
		市	埋蔵文化財包蔵地	260	「富士市埋蔵文化財分布地図」
	名勝	国	庭園	1	『近代の庭園・公園に関する調査研究報告書』
		国	名勝	1	『名勝に関する総合調査—全国的な調査（所在調査）の結果—報告書』
	動物・植物・地質鉱物	市	植物	2,656	『富士市の自然』ほか
		市	動物	3,272	『富士市の自然』ほか
	その他	市	史話と伝承	203	『ふるさとの昔話』
市		偉人・先人に関わるもの	69	『郷土の先達 第一輯』、『郷土の先達 第二輯』	
民間団体		戦争遺跡	10	「戦争の歴史をたどる MAP」	
総把握件数				43,318	※重複あり

## 2. 富士市の文化財の概要と特徴

### (1) 指定文化財の件数

前節でとりあげたような各種調査の結果も反映しながら、国では文化財保護法、静岡県では静岡県文化財保護条例、本市では富士市文化財保護条例に基づいて、それぞれ国にとって、静岡県にとって、本市にとって重要な文化財が指定されています。

本市には、令和3(2021)年10月現在、82件の指定文化財があり、そのうち、国による指定が8件、県による指定が10件、市による指定が64件となっています。これらを種別で見ると、有形文化財の建造物が12件、有形文化財の美術工芸品が21件、民俗文化財が5件、記念物の遺跡(史跡)が16件、記念物の名勝地が1件、記念物の動物・植物・地質鉱物が27件となっています。

一方、無形文化財および文化的景観、伝統的建造物群保存地区、選定保存技術、埋蔵文化財に指定あるいは、選定されているものはありません。

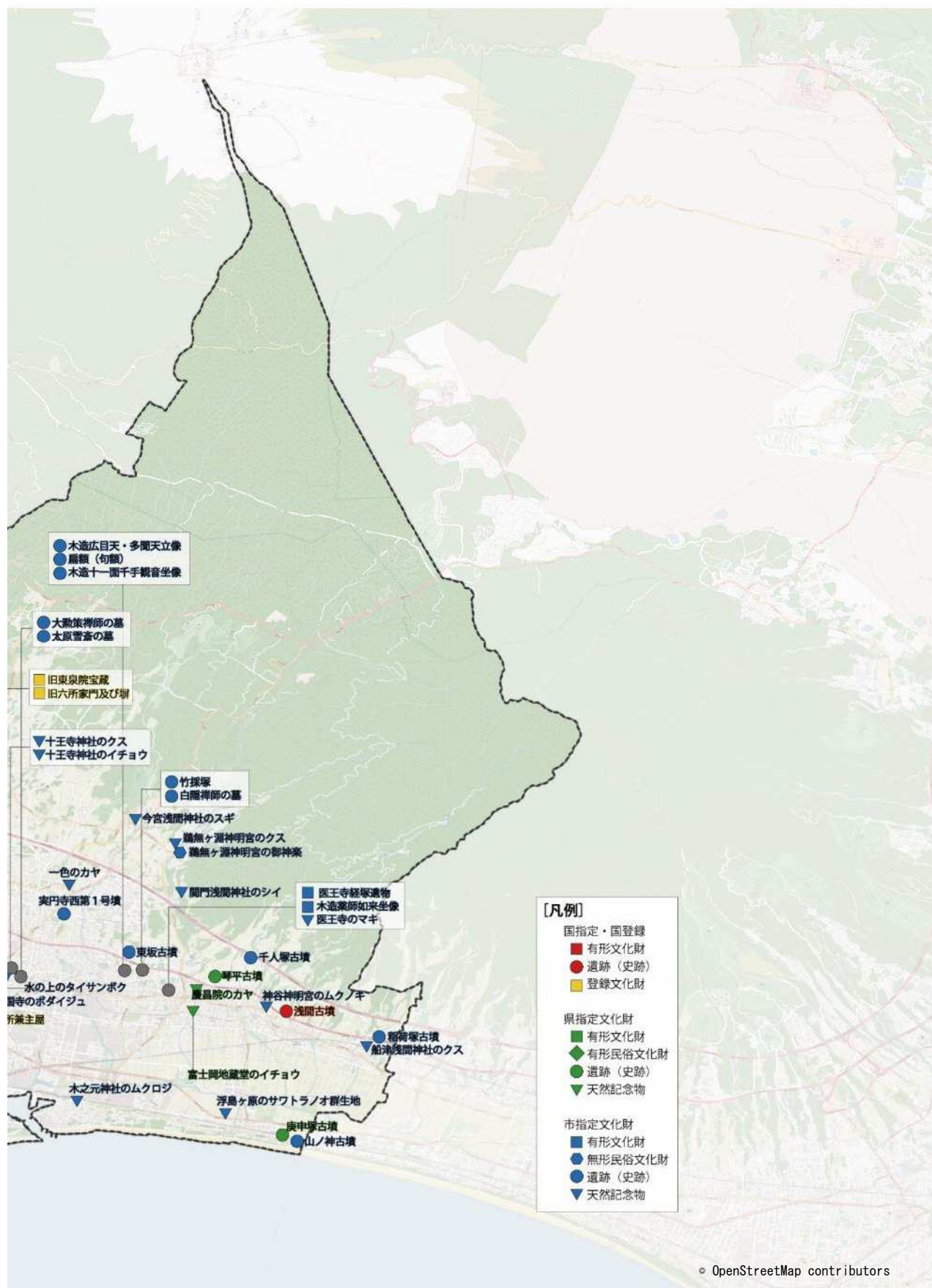
また、国の文化財保護法では文化財登録原簿に登録して保存と活用を図る登録文化財の制度があり、本市では7件の登録文化財(建造物)があります。

#### [富士市の指定および登録の文化財件数]

種別		国		県	市	計		
		指定	登録	指定	指定			
有形文化財	建造物	1	7	1	10	19		
	美術工芸品	彫刻	1	—	—	6	7	21
		書跡・典籍・古文書	1	—	—	6	7	
		工芸品	1	—	1	—	2	
		絵画	1	—	—	—	1	
		考古資料	—	—	—	4	4	
民俗文化財	有形の民俗文化財	—	—	1	—	1		
	無形の民俗文化財	—	—	—	4	4		
記念物	遺跡(史跡)	2	—	4	10	16		
	名勝地(名勝・特別名勝)	1	—	—	—	1		
	動物・植物・地質鉱物(天然記念物)	—	—	3	24	27		
計	(指定)	8	—	10	64	82	89	
	(登録)		7	—	—	7		

※令和3(2021)年10月日現在





[主要指定文化財]

・国指定

写真				
	種別	特別名勝・史跡	重要文化財（建造物）	
	名称	富士山	古谿荘 9棟	
	指定年月日	名勝：昭和 27(1952)年 11 月 12 日 史跡：平成 23(2011)年 2 月 7 日	平成 17(2005)年 12 月 27 日	
	所有者	国ほか	(一財) 野間文化財団	
所在地	大淵字富士山ほか	岩淵		

写真				
	種別	重要文化財（彫刻）	史跡	
	名称	木造地藏菩薩坐像	浅間古墳	
	指定年月日	昭和 57(1982)年 6 月 5 日	昭和 32(1957)年 7 月 1 日	
	所有者	瑞林寺	増川浅間神社	
所在地	松岡	増川		

## ・ 県指定

写真		
	種別	建造物
名称	旧稲垣家住宅 附棟札（文化元年）2枚	岩淵の一里塚
指定年月日	平成 21(2009)年 3月 23日	昭和 61(1986)年 12月 5日
所有者	富士市	静岡県
所在地	広見公園	岩淵

写真		
	種別	天然記念物
名称	富知六所浅間神社の大樟	浮島沼周辺の農耕生産用具
指定年月日	昭和 30(1955)年 4月 19日	平成 2(1990)年 3月 20日
所有者	富知六所浅間神社	富士市
所在地	浅間本町	富士市立博物館（富士山かぐや姫ミュージアム）

・市指定

写真			
	種別	建造物	書跡・典籍・古文書
	名称	ディアナ号の錨	實相寺一切経
	指定年月日	平成元(1989)年 12 月 21 日	平成 21(2009)年 4 月 21 日
	所有者	富士市	實相寺
所在地	五貫島	岩本	
写真			
	種別	考古資料	史跡
	名称	医王寺経塚遺物	竹取塚
	指定年月日	昭和 59(1984)年 12 月 24 日	平成元(1989)年 12 月 21 日
	所有者	医王寺	富士市
所在地	比奈	比奈	
写真			
	種別	天然記念物	無形民俗文化財
	名称	厚原風穴（溶岩洞穴）	鵜無ヶ淵神明宮の御神楽
	指定年月日	昭和 54(1979)年 3 月 15 日	平成 21(2009)年 4 月 21 日
	所有者	富士市	鵜無ヶ淵神明宮御神楽保存会
所在地	厚原	鵜無ヶ淵	



## (2) 富士市の文化財の概要と特徴

本市においては、これまでの文化財調査において、指定・未指定、あるいは法令等の類型に当てはまらないものを含めて数多くの文化財が把握されています。これまでの文化財調査によって把握された本市の文化財の概要と特徴は次に示す通りです。

### ①有形文化財

#### ●建造物

##### [建造物等の分布図]



#### ・仏教建築

仏教建築としての指定文化財は瑞林寺伽藍<sup>ずいりんじがらん</sup>1 件のみですが、市内には、これまでの調査により、約 100 の仏教寺院が確認されています。そのうちの 43 ケ寺が日蓮宗（日蓮正宗含む）、26 ケ寺が曹洞宗であり、この 2 宗派が全体の約 7 割を占めています。江戸時代に創建されたとの寺伝を持つ寺院が多いものの、約 4 割の寺院では、創建時期を中世あるいはそれ以前までさかのぼるとする寺伝を有しています。



[實相寺伽藍]

こうした寺院にくわえて、地域住民によって管理されている小規模な堂に至るまで様々な仏教建築が分布していることが明らかとなっています。

## ・神社建築

本市には神社建築としての指定文化財は存在していませんが、市内には、これまでの調査により、190 を超える神社を確認することができます。大きく分けると、富士山に対する信仰にもとづく浅間神社、愛鷹山に対する信仰にもとづく愛鷹神社、応神天皇を祭神とする八幡宮、山神や水神といった集落の生業に関する神社等に分けることができます。



[日吉浅間神社]

本市の神社建築の様式としては、流造が主流です。また、市内の神社に対する悉皆調査の中で、100 以上の神社に棟札が残されていることが明らかとなっており、神社建築の変遷をたどることが可能です。

## ・住宅

建造物のうち、指定文化財や登録文化財となっている住宅については、本市の歴史や文化の特徴をよく示しています。たとえば、<sup>きゅういながきげじゅうたく</sup>旧稲垣家住宅や<sup>いなばげじゅうたく</sup>稲葉家住宅は、畑作や林業、養蚕に従事した傾斜地に所在した住宅である一方で、<sup>とよだいかんうままつげじゅうたく</sup>樋代官植松家住宅や<sup>きゅうまつながけじゅうたく</sup>旧松永家住宅は稲作を中心とした平地の住宅となります。さらに、国の重要文化財である<sup>こけいそう</sup>古谿荘や、<sup>ちようほうかん</sup>眺峰館・<sup>きゅうじゅんてんどうたなかし か いいんしんりょうしよけんおもや</sup>旧順天堂田中歯科医院診療所兼主屋といった、特徴的な意匠をもち、まちのシンボリック的存在となっていた住宅等がみられます。また、本市の特徴として、こうした住宅の多くが、広見公園内ふるさと村歴史ゾーンの中に移築復原されており、多様な建造物を一つの場所で見学することで、本市の歴史や文化を体感することが可能となっています。

なお、平成 14(2002)年に実施された静岡県の調査では、未指定の建造物として、江戸時代末から明治期にかけての住宅 11 軒が報告されていますが、そのうち、すでに2軒が取り壊されており、今後もその数が減少する可能性があります。

一方で、この調査には報告されていないものの、市内の各所に江戸時代や明治時代まで遡ることのできる蔵が現存していることが確認されています。



[吉原商店街の防災建築街区]

また、静岡県は街の防火を目的に、地上3階以上、高さ11メートル以上の耐火建築物が带状に建設された防火帯・防災建築街区の先進県とされています。なかでも、市内吉原の商店街では、昭和35(1960)年から昭和43(1968)年にかけて、25棟の建造物から構成される防災建築街区が形成されており、県内でも良好に残存する事例として知られています。

### ・産業等に関する建造物

現在にいたる富士市の発展を支えたのは、暴れる水を制することにより開かれた豊かな平地を利用した稲作を中心とした農業、豊富な水を利用した製紙業に代表される製造業であるといえます。これらの産業の基礎となる各種施設・設備が、特に明治時代以降の近代化とともに設けられました。こうした施設・設備は、老朽化などで更新されてしまう場合が多いものの、市内には以下のような近代以降の産業に関する建造物が残されており、産業都市としての富士市の発展の姿を示しています。



[王子エフテックス第一倉庫マシン建屋]

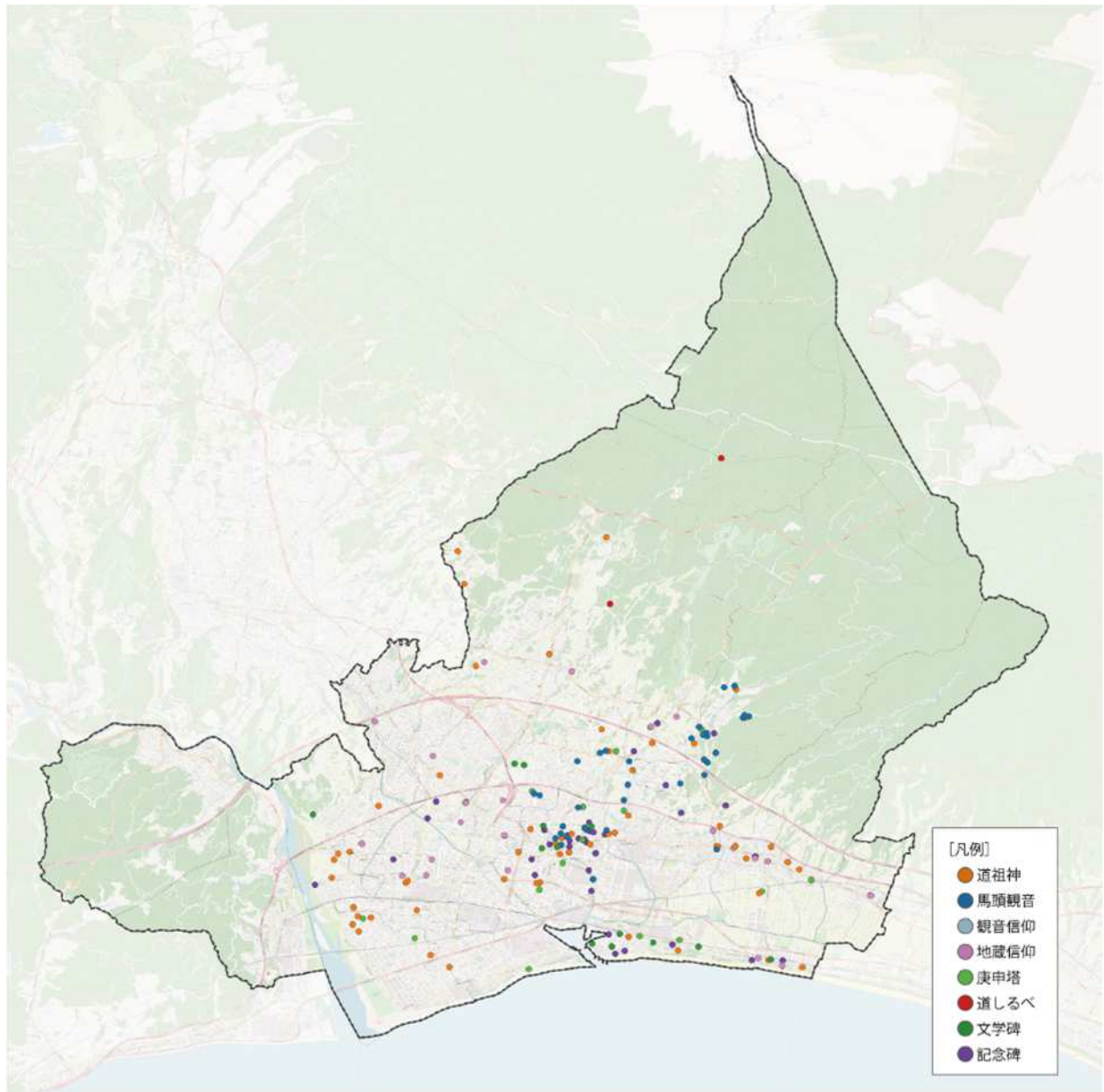
#### 【これまでに確認された産業等に関する建造物】

農業に関するもの	昭和放水路（昭和 18(1943)年）、加島水門（明治 27(1894)年）
交通・運搬に関するもの	中之郷用水岩淵水門（明治 22(1899)年）、富士川橋梁（大正 5(1916)年）、富士川橋（大正 13(1924)年）、田子の浦港（昭和 41(1966)年）、岳南電車および駅舎（全線開通は昭和 28(1953)年）
製紙業に関するもの	王子エフテックス株式会社第一製造所レンガ建屋（明治 23(1890)年）同マシン建屋（明治 30 年代）、同レンガ資材倉庫（明治 20～30 年代）、王子エフテックス株式会社東海工場旧事務所（大正 8(1919)年）、同レンガ建屋（大正年間）、同レンガ倉庫（大正年間）、岳南排水路（基線竣工は昭和 39(1964)年）
その他	岩科機械製作所西棟および東棟（大正 7(1918)年）、株式会社ふじかわコーポレーション昭和 24 年倉庫および昭和 39 年倉庫、増田衣料工業株式会社工場および住宅（昭和 8(1933)年）、同鉄筋コンクリート建物（昭和 17(1942)年）

### ●石造文化財

本市における石造文化財は、指定されているものは市指定として4件のみであり、建造物あるいは史跡に含まれています。一方、未指定の石造文化財は、これまでの調査により、約4,500点がリストアップされています。これらは、道祖神、馬頭観音、地藏、庚申など、本市の生業に深く結びついたものと、交通や物流の状況を示す道しるべ、文学碑や記念碑といった先人の偉業を顕彰するものの3種類に大きく分けることが可能です。時代的に中世までさかのぼることのできるものはわずかしかありませんが、これらの石造文化財は、近世以降の本市の歴史や文化を知ることができる貴重な文化財といえます。以下では、それぞれの石造文化財の特徴を示します。

[主な石造文化財の分布図]



・道祖神

本市では、約 300 基の道祖神が確認されていますが、主として「伊豆系」と呼ばれる単体道祖神、「大宮系」と呼ばれる双体道祖神、そして文字で“道祖神”や“<sup>き</sup>佐<sup>つ</sup>倍<sup>の</sup>加<sup>み</sup>”などと刻まれた文字道祖神の三つに分けられます。地域的な特徴として、伊豆に近い本市東部には単体道祖神が多く、また富士宮市に近い西部の鷹岡地区では双体道祖神が多い傾向があります。一方、道祖神については富士川以西ではほとんど見られなくなります。



[双体道祖神（天間）]

### ・馬頭観音

馬頭観音は道祖神よりも数が多く、本市では400基以上が確認されています。馬頭観音は昔から人々の重要な運搬手段であった馬の供養と深く結びついており、馬が数多く用いられていた富士山の山麓の大淵、鷹岡、吉永地区や愛鷹山の山麓の須津地区、富士川西岸では松野地区の山間地区に数多く建立され、当地の生業の特徴を示しています。



[馬頭観音 (今宮)]

### ・観音信仰

江戸時代中期には、観音菩薩を本尊とする三十三ヶ寺を巡礼するものは大きな功德を得られるという観音巡礼信仰が広まり、西国三十三札所観音巡礼をはじめとして、坂東、秩父、伊豆横道などで札所（寺院）が整備され、各地を巡礼する庶民が多くなりました。しかしながら、当時は長期にわたる旅は困難であったため、三十三ヶ寺の本尊をそっくり写した霊場を近郊に造り、参拝できるような場所が整えられました。こうした例として宮島の万太郎塚や、岩淵の新豊院の三十三所観音が挙げられます。



[万太郎塚 (宮島)]

### ・地藏信仰

地藏信仰は、釈迦入滅から56億7千万年後の弥勒菩薩の出現までの、仏のいない時代に人々を救ってくれるのが地藏菩薩であるという信仰で、平安時代初めから盛んになったといわれていますが、本市では、鎌倉時代に富士川周辺で地藏信仰が広まっていったとされます。その後、市域全体に広がり、360基あまりの地藏尊が確認されています。



[笠被り地藏 (岩淵)]

## ・庚申信仰

暦における十干十二支の組み合わせで、60日に一度巡ってくる庚申の日には、中国の道教の教えと仏教的な習わしが結びついた形で、人々が夜集まり、朝まで寝ないで話をするという「庚申講」という信仰行事が江戸時代に流行しました。流行にあわせて、庚申が“かのえさる”と言われることにちなみ、猿を刻んだ石造文化財や、行事の本尊とされた青面金剛をかたどった庚申塔が全国で建立されており、本市でも約130基の庚申塔が確認されています。



[庚申塔 (木島)]

## ・道しるべ

本市には東西を走る東海道と、そこから派生する山梨や長野に至る街道が存在しており、旅人にとって道案内となる道しるべが93基確認されています。

その目的を大きく分けると、以下の4種類が挙げられます。

### 仁藤春耕の道しるべ

市内富士岡の住民、仁藤春耕の手により、明治39(1905)年から明治45(1912)年ごろにかけて、本市から御殿場市を結ぶ十里木街道にそって建てられた石造文化財で、富士市・裾野市・御殿場市にわたって100基以上現存しています。このうち、本市内には37基が確認されています。



[仁藤春耕の道しるべ]

### 室伏半蔵の道しるべ

市内久沢の室伏半蔵の手により、江戸時代末期に立てられた道しるべで、潤井川の北岸から久沢・入山瀬など本市の北西部にかけて、8基が確認されています。日蓮宗の題目である「南無妙法蓮華経」の文字や日蓮宗の大黒天信仰と深いかわりのある「甲子神」の文字が大きく刻まれていることから室伏半蔵が日蓮宗に深く帰依していた様子がうかがえます。



[室伏半蔵の道しるべ]

### 富士山の道しるべ

富士山は、平安時代末に、富士市岩本の實相寺を開いた智印上人の弟子である末代上人によって登山道が開かれたとされ、以降、多くの参詣者を集めました。中でも江戸時代には庶民の参詣登山が盛んとなり、富士山への経路を示す道しるべが立てられました。富士市内では、東海道から分かれて富士山本宮浅間大社へと向かう起点となる松岡の水神社の境内や吉原から村山浅間神社へと向かう村山道の道中に道しるべが確認されています。



[富士山の道しるべ (水神社)]

### 身延道の道しるべ

身延道は静岡と山梨を結ぶ街道の一つで、古くは甲州往還ともいわれ、江戸時代には日蓮宗の総本山身延山久遠寺への参詣道として盛んに使われました。現在は新道やゴルフ場、宅地の開発により、その面影はほとんど残されていませんが、身延山までの距離を示した題目道標などにより当時の様子がうかがえます。



[身延道の道しるべ (光栄寺)]

## ・文学碑

本市には東西を走る東海道と、そこから派生する山梨や長野に至る街道が存在していることから、多くの旅人が行き交う場所でした。その中には、松尾芭蕉をはじめとする著名な俳人も含まれており、市内からの雄大な富士を見て詠んだ歌が残されています。また、富士山の麓であるからこそ、多くの俳人が拠点を構え、後進の育成に励み、俳句の文化がこの地域に広まりました。その結果、師匠を慕う弟子たちが建立した句碑が多く残されており、和歌の碑等も加えると富士市内に47点の文学碑が確認されています。



[松尾芭蕉文学碑]

## ・記念碑

貴人の来訪、困難な工事の完成、地域に尽くした先人の功績などは、市内の各地域にとって、まさにそれぞれの地域が誇るべきアイデンティティとなっています。それらの事績を単に語り継ぐだけではなく、広く顕彰し、後世に伝えるために、地域の人々の手により、市内には約250点の記念碑が建てられています。中には、先人たちの功績だけではなく、災害の記憶を色あせないものにするために立てられたものもあり、人々の記憶の伝達装置の一つとしての役割を有しているともいえます。



[角倉了以記念碑]

## ●美術工芸品

### ・彫刻

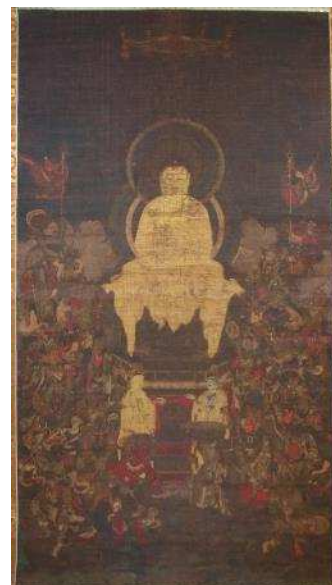
本市の平安時代までの彫刻としては、<sup>ずいりんじ</sup>瑞林寺の木像地蔵菩薩坐像と<sup>いおうじ</sup>医王寺の木像薬師如来坐像があげられます。これらに加えて、中世・近世の仏像類4点が指定文化財となっていますが、本市ではこれまで指定文化財以外の彫刻に関する悉皆調査は実施していないため、本市に所在する彫刻の持つ特徴は明確となっていません。

### ・書跡・典籍・古文書

本市の書籍・典籍・古文書のうち、指定文化財となっているものは、近世の寺院の縁起類や地誌類、貴重な経典等であり、本市の歴史や文化を知るために欠かすことができない重要な史料となっています。一方で、未指定とはいえ、本市の歴史や文化、地域の成り立ちを知ることができる史料として、以下に取り上げた六所家旧蔵資料や大宝院秋山家資料など、これまでの市史編さんや図書館・博物館による調査の中で膨大な量の古文書が把握され、大部分が目録化されています。

#### **六所家旧蔵資料**

六所家は富士市今泉に所在した旧家で、明治政府による神仏分離政策によって還俗するまでは、富士山<sup>とうせんいん</sup>東泉院という寺院を営んでいました。この六所家の土蔵は旧東泉院の宝蔵として、安政4(1857)年に建てられたものですが、この土蔵を中心に、中世から近現代に至る膨大な資料(六所家旧蔵資料)が伝来しており、本市の郷土の歴史・文化を解明するため、大変貴重な資料群といえます。平成19(2007)年に六所家より本市にこの資料群が一括寄贈され、約10年をかけて、古文書・書画・聖教・民俗・建造物および庭園・埋蔵文化財の分野からなる総合調査が実施され、基礎的な調査が行われていますが、さらなる調査研究に基づく活用が期待されています。



[釈迦三尊十六善神図]

#### **大宝院秋山家資料**

秋山家は、昭和20(1945)年代前半に富士宮市村山地区から本市に移り、修験道を実践する山伏として活動し、地域社会で「法印<sup>ほうえん</sup>さん」と畏怖・尊称されていました。1,100点を越える秋山家の所蔵資料(大宝院秋山家資料)は、現在、富士山かぐや姫ミュージアムに寄託されており、常設展等でその一部が紹介されています。未だ実態が解明されたとは言い難い富士山修験道の教義や次



[大宝院秋山家の祭壇(復元)]



第に関する聖教類をはじめとして、近代における民間宗教者の宗教活動の実態解明や、まじない習俗に関する研究分野の進展にも寄与が期待される資料群といえます。

### ・ 絵画

本市の絵画のうち、1件を除いては未指定となっています。未指定の絵画に関しては、主として市民から寄贈を受けたものや、富士山に関するものが富士市立博物館（富士山かぐや姫ミュージアム）へと収蔵され、データベース化されています。これらのうち、富士山に関する絵画は、芸術の源泉として世界文化遺産に登録された富士山の普遍的な価値を示す資料群となっており、なかでも葛飾北斎が描いた富嶽三十六景のうち、「駿州片倉茶園ノ不二」、「駿州大野新田」、「東海道江尻田子の浦略図」については、本市の風景を描いたとする説に基づき、民間団体（富士市に残る北斎の足跡を辿る会）がまちづくり活動の一環としてその検証に取り組んでいます。

また、平成17(2005)年に寄贈を受けた、六所家旧蔵資料の中には、中世から近世にかけての絵画も含まれており、詳細な調査や修復作業が必要な状況であり、その特徴については明確にはなっていません。

加えて、アンケート調査などから、市内の寺院には仏画を所有しているとの情報が得られているほか、本市にゆかりの深い画家（庵原三山、鈴木香峰、井上恒也等）の作品については、個人所有のものも多くあることが確認されており、それらの把握調査・詳細調査を通じて、本市の絵画の特徴を明らかにすることが可能となります。

### ・ 工芸品

工芸品の指定文化財は数が少なく、また、一般には公開されていないことから、その特徴を捕えることは困難です。また、未指定の工芸品のうち、市内の個人所有のものについての把握はできていない状況です。

一方で、主として市民から寄贈を受けたものや、富士山に関するものが富士市立博物館（富士山かぐや姫ミュージアム）へと収蔵され、データベース化されています。加えて、令和2(2020)年度に富士山に関連する工芸品約8,000点の寄贈を受けており、芸術の源泉として世界文化遺産に登録された富士山の普遍的な価値を示す資料群となっています。

### ・ 考古資料

本市の考古資料のうち、東坂遺跡や中原第4号墳、東平1号墳といった、地域の支配者に関する古墳の出土品や、医王寺経塚の遺物のように、本市から伊豆半島にかけての中世の信仰に関する遺物が市の文化財として指定されており、当時の社会組織や習俗を知るための貴重な史料群といえます。これらに加えて、未指定の考古資料においても、以下に紹介するように、本市において暮らしを営んできた人々の様々な姿を知ることができる史料群がこれ

までの発掘調査により確認されています。

## 旧石器時代

### 矢川上 C 遺跡出土遺物

市内において確認されている旧石器時代の遺跡は、吉永北地区の峰山遺跡や須津地区の古木戸 B 遺跡など近接する沼津市域と比べるとさほど多くはありません。そのなかで、沼津市との市境に所在する矢川上 C 遺跡では、石器 8,257 点が出土しています。特に第 IV 文化層からはナイフ形石器 250 点が出土しており、愛鷹・箱根地域における愛鷹ローム層から富士黒土層の資料としては最大級を誇っています。



[矢川上 C 遺跡出土物]

## 縄文時代

### 破魔射場遺跡・駿河山王遺跡出土遺物

富士川サービスエリアの建設に伴い縄文時代中期後葉の土器がまとまって出土しています。これらの土器は文様の特徴から曾利式と呼称される、山梨県内において出土する土器と共通した特徴を有していることから、縄文時代における富士川流域の文化交流を示す資料として注目されます。また、人面装飾付釣手土器や顔面に入れ墨表現のある鯨面土偶と呼ばれる資料も出土しており、縄文時代の生活や風俗を知るうえで貴重な資料といえます。



[駿河山王遺跡出土 土偶]

### 天間沢遺跡出土遺物

市立天間幼稚園や市営住宅天間団地建設に伴い縄文時代中期後葉の土器がまとまって出土しています。天間沢遺跡は昭和初期から知られていた遺跡ですが、昭和 35(1960)年に富士市内においてもっともはやく学術調査された遺跡として学術的にも評価できます。



[天間沢遺跡出土 顔面把手 土偶]

## 弥生時代

### 宮添遺跡環濠出土遺物

富士市内には弥生時代の遺跡はあまり多くはありませんが、なかでも増川に所在する宮添遺跡 E 地区では弥生時代後期の環濠から完形に近い土器を含めて比較的まとまって出土しています。環濠の存在は必ずしも戦いがあったことを証明するものではありませんが、弥生時代後期における社会変動の一端を示す資料として注目されます。



[宮添遺跡の環濠から出土した土器]

### 清水岩の上遺跡出土遺物

清水岩の上遺跡は富士川の西岸の松野地区に所在する弥生時代後期から古墳時代前期の遺跡です。昭和 50(1975)年代に畑の造成中に 2 m 四方を掘った際に完形品 5 個体を含む大量の土器が出土しました。そのうちの 4 点はかつて富士川町指定文化財に指定されていましたが、現在は合併に伴い指定が解除されています。



[清水岩の上遺跡出土 弥生土器]

土器の特徴から静岡県中部の菊川市周辺に多く分布する「菊川式土器」との共通性が指摘できます。遺跡は太平洋と内陸とをつなぐ交通の要衝に立地し、また、遺跡の北側には弥生時代の大規模集落として知られている富士宮市の月の輪遺跡群が展開しています。古墳時代にむかって人やモノ、情報がこれまでより早く、遠距離に動き出し始める社会の様子を示す資料として貴重です。

## 古墳時代

### 沖田遺跡準構造船

沖田遺跡はかつての吉原湊（現在の田子の浦港）の北側、浮島ヶ原低地の西端に位置する遺跡です。平成 18(2006)年 6 月に行われた今泉小学校南東付近における確認調査において地表下 4 m から古墳の埋葬施設である棺に転用された準構造船が出土しました。準構造船とはそれまでの丸木舟とは異なり、<sup>たていた</sup> 舷側板 <sup>げんそくばん</sup> などの部材を組み合わせ、耐波性に優れた船です。船としての役割を終えたのち木棺として転用され、一緒に出土した土器や小型倣製鏡の年代から古墳時代前期のものと考えられます。船底の形状などから当時、ラグーンと



[沖田遺跡出土 準構造船]

なっていた浮島ヶ原低地で使用されていた船と考えられます。船が使用されていた古墳時代前期には、浮島ヶ原低地を取り囲むように、沼津市の<sup>なかおさんこふん</sup> 高尾山古墳や<sup>しんめいづかこふん</sup> 神明塚古墳、本市の浅

間古墳、東坂古墳が次々と築造され、まとまった地域社会を形成していたと考えられています。その中で、大型古墳を築造する階級とは異なる集団が、沖田遺跡の準構造船を使用して情報やモノを伝達することで地域社会を支え、活躍していた様子を示す貴重な資料といえます。

#### 沢東 A 遺跡子持ち勾玉

沢東 A 遺跡は、駿河湾に注ぐ潤井川と凡夫川の合流する氾濫原周辺に立地する、古墳時代から奈良時代にかけての集落遺跡です。この遺跡から子持ち勾玉と呼ばれる、勾玉の側面などに複数小さな勾玉が付属する特殊な勾玉が3個体出土しています。また、管玉や白玉などの滑石製の石製模造品と呼ばれるものもまとめて出土しています。これらの遺物の一部は水辺における新たな祭祀形態として古墳時代中期後半に搬入されたと考えられており、潤井川流域における地域開発の開始期において外部からの技術的・政治的支援があったことを示す貴重な遺物と言えます。



[沢東 A 遺跡出土  
子持ち勾玉と勾玉形石製品]

#### 伝法古墳群出土遺物

伝法古墳群出土遺物には、すでに市指定文化財となっている「中原第4号墳出土品」、「東平1号墳出土品」がありますが、そのほかにも、国久保古墳出土の雁木玉や西平第1号墳出土品があります。国久保古墳は平成13(2001)年に行われた確認調査で新たに発見された伝法古墳群の中でも東端に単独で立地する古墳です。国内でも十数例しか発見例がない雁木玉の生産地については、海外の可能性も指摘されています。



[国久保古墳出土 雁木玉]

西平第1号墳からは前述の通り(1章3歴史的背景)、郡の長官(郡司)クラスの腰帯金具などが出土しており、同古墳群の集団によって郡家の経営が主導されていたことがわかります。

### 奈良・平安時代

#### 東平遺跡出土遺物 墨書土器「布目」

現在、東平遺跡は駿河国富士郡の郡家として位置づけられています。遺跡から600軒近くの竪穴建物跡が発掘されており、土器などの生活用具に加えて、腰帯具などの律令制による中央集権的支配体制を示す資料や、紡錘車やノミ、鞆の羽口といった手工業に伴う遺物も出土して

います。平成 12(2000)年に発掘した第 27 地区からは 8 世紀第 2 四半期に作られた須恵器の底面に墨で「布自」と書かれた土器が出土しており、東平遺跡を郡家として評価するに相応しい資料が見つっています。



[墨書土器 「布自」]

## 中世

### 岩本出土の古瀬戸

市内岩本において、昭和 56(1981)年前後に個人の方が採集した古瀬戸の四耳壺 2 点と瓶子 1 点で、現在富士山かぐや姫ミュージアムで保管されています。13 世紀前半から中ごろに作られたもので、大規模な墓地において蔵骨器として使用されたものと想定されています。平安時代の末、鳥羽法皇の願いによって、天台宗の智印上人が建立したとされる實相寺に隣接した地点で採集されており、富士における中世の様相を知るうえで貴重な資料といえます。



[岩本出土 古瀬戸]

## 近世

### 東泉院 出土遺物

東泉院は戦国時代から明治初(1868)年まで、現在の今泉の地に存在した密教寺院で、富士南麓にある五つの神社(下方五社)の管理・運営をおこなうとともに、時の支配者から領地(朱印地)を認められた領主でもありました。平成 19(2007)年から平成 25(2013)年まで断続的に敷地内の発掘調査を行い数多くの資料が発掘されました。



[東泉院 出土遺物]

特に 17 世紀後半から 18 世紀前半には商業ルートでは入手できないと考えられる景德鎮窯の碗が見つっており、東泉院の活発な活動を垣間見ることができます。また、寛政 2(1790)年に発生した火災後の処理として埋められた井戸からも大量の一括資料が見つっています。

### 中吉原宿遺跡出土遺物

慶長 6(1601)年に設置された東海道 14 番目の宿場である吉原宿は、台風と高潮による被害を絶えず受け、寛永 17(1640)年、天和元(1681)年と 40 年おきに移転(所替)をしたことが文書から明らかになっています。寛永 17(1640)年から 40 年間しか経営されなかった宿場を「中

吉原宿」と呼称しています。平成 29(2017)年には遺跡内において唯一の本発掘調査が行われ、延宝 8(1680)年閏 8 月 6 日に襲来した台風による高潮の痕跡と考えられる円礫混じりの土層と 17 世紀後半の良好な一括資料が出土しています。これらの資料は、文書としては残らない階層の人びとの生活を明らかにするだけでなく、幕府による人、情報、物流の掌握状況や災害への対応など多くの側面を明らかにするものとして評価できます。



[中吉原宿遺跡 出土遺物]

## ②民俗文化財

### ●有形の民俗文化財

本市の有形の民俗文化財のうち、<sup>うましまぬましゅうへん</sup>浮島沼周辺<sup>のうこうせいさん</sup>の農耕生産用具は、湿田という特殊な環境における稲作で用いられた独特の農具であるとともに、県内では他に例をみないという点から、隣接する沼津市が所有する農具と合わせて県指定の文化財となっています。また、未指定の有形の民俗文化財については、主に市民から寄贈されたものが富士市立博物館に収蔵されています。それらは、沿岸部での漁業に関する資料、平野部での稲作に関する資料、山麓での畑作や林業に関する資料に加え、製紙や竹細工といった職人や産業に関する資料や、日常生活文化に関する資料であり、本市の歴史や文化を知るうえで欠かすことができないものといえます。



[博物館収蔵庫内の民俗資料]

### ●無形の民俗文化財

本市の無形の民俗文化財のうち、大北のカワカンジーや木島のナゲダイマツ、岩淵鳥居講は、人とモノが行き交う物流路でもあった富士川流域の集落で受け継がれてきた民俗行事であり、富士川に面した周辺の市町ではほとんど見られなくなってしまったことから、市指定の文化財となっています。また、民俗芸能である<sup>うないがふちしんめいぐう</sup>鵜無ヶ淵神明宮<sup>のおかぐら</sup>の御神楽については、市内で現存する唯一の神楽であることから、市指定の文化財となっています。



[大北のカワカンジー]

これらに加えて、本市には神社の祭神や寺院の本尊を信仰対象として、市外や他地域からも人々が集まり、露店や花火等でにぎわう例祭に加え、民間信仰を背景として、各地区で実施されており、呼称や期日・形態等が類似する祭礼が 500 件以上確認されています。これらは、地域に対する愛着や人々の連帯感を育むものであり、重要な価値を有しているといえます。

また、本市の食文化については、これまで詳細な調査は実施されていないことから、その特徴について明確に示すことは困難です。しかしながら、市民を対象にしたアンケートやモニター調査では、市外の方々にお勧めしたい歴史的・文化的なものとして、田子の浦しらすや富士の茶などの食文化が数多く挙げられているほか、東海道や富士川沿いには古くから名物（柏原のウナギ、本市場の白酒、岩淵の栗の粉餅など）や伝統料理（ネギ雑炊、おけんちゃんなど）があったことが知られています。



[木島のナゲタイマツ]

### ③記念物

#### ●遺跡（史跡）

本市における遺跡の数は260件を超えます。このうち、散布地が109件、集落跡が33件、城館跡11件、社寺跡2件、古墳86件をはじめ、上記の要素を複合的に持つ遺跡20件が富士川の西岸、愛鷹山の山麓、富士山の山麓、富士火山の扇状地、田子の浦砂丘を中心に分布しています。逆に、浮島ヶ原および富士川の扇状地には遺跡がほとんど分布していません。この違いは、本市の地理的条件が、人々が生活できる環境に大きな影響を与えてきたことを示すとともに、近世以降、それまでは生活に適していなかった環境を改変して、人々が生活範囲を広げ、現在へと至っていることを示しています。



[金原明善翁ら大規模植林地]

また、遺跡類に加えて、雁堤や金原明善翁らによる大規模植林地といった生産に関わる施設や、東海道や身延道といった交通に関する施設も確認されており、富士山の噴火によって形成された地理的環境に基づく産業をもとに、人・モノが行き交う交通の要衝であった本市の特徴が見て取れます。

さらに、詳細な調査は実施されていませんが、後述する史話や伝承に関連する遺跡が数多く確認されており、市内各地で遺跡を通して史話や伝承を体感できるということも本市の特徴の一つといえます。

#### ●名勝地

本市の市域のほとんどは富士山の噴火によって形成されており、市内のほぼすべての場所から富士山を望むことが可能となっています。平成25（2013）年に、信仰の対象を芸術の源泉として富士山が世界文化遺産に登録されていることからわかるように、本市から見た富士山は古くから、たぐいまれなる風景として芸術作品あるいは文学作品として日本国内の

みならず海外にまで伝えられており、富士山は本市唯一の指定名勝でありながらも、それ自体が本市の特徴を示す存在でもあります。

また、詳細な調査は実施されていないものの、全国的にみても重要な価値を有する名勝地として、古谿荘庭園、富士川などが存在します。



[古谿荘庭園]

## ●動物、植物、地質鉱物

本市の動物、植物、地質鉱物の特徴として、市域が標高0mの駿河湾沿岸から、富士山の山頂直下の標高3,680mに及んでいるという特殊な環境を背景に、多様な植物や動物が見られ、浮島ヶ原では、全国でも数か所にしか生息しない湿地性植物のサワトラノオが生息しています。また、富士山の噴火という非常に稀有な地学イベントによって生まれた溶岩洞穴をはじめとする溶岩地形や豊富な湧水など、特徴的な地学的資源が存在しています。



[サワトラノオ]

## ④文化的景観

本市には、重要文化的景観として国に選定されているものが無いことに加え、これまで文化的景観に関連する調査を実施していないことから、その特徴について明確に示すことは困難です。しかしながら、本市では、富士山の活発な火山活動によって形成された地理的環境のもとで、茶業や林業、水田耕作といった生業や製紙業といった産業が営まれ、それらの活動によって生み出された特徴的な景観が広がっています。



[富士山と茶畑]

## ⑤伝統的建造物群

本市においては、重要伝統的建造物群保存地区として選定されているものが無いことに加え、これまで伝統的建造物群に関連する調査を実施していないことから、その特徴について明確に示すことは困難です。しかしながら、本市には東海道や東海道から派生する街道があり、各街道に設けられた、宿場や間宿の様子を今に伝える建造物群が、東海道の小休本陣常盤家住宅以外にも残されているかどうかの



[小休本陣常盤家住宅]



調査、あるいは古くからの集落の様子を今に残す建造物群が残されているかどうかの調査を実施することで、本市の特徴を明らかにすることが可能となります。

## ⑥その他の文化財

### ●史話と伝承

史話や伝承は、現在の文化財の類型には含まれていませんが、本市では 130 を超える史話や伝承が確認されています。中でも、以下に述べるような富士山信仰とかぐや姫に関わる伝承や、源平合戦や曽我兄弟に関わる史話は、中世から江戸時代にかけて本市に定着したものです。さらに、こうした史話や伝承がストーリーだけで現代に伝えられているのではなく、ストーリーに関連する史跡や古文書、絵画などの文化財が本市には残されており、こうした文化財を通して、史話や伝承を体感することができるということも本市の特徴といえます。

### 富士山信仰とかぐや姫

火山である富士山は、古くから畏怖の対象であり、山頂には火の神がいますと考えられてきました。奈良・平安時代には富士山の火山活動が活発化することで、麓で暮らす人々は荒ぶる火の神＝アサマ（浅間）を鎮めるために、麓から祈りをささげるようになり、それが現在富士山周辺に数多くみられる浅間神社の始まりとなったとされます。中世に入ると、こうした信仰に加え、<sup>しゅげんどう</sup>修験道の影響を受けながら富士山は修行の場とされ山岳信仰の聖地となっていきました。



[東泉院跡]

本市に伝わるかぐや姫の物語は、こうした背景のもとで成立したとされ、かぐや姫は最後に月に帰ってしまうのではなく、富士山に登って山頂の洞穴に入っていくことになっており、姫は富士山そのものの祭神とされています。この物語のもとになっている話は、富士山中で修行を繰り返した宗教者たちが記した「<sup>ふじさんえんぎ</sup>富士山縁起」（富士山及び富士山信仰にかかわった寺社に関する由来や伝説などを記した縁起書の総称）であり、その中では、かぐや姫を育てた竹取の翁や<sup>おうな</sup>嫗夫妻は、それぞれ鷹と犬を可愛がり、<sup>あしたか</sup>愛鷹と<sup>いぬかい</sup>犬飼とよばれる神となったとされています。

また、この物語は、宗教者の中だけにとどまらず、地域へと定着し、富士市内には以下に記すようなかぐや姫にゆかりのある場所が数多く残されています。

#### [富士山信仰とかぐや姫にゆかりのある場所]

富士山 / 大宮・村山口登山道 / 滝川神社 / 竹採公園・竹採塚 / 寒竹浅間神社 / 囲いの道・見返し坂 / 飯森浅間神社 / 鑑石 / 妙善寺観音堂 / 中里八幡宮 / 東泉院跡 / 富知六所浅間神社 / 今宮浅間神社 / 潤井川 / 富士山かぐや姫ミュージアム

## 源平合戦と曾我兄弟の仇討ち

治承4(1180)年、都から伊豆に流されていた源頼朝は、以仁王<sup>もちひとおう</sup>の平氏追討の令旨を受けて挙兵すると、都から派遣された平氏軍と富士川を挟んで対峙したものの、水鳥が一斉に河沼を飛び立つ音を源氏軍の夜襲と誤認して、一太刀も交えず平氏軍が撤退したという史話が知られています。この富士川の合戦時、源氏軍は富士川東岸、平氏軍は富士川西岸に布陣していたことから、市内各地で以下に記すような頼朝や源氏方・平氏方の武士の史話が史跡とともに残されています。

また、鎌倉幕府が開かれた直後の建久4(1193)年、源頼朝が富士の裾野でおこなった大規模な巻狩り(富士の巻狩り)の際、現在の富士宮市上井出<sup>かみいで</sup>の地で兄・曾我十郎祐成<sup>そがじゅうろうすけなり</sup>と弟・五郎時致<sup>ごろうときむね</sup>が、父の仇である工藤祐経<sup>くどうすけつね</sup>を討ち果たします。

工藤祐経を討ち、父の仇をとった後、兄十郎はその場で討ち取られ、弟五郎は捕縛されて鎌倉へ護送される途中、鷹ヶ岡で首をはねられました。この鷹ヶ岡が、現在の市内鷹岡の地であるといわれ、曾我寺をはじめ、以下のような兄弟にまつわる史跡が鷹岡の周辺に数多く残っています。



[曾我寺]

### [源平の合戦と曾我兄弟の仇討ちにゆかりのある場所]

實相寺／横割八幡宮／日吉神社(山王さん)／和田神社(義盛さん)／平家越／呼子坂／飯森浅間神社／鎧ヶ淵／御崎神社／滝川神社／寒竹浅間神社／権現原／陣ヶ沢／矢川／万騎沢／曾我八幡宮／曾我寺／念力橋・五郎の首洗い井戸／玉渡神社／虎御前の腰掛石・がっかり橋／姫宮神社曾我堂／福泉寺(柳島)／曾我の馬蹄石

## ●偉人・先人に関するもの

偉人・先人についても、現在の文化財の類型には含まれていませんが、本市では地域の発展に貢献した70人の偉人・先人に関する調査を実施しています。例えば、吉永地区には治水業や茶業の振興に力を尽くした野村一郎の石碑が残されており、こうした偉人・先人の足跡を、市内各所に残された顕彰碑といった石造文化財や、古文書などの文化財から辿ることが可能であることも本市の文化財が持つ特徴の一つといえます。



[野村一郎記念碑]

## ●戦争遺跡

本市では、民間団体の調査に基づき、戦死者を弔う須津軍人墓地をはじめ、10件の戦争関係の建造物や痕跡などを「戦争遺跡等」として取りまとめているものの、その時期は太平洋戦

争前後に限られています。市としての戦争遺跡の調査は未実施であるため、本市の持つ特徴について示すことは困難ですが、本市には中世から戦国時代の武士の争いにまつわる史跡、明治から大正時代にかけての慰霊碑等の存在も確認されていることから、戦争遺跡をどのように捉えていくのかということを確認にしたうえで、調査を実施することにより、本市の戦争遺跡の特徴を明らかにすることが可能となります。



[須津軍人墓地]

### ⑦世界遺産「富士山～信仰の対象と芸術の源泉」

静岡県・山梨県の両県にまたがり、本市の市域にも入る富士山は、その秀麗な景観が、我が国の象徴として欠くことができないものとして昭和 27(1952)年に特別名勝に指定されています。さらに、富士山は信仰の山としても歴史的・文化的に高い価値があり、富士山周辺にある富士山信仰の関連施設及び関連遺跡等が一括して史跡富士山として、平成 23 (2011) 年に国の史跡に指定されました。

さらに、富士山は「山岳に対する固有の文化的伝統を表す証拠を有している」ということと、「顕著な普遍的意義を持つ芸術作品との直接的・有形的な関連性を有している」という点から、人類共通の宝であるとして、平成 25(2013)年に、ユネスコ世界遺産委員会によって、「富士山—信仰の対象と芸術の源泉」(Fujisan, sacred place and source of artistic inspiration)として世界文化遺産に登録されています。



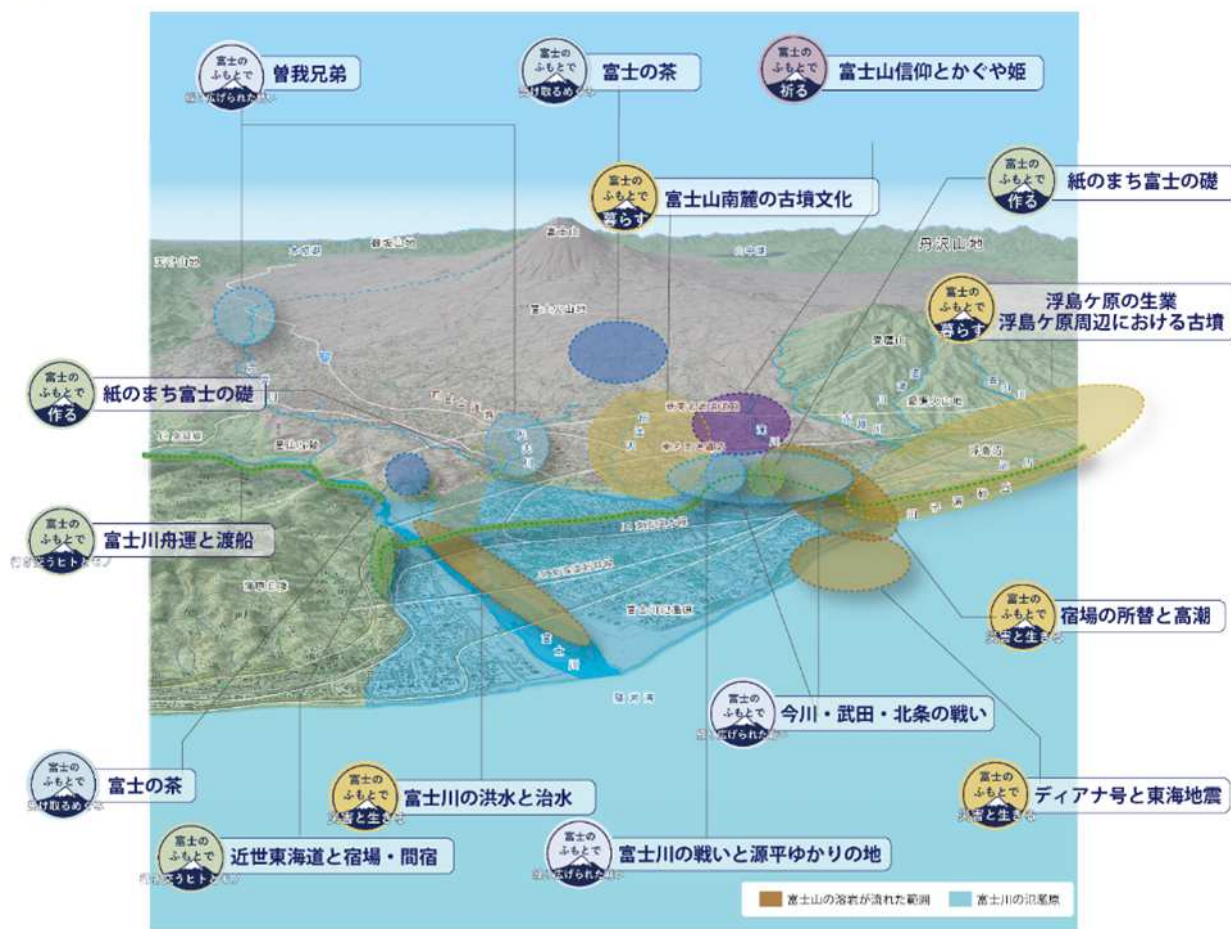
[富士山世界文化遺産登録記念懸垂幕の掲示]

### 第3章 富士市の歴史文化の特徴

本市では、北に富士山、南に駿河湾、東部に浮島ヶ原、西部に富士川という、それぞれに特徴ある自然的・地理的環境に囲まれた立地に大きく影響を受けながら、特色ある歴史や文化が育まれ、前章でとりあげたように、数多くの文化財が現在まで受け継がれてきました。

その歴史や文化の特徴は、「富士のふもとで」という言葉をいさぐ、以下の7つの視点からまとめることができます。

#### [富士市の歴史文化の特徴]



国土地理院発行の数値地図 50M メッシュ（標高）および数値地図 50000（地図画像）を用い、カシミール3Dを使用して作成

## 1. 富士のふもとで「暮らす」

本市においては、約3万3千年前から人々が暮らしを営んできたことが、発掘調査により明らかとなっています。その暮らしの舞台となったのは、富士山のふもとの地であり、人々がその時々には有していた技術を用いて、周辺の環境を利用してきた結果、下記のような特徴を有する地域が生まれています。

### ●浮島ヶ原周辺の古墳文化

本市の東部、かつて浮島沼と呼ばれた広大な沼が広がっていた地域（現在の浮島ヶ原）の周辺では、4世紀後半から末にかけて、東海地方最大級の前方後方墳である浅間古墳（国指定史跡）や、豊富な副葬品（市指定有形文化財）を有する前方後円墳である東坂古墳が築かれています。さらに、浮島沼の西端に位置する沖田遺跡からは、古代の船を転用した棺が発見されていることなどから、古墳時代前期には、浮島沼を中心とした地域を舞台に、様々なレベルの首長や有力者のもとの、人々が活発に活動していた姿を知ることができます。

さらに、6世紀後半から7世紀後半にかけて、浮島沼周辺、特に愛鷹山の裾野に小規模な古墳が密集して数多く築かれるようになります（群集墳）。隣接する沼津市西部の地域まで範囲を広げると、その規模は日本有数のものとなり、浮島沼周辺を開発した人々による豊かな古墳文化が開いた地といえます。

### ●浮島ヶ原周辺の生業と景観

古墳時代に浮島沼周辺を開発した人々の主要な生業は、愛鷹山における馬の生産や愛鷹山の資源を利用した手工業、浮島沼や駿河湾での漁業、沼縁の小規模な稲作が行われていたことが、古墳から発見された豊富な副葬品や遺跡の遺物から明らかとなっています。

その状況はしばらく変化がなかったようですが、近世に入ると、これらの生業に加えて、浮島沼の干拓と新田開発の試みが盛んに行われるようになります。しかしながら、当時の土木技術では、浮島沼の完全な干拓は叶わず、ドブツタと呼ばれる、胸まで沈むような水田での稲作が昭和初期まで実施されていました。こうした過酷な環境で用いられてきた農具類は、県内でも他に例がなく、静岡県の有形民俗文化財に指定されています。

また、浮島沼の北部に位置する集落の人々は、浮島沼における稲作だけではなく、愛鷹山の裾野を利用した活動（秣場、木材生産等）をおこなってきました。明治時代に入ると、秣場は殖産興業の一環として茶畑となり、現在へといたっています。

結果として、この地域では、浮島沼の水田、集落、愛鷹山の茶畑、植林地といった形で、標高が高くなるにつれて生業が変化していますが、その変化の姿を現地の景観からも知ることができます。

## ●富士山南麓の古墳文化とその後の地域開発

浮島ヶ原周辺における群集墳の築造と同時期に、富士山の南麓に広がる火山麓扇状地である大淵扇状地上にも小規模な古墳が数多く築かれています。なかでも、伝法古墳群の中原第4号墳や東平第1号墳は、その石室の構造や副葬品（ともに市指定有形文化財）から、渡来人に由来する技術を持つ集団を率いており、武人の性格も有するリーダーが存在していたことが明らかになっています。

伝法古墳群は、奈良時代以降、駿河国富士郡の郡家が置かれたとされる東平遺跡や三日市廃寺といった集落遺跡へと引き継がれていきます。そして、この場所はその後の富士山麓開発の拠点となっていったことがこれまでの発掘調査から明らかとなっています。その背景には、こうした強力なリーダーの存在があったことは言うまでもありません。

## 2. 富士のふもとで「繰り広げられた戦い」

中世から戦国時代にかけて、本市は平和な時代とは言えず、戦いが繰り返されてきた場所でした。そのなかの大きなトピックとして、源平の争い、富士の巻狩り（曾我兄弟の仇討ち）といった源頼朝に関係する出来事、今川・武田・北条の戦国大名による東駿河を巡る争乱が挙げられますが、こうした戦いに関連する史跡等が市内各所に伝えられていることも本市の歴史文化の特徴の一つといえます。

### ●頼朝と曾我兄弟～源平合戦前後の富士地域

治承4(1180)年に伊豆で挙兵し、西に向かって進軍した源頼朝は、当時の富士川をはさんで平氏軍と対陣します。まさに合戦が始まろうとした頃、源氏の軍勢の移動により、飛び立った水鳥の羽音を源氏の来襲と間違えた平氏軍は戦わずして敗走します。

これが世に言う「富士川の合戦」ですが、市内には、「平家越」、「呼子坂」、「物見堂」をはじめとして、この合戦ゆかりの場所が数多く残されています。

また、平氏を滅ぼし、征夷大將軍となった源頼朝は、幕府を開いた翌年に富士の裾野で軍事演習を兼ねた大規模な巻狩りを実施します。幕府の大軍勢が長期にわたり滞在したことで、「鵜無ヶ淵」、「三度蒔」、「瀬古村」など、巻狩りの際の頼朝に関係づけられた場所が現在に伝えられています。

この巻狩りの最中に、日本三大仇討ちの一つに数えられる曾我兄弟の仇討ちという事件が起こります。曾我十郎、五郎の兄弟は、巻狩りに乗じて父の仇である有力御家人の工藤祐経を討つことに成功しますが、兄はその場で、弟は捕えられ鎌倉へ護送される途中で命を落とします。のちに、この事件を題材とした『曾我物語』が成立し、広く流布されていくことになります。それと前後して、富士市内をはじめとして、各地に曾我兄弟にゆかりの社寺や史跡が整えられ

ていったと考えられます。

さらに、『曾我物語』をベースとした浄瑠璃や歌舞伎などの芸能、いわゆる「曾我物」が生み出され、江戸時代には歌舞伎の世界で曾我物が人気を博します。その結果、現在のアニメの聖地巡礼のように、曾我兄弟ゆかりの場所に多くの旅人が訪れるようになりました。

### ●今川・武田・北条の戦い

応仁の乱の後、駿河国、とくに、畿内と関東とを結ぶ東海道、太平洋と甲斐・信濃など内陸部を結ぶ富士川、そして海上交通の拠点であった吉原湊（現在の田子の浦港）が存在する本市域は勢力拡大を目指す周辺の戦国大名にとって重要な場所であったことから、度重なる戦乱の舞台となりました。

市内には、戦乱に関わる史跡として、今川義元や今川・武田・北条の三国同盟の締結を取り仕切ったとされる<sup>たいげんせつさかい</sup>太原雪斎ゆかりの<sup>ぜんとく</sup>善徳（得）寺跡、武田氏の侵攻によって焼かれたとの伝承を持つ<sup>ほうざうじ</sup>實相寺や法蔵寺、武田側と今川側の激しい交戦の舞台となった<sup>きたまつのじょう</sup>北松野城などが存在しています。

それだけではなく、市内今泉に所在した密教寺院・東泉院には、次々と移り変わる支配者のもと、生き残りをかけて、精力的に活動していた様子を知ることができる古文書群が伝来しています。

## 3. 富士のふもとで「行き交うヒトとモノ」

本市は、本州の太平洋岸のほぼ中心に位置しており、東西を結ぶ陸路上に位置するとともに、市の西部を流れる富士川を介して本州の内陸部ともつながっています。さらには、本市が面する駿河湾の外には、広大な太平洋が広がっており、古くから多くの人々やモノが行き交ってきた場所といえます。その結果、特定の地域だけにしか見られない独特の文化が見られるという形ではなく、様々な地域の特色を取り入れた文化が見られるということも本市の歴史文化の特徴といえます。

### ●文化が交わる縄文時代

市内には数多くの縄文時代の遺跡が点在していますが、そのなかでも縄文時代中期後半の集落がもっとも多く確認されています。

集落からは、関東地方に分布の中心がある加曽利 E 式土器とともに、同時期に中部高地に分布の中心がある曾利式土器が数多く出土します。それぞれが出土する割合は、集落ごと、または時期ごとに差はありますが、ほぼ同じ割合で出土します。そのことは、関東地方や中部高地で花開くそれぞれの縄文文化の影響を受けていたことを示しています。

また、市内の宇東川遺跡から出土した黒曜石の原産地を分析したところ、長野県霧ヶ峰産や伊豆諸島神津島産、伊豆天城産など、遠距離で産出された黒曜石が数多くみられることから「行き交うヒト・モノ」を知ることができます。

## ●近世東海道と宿場・間宿

江戸と京都を結ぶ主要街道であった東海道。本市においては、東海道の宿場の一つ、吉原宿が設置されただけでなく、東の原宿（沼津市）、西の蒲原宿（静岡市）の間に、休憩施設となる間宿（柏原・本市場・岩淵）が設けられました。

多くの人々が街道を行き交う中で、柏原のうなぎ、本市場の白酒、岩淵の栗の子餅といった、旅人が舌鼓を打った名物が生み出されていた様子が、歴史資料や浮世絵などから明らかになっています。

また、街道沿いに設けられた歴史的な建造物である小休本陣常盤家住宅（国登録有形文化財）や、県指定史跡である岩淵の一里塚や道標、常夜灯などの石造文化財が現在でも現地で確認できるほか、石造文化財の一部や街道に面した歴史的な建造物が広見公園内に移築復原されており、往時の様子を体感することができます。

## ●富士川舟運と渡船

東海道を旅する人々のために、富士川には東岸の岩本・西岸の岩淵の二か所の渡船場が設けられました。富士川は急流ゆえに水位が上がると舟止めとなり、旅人たちは間の宿や宿場で待機を余儀なくされました。待機中には街道周辺の見物などが行われたようで、吉原宿の北に位置した密教寺院・東泉院には見物の際の手土産としてもたらされた絵画や書跡が伝来しています。また、間宿である岩淵の小休本陣は、たびたび大名の休憩場所となったことが歴史資料等から明らかとなっています。

一方、「下げ米、上げ塩」という言葉に示されるように、富士川は駿河と甲斐を結び、生活物資を運搬する重要な物流路でもありました。岩淵には、渡船場に加えて、物資の積み降ろしをおこなう場所である河岸場が設けられており、そこから清水湊、そして江戸や関西へとつながる一大水運が開け、多くの船が往来しました。岩淵は、こうした人や物資の動きとともに、文化や情報も行き交う場所となり、大いににぎわっていた様子が歴史資料に記されています。

また、岩淵は、日蓮宗の総本山である身延山久遠寺へと至る信仰の道、身延道の起点にもなっており、富士川に並行して設置された身延道沿いには、道標や常夜灯などの石造文化財が遺されています。



## 4. 富士のふもとで「災害と生きる」

本市は、フィリピン海プレート、ユーラシアプレート、北アメリカプレートという、3枚のプレートのプレートが重なりあう境界付近に位置していることから、激しい地殻変動の歴史を有しています。その結果として、度重なる火山や地震に見舞われてきました。さらに、本市では、富士川の洪水や、台風や発達した低気圧によって引き起こされる駿河湾の海水面の上昇による高潮被害に悩まされてきた地域でもあります。

こうした災害に対して、人々はあきらめることなく生き続けてきたことを示す文化財が残されており、現在の私たちにとっても重要な教訓となっているということも富士市の歴史文化の特徴といえます。

### ●富士山の噴火

人々が目にした富士山の最後の噴火である宝永4(1707)年の噴火では、市内に大きな被害は出なかったことが歴史資料等から知ることができますが、発掘調査の成果から、古墳時代に起きた噴火の際はこの地域に噴火の噴出物が降り積もったとされ、古墳の築造をはじめとする日々の生活に大きな影響があったことがうかがえます。また、市内各所には、溶岩流によって形成される多様な地形がみられます。こうした富士山の噴火に関する科学的な知見の蓄積から、令和4(2022)年には富士山のハザードマップが改訂され、来るべき噴火に向けての備えが常に行われています。

### ●東海地震

東海地震は、ユーラシアプレートにフィリピン海プレートが沈み込んでいる場所である南海トラフ沿いで想定されている大規模地震の一つで、駿河湾から静岡県の内陸部を想定震源域とするマグニチュード8クラスの地震です。

この場所が震源と考えられ、県内でも被害の記録が残されている地震としては、明応地震(マグニチュード 8.4・明応7(1498)年)や、慶長地震(マグニチュード 7.9・慶長9(1605)年)、元禄地震(マグニチュード 8.2・元禄 19(1703)年)などがありますが、中でも、嘉永7(1854)年11月に起こった安政東海地震では、本市においても家屋の崩壊や火災、富士川流域の変化等、甚大な被害が出たことを歴史資料から知ることができます。さらに、この地震では下田に停泊していたロシア軍艦ディアナ号は津波の為に船体を大きく損傷し、その修理のために沼津市の戸田に向かう途中、本市の宮島沖に漂着します。

漂着し、沈没を待つディアナ号からは、乗組員が脱出しますが、地震で大きな被害を受けていたのにも関わらず、地元の人々が決死の救助活動を行い、約500人の乗組員の命を救います。このディアナ号にまつわる史跡が静岡県東部に点在しており、それをもとに日本とロシアの友好が現在でも続いています。

## ●富士川の洪水

山梨県と長野県の県境、南アルプスの<sup>のこぎりだけ</sup>鋸岳に端を発し、駿河湾に至る全長 128 kmの富士川は、傾斜の厳しい山間部を通るために流れが激しく、かつ標高差があり流速が早いことから、日本三大急流の一つに数えられています。この富士川は、本市南部の河口付近で大きな三角州を形成し、かつては幾筋にも分かれて乱流しており、大雨の度に洪水となり、流路を変えてきました。

江戸時代の初期には、50 年以上の歳月と莫大な経費をかけて富士川の洪水を防ぐ堤防、「<sup>かりがねつみ</sup>雁堤」が作られ、豊かな耕作地が生み出されたものの、流域地域では、昭和初期まで、たびたび富士川の洪水や増水の被害を受けており、その記録が歴史資料や石造文化財等に遺されています。

## ●駿河湾の高潮

駿河湾の一番奥まった場所に位置する吉原湊（現在の田子の浦港）周辺は、その地形特性のために、台風とそれに伴う高潮の被害がたびたび発生しています。とくに、東海道の吉原宿は、見附から元吉原宿、中吉原宿、新吉原宿と、三度の所替えがおこなわれていますが、中吉原宿から新吉原宿への移転は、延宝 8 (1680)年、この地域を襲った江戸時代最大級とされる台風による高潮によって、中吉原宿が一夜にして壊滅したことによります。その被害の様子は、『<sup>ふるみち</sup>田子の古道』などの歴史資料や、発掘調査の成果等から明らかとなっています。

また、明治 32(1899)年には、吉原湊の西部を中心に高潮が河川をさかのぼって逆流し、広範囲の村々が浸水被害を受けた「<sup>たごうらかいしゅう</sup>田子浦海嘯」が起こっています。被害状況については、写真や文書などの歴史資料、犠牲者の霊を伴うために建立された慰霊碑等に記され、現代へと受け継がれています。

## 5. 富士のふもとで「作る」

### ●紙のまち富士

本市には豊富な水（地下水・河川）と森林資源があることから、江戸時代には手漉和紙による「駿河半紙」の生産地として知られていました。明治時代に入ると、手漉和紙の技術をベースにした機械抄和紙の生産を経て、大型抄紙機械による洋紙生産が主流となり、市内の今泉、原田、鷹岡を中心に紙のまち富士の土台が形作られていきます。

太平洋戦争中には、製紙工場は軍需工場に変わり、紙の生産力は著しく減少するものの、戦後の出版ブームの中で製紙業は復興を遂げ、富士市といえば製紙業と広く知られるようになりました。さらに、田子の浦港の建設や周辺の道路交通網等の整備を経て、化学・紙パルプ・機械・食料品などの工場が次々と進出し、総合的な工業地帯として発展を辿ります。

しかし、急速な地域開発や工業化は、田子の浦港の「ヘドロ問題」、大気汚染による「富士ぜんそく」、水質汚濁、地下水の塩水化といった公害を発生させ、本市は「公害のデパート」としても知られるようになります。

この問題に対しては、市民・企業・行政が一体となって解決に取り組んだ結果、状況は徐々に改善し、現在へと至っています。

市内には、現在稼働中の製紙工場が数多くみられるほか、製紙業の歴史に関連する史跡や建造物、関連資料が遺されていることも本市の歴史文化の特徴の一つです。

## 6. 富士のふもとで「祈る」

### ●富士山信仰とかぐや姫

噴火を繰り返すことで、現在の秀麗な姿が生み出されてきた富士山。有史以降も富士山の火山活動は収まらず、人々はそこに神仏の姿を見出していたことが様々な記録に遺されています。火山活動が沈静化した平安時代末期から鎌倉時代にかけて、神仏の近くで修行をおこなう宗教者たちが現れます。彼らは、現世に現れる富士山の神仏の姿の一つとして、かぐや姫をあてはめ、竹取物語を下敷きとした説話を、富士山の由来や伝説を記した「富士山縁起」という書物に記しています。

こうした縁起書とそこに記された内容は、宗教者や、宗教者の拠点となる富士山周辺の社寺を通じて、地域へと根付いていきます。富士市では、市内今泉に所在した密教寺院・東泉院や、臨済宗中興の租とされる白隠禅師が再興した市内比奈の無量寿禅寺を中心として、市内各所にかぐや姫ゆかりの史跡・建造物等が伝えられています。

他に例を見ないストーリーの基礎となる歴史資料が遺されており、さらにそこに記された内容が文化財として現在まで伝えられている、そしてそれがまちづくりの様々な場面で活用されていることも、富士市の歴史文化の特徴の一つです。

## 7. 富士のふもとで「受け取るめぐみ」

### ● 富士の茶

静岡県内の代表的な茶産地の一つである本市の茶業の歴史は、江戸時代初期まで遡ることができます。当時、市西部の岩本と市北部の大淵が主要な産地となっており、自家用とともに、現在の山梨や神奈川といった近隣地域に出荷されていました。江戸時代末期になると、国外への輸出が解禁され、輸出品としての茶の需要が高まり、富士市の各地で茶の生産が始まることとなります。

また、明治時代には、県内外から優れた手もみ技術を持つ技術者を集めて作られたお茶が「てんか天下一品」と激賞され、その製法はてんか天下一製法として全国に広まりました。その後、製茶機械の導入により、天下一製法は一時すたれてしまうものの、研究者や生産者の努力により復活し、手もみ技術の伝承に貢献しています。

富士市においてこうした茶業が定着し、市の基幹作物として重要な位置を占めている背景には、年間降水量が約 2,100mm、年間の平均気温が 15.8℃と比較的温暖であることに加え、市内の主要産地である北部と西部は富士山の火山灰土、東部は愛鷹火山の火山灰土が分布しており、茶の生育には適した土地柄であることが指摘できます。まさに、活発な火山活動によって生み出された自然環境を人々が巧みに利用してきた一例であり、富士山と茶畑という、他に例を見ない風景が生み出されているのです。

## 第4章 文化財の保存と活用に関する将来像・基本的な方向性

### 1.文化財や歴史文化に対する市民意識の調査

2章で取り上げたように、本市には多様な文化財が存在していることが、これまでの調査などによって明らかとなっています。また、3章では、それらの文化財が生み出されてきた背景には、「富士のふもとで」という言葉をいさぐ、多様な特徴を持つ歴史文化があることを指摘しました。

本計画の作成にあたり、こうした文化財や歴史文化に対して、本市に住む人々がどのようなイメージや考えを有しているのかを把握するため、満18歳以上80歳未満の市民3,000人を対象とした世論調査、本市の文化財や歴史文化に関連したテーマを設けて実施した市民歴史講座の参加者を対象としたアンケート調査、文化財や歴史文化を活用した取組を検討するワークショップの参加者を対象としたアンケート調査、市内26地区のまちづくり協議会の役員等を対象としたアンケート調査および聞き取り調査等を実施し、以下のような結果が明らかとなりました。

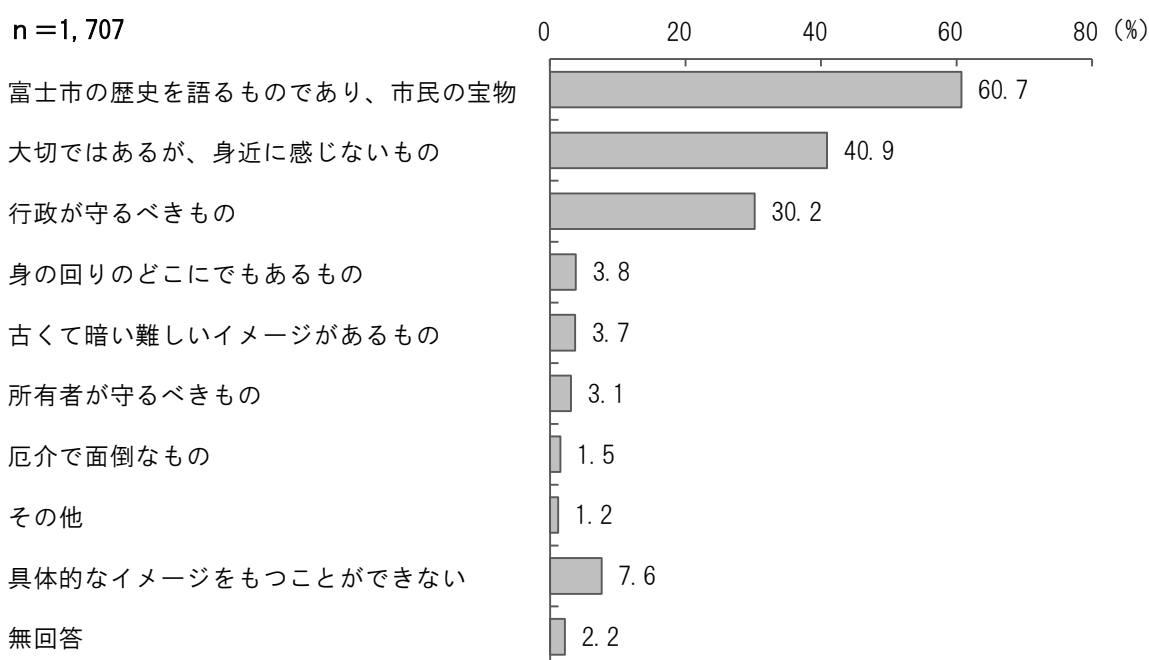
#### (1) 令和3年度世論調査

調査対象：富士市在住の満18歳以上80歳未満の市民3,000人

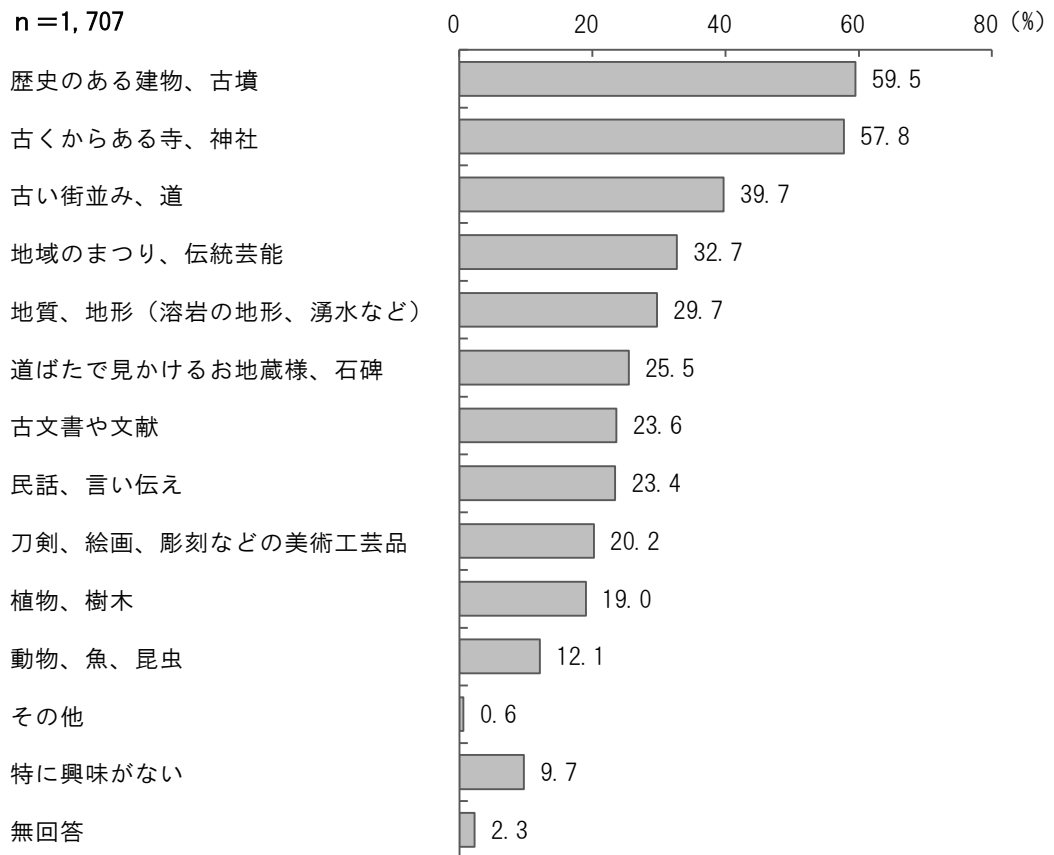
調査期間：令和3(2021)年6月14日～7月5日

回収数：1,707人(56.9%)

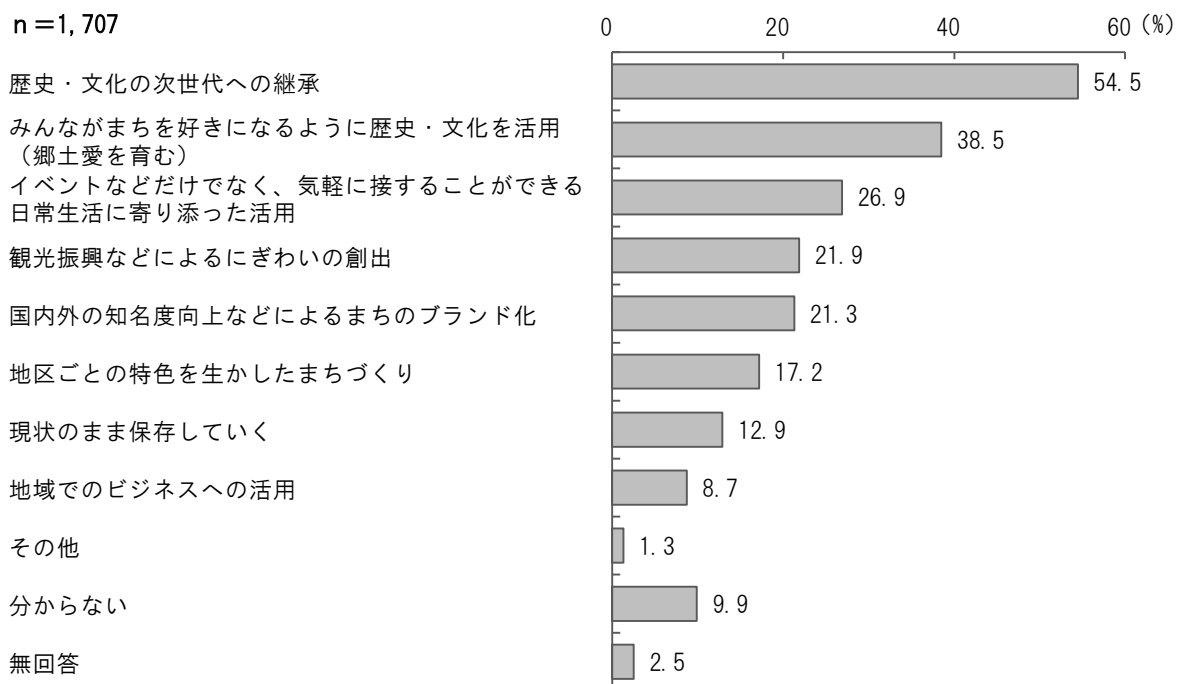
#### ①文化財に対するイメージ（複数回答）



## ②興味を持っている文化財や歴史文化（複数回答）



## ③文化財や歴史文化の保存・活用の方向性（複数回答）



## ④富士市の文化財や歴史文化の中で、好きなもの・他の地域の人々に自慢できるもの

キーワード	延べ件数
富士山	281
かぐや姫	63
雁堤	32
湧水	32
公園	29
広見公園	29
博物館	26
製紙	25
田子の浦港	22
茶畑	21
しらす	16
駿河湾	13
富士川	13
公共施設	11
偉人	9
吉原祇園祭	9
源平合戦	6
祭り	6
食文化	6
東海道	6
ディアナ号の錨	5
岳南電車	5
神社仏閣	5
曾我兄弟	5
伝承	5
かりがね祭り	4
一里塚	4

キーワード	延べ件数
ディアナ号	3
岩本山	3
吉原宿	3
古墳	3
古谿荘	3
左富士	3
茶	3
富士まつり	3
サクラエビ	2
バラ	2
穏やかな気候	2
岩淵鳥居講	2
祇園祭	2
漁業	2
工場夜景	2
自然環境	2
実相寺	2
石造物	2
大棚の滝	2
竹採塚	2
伝統芸能	2
毘沙門天大祭	2
富士サンバ	2
富士塚	2
万葉歌碑	2
歴史	2

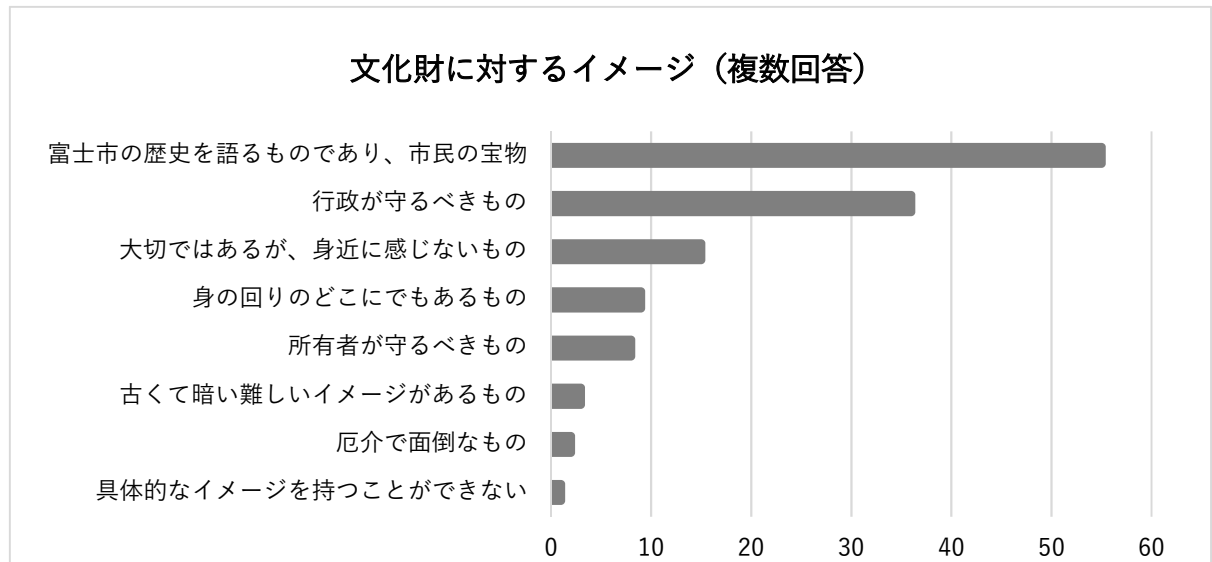
※この表は、記述内容をキーワードで分類し、2件以上カウントしたものについて、件数の多い順に記載したものである。複数のキーワードを含む記述があるため、件数は延べ件数となっている。

## (2) 市民歴史講座参加者のアンケート

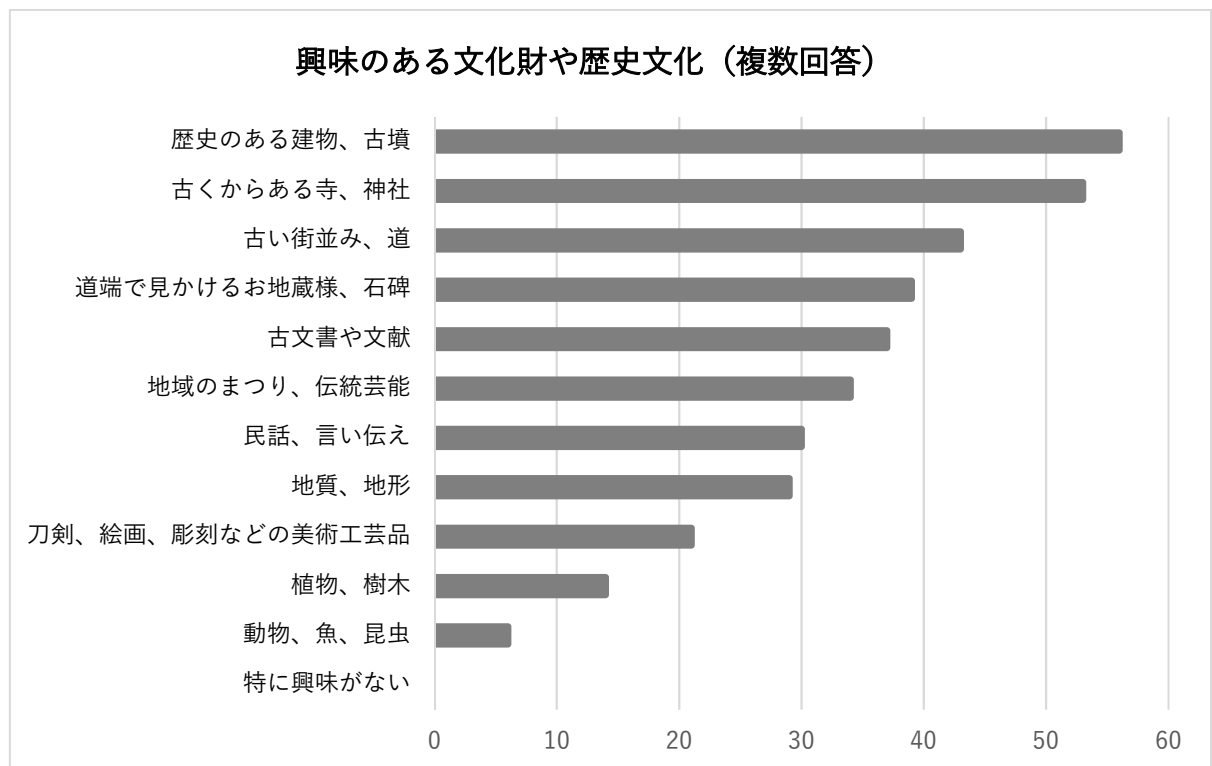
調査対象：令和3(2021)年度市民歴史講座参加者 63名

調査日：令和3(2021)年7月1日

### ①文化財に対するイメージ

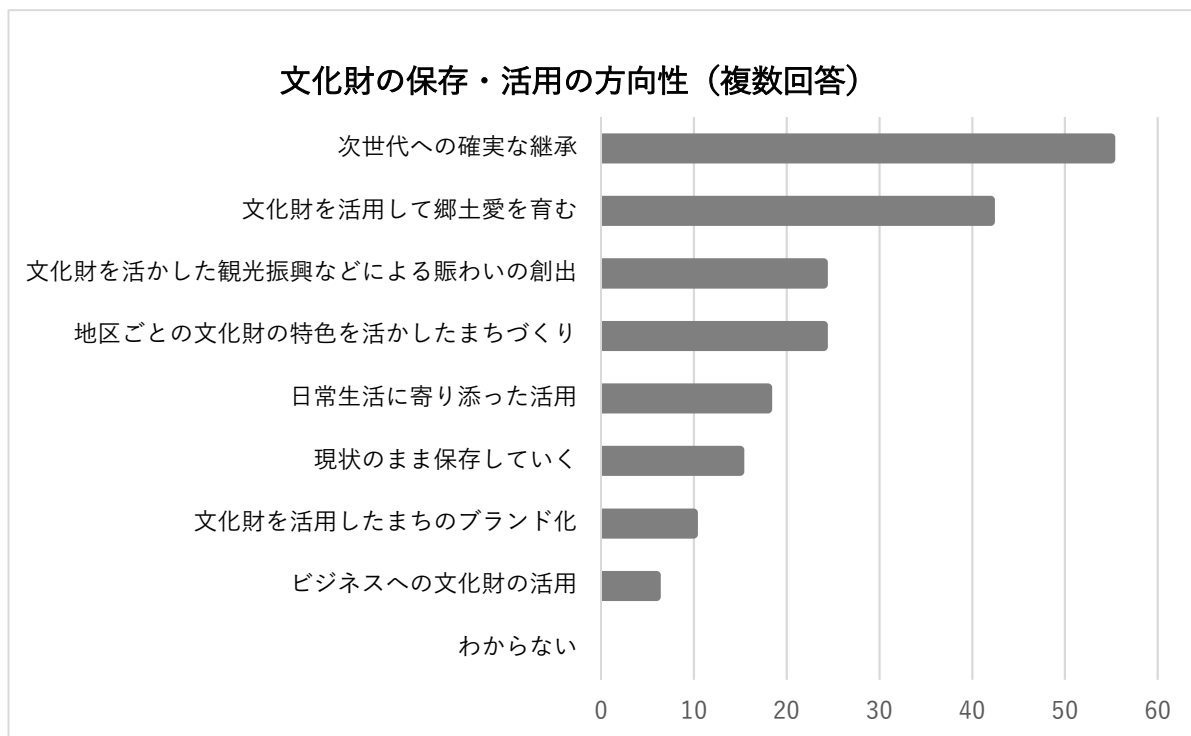


### ②興味を持っている文化財や歴史文化

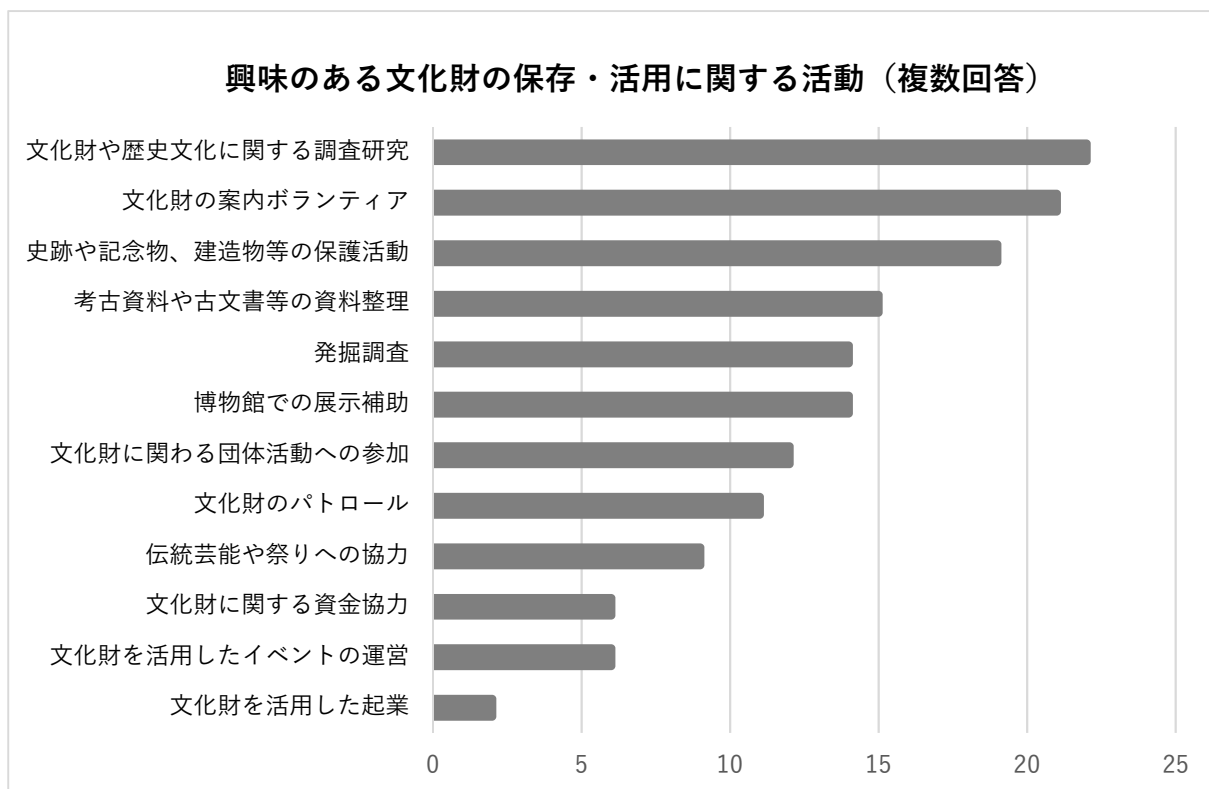




## ③文化財や歴史文化の保存・活用の方向性について望むこと



## ④興味のある文化財の保存・活用に関する活動



### (3) ワークショップ参加者を対象としたアンケート

調査対象：「富士市の歴史文化をいかそう！まもろう！ワークショップ」参加者 23 名

調査日：令和 3(2021)年 6 月 19 日

#### ①アンケート調査概要

<b>ワークショップに参加した理由</b>
本ワークショップの参加者について、無回答とその他 2 名以外の全員が、文化財の保存活用に関する取組を既に地域でおこなっている方や、文化財の保存活用に興味関心がある方などであった。
<b>ワークショップの時間</b>
約 74%の参加者がちょうどよい感じていたが、一部の参加者は短い、または長い、と感じていた。また、内容についての自由回答で、「やり方がよくわからなかった」と答えた参加者もいた。
<b>アクションプラン（措置）への取組意欲</b>
全体の約 90%が取組に意欲を示した一方、そのうちの約 30%の参加者は、実際に取組をおこなう上では不安が残ると回答している。
<b>今後の文化財の保存活用への携わり方</b>
文化財の保存活用への関り方について、最も意欲が寄せられたのは、「文化財や歴史・文化に関する調査研究」であり、その次に「文化財を活用したイベントの企画・運営・実施」が続いた。
<b>文化財担当部局に求めること</b>
最も多くの参加者から指摘されたのは、情報発信の必要性である。そのほか、相談窓口の設置や予算の確保に関する意見など、具体的に取組を行う上で必要なことへの意見が多く寄せられた。
<b>富士市の文化財の保存・活用に関する意見や感想</b>
情報発信や今後の具体的な取組に関するもののほか、今後の文化財の保存活用に関わる体制への意見や、現場にアドバイスが欲しいといった意見が寄せられた。

### (4) 市内 26 地区のまちづくり協議会の役員等を対象とした

#### アンケート調査および聞き取り調査

調査対象：市内 26 地区のまちづくり協議会等

調査期間：令和 2(2020)年 10 月 15 日～11 月 20 日（アンケート）

令和 2(2020)年 11 月 30 日～12 月 17 日（聞き取り）

アンケート回収数：33 件（1 地区で複数件の回答あり）

聞き取り実施数：10 件（富士山観光交流ビューロー、富士商工会議所含む）

## ○アンケート調査および聞き取り調査概要

文化財の保存や管理に関すること
<ul style="list-style-type: none"> <li>○文化財の所在、説明を示す看板等の設置が必要</li> <li>○劣化や管理不足の文化財が存在する</li> <li>○開発によって失われた、または失われる可能性のある文化財が存在する</li> <li>○文化財調査、または再調査が必要</li> <li>○文化財が私有地にあるため、市民が気軽に関わることができない</li> <li>○看板以外に文化財について知る手段がない</li> </ul>
文化財継承の担い手について
<ul style="list-style-type: none"> <li>○担い手不足により文化財の維持管理が難しい</li> <li>○高齢化が進むことによる文化財の継承への懸念がある</li> <li>○子供会の活動が少ない</li> <li>○若い担い手の育成、若手の不足に苦慮している</li> <li>○住民の歴史や文化に対する理解、関心度が低い</li> <li>○祭の運営についての分担ができず、一つの団体への負担が大きい</li> <li>○祭の参加者が少ない</li> <li>○祭が排他的である</li> </ul>
文化財の活用、発信について
<ul style="list-style-type: none"> <li>○文化財に関する情報発信が不足している</li> <li>○史跡と公園の一体整備や文化財に親しみやすい場の整備が必要</li> <li>○地域の歴史・文化に関する組織、学びの場の設置が必要</li> <li>○子供たちの歴史文化へのふれあいが必要</li> <li>○住民の関心を高める機会が必要</li> </ul>

## 2. 文化財の保存と活用に関する将来像と方向性

本市の文化財に関するアンケート調査の結果、多くの市民が、文化財は本市の歴史や文化を語るものであり、市民の宝物であると考えていることが明らかとなりました。それとともに、本市文化財の将来的な方向性として、次世代に確実に継承することが最も重要であると考えていることも指摘できます。さらに、こうした文化財は郷土愛の醸成にとって重要な価値を有するものであるとともに、まちづくりや観光振興などに活かしていくことが求められていることが各種調査の結果に示されています。

また、世論調査等の調査において、本市の文化財の中で、好きなものや、他の地域の人々に自慢できるものを自由に挙げてもらった結果、多くの市民が富士山そのものを挙げており、本市の人々にとって、富士山およびその周辺の文化財は欠かすことのできない存在となっていることがうかがえます。

こうした考えを受け、本計画では、「富士のふもとで「文化財」と生きるまちを創る—という将来像を掲げ、文化財を守りながら、その価値を損なうことなく多様な分野で活用し、次の世代に伝えていくことを目指します。

また、ここで掲げた将来像を目指すためには、文化財を守り、活かすことができる適切な体制が必要であるとともに、活用の前提となる調査や保存のための取組が求められていることが、上記の調査や、関連計画および既存調査の整理などから明らかとなっています。

こうした体制の整備と、調査や保存が実現することで、それぞれの地域における文化財の活用を通じたまちづくり、さらには市外、あるいは国外からの来訪者の増加につながり、本計画の目的でもある、将来にわたって住み続けたいまち、訪れたいまちの実現が可能になるといえます。そこで、本計画では、以下の三つの方向性を掲げ、目指す将来像のための多様な施策と取組（措置）を推進します。

なお、上記の方向性に基づく施策と取組を推進するにあたっては、市民（本市に在住・在勤のみならず、本市の文化財に興味をもつ人々）、所有者、団体（文化財に関係する団体や組織、文化財の保存や活用に取り組む団体、事業者等）、学識者、行政（文化財所管課、関係課、静岡県、国）といった、多様な主体者が参画します。また、財源については、市費だけではなく、静岡県や国の補助金や交付金を活用するとともに、事業者との協働やクラウドファンディング等の財源調達方法の検討も進めます。

## [将来像]

  
一富士のふもとで「文化財」と生きるまちを創る一**方向性1 文化財を守り、活かす体制を作る**

- 施策1 行政と市民・団体との連携体制の構築
- 施策2 行政内部および関係機関による推進体制の構築

**方向性2 文化財を知り、未来へつなぐ**

- 施策1 各分野の調査による文化財の把握
- 施策2 調査成果による文化財の適切な評価
- 施策3 文化財の内容・特徴・地域性に応じた保存
- 施策4 文化財を犯罪や災害から守るための体制や制度の充実

**方向性3 文化財を地域で活かし、発信する**

- 施策1 文化財を地域の資源として観光・産業等に活用することで、地域経済の活性化につなげる
- 施策2 文化財を核とする地域コミュニティを形成し、まちづくりのコンテンツとして活用する
- 施策3 文化財を地域教育の柱として、学校教育や社会教育で活かす
- 施策4 従来の方法に加えてICTの活用による市内外への文化財の情報発信方法を確立する
- 施策5 各地区に文化財の保存・活用の地域拠点を設ける
- 施策6 文化財の保存・活用の拠点の一つとして、博物館のさらなる充実を図る

## 第5章 文化財を守り、活かす体制を作るための措置

### 1. 文化財を守り、活かす体制に関する現状と課題

#### (1) 行政と市民・団体との連携体制の構築に関する現状と課題

文化財の保存や活用に関して、本市では、行政による活動だけではなく、駿河郷土史研究会（昭和 44(1969)年設立）、古谿荘に親しむ会（昭和 62(1987)年設立）、吉永郷土研究会（平成 2(1990)年設立）、須津ふるさと愛好会（平成 10(1998)年設立）といった、文化財の保存や活用に関係する団体が、それぞれ精力的な活動をおこなっています。また上記の団体は令和 2(2020)年度に静岡県が創設した「ふじのくに文化財保存・活用推進団体認定制度」のもとで、認定団体となっており、今後も文化財の保存や活用を担う団体として期待されています。

しかしながら、本計画の作成にともない実施したワークショップでは、こうした活動の認知度が低いといったことや、団体間の相互ネットワークが存在していないといったような課題が指摘されています。

また、同ワークショップでは、文化財の保存・活用に関する相談を受け付けてくれる窓口や団体がわからないといった課題が指摘されているほか、本計画の作成にともない実施したアンケート調査では、多くの方々が文化財の保存・活用は行政だけが行うべきものと考えていることが明らかとなり、行政と市民、団体とが一体となって文化財の保存・活用を進めていく体制が求められています。

#### (2) 行政内部および関係機関による推進体制の構築に関する現状と課題

本市の文化財行政の所管は教育委員会にありますが、平成 28(2016)年度に実施された市の機構改革に伴い、市長部局である市民部文化振興課が補助執行という形で、文化財行政に関わる業務を執行しています。

また、文化財の調査研究・公開・普及活動については、文化振興課に所属する富士市立博物館（富士山かぐや姫ミュージアム）が業務の一端を担っています。しかしながら、両者で類似する業務が実施される場合があるほか、専門職員の配置状況によっては、専門職員の分野の偏りが発生し、おこなうべき事業がスムーズに実施されない場合があるほか、柔軟に対応できるような組織とはなっていないという課題があります。

なお、文化振興課および富士山かぐや姫ミュージアムには、考古・歴史・美術・民俗の各分野を専門とする学芸員が配置されており、県内では最も多様な専門職員を有する自治体といえます。しかし、文化財の保存・活用の現場では、こうした各分野の専門性に加えて、各種制度や多様な文化財の価値、文化財の内容に応じた保存・活用の方法についての十分な知識と経験が求められています。

また、本計画の関連部局の各計画には、本市の文化財や歴史・文化に関する記述があるものの、

具体的な取組は限られており、より効果的な文化財の保存・活用のためには、より密接な連携が必要であるといえます。

加えて、県内の高等教育機関の中には、本市と連携協定を締結している大学があり、専門性を活かした文化財の保存・活用の可能性をさらに広げることができる可能性があることから、こうした教育機関と連携し、文化財に関係する具体的な取り組みについて検討する必要があります。

## 2. 文化財を守り、活かす体制を作るための方針

### (1) 行政と市民・団体との連携体制の構築

今後の文化財の保存・活用にあたっては、行政だけではなく、市民や文化財に関係する諸団体の協力が必要不可欠であることから、多様な関係者が参画する富士市文化財保存活用協議会を開催することで、各種事業の推進体制を構築するとともに、本計画に掲げられた取組内容について、広く認知されるための取組を進めます。

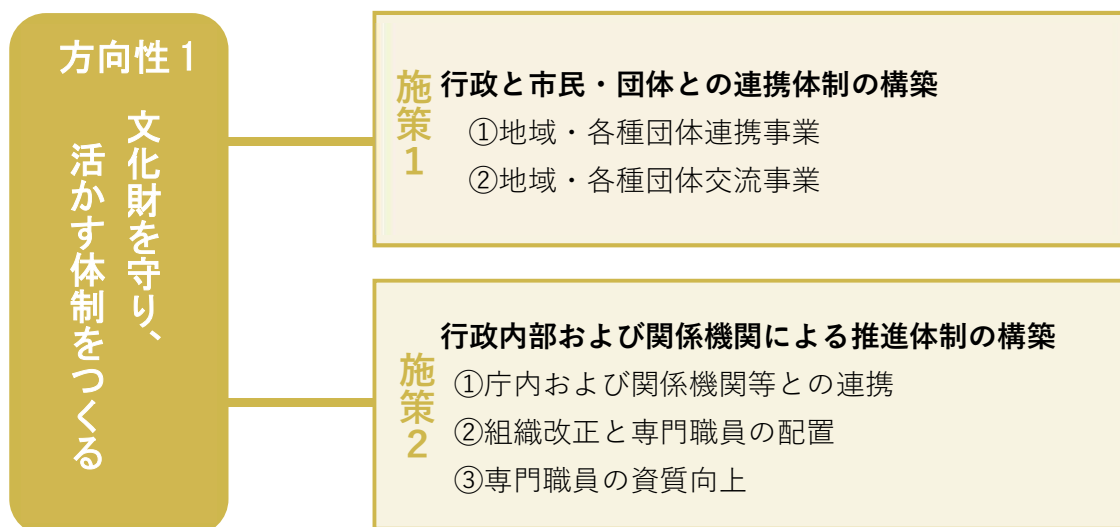
また、文化間の保存・活用に関わる団体同士の交流や情報提供を通して、文化財の保存・活用に関わりたいと考えている多様な関係者が参画しやすい環境を整えます。

### (2) 行政内部及び関係機関による推進体制の構築

本市の文化財や歴史・文化に関しては、関連計画にも保存・活用の方向が示されていることから、庁内他部署との情報共有や連携を深め、スムーズな対応が取れる体制を整えます。また、静岡県の関係機関や、本市と連携協定を結んでいる県内の静岡大学や静岡英和学院大学といった高等教育機関との連携を深めます。

あわせて、文化財に関連する業務内容を見直すとともに、適切に専門職員を配置することで、より効率的な業務体制を構築し、効果的な文化財の保存・活用を推進します。また、各種の研修への参加や自己啓発などにより、専門職員のさらなる資質向上を図ることで、多様な文化財に対する保存や活用に向けての体制を整えます。

[方向性 1 体系図]



[取組主体の詳細]

市民	本市に在住・在勤の人々 本市の文化財に興味をもつ人々
所有者	文化財の所有者 文化財の管理者
団体	富士市文化財保護審議会 富士市文化財保存活用協議会 商工団体 観光団体 ふじのくに文化財保存活用推進団体 無形民俗文化財保存団体 その他関係団体
学識者	学識経験者 高等教育機関
行政	本市の文化財所管課 本市の文化財に関係する課 静岡県の関係機関 国



### 3. 文化財を守り、活かす体制を作るための措置

#### (1) 行政と市民・団体との連携体制を構築するための措置

	小事業名	取組主体					財源	取組年度		
		市民	所有者	団体	学識者	行政		前期 令和4～7 2022～2025	中期 令和8～10 2026～2028	後期 令和11～13 2029～2031
<b>①地域・各種団体連携事業</b> 地域団体や文化財所有者、保存管理団体、市民活動団体、専門家、市民、行政等が富士市の文化財の保存・活用について共通の認識を持つ場を設け、多様な関係者が一体となって事業を推進する。										
1	富士市文化財保存活用協議会の開催	○	○	○	○	○	市	←————→		
富士市文化財保存活用地域計画に掲載された各種取組の進捗状況等についての確認や意見の聴取を実施する。										
2	富士市文化財保存活用地域計画の普及啓発	○	○	○	○	○	市	←————→		
富士市文化財保存活用地域計画の普及啓発を図り、スムーズな取組の実施を目指す。										
<b>②地域・各種団体交流事業</b> 地域団体や市民団体、事業者等、文化財の保存・活用に関連する取組を実施している団体の活動内容について広く情報交換する場を設け、活動意欲を刺激する事業を推進する。										
3	文化財保存・活用活動事例報告会の開催	○	○	○	○	○	市	←————→		

#### (2) 行政内部および関係機関による推進体制を構築するための措置

	小事業名	取組主体					財源	取組年度		
		市民	所有者	団体	学識者	行政		前期 令和4～7 2022～2025	中期 令和8～10 2026～2028	後期 令和11～13 2029～2031
<b>①庁内および関係機関等との連携</b> 本市の文化財の分野は多岐にわたっていることに加え、関連計画においてもその活用が盛り込まれていることから、庁内他部署と情報共有・連携を深め、将来的な文化財の保存・活用にあたって、速やかに調整できる体制を整えるとともに、静岡県の関係機関や高等教育機関との連携を深める。										
4	庁内および関係機関等との連携					○	市	←————→		
<b>②組織改正と専門職員の配置</b> 文化財の効果的な保存・活用の推進と市民サービスの向上を目的に、専門職員が柔軟に対応できる文化財担当部署を設ける。また、学芸員資格を有する職員の積極的な配置を推進する。										
5	組織改正と専門職員の配置					○	市	←————→		
<b>③専門職員の資質向上</b> 地域のニーズや日々進歩する文化財の保存活用施策に対応するため、国・県などの研修に積極的に参加し、職員の資質向上を図る。										
6	専門職員の資質向上					○	市	←————→		

## 【文化財の保存・活用の推進体制】

### ●文化財に関する関係機関・関係団体等

<b>富士市文化財保護審議会</b>
審議事項：教育委員会からの諮問により文化財の指定及び保存・活用についての答申をおこなう。 委員：10名以内
<b>富士市文化財保存活用協議会</b>
協議内容：市が富士市文化財保存活用地域計画に基づいた取組を推進するにあたり外部の視点からの意見または助言を求める。
<b>文化財の保存・活用に関する団体や組織</b>
<b>商工団体</b> ：富士商工会議所、富士市商工会
<b>観光団体</b> ：富士山観光交流ビューロー
<b>ふじのくに文化財保存活用推進団体</b> ：駿河郷土史研究会、吉永郷土史会、須津ふるさと愛好会 古谿荘に親しむ会
<b>無形民俗文化財保存団体</b> ：木島区、大北区、岩淵鳥居講伝承保存会、鶺鴒無ケ淵神明宮神楽保存会
<b>その他関係団体</b> ：富士市観光ボランティアガイドの会、富士川観光ガイド協会、富士博ボランティア

### ●静岡県の関係機関

・静岡県文化スポーツ・観光部文化局文化財課
・静岡県文化スポーツ・観光部文化局富士山世界遺産課（富士山世界文化遺産協議会）
・静岡県立美術館
・ふじのくに地球環境史ミュージアム
・静岡県富士山世界遺産センター
・静岡県埋蔵文化財センター
・静岡県立中央図書館

### ●本市と連携協定を締結している県内の高等教育機関

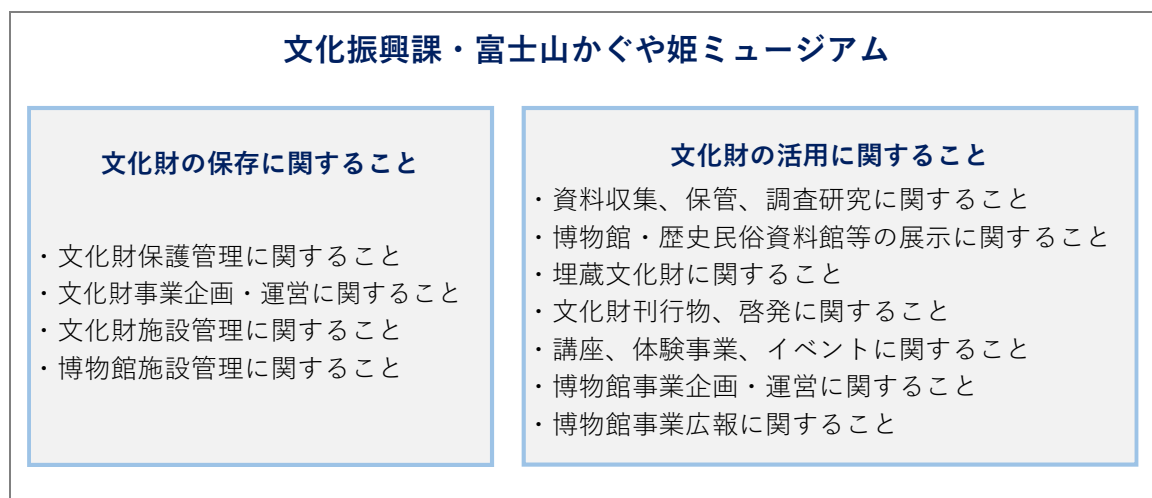
<b>国立大学法人 静岡大学</b>
連携内容（抜粋）：まちづくり・地域産業の活性化に関すること、文化振興・国際化・男女共同参画の推進に関すること
<b>静岡英和学院大学、静岡英和学院大学短期大学部</b>
連携内容（抜粋）：まちづくりに関すること、観光・産業など地域振興に関すること、教育・文化・国際交流に関すること

### ●行政内部

<b>総務部 企画課</b>
関連業務：上位計画となる富士市総合計画に関すること
<b>総務部 防災危機管理課</b>
関連業務：富士市地域防災計画に関すること
<b>教育委員会 教育総務課</b>
関連業務：関連計画である富士市教育振興基本計画に関すること
<b>教育委員会 学校教育課</b>
関連業務：学校教育に関すること

<b>教育委員会 社会教育課</b>
関連業務：社会教育、生涯学習に伴う講座に関する事
<b>都市整備部 都市計画課</b>
関連業務：関連計画である国土利用計画および富士市都市計画マスタープランに関する事
<b>都市整備部：建築指導課</b>
関連業務：関連計画である富士市景観計画に関する事
<b>産業経済部 産業政策課</b>
関連業務：富士市の基幹産業である製紙業等に関する事、商工関係事業に関する事
<b>産業経済部 富士山・観光課</b>
関連業務：関連計画である富士市観光振興基本計画に関する事、観光関係事業に関する事
<b>市民部 まちづくり課</b>
関連業務：関連計画である富士市まちづくり活動推進計画に関する事、各地区の町内会、まちづくり協議会等の地域団体に関する事
<b>市民部 文化振興課（文化担当）</b>
関連業務：関連計画である富士市文化推進基本計画に関する事

### ●文化財担当部局の組織



## 第6章 文化財を知り、未来へつなぐための措置

### 1. 文化財を知り、未来へつなぐことに関する現状と課題

#### (1) 各分野の文化財調査に関する現状と課題

本市における文化財の時代ごとの把握状況は表のとおりであり、以下のような課題を指摘することができます。

文化財の種類		先史	古代	中世	近世	近代	現代
有形文化財	建造物				△	△	△
	彫刻			△	△	△	—
	書跡・典籍・古文書			○	◎	◎	×
	工芸品				△	△	△
	絵画			△	△	△	△
	考古資料	◎	◎	○	○	×	×
無形文化財					—	—	—
民俗文化財	有形の民俗文化財				○	◎	○
	無形の民俗文化財（食文化を除く）				○	◎	◎
	無形の民俗文化財（食文化）				×	×	×
記念物	遺跡（史跡）	◎	◎	○	○	×	×
	名勝地（名勝・特別名勝）		○	○	○	○	○
	動物・植物・地質鉱物（天然記念物）	○	○	○	◎	○	○
文化的景観					×	×	×
伝統的建造物群					—	—	×
文化財の保存技術					×	×	×
埋蔵文化財		◎	◎	○	○	×	×
その他の文	史話と伝承			○	◎	◎	—
	偉人・先人に関するもの			○	◎	◎	×
	戦争遺跡			×	×	×	×

◎：多く分布し調査できている

○：分布し調査できている

△：分布するが調査が不十分

×

—：いまだ該当する文化財が確認できていない

## ①有形文化財

### ●建造物・・・把握調査が必要

建造物に関する詳細な調査は指定および登録文化財に限られている一方で、各地域に未調査の古い蔵などが残されているとの情報が、文化財に関するヒアリングの中で寄せられています。しかしながら、そうした建造物についての把握調査が不十分です。

### ●石造文化財・・・把握調査が必要

また、石造文化財については、道路拡張や宅地開発等により移設することもあります。定期的な所在把握は十分にできていません。また、上記の調査時には調査対象とならなかった石造文化財群の存在も確認されていることから、未調査の石造文化財の把握調査の必要があります。

### ●彫刻・・・把握調査が必要

指定文化財の詳細な調査は終わっていますが、民間団体である駿河郷土史会による寺院の調査や本計画の作成にあわせて実施した市内の寺院へのアンケート調査の結果、未確認の仏像等の情報が寄せられており、それらの把握調査が必要です。また、同会による神社の悉皆調査で確認された神像等についても把握調査も必要です。

### ●書跡・典籍・古文書・・・状況調査および詳細調査が必要

これらは、富士市立中央図書館および、富士市立博物館（富士山かぐや姫ミュージアム）に収蔵されているほか、調査後に各家庭・各機関に返却したものも含まれています。このうち、各家庭に返却したものについては、調査から一定期間が経過しているものの、代替わり等で散逸していないかどうかの状況調査は実施されていません。

また、富士市立中央図書館や富士市立博物館には、地域の人々から寄贈や寄託を受けているものの、詳細調査や目録の作成が行われていない史料群が23件あります。加えて、市内の小中学校には、創立から現代にいたる校務日誌や沿革誌等の教育関係資料の存在が確認されているものの、資料としては十分に認識されておらず、具体的な調査計画もありません。そのため、早急にこれらの史料群の調査計画を策定する必要があります。

### ●工芸品・・・詳細調査および把握調査が必要

博物館収蔵資料はデータベース化されていますが、富士山コレクション（約8000点）等、未調査の資料の詳細調査や、個人所有の工芸品についての把握調査が必要といえます。

### ●絵画・・・把握調査が必要

博物館収蔵資料はデータベース化されていますが、市内に所在する絵画資料の調査は不足しており、把握調査が必要です。

## ②民俗文化財

### ●無形の民俗文化財・・・状況調査および把握調査が必要

『富士市のまつり』、『ふるさと富士川第3集 祭りと年中行事』等で市内の祭礼等が把握されていますが、これらの調査から30年以上が経過し、その間の社会変化に応じて、祭礼や行事の形態も大きく変化しています。特に、令和2(2020)年から令和3(2021)年については、新型コロナウイルス感染症拡大を受け、多くの祭礼・行事が中止となっていますが、こうした市内の祭礼や行事の状況は把握できていません。

また、本市独特の食文化をはじめとする生活文化についての展示等が博物館で実施されていますが、文化財としての把握調査は未実施です。

## ③記念物

### ●遺跡（史跡）・・・把握調査が必要

将来的な保存・活用のために範囲を確定させる必要のある遺跡があるほか、史話や伝承に関連する史跡やそれらに関する歴史資料の把握調査が必要といえます。

### ●名勝地・・・詳細調査および把握調査が必要

国の調査により重要事例に挙げられている古谿荘庭園や富士川についての詳細な調査は実施されていません。また、その他の名勝地については、現在その存在は確認されていません。

### ●植物、動物、地質鉱物・・・状況調査が必要

これまでに植物、動物、地質鉱物についての調査が行われていますが、調査時から一定の年数が経過しています。しかしながら、現在の状況確認は実施されていません。

## ④文化的景観・・・把握調査が必要

本市には、茶畑・ヒノキ植林地・水田・製紙工場といった生産・生業に密接に結びついた景観が広がりますが、文化的景観としての調査は行われていません。

## ⑤伝統的建造物群・・・把握調査が必要

伝統的建造物群により構成される、歴史的・文化的なまちなみについての調査はこれまで実施されていません。

## ⑥文化財の保存技術・・・把握調査が必要

文化財全般の保存のために欠くことのできない伝統的な技術・技能である文化財の保存技術についての調査は実施されていません。

## ⑦その他の文化財

### ●史話と伝説・・・詳細調査が必要

『ふるさとの昔話』、『ふるさと富士川 第2集 昔ばなし・伝説』等で、市内に伝わる史話や伝承が取り上げられ、概要は把握しているものの、こうした史話や伝説と市内に所在する史跡等との関連性についての詳細調査は未実施です。

### ●偉人・先人に関すること・・・詳細調査が必要

『郷土の先達』等で、郷土の発展に貢献した偉人・先人の足跡や業績についての調査が実施されています。ただし、こうした人物を顕彰するために造られた石造文化財や関係する古文書等の詳細調査については未実施です。

### ●戦争遺跡・・・定義についての検討が必要

民間団体による調査（太平洋戦争前後を対象）は実施されていますが、市としての調査は実施されていません。まずは戦争遺跡を市としてどのように定義するかを検討が必要といえます。

## (2) 調査成果による文化財の適切な評価に関する現状と課題

文化財の指定を含む、将来的な文化財の保存や活用のための適切な評価のための組織として、本市では教育委員会の諮問機関であり、学識経験者により組織される富士市文化財保護審議会を設置しています。同審議会では教育委員会の諮問に応じて審議・答申をおこなうほか、求めに応じて適宜指導・助言をおこなっています。

しかしながら、本市には、一定の調査を終えた文化財が存在しているものの、将来的な保存・活用のための評価や保存・活用のための手法や方向性が固まっていないものがあります。

## (3) 文化財の内容・特徴・地域性に応じた保存に関する現状と課題

本計画の作成に合わせて実施した、市内各地区の役員等を対象とした文化財の保存・活用に関するアンケート調査および聞き取り調査では、「高齢化による維持管理不足により、劣化が見られる文化財がある」といった指摘や、「担い手不足により、継承に不安を感じる文化財がある」といった指摘があり、文化財の保存に不安を持つ地区が存在していることが明らかとなりました。

また、それぞれの地区や共同体、個人などで所有している文化財に関して、保存のためには定期的な維持管理が必要であるものの、そのための資金が限られており、将来への継承に不安を感じているという相談が市に寄せられている現状です。

加えて、市による文化財の状況調査などから、将来的な活用の可能性を有する文化財であっても、そのためには適切な保存や修復が前提となるものが確認されているほか、手漉き和紙に代表されるような、本市においてかつては盛んに行われており将来的な文化財の保存のためにも重要と考えられる技術が、存続の危機に直面しています。

## **(4) 文化財を犯罪・災害から守るための体制や制度に関する現状と課題**

### **①防犯にかかる課題**

現在のところ、本市に所在する文化財に対する盗難や損害等の被害報告は寄せられていないものの、将来的には管理者の不在に起因する盗難や損害などの被害の増加が危惧されていますが、十分に周知されているとはいえません。

### **②防災にかかる課題**

「富士市地域防災計画」では、富士市において予想される災害として、台風・梅雨前線および発達した低気圧にともなう暴風、豪雨、高潮、河川洪水などの気象条件に起因する気象災害とともに、富士山の噴火や、駿河湾及び駿河トラフ付近におけるプレート境界を震源域とする東海地震に加え、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する東南海地震や南海地震、南海トラフ巨大地震やそれに伴う津波といった地象災害が挙げられています。

また、平成 31(2019)年のノートルダム大聖堂の火災、令和元(2019)年の首里城跡の火災によって、人類にとって重要な価値を持つ文化財が失われてしまったことからわかるように、文化財、特に建造物等においては、防火対策も非常に重要であり、将来的な文化財の保存・活用に向けて、大きな課題となっています。しかしながら、こうした災害に十分な対策が取られているとはいえません。

さらに、大規模な災害が発生した場合、本市の担当者は市民の安全確保の業務に携わることとなっており、発生直後の文化財の被災状況の把握や救済を実施できる体制がとられていません。



## 2. 文化財を知り、未来へつなぐための方針

### (1) 各分野の文化財調査に関する方針

文化財の調査については、その分野によって、状況調査・把握調査・詳細調査というように、必要な調査の種類が異なります。すべての調査を同時に並行しておこなうことは困難であることから、市の専門職員を中心に、所有者・学識経験者に加え、建築士会やヘリテージマネージャー等といった各分野の専門家の協力を得ながら段階を踏んで計画的に実施します。

また、アンケート調査などから、文化財に関連する調査に参加したいと考える市民が一定数いることが明らかなことから、市民の参加が可能な分野については、随時参加を求めています。また、本計画の前期（令和4(2022)年から令和7(2026)年）で実施した把握調査のうち、さらなる詳細調査が必要と判断したものについては、後期（令和8(2027)年から令和12(2031)年）あるいは次期計画に盛り込むものとします。

### (2) 調査成果による文化財の適切な評価に関する方針

一定の調査を終えた文化財が存在しているものの、将来的な保存・活用のための評価や保存・活用のための手法や方向性が固まっていない文化財については、富士市文化財保護審議会による指導・助言を得ながら、将来的な保存・活用の方向性を固めるとともに、必要に応じて同審議会に対する諮問・答申を経て、文化財の指定・登録に向けた作業を進めます。

### (3) 文化財の内容・特徴・必要性に応じた保存に関する方針

文化財の将来的な活用のために、速やかな修理や整備が必要なものに対して、所有者の協力を得ながら、市費に加えて、国や県の補助制度の利用の検討、クラウドファンディングなどの財源確保も検討しながら、その内容や特徴・地域性に応じた保存事業や整備事業を実施します。また、所有者が主体的に実施する文化財の保存のため取組を支援します。

加えて、本市で伝統的に行われてきた手漉き和紙（駿河半紙）をはじめとする、文化財の保存や修理に役立つ技術の伝承に取組みます。

### (4) 文化財を犯罪・災害から守るための体制や制度の充実に関する方針

#### ①防犯にかかる方針

文化財の防犯については、見回りなどの防犯活動の重要性を所有者や地域住民に広く伝えていくとともに、地域住民の方々を中心とした定期的な見回り体制の構築を検討することで、盗難や損害などの被害を未然に防ぐことを目指します。

## ②防災にかかの方針

文化財の防災については、地震や火災に対する備えについての定期的な確認作業を努め、文化財の所有者とともに、必要な対策についての検討や協力を進めます。また、発災時においても文化財の滅失をできるだけ防ぐことが可能となるように、以下に述べるような、県が取り組んでいる文化財の防災・救済の体制や、東海史料ネットワーク等の広域的な組織と連携することで、文化財の所有者、地域住民、文化財の防災・救済に関わる組織・団体、専門家などが一体となって市内の文化財を守り、救済する体制を整備します。

それとともに、「富士市地域防災計画」に掲げられているように、担当者ができるだけ早期に文化財の被災状況の把握や救済を実施することができる体制整備に向けて、関係部署とともに、災害時の配備態勢についての検討を進めます。

### ・静岡県文化財等救済ネットワーク

県では、文化財等の救済を目的とする関係団体によるネットワークを平成 24(2012)年 3 月に立ち上げ、毎年、情報共有会議を開催しています。このネットワークには、大学研究室、博物館関係団体、NPO、各種学会、関係業者、市町文化財行政主管課が参加しており、発災後には県文化財課が事務局となり、情報提供及び支援依頼をおこなうとともに、支援調整をおこなうこととなっています。市は、情報共有会議等に積極的に参加するとともに、さらなる組織充実に協力します。

### ・静岡県文化財等救済支援員

県では、文化財の救済活動に関するボランティア人材（静岡県文化財等救済支援員）の登録制度を平成 24(2012)年 11 月に創設しています。登録されている方々は、毎年定期的に開催される、有形文化財の取り扱いなどの実践的な技術を学ぶ講座に参加し、個々のスキルアップを目指しています。市はこうした事業に協力するとともに、市が主催する文化財に関連する講座等を通じて、静岡県文化財等救済支援員への登録を促します。

### ・静岡県文化財建造物監理士

県では、歴史的建造物を調査し、地震等の災害から守るための人材を養成する講習会を平成 22(2010)年度から実施し、静岡県文化財建造物監理士への登録を進めています。登録された管理士は、歴史的建造物の耐震に関する予備診断のほか、発災後には被災した歴史的建造物の危険度判定や応急措置に取り組めます。市では、県と協力して、特に、市内に在住する同管理士との連携を深め、平常時から情報共有や連絡調整を進めます。あわせて、富士建築士会の会合などの機会をとらえ、静岡県文化財建造物監理士養成講習会への参加を促します。

## ・防災訓練

県では、例年9月初頭に行われる県総合防災訓練にあわせて、市町、静岡県文化財等救済ネットワーク、静岡県文化財等救済支援員、静岡県文化財建造物監理士と連携した被災状況伝達訓練を実施しています。市は、こうした訓練に積極的に参画するとともに、県の体制強化に協力します。

### [方向性2 体系図]



### 3. 文化財を知り、未来へつなぐための措置

#### (1) 各分野の調査による文化財の把握に関する措置

	小事業名	取組主体					財源	取組年度		
		市民	所有者	団体	学識者	行政		前期 令和 4～7 2022～2025	中期 令和 8～10 2026～2028	後期 令和 11～13 2029～2031
<b>①建造物等調査事業</b>										
昭和中期までを主な対象とした建造物の把握調査とともに石造文化財の追跡調査をおこなう。										
7	昭和中期までの建造物把握調査		○		○	○	市			
本市では、登録有形文化財（建造物）の要件を満たすものについての悉皆調査はこれまで実施されていない。そのため、現状では、保存・活用すべき建造物が知らない間に失われてしまう可能性があることから、昭和中期までに建築された建造物や、国や静岡県内の建造物調査の対象となった建造物についての把握調査を定期的実施することで、将来の悉皆調査にむけての基礎資料とする。										
8	石造文化財状況調査	○	○	○		○	市			
本市では、市内の石造文化財についての悉皆調査を実施しており、その数は約 4,500 点に及ぶ。しかし、調査から一定期間が経過し、宅地や道路開発などにより移転しているものも確認されていることから、市内各地区に石造文化財の現況についての情報提供を依頼しながら、定期的にその状況調査を実施。										
<b>②彫刻・工芸品等調査事業</b>										
市内に所在する寺院の仏像、神社の神像、個人が所有する絵画・工芸品等の把握調査をおこなう。										
9	富士山コレクション詳細調査					○	市	2022-2023		
富士山コレクションは、令和 2 年に、個人のコレクターより市に寄贈されたもので、60 年以上の歳月をかけて収集された、富士山関係の陶磁器や工芸品、絵画など約 8,000 点から構成されている。このコレクションは、世界文化遺産である富士山の普遍的な特徴の一つである、芸術の源泉という要素を如実に示すものであるとともに、富士山のアイコン化の過程をしめす貴重な資料群といえることから、今後の適切な活用のための詳細な調査を進める。（集中的に実施）										
10	彫刻・工芸品等把握調査	○	○			○	市			
市内の彫刻や工芸品に関しては、市に寄贈されたもの以外についてはほとんど把握できていない状況である。特に、市内に所在する寺院の仏像、神社の神像については、市による調査は未実施のため、将来的な詳細調査に向けて、その所在確認等の把握調査を実施する。										
<b>③書跡・典籍古文書等歴史資料調査事業</b>										
六所家旧蔵資料、富士山関係資料、富士川舟運・渡船関係資料等、特色ある歴史資料の調査を実施する。										
11	歴史資料把握調査		○			○	市			
本市に残る、あるいは本市に関連する書跡・典籍・古文書等歴史資料については、平成初期に目録作成が実施されているものの、一定期間が経過しているため、個人が所有するものについては、代替わり等によって散逸していないかどうかの確認調査を実施する。あわせて、目録作成後に新規に発見され、市に寄贈されている資料についても、未整理・未調査のものがあるため、計画的に整理・調査を進める。また、これまで全く知られてこなかった歴史資料が発見されることもあることから、市が主催する事業等の機会をとらえて、その存在についての情報提供を呼びかける。										

	小事業名	取組主体					財源	取組年度		
		市民	所有者	団体	学識者	行政		前期 令和4～7 2022～2025	中期 令和8～10 2026～2028	後期 令和11～13 2029～2031
12	小中学校校務日誌調査		○			○ 学	市	←→ 2022-2023		
<p>令和元(2020)年度の調査により、市内の小中学校 43 校のうち、18 の小学校、11 の中学校に、日々の学校業務について記した校務日誌や学校の歴史を物語る資料が遺されていることが判明した。なかには、明治期にまで遡ることができるものがあり、富士市の教育の変遷やそれぞれの時代の世相を知ることができる資料といえる。こうした資料について、各小中学校の協力のもと、目録化を進め、今後の詳細調査に向けての準備を進める（集中的に実施）。</p>										
13	六所家旧蔵資料（近代）調査					○	市			←→ 2027-2031
<p>六所家旧蔵資料は、戦国時代から明治元(1868)年まで市内今泉に所在した密教寺院・東泉院の流れをくみ、明治時代以降、地域の有力者として活動した六所家から市に寄贈を受けた資料群である。この資料群のうち、中世・近世・聖教等の歴史資料については、平成 19(2007)年から平成 30(2018)年にかけて詳細調査を実施している。しかしながら、六所家旧蔵資料のうち、明治以降に大きく発展するこの地域のことを知る手がかりとなる近代資料 30,000 点については未調査のため、計画的に目録化を進め、今後の詳細調査に向けての準備を進める（集中的に実施）。</p>										
<p><b>④民俗文化財調査事業</b> 市内各所の祭礼の追跡調査をおこない、継承の為の記録保存を実施する。</p>										
14	市内祭礼状況調査	○		○		○	市	←→ 2024-2026		
<p>『富士市のまつり』、『ふるさと富士川第3集 祭りと年中行事』等で市内の祭礼等が把握されているが、これらの調査から 30 年以上が経過し、その間の社会変化に応じて、祭礼や行事の形態も大きく変化している。特に、令和 2 (2020)年から令和 3 (2021)年については、新型コロナウイルス感染症拡大を受け、多くの祭礼・行事が中止となっている。こうした状況をうけ、市内の祭礼や行事の実施状況の調査をおこなう（集中的に実施）。</p>										
15	生活文化(食文化)把握調査	○		○	○	○	市			● 2029
<p>食文化をはじめとする生活文化のうち、本市に特徴的にみられるものについては、これまで博物館で関連する展示等が実施されているものの、文化財としての調査はこれまで実施されていない。しかしながら、本市の食文化については、過疎化や少子高齢化、生活スタイルの変化などから、大きく変容していることが想定されることから、その実態についての把握調査を実施する（集中的に実施）。</p>										
16	天然記念物（樹木）現況調査		○	○	○	○	市	←→		
<p>天然記念物として指定されている樹木を中心に、樹木医や職員による定期的な樹勢調査を実施し、消毒防除や剪定の参考とする。</p>										
17	古谿荘庭園調査		○		○	○	所有者 国 市			←→ 2030-2031
<p>古谿荘庭園は、国の調査により、詳細調査の対象とすべき重要事例に位置づけられていることから、古谿荘の保存修理事業にあわせて、詳細な調査を実施する（集中的に実施）。</p>										

	小事業名	取組主体					財源	取組年度		
		市民	所有者	団体	学識者	行政		前期 令和 4～7 2022～2025	中期 令和 8～10 2026～2028	後期 令和 11～13 2029～2031
<b>⑥史跡調査事業</b>										
浅間古墳群をはじめとする史跡の発掘等、整備に向けた調査を実施するとともに、市内に伝わる史話や伝承に関連する史跡の把握調査を実施する。										
18	浅間古墳の整備に先立つ発掘調査		○		○	○	国 県 市		● 2026	
富士市内唯一の国指定史跡である浅間古墳では、指定されている範囲が墳丘の一部のみとなっているため、指定範囲を広げることを前提として墳丘の範囲確認調査を実施する。また、令和元(2019)年度の地中レーダー探査調査により、後方部中央に埋葬施設の可能性がある反応が確認されたため、埋葬施設の検出調査を実施し浅間古墳がもつ様々な情報を取得する。(集中的に実施)										
19	史話や伝承に関わる史跡把握調査	○	○	○		○	市	←—————→		
本市には、古くから伝わる多くの史話や伝承が存在し、それらにまつわる史跡等が点在している。史話や伝承に基づく史跡等の文化財は、後述する関連文化財群や文化財保存活用区域とも密接に関連するため、現況についての調査を実施し、将来の適切な保存・活用のための基礎資料とする。										
<b>⑦埋蔵文化財調査事業</b>										
開発に伴う埋蔵文化財の調査を適切に実施する。										
20	開発にともなう埋蔵文化財の調査		○			○	国 県 市	←—————→		
開発と埋蔵文化財の保護を両立するため、本市直営による確認調査を年間通じて実施する。また、開発により保護することができない遺跡については、本発掘調査を実施し適切な情報を保存・管理をおこなう。また、それらの学術成果を速やかに報告するための整理作業・報告書刊行作業を実施する。										
<b>⑧その他の文化財調査事業</b>										
21	文化的景観把握調査		○		○	○	市		● 2028	
本市では、富士山の活発な火山活動によって形成された特徴的な環境のもとで、茶業や林業、水田耕作といった生業や製紙業といった産業が営まれ、それらの活動によって生み出された特徴的な文化的な景観が広がっている。こうした景観を将来にわたって保存・活用するためには、詳細な調査が必要となるが、それに先立ち、市内の文化的景観についての把握調査を実施する。(集中的に実施)										
22	まちなみ把握調査	○	○		○	○	市			● 2029
本市ではこれまで、伝統的建造物群により構成される歴史的・文化的なまちなみについての調査は実施されていない。しかしながら、宿場や間宿といった、東海道に關係する施設が設けられていた場所であったことから、各施設が所在した場所のまちなみについての把握調査を実施し、それらのまちなみの保存・活用の可能性の検討のための基礎資料とする。(集中的に実施)										

	小事業名	取組主体					財源	取組年度		
		市民	所有者	団体	学識者	行政		前期 令和4～7 2022～2025	中期 令和8～10 2026～2028	後期 令和11～13 2029～2031
23	文化財の保存技術把握調査	○		○	○	○	市			● 2030
<p>本市ではこれまで、文化財全般の保存のために欠くことのできない伝統的な技術・技能である、文化財の保存技術についての調査は実施されていない。この保存技術には、文化財の修復・修理に直接携わる技術・技能に加え、保存に必要となる材料や用具の生産・製作にかかる技術・技能も含まれているが、市内において、こうした保存技術が存在するの、そして存在するのであれば、技術保持者への支援が必要であることから、まずその把握のための調査を実施する。(集中的に実施)</p>										
24	戦争遺跡の文化財としての取り扱いの検討		○	○		○ シ	市		● 2027	
<p>これまでの本市の文化財の枠組みでは、太平洋戦争に関する戦争遺跡等を含め、過去の戦争に関連する遺跡は含まれていない。しかしながら、今後、本計画で定義する文化財の保存・活用を進めていくにあたって、戦争遺跡等を文化財としてどのように位置づけていくのかという検討を進める。</p>										

※学：学校教育課、シ：シティプロモーション課

## (2) 調査成果による文化財の適切な評価に関する措置

	小事業名	取組主体					財源	取組年度		
		市民	所有者	団体	学識者	行政		前期 令和4～7 2022～2025	中期 令和8～10 2026～2028	後期 令和11～13 2029～2031
<p>①文化財保護審議会の開催 文化財保護審議会を定期的に開催し、文化財の指定や保存・活用に関する事項についての指導・助言および諮問・答申をおこなう。</p>										
25	富士市文化財保護審議会の開催		○		○	○	市	←		→
<p>②文化財の指定・登録 文化財の適切な保存を念頭に、調査を終え、評価が固まった文化財の指定・登録に向けた業務を実施する。</p>										
26	文化財の指定・登録		○	○	○	○	市	←		→

### (3) 文化財の内容・特徴・地域性に応じた保存に関する措置

	小事業名	取組主体					財源	取組年度		
		市民	所有者	団体	学識者	行政		前期 令和 4～7 2022～2025	中期 令和 8～10 2026～2028	後期 令和 11～13 2029～2031
<b>①史跡等の整備事業</b> 富士市指定史跡千人塚古墳保存活用計画（令和 2 年作成）に基づき、周辺住民と協働しながら、須津古墳群の整備を進める。										
27	須津古墳群整備事業	○	○	○	○	○	国 県 市	← 第 1 期：2022-2026 →		← 第 2 期：2027-2031 →
<b>②文化財の保存・修理・技術継承事業</b> 文化財の保存技術について、適時実態調査を行い、その価値を損ねることなく適切に継承ができるように取り組む。										
28	手漉き和紙の技術伝承			○	○	○	市	← →		
本市で伝統的に行われてきた手漉き和紙（駿河半紙）の技術が、将来的な文化財の保存・修理に役立つことから、その技術の伝承に取り組む。										
<b>③文化財保存費補助事業</b> 修理・継承等が必要な文化財について、適切な保存のための助言・指導とともに費用の補助をおこなう。										
29	指定文化財に対する補助事業		○			○	国 県 市	← →		
富士市文化財保存事業費補助金交付要領および、富士市補助金等交付規則に基づき、指定文化財の修理・継承等のための補助金を支出する。										
30	登録文化財等に対する補助事業		○			○	国 市	← →		
文化庁の補助事業である地域文化財総合活用推進事業（地域のシンボルの整備等）の活用とともに、富士市文化財保存事業費補助金交付要領および、富士市補助金等交付規則に基づき、登録文化財（建造物）等の保存、修理のための補助金を支出する。										
<b>④古谿荘保存修理事業</b> 所有者・国・県・市の四者で連携しながら、古谿荘の保存修理を適切に進めていく。										
31	重要文化財古谿荘の保存修理に対する補助事業		○		○	○	国 県 市	← 2022-2030 →		
重要文化財古谿荘保存活用計画に基づく保存修理に対して、所有者・国・県・市の四者で連携しながら、補助金の支出や、進捗状況の把握等を適切に進める。										



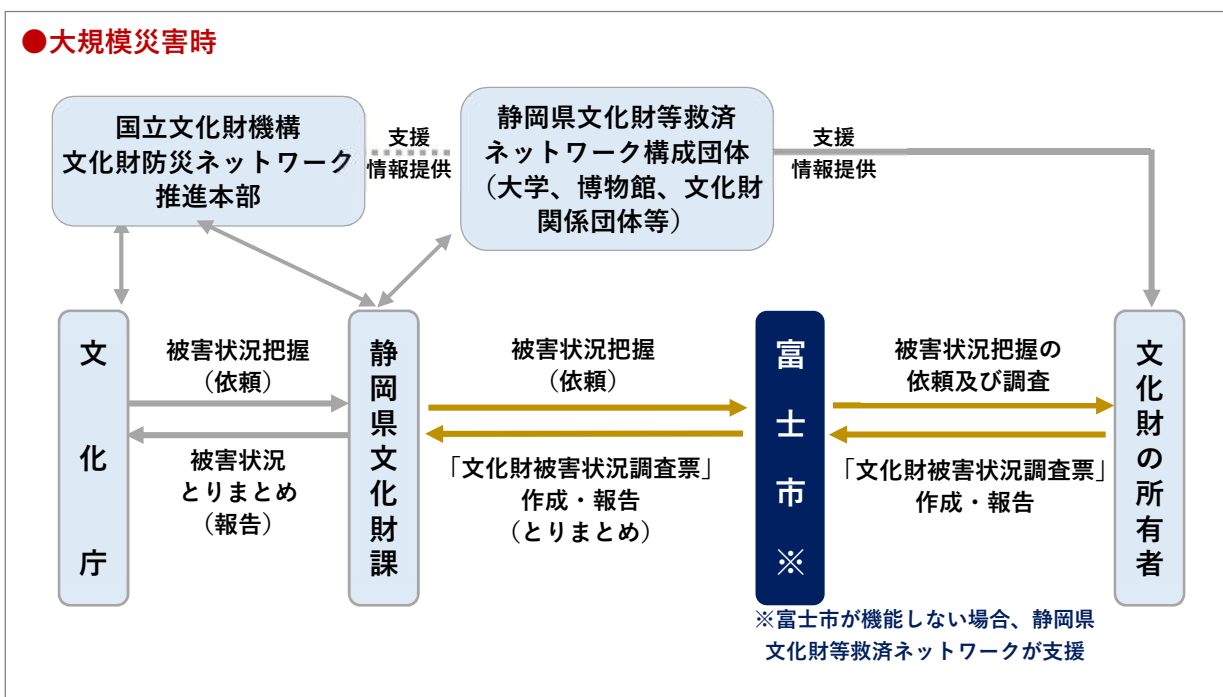
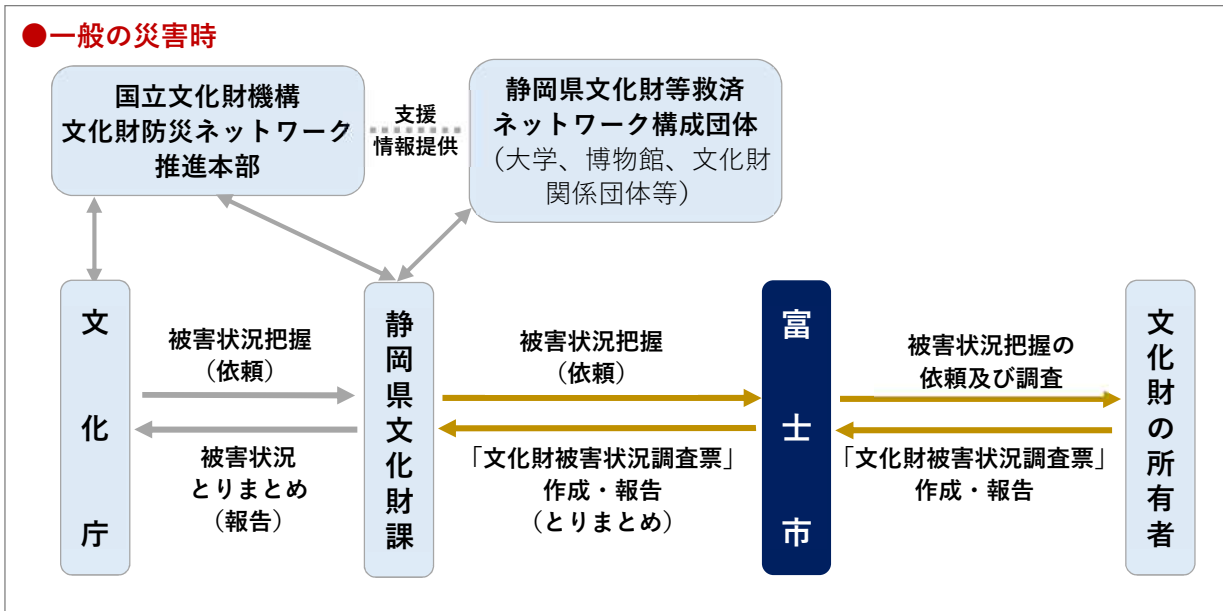
#### (4) 文化財を災害から守るための体制や制度の充実に関する措置

	小事業名	取組主体					財源	取組年度		
		市民	所有者	団体	学識者	行政		前期 令和4～7 2022～2025	中期 令和8～10 2026～2028	後期 令和11～13 2029～2031
<b>①文化財防災・防犯事業</b>										
市の地域防災計画を踏まえ、静岡県文化財保存活用大綱に基づき、防災防犯設備の設置、消防訓練など文化財を災害や盗難被害から守るための事業を国、静岡県、市、所有者、市民、団体などの関係者で連携して進める。										
32	防犯対策事業	○	○	○		○ 警	市	←————→		
市は所有者をはじめとした見回りなどの防犯活動の実施等の防犯対策を講じるように促す。特に、無住の指定文化財建造物や指定美術工芸品を保管する建物については、盗難やき損が生じない対策を講じるように、所有者やそれぞれの地区のまちづくり協議会等に推奨する。 また、所有者には、文化庁が刊行する『文化財防犯の手引き』などのパンフレットを配布し、防犯意識の向上に努めるとともに、警察や関係機関と指定文化財リストなどを通じた情報共有を進め、所有者や地域を含めた防犯体制の強化を目指す。										
33	地震対策・耐震対策事業	○	○	○		○ 防	国 市	←————→		
建造物に関して、県では、文化庁の「文化財建造物等の地震における安全性確保に関する指針」に基づき、「大地震動時に倒壊しない」という「安全確保水準」を満たすことを最低限の基準としている。市においても県と同様の基準を用い、個人や法人が所有・管理する建造物については、修理などの機会に耐震診断を推奨し、耐震診断の結果、十分な耐震性が確保できない建造物については、耐震補強工事の実施について支援する。また、早期に耐震補強工事が実施できない場合は、耐震対策対処方針の作成と地震時の人的被害が最小となるように避難誘導経路の設定、危険表示の徹底を求める。 それと同時に、市が所有・管理する建造物のうち、市内や広見公園歴史ゾーンに所在し、十分な耐震性が確保できていない建造物については、適切な保存と、将来の積極的な活用を見据えて、地方創生推進交付金などを用いながら、計画的に耐震補強工事を進めていくこととする（詳細については7章および8章）。 また、博物館などで展示・管理している美術工芸品や有形民俗文化財については、地震によって文化財の価値を損なわないように転倒や転落防止の対策等を講じるとともに、見学者の安全を確保することに努める。 また、史跡などの記念物についても、地震より崩落等の被害を受けることが想定されることから、文化財の本質的な価値に配慮しながら、発災時における避難経路の確保や誘導など、文化財の内容と活用状況に応じて必要な耐震対策を図る。										
34	防火対策事業	○	○	○		○ 防 消	市	←————→		
建造物や美術工芸品などの有形文化財の日常的な防火対策については、文化庁の「国宝・重要文化財（建造物）の防火対策ガイドライン」および、「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」に基づき、市は文化財の所有者や管理者、消防等の協力を得ながら、各文化財および保管施設等の点検を行い、防火体制の現況把握に努める。 あわせて、建造物や文化財を保管する施設については、その面積に関わらず消火器等を設置するように所有者や管理者に促すとともに、必要に応じて自動火災報知設備や消火設備の設置に関する協力を求め、火災による滅失を防ぐ。 また、すでに設置されている自動火災報知設備、消火設備については、法令等に基づく、定期点検を確実に実施し、修理が必要とされたものについても確実かつ迅速に修理をおこなうように指導を徹底する。なお、近年は電気系統に起因する出火が増加していることから、配電盤、分電盤等についても定期的な点検、清掃の実施を促すとともに、漏電ブレーカーの設置を推奨する。 さらに、毎年1月26日の文化財防火デーの前後には、広見公園歴史ゾーン内の建造物を対象に、見学者・市・消防等が一体となって消防訓練を実施し、地域で文化財を守る意識を醸成する。										



レスキューの関係者が市内の文化財の基礎的な情報を共有できるような体制をつくとともに、前節でとりあげた「レスキュー資材の備蓄事業」による確保した資材を提供します。

[災害時の文化財の被害状況把握のフローチャート]



## 第7章 文化財を地域で活かし、発信するための措置

### 1. 文化財を地域で活かし、発信することに関する現状と課題

#### (1) 文化財を地域の資源として観光・産業等に活用し、 地域経済の活性化につなげることに関する現状と課題

文化財の保存・活用にかかる世論調査の結果、本市の文化財や歴史文化の方向性として、「観光振興などによるにぎわいの創出」を挙げた割合は20%を越えるとともに、「国内外の知名度向上などによるまちのブランド化」を挙げた割合が約20%、「地域でのビジネスの活用」を挙げた割合が約9%となっています。また、本市の文化財や歴史文化をテーマに開催している市民歴史講座の参加者に対するアンケート調査でも同様の結果が出ており、文化財を地域の資源として観光や産業に活用することが期待されているといえます。

加えて、本計画の関連計画である富士市観光基本計画においても、本市の文化財や歴史文化を活かした施策や事業が挙げられており、具体的な観光や産業等への活用への取組が見られます。

しかしながら、世論調査などからは、今後の方向性として「文化財を現状のまま保存していくことを望む」ことを望む層もいることが明らかとなっており、文化財の積極的な活用に向けての環境が十分に整えられているとはいえません。また、上記のような関連計画に掲げられた取組を、効果的に進めていく体制が十分に整えられているとはいえません。

#### (2) 文化財を核とする地域コミュニティを形成し、 まちづくりのコンテンツとして活用することに関する現状と課題

文化財の保存・活用にかかる世論調査の結果、本市の文化財や歴史文化の方向性として、「みんながまちを好きになるように歴史・文化を活用する（郷土愛を育む）」を挙げた割合は約40%にのぼるとともに、「イベントなどだけでなく、気軽に接することができる日常生活に寄り添った活用」を挙げた割合が約27%、「地区ごとの特色を生かしたまちづくり」を挙げた割合が約17%となっています。また、本市の文化財や歴史文化をテーマに開催している市民歴史講座の参加者に対するアンケート調査でも同様の結果が出ており、本市の文化財や歴史・文化を核とした地域コミュニティを形成するとともに、まちづくりのコンテンツとして活用することが期待されているといえます。

また、市内各地区が主体となって作成している「まちづくり行動計画」にも、文化財や歴史文化を活用した取組を掲げている地区があり、まちづくりと文化財や歴史・文化は分けることができないものであるといえます。

しかしながら、地区内に文化財や歴史文化があっても、それらをまちづくりに活かすための準備が整っていない地区がみられるとともに、文化財担当部局と各地区との連携体制が十分に整えられているとはいえません。

### (3) 文化財を地域教育の柱として、 学校教育や社会教育で活かすことに関する現状と課題

本市の学校教育や社会教育を推進するための計画である、富士市教育振興基本計画では、文化財や歴史・文化の保存・活用が掲げられており、学校教育や社会教育の分野においても文化財が重要な要素となっています。

一方で、本計画の作成に合わせて実施した市内各地区の役員を対象としたアンケート調査や聞き取り調査、ワークショップなどからは、本市の文化財や歴史文化の持つ価値や重要性について、学校教育や社会教育の場面で十分に共有されていないという課題が指摘されています。

### (4) 従来の方に加え、ICTの活用による市内外への文化財の 情報発信方法を確立することに関する現状と課題

現在、本市の文化財や歴史文化に関しては、所在地にある文化財の説明看板に加え、文化振興課や富士市立博物館（富士山かぐや姫ミュージアム）、公共機関等で頒布する報告書やガイドブック、パンフレットなどを通して、その情報発信に取り組んでいます。加えて、市のウェブサイトでは、文化財の情報を掲載しているほか、富士市立博物館（富士山かぐや姫ミュージアム）のウェブサイトでは、展示や体験に関する情報とともに、収蔵資料の紹介をおこなっています。また、他部署や他機関においても、文化財や歴史文化に関する看板を設置しているほか、パンフレット等も数多く発行されています。

しかしながら、看板に関しては、経年劣化により修理を必要とするものも多いほか、多様な主体により異なるデザインで設置されていることもあり、統一感があるとはいえません。また、看板の内容についても、該当する文化財そのものの情報が中心となっており、関連する文化財や歴史文化の情報について得ることは困難です。

加えて、文化財や歴史文化に関するパンフレットやガイドブックは充実しているものの、日本語で記されたものがほとんどで、外国語に対応したものは限られており、外国の人々が本市の文化財について知ることができる情報源はほとんど存在しないという課題があります。

### (5) 各地区に文化財の保存・活用の地域拠点を設けることに関する現状と課題

本市には、小学校区とほぼ重なる26地区それぞれに設置されているまちづくりセンターが設置されており、地区の特性に応じたまちづくりの拠点となっています。それぞれの地区では、独自のまちづくり行動計画を策定しており、その計画の中には、文化財や歴史文化に関する取組を掲げているものがあり、まちづくりセンターが文化財の保存・活用の拠点との一つとなることが期待されます。

しかしながら、まちづくりセンターは、市民が利用することを前提として設置されたものであり、観光客のように市外から本市を訪れる人々のための施設として整備されているものでは

ありません。また、必ずしもまちづくりセンターの近辺に将来的な保存・活用が期待される文化財が存在しているわけではなく、文化財の保存・活用の拠点整備が充分におこなわれている状況とはいえません。

## **(6) 文化財の保存・活用の拠点の一つとして、 博物館のさらなる充実を図ることに関する現状と課題**

富士市立博物館（富士山かぐや姫ミュージアム）は、昭和 56(1981)年に開館して以降、本市の文化財や歴史文化に関する資料の収集・保管、展示、教育普及等の事業を実施してきました。また、博物館が所在する広見公園内のふるさと村歴史ゾーンには市内の歴史的建造物等の移築復原（復元）が継続的に実施されています。さらに、平成 6 (1994)年には、広見公園に接する場所に、分館である歴史民俗資料館が設置されています。

平成 28(2016)年には、4ヶ年にわたる富士市立博物館の大規模な展示リニューアルが終了し、「富士に生きる」という大きなコンセプトのもとで、富士山南麓を舞台としたかぐや姫の伝承や、信仰の山である富士山の姿を地域に根差した観点から紹介する展示を中心とした施設へと生まれ変わりました。

こうした整備を経て、博物館を中心とするエリアは、本市の文化財や歴史文化を知ることができる拠点として、地域の人々のみならず、市内の多くの人々に親しまれていることが、世論調査やアンケート調査の結果から明らかとなっています。

しかしながら、ふるさと村歴史ゾーンに移築復原（復元）されている歴史的建造物の多くは、今後想定されている巨大地震に対する耐震強度を有しておらず、建造物を活用した取組が充分におこなわれているとはいえません。加えて、ふるさと村歴史ゾーンの歴史的建造物全体の保存活用計画が作成されていないことから、将来にわたる保存・活用の方向性が打ち出されていません。

さらに、博物館の附属施設である実習室や工芸棟は昭和 56(1981)年の開館当初の施設であることから、老朽化が進んでいるとともに、分館の歴史民俗資料館については、平成 6 (1994)年の設置以来、大規模なリニューアルは実施されておらず、展示施設等が老朽化していることに加え、バリアフリーの設備が設置されていないという課題を有しています。

## 2. 文化財を地域で活かし、発信するための方針

### (1) 文化財を地域の資源として観光・産業等に活用することで、 地域経済の活性化につなげる

文化財が地域の重要な資源となり得ることを、各種普及啓発事業により広く伝えていく取組を実施するとともに、観光や産業関連の事業との連携を進め、文化財を活かした地域経済の活性化を目指します。

### (2) 文化財を核とする地域コミュニティを形成し、 まちづくりのコンテンツとして活用する

文化財の保存・活用にあたっては、地域のコミュニティの力が重要となってくることから、各地域の文化祭や祭礼・イベントといった文化財を活用した活動に対する支援をおこなうとともに、文化財を活用して異なる世代間が交流することができる事業に対する支援をおこないます。

また、地域の文化財の保存や活用に直接携わっている団体やボランティア組織と連携しながら、それぞれの地域の文化財を、それぞれの地域の人々で保存・活用していく仕組みを作り、市民・団体・行政が一体となった活動を進めます。

### (3) 文化財を地域教育の柱として、学校教育や社会教育で活かす

将来的な文化財の保存・活用の担い手である児童・生徒が文化財を身近なものとして感じ、文化財とともに生きるまちに対する意識を向上させるため、教員へのサポートも含めて、学校教育との連携を進めます。

それとともに、社会教育とも連携した事業を実施し、文化財に対する興味・関心を持つ社会人を増やし、文化財の保存・活用のための人材を育成する取組を進めます。

### (4) 従来の方法に加えて、ICTの活用による市内外への文化財の 情報発信方法を確立する

従来の情報発信手段（パンフレット・ガイドブック、ウェブサイト等）を見直し、市内各所の文化財へ来訪しやすい環境を整え、現地を訪れた来訪者の利便性を高めるために取組を推進します。

また、現在は多様な種類が見られる文化財説明板のデザインを統一するとともに、外国からの来訪者にも文化財の情報を伝えることができるように、多言語化を進めていきます。あわせて、先端技術を活用しながら、看板情報とAR情報とのリンクを図り、より深く文化財について知ることができる環境を整えます。

## **(5) 各地区に文化財の保存・活用の地域拠点を設ける**

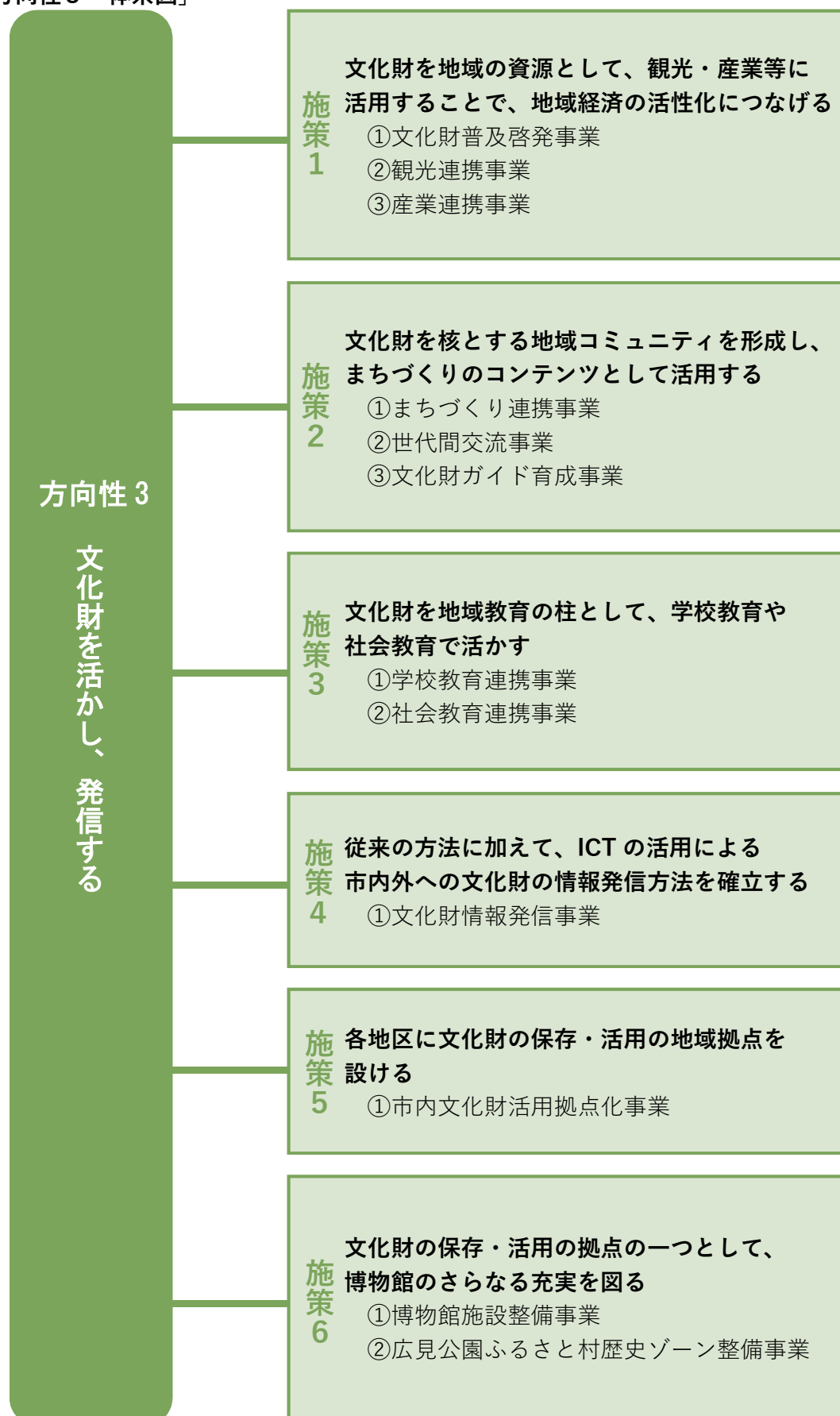
文化財を地域の重要な資源として、観光や産業の分野においても活かしていくために、地域の人々や来訪者の利便に供する拠点を整備します。この整備にあたっては、行政が直接新規施設を設置することを前提とするのではなく、既存の公共施設の改修や PFI などの手法も検討します。

## **(6) 文化財の保存・活用の拠点の一つとして、 博物館のさらなる充実を図る**

富士山かぐや姫ミュージアム（富士市立博物館）および、広見公園歴史ゾーンの整備をおこない、文化財の保存・活用の主要拠点としての機能の充実を進めます。特に、老朽化が進んでいるといったことや、耐震強度が不足しているといった、現状では活用が困難な建造物・施設等について計画的な整備に取り組みます。



## [方向性3 体系図]



### 3. 文化財を地域で活かし、発信するための措置

#### (1) 文化財を地域の資源として観光・産業等に活用することで、地域経済の活性化につなげるための措置

小事業名	取組主体					財源	取組年度		
	市民	所有者	団体	学識者	行政		前期 令和4～7 2022～2025	中期 令和8～10 2026～2028	後期 令和11～13 2029～2031
<b>①文化財普及啓発事業</b>									
歴史講演会や講座、学術シンポジウムを企画・実施する。また、文化財の公開や文化財を活用した体験事業などを実施する。									
37	文化財シンポジウム				○	市			
本市の文化財に関連する最新の研究成果に基づくシンポジウムを開催し、文化財を保存することの重要性に加えて、観光や産業等に活用することの可能性について広く伝えていく。									
38	市民歴史講座				○	社 市			
観光や産業等にも活用していくことを念頭に、本市の文化財や歴史文化の特徴に応じたテーマを設定した5回程度の連続講座を開催し、本市ならではの文化財の特徴について広く伝えていく。									
39	博物館展観事業				○	市			
博物館での展示を通じて、本市の文化財や歴史文化が地域の貴重な資源であることを、市内外の人々に広く伝える。									
40	博物館体験事業		○		○	市			
博物館での体験事業を通じて、本市の文化財や歴史文化が地域の貴重な資源であることを市内外の人々に広く伝える。									
<b>②観光連携事業※富士市観光基本計画に基づく</b>									
観光分野との連携により、文化財を活用したイベントの開催や、文化財を利用した新たな商品等の開発をおこなう。また、文化的につながる沼津市・富士宮市・静岡市といった隣接市町との広域的な取組を推進する。									
41	茶畑保存による景観保存		○	○		○ 観農	市		
大淵笹場の富士山と茶畑の風景は、日本を代表する本市ならではの観光スポットとなっているが、茶畑を管理する後継者不足等の課題に直面しており、美しい景観を維持するための取組が必要といえる。このため、茶畑の景観保全と写真愛好家やツアーバスなどの受入対応については、大淵地区と協働した取組を進めたことに加え、受入環境の整備として観光バス駐車場やトイレなどを設置している。今後も引き続き、茶園の維持管理と受入対応について地域と連携して取り組むとともに、富士山と茶畑の絶景ポイントとしてのPRを積極的に展開する。									
42	富士山登山ルート 3776 の活用と PR			○		○ 観	市		
本市は、海拔0mから富士山のほぼ9合目にあたる約3,680mまでを有するとともに、富士山や富士登山にまつわる史跡・名勝といった、数多くの立ち寄りスポットが点在している。富士山の世界文化遺産登録を契機に、文化的側面に着目した本市ならではの取組として、「鈴川の富士塚」および「ふじのくに田子の浦みなと公園」の2か所を起点とした「富士山登山ルート3776」を設定。挑戦者は年々増加しており、外国人挑戦者をはじめとした新たな観光客の掘り起こしにも成功している。今後も安全・安心な挑戦にむけた挑戦者の受入環境の整備を進めるとともに、国内外に向けたプロモーションや、研修での活用、メディアへのPRによる誘客促進を図る。									

	小事業名	取組主体					財源	取組年度		
		市民	所有者	団体	学識者	行政		前期 令和4～7 2022～2025	中期 令和8～10 2026～2028	後期 令和11～13 2029～2031
43	紙のまちの情報発信	○		○		○ 親産	市	←→ 2022-2024	←→	←→
<p>トイレットペーパーの生産量日本一を誇る本市にとって、紙産業は欠かすことができない財産であり、本市を特徴付ける産業である。現在、“紙のまち”のPRを目的とした「富士山紙フェア」等のイベントが定期的に開催されているほか、富士山立博物館（富士山かぐや姫ミュージアム）においても“紙のまち”富士山にまつわる展示をおこなっている。こうした、“紙のまち”富士山を、市民や来訪者に知ってもらい、楽しんでもらう機会を創出するため、ふじ・紙のアートミュージアム等の紙関連の施設などについて積極的に情報発信をおこなう。</p>										
44	岳南電車の活用	○	○	○		○ 親都	市	←→ 2022-2024	←→	←→
<p>全長 9.2 km の岳南電車は、まちなかや工場地帯を走ることから、間近に迫る景色や街並み、昔懐かしい車両や駅舎、車窓の風景といった、レトロ感と沿線との調和が魅力であり、日本で唯一、全駅から富士山を望むことができる鉄道路線である。その魅力から、テレビドラマや映画、CMなどの撮影が行われるなど、全国的にも注目を集めている。また、夜景電車に代表されるイベント電車の運行や、地域イベントに駅やホームが活用されるなど、市民にとっても親しみのある鉄道となっている。</p> <p>今後も、国登録有形文化財（建造物）に登録された本吉原駅のプラットホームおよび上屋に加えて、沿線に点在する工場の夜景や湧水スポットといった他の魅力と掛け合わせて発信することで、岳南電車の観光的価値を高めていく。</p>										
45	岩本山・雁堤の活用	○		○		○ 親	市	←→ 2022-2024	←→	←→
<p>岩本山公園は、春の桜、初夏の紫陽花、秋の紅葉、冬の梅など、四季を彩る自然が楽しめる公園であり、例年2月から4月にかけては、“梅”、“桜”、“富士山の眺望”にスポットを当てたイベント「絶景★富士山まるごと岩本山」を開催するなど、多くの観光客が訪れている。</p> <p>また、雁堤は、3月下旬から4月上旬には桜、9月下旬にはコスモスが咲き誇り多くの写真愛好家が訪れるスポットであり、毎年10月には投げ松明で有名な「かりがね祭り」が開催されている。</p> <p>今後も、花見関連イベントと連動させたプロモーション、市内の周遊を促す宣伝、受入環境の向上を図る。</p>										
46	歴史公園・自然公園の活用	○		○		○ 親み	市	←→ 2022-2024	←→	←→
<p>市内には、「竹取物語」発祥の地として知られる竹採公園や、富士山南麓の江戸時代古民家、長屋門、明治時代の洋館などが移築復元されている広見公園など、歴史をテーマとした公園が整備されている。さらに、富士山信仰の拠点のひとつであった富士山東泉院跡に隣接する吉原公園では、文化財を活用した公園づくりを行っている。</p> <p>また、浮島沼の湿原を保存するための浮島ヶ原自然公園、自然休養林の中でキャンプ利用も可能な丸火自然公園などの自然公園や、まちの中心にありながら、自然と豊かな緑を満喫できる中央公園など、各種の公園が存在している。</p> <p>こうした公園の魅力を発信するとともに、各種団体等と連携したイベントの企画・実施に取り組むなど、各公園の特性を活用した誘客促進を図る。</p>										

	小事業名	取組主体					財源	取組年度		
		市民	所有者	団体	学識者	行政		前期 令和4～7 2022～2025	中期 令和8～10 2026～2028	後期 令和11～13 2029～2031
47	富士川・松野地区等の文化財の活用	○		○		○ 観	市	← 2022-2024 →		
<p>富士川・松野地区には指定、登録文化財の建造物や舟運・渡船に係る旧跡などの歴史的な資源が豊富に存在している。これまで本市では、これらを巡るイベント等への支援を行うとともに、誘客性の高い素材の確認や、隠れた観光資源の掘り起こしを行い、ガイドマップの作成などに取り組んでいる。</p> <p>また、吉原地区には東海道の宿場跡や富士山信仰に関わる寺院跡、根方街道沿いには多数の遺跡や古墳が所在するなど、市内各地区にも歴史資源が豊富に存在していることから、富士川・松野地区の歴史資源の活用にくわえ、各地区の文化財の保存、活用を図りながら、必要な整備を進めるとともに、観光客等へのPRに努める。</p>										
48	市内のまつり等のPR	○		○		○ 観	市	← 2022-2024 →		
<p>本市では、年間を通じて各種の祭事・イベントが数多く開催されている。なかでも、東海一の祇園祭と称される「吉原祇園祭」、富士本町周辺を舞台とした「甲子神社祭典」、日本三大だるま市のひとつとして知られ、市内外から数多くの参拝客が訪れる「毘沙門天大祭」のほか、市民に定着している「富士まつり」「あっぱれ富士」などが集客性の高い代表的なイベントであり、本市の観光振興に大きく寄与している。</p> <p>今後も、SNSやウェブサイト等を活用し、市民に定着しているイベントについての情報発信を強化し誘客の促進に努める。</p>										
<p><b>③産業連携事業</b></p> <p>産業分野との連携により、文化財を活用したイベントの開催や文化財を利用した新たな商品等の開発をおこなう。また、文化的につながる沼津市・富士宮市・静岡市といった隣接市町との広域的な取組を推進する。</p>										
49	地元特産品のPR強化 (富士ブランド認定事業)	○		○		○ 産	市	← →		
<p>本市には「富士山のめぐみ」を活かした多くの特産品があるが、富士商工会議所では、本市を中心とする地域の素材や名勝・歴史を活かして生産された工業製品・農林水産品や特徴あるサービスなどを『富士ブランド』として位置付け、全国に発信することで地域振興と産業の活性化を目指す取組を実施している。</p> <p>こうした取組に対する支援を通して、本市の文化財や歴史文化のより効果的な発信へとつなげる。</p>										
50	文化財関連グッズの製作	○		○		○	市	← →		
<p>本市の観光施設等では、富士山をモチーフにした多くの土産物などが販売されており、こうしたグッズを通して、その美しさや普遍的な価値が広く発信されている。本市には、富士山に限らず、独自の特徴を持つ文化財や歴史文化が存在していることから、市内の事業所等と協働し、それらをモチーフにしたグッズの製作を検討する。</p>										

※ 社：社会教育課、観：富士山・観光課、農：農政課、産：産業政策、都：都市計画課、み：みどりの課

## (2) 文化財を核とする地域コミュニティを形成し、まちづくりのコンテンツとして活用するための措置

	小事業名	取組主体					財源	取組年度		
		市民	所有者	団体	学識者	行政		前期 令和4～7 2022～2025	中期 令和8～10 2026～2028	後期 令和11～13 2029～2031
<b>①まちづくり連携事業</b>										
各地区のまちづくり協議会と連携し、地域に所在する文化財を活用したイベントを開催することで、地域における文化財の価値を向上させ、文化財の核としたまちづくりへの機運を高める。										
51	地区文化祭への支援	○		○		○ ま	市	←————→		
市内26地区それぞれに設置されているまちづくりセンターを中心に、10月から11月にかけて、地域の手により、地区文化祭が開催されており、多くの人々が参加している。この地区文化祭の中では、それぞれの地区の文化財を題材にした展示等が実施されていることから、文化財や歴史文化に関する情報提供や共同調査などの支援を通じて、地域の人々の文化財に対する興味や関心を向上させる。										
52	地区の祭礼・イベントへの支援	○		○		○ ま	市	←————→		
本市では、8月を中心に、市内各地で古くからの夏祭りを引き継ぐイベントがおこなわれているほか、6月から7月にかけてはオテンノウサン、1月にはどんど焼きといった形で古くから受け継がれてきた祭礼が実施されている。 また、地域の文化財や歴史文化を活用したイベントが実施されて地区もみられることから、文化財や歴史文化に関する情報提供などの支援をとおして、地域の祭礼に対する興味や関心を高め、次世代への確実な継承を図る。										
<b>②世代間交流事業</b>										
文化財を活用して異なる世代間の交流を図る事業を企画する。										
53	文化財を活かした三世交代事業	○		○		○ ま	市	←————→		
<b>③文化財ガイド育成事業</b>										
文化財に関する団体・組織等と連携をとりながら、それぞれの地域の文化財を案内することができる組織を立ち上げ、運営する。										
54	文化財ガイド育成事業	○		○		○	市	←————→		

※ま：まちづくり課

## (3) 文化財を地域教育の柱として、学校教育や社会教育で活かすための措置

	小事業名	取組主体					財源	取組年度		
		市民	所有者	団体	学識者	行政		前期 令和4～7 2022～2025	中期 令和8～10 2026～2028	後期 令和11～13 2029～2031
<b>①学校教育連携事業</b>										
小中学校を対象とした体験事業や出前授業の実施のほか、社会科で利用する副読本を作成し、子供たちが地域の文化財に興味関心を持つための機会を提供する。										
55	小中学校社会科副読本の改訂					○ 学	市	←————→		
児童、生徒に配布される社会科副読本について、本計画で取り上げた本市の文化財や歴史文化の特徴をより効果的に伝え、多くの児童・生徒が本市の文化財や歴史文化に興味を持つことができるように、学校教育の現場とも調整を取りながら、改訂作業を随時実施する。										

	小事業名	取組主体					財源	取組年度		
		市民	所有者	団体	学識者	行政		前期 令和4～7 2022～2025	中期 令和8～10 2026～2028	後期 令和11～13 2029～2031
56	出前授業・資料の貸し出し					○学	市	←	→	
博物館で所蔵する資料を活用した出前講座や、実物資料の貸し出しを通して、より効果的な学校教育に貢献するとともに、実物資料に触れることで、多くの児童・生徒に本市の文化財に対する興味を持ってもらう機会を提供する。										
57	博物館施設等見学対応					○学	市	←	→	
博物館には、市内の小学校の生徒の多くが見学に訪れており、本市の文化財や歴史文化に触れる重要な機会の一つとなっている。こうした見学に対応する体制を維持するとともに、現状では見学数が少ない中学生の見学数の増加のための検討や受け入れ体制の検討を進める。										
58	調べ学習のサポート	○				○	市	←	→	
小中学生の学習の中で、博物館等における調べ学習を実施する機会に対して、適切に対応し、本市の文化財や歴史文化に対する情報を伝える。										
59	教員研修の受け入れ					○	市	←	→	
例年博物館で受け入れている市内小学校の教員研修について適切に対応し、研修プログラムにおいて、本計画や本市の文化財や歴史文化に対する情報提供を盛り込むことで、学校教育の現場においても活用するための素材を提供する。										
<b>②社会教育連携事業</b>										
地域への出前講座の実施、文化財見学ツアー等を実施し、地域住民の文化財への理解、愛着を深める機会を提供する。										
60	まちづくりセンター講座					○社	市	←	→	
社会教育の一環として、市民の学習意欲に応えることを目的に実施されているまちづくりセンター講座には、本市の文化財や歴史文化に関するプログラムも含まれている。講座を通して本市の文化財や歴史文化の特徴を多くの人々に伝えるとともに市民が文化財の保存や活用への参画に興味を持つ機会を提供する。										
61	市政いきいき講座					○社	市	←	→	
社会教育の一環として、本市の業務内容や専門知識の紹介を講座形式で提供する市政いきいき講座には、本市の文化財や歴史文化に関するプログラムも含まれている。講座を通して、本市の文化財や歴史文化の特徴を多くの人々に伝えるとともに、本計画に掲げられた文化財の保存・活用に関する多様な取組を紹介することで、市民が文化財の保存や活用への参画に興味を持つ機会を提供する。										

※ 学：学校教育課、社：社会教育課

## (4) 従来の方法に加えて、ICT の活用による市内外への文化財の情報発信方法を確立するための措置

	小事業名	取組主体					財源	取組年度		
		市民	所有者	団体	学識者	行政		前期 令和4～7 2022～2025	中期 令和8～10 2026～2028	後期 令和11～13 2029～2031
<b>文化財情報発信事業</b> 文化財パンフレット、ガイドブックの作成や ICT を活用した情報発信をおこない、文化財の魅力を広く共有することで、文化財の保存・活用に向けた環境整備に取り組む。あわせて、文化財を説明する看板の新規設置とともに、既存の説明板の改修を実施し、見学時に文化財の内容を知ることができるように整備を進める。また、統一したデザインや多言語化を進めることで、来訪者の利便性を高めていく。										
62	文化財パンフレット・ガイドブックの作成			○		○	国市	←————→		
本計画に記した本市の文化財や歴史文化の特徴、それらに基づく各種ストーリーに対応した文化財ガイドブックやパンフレットを作成・配布することで、本市の文化財についての積極的な情報発信をおこなう。また、市内外の外国の人々に向けたガイドブックやパンフレットが限定されていることから、文化庁の補助事業である文化財多言語解説整備事業の活用も念頭に入れ、ガイドブック・パンフレットの多言語化の検討を進める。										
63	文化財に関する市ウェブサイトの見直し					○シ	市	←————→ 2022-2023		
現在の本市のウェブサイト内の文化財関連ページにおいては、個別の文化財や、ストーリーを形成する文化財群等についての情報提供が限られていることから、博物館のウェブサイトとの結合も含めた見直しを実施し、本計画に掲げた文化財や歴史文化の特徴、それらに基づくストーリーの情報を掲載することで、市内外の人々が本市の文化財を見学する際に活用できる体制を整える。										
64	スマートフォン用文化財ポータルサイトの開設			○		○シ	国市	←————→ 2023-2024		
本市の文化財の多くには、案内看板が併設されており文化財の情報についての簡単な情報を得ることができるが、その文化財に関連するストーリーや関連する文化財の情報や位置を知ることができない。こうした情報について、文化財ポータルサイト内に掲載し、その情報をコード化したものを看板等に設置、スマートフォン等で読み込むことで、ストーリーや位置情報等を手に入れることができるシステムを構築する。なお、本事業に関しては、文化庁の補助事業である先端技術を活用した日本文化の魅力発信事業の活用も検討する。										
65	統一されたデザインによる説明板の設置と改修		○	○		○	市	←————→		
文化財や歴史文化に関する説明板の中には、老朽化しており、改修が必要なものがあるほか、異なる主体がそれぞれ異なるデザインで設置した説明板が存在していることから、統一感が失われている。こうした文化財や歴史文化に関する説明板の設置状況を確認したうえで、必要な看板の精査および、統一されたデザインでの設置や改修を計画的に進める。										

※シ：シティプロモーション課

## (5) 各地区に文化財の保存・活用の地域拠点を設けるための措置

	小事業名	取組主体					財源	取組年度		
		市民	所有者	団体	学識者	行政		前期 令和4～7 2022～2025	中期 令和8～10 2026～2028	後期 令和11～13 2029～2031
<b>①市内文化財観光拠点化事業</b>										
市内文化財施設や、文化財の周辺にある公共施設等を観光拠点の一部として整備する。										
66	千人塚古墳 ポケットパーク整備			○	○	○	市	←→ 2025-2026		
富士市指定史跡千人塚古墳保存活用計画に基づき、千人塚古墳の整備に合わせて、見学者の利便に供し、周辺の文化財の見学拠点となるポケットパークを設置する。ポケットパークの運営や維持管理については、地元団体等と協働しておこなう。										
67	古谿荘ガイダンス 施設整備		○		○	○	国 市			←→ 2029-2031
重要文化財古谿荘保存活用計画に基づく古谿荘の保存修理事業の終了後に、所有者の理解を得たうえで、公開活用施設となるガイダンス施設の整備についての検討をおこなう。なお、公開活用施設の整備にあたっては、文化庁の補助事業である文化財保存事業費の活用も検討する。										

## (6) 文化財の保存・活用の拠点の一つとして、博物館のさらなる充実を図る

	小事業名	取組主体					財源	取組年度		
		市民	所有者	団体	学識者	行政		前期 令和4～7 2022～2025	中期 令和8～10 2026～2028	後期 令和11～13 2029～2031
<b>①博物館施設整備事業</b>										
博物館の分館である歴史民俗資料館や、体験事業施設である博物館工芸棟や実習室等の整備を行い、利用者の利便性を高める。										
68	歴史民俗資料館の整備に 向けた検討					○	市	←→ 2027-2028		
展示施設の老朽化、バリアフリーに対応していないなどの課題を抱える歴史民俗資料館の整備方針についての検討を進める。										
69	工芸等・実習室の整備に 向けた検討			○		○	市	←→ 2027-2028		
老朽化が進む体験施設である工芸棟や実習室の整備方針についての検討を進める。										
<b>②広見公園ふるさと村歴史ゾーン整備事業</b>										
市内に所在する歴史的建造物のうち、現地での保存・活用が困難なものについて広見公園ふるさと村歴史ゾーンへ移築復原することにより、歴史ゾーンの魅力を高めるとともに、指定文化財建造物の耐震化を実施することで、さらなる活用を図る。										
70	旧順天堂田中歯科医院 診療所兼主屋移築復元事業		○			○	国 市	←→ 2027-2028		
所有者による管理が困難となり、本市が管理団体となった旧順天堂田中歯科医院診療所兼主屋（国登録文化財）については、老朽化が進み、早急な修理や適切な管理体制が求められていることから、文化庁の補助事業である地域文化財総合活用推進事業（地域のシンボルの整備等）や地方創生交付金の活用も視野に入れ、さまざまな形で活用することを前提に、ふるさと村歴史ゾーン内への移築復原を進める。										



	小事業名	取組主体					財源	取組年度		
		市民	所有者	団体	学識者	行政		前期 令和4～7 2022～2025	中期 令和8～10 2026～2028	後期 令和11～13 2029～2031
71	歴史ゾーン内建造物保存活用計画作成事業	○		○	○	○ み	市	← 2025-2026 →		
<p>ふるさと村歴史ゾーン内に移築復原（復元）されている建造物群のうち、耐震強度の不足といった問題から、活用することができる施設は限られている。耐震強度が不足している建造物に対して、耐震補強工事を実施することで、さらなる活用が可能となり、ゾーン内のみならず、地区全体の活性化にもつながるが、計画的に事業を進めていくために、ゾーン内の建造物群についての保存活用計画を作成する。</p>										
72	歴史ゾーン内建造物耐震工事				○	○ 施	国 市	← 2027-2031 →		
<p>上記の建造物群に関する保存活用計画によってしめされた計画に基づき、建造物の耐震工事を実施し、さらなる活用へとつなげる。なお、本事業に関しては、地方創生交付金の活用も検討する。</p>										

※み：みどりの課 施：施設保全課

将来像



富士のふもとで「文化財と生きるまちを創る」



**方向性**

**方向性 1**  
活かす体制を作る  
文化財を守り

**方向性 2**  
文化財を知り 未来つなぐ

**方向性 3**  
文化財を地域で活かし 発信する

**保存と活用に関する課題**

- ・文化財の保存活用を進める人材育成や組織構築が不十分
- ・行政と地域が連携するための十分な体制が構築できていない

- ・庁内の関係課や、関連機関とのより密接な連携が求められている
- ・専門性に加え、文化財の保存・活用に関する豊富な知識や経験が必要
- ・専門職員の適切な配置と、研修等を通じた資質向上が必要

- ・調査実施分野に偏りがある（特に無形の民俗文化財や文化的景観、文化財の保存技術の把握が不足しているほか、有形文化財は詳細調査が不足）

- ・文化財に対する評価・位置づけが不足
- ・将来的な保存・活用のための評価や保存・活用のための手法や方向性が固まっていないものがある

- ・長期的な展望に立った計画的な整備・修理が不十分
- ・文化財を良好な状態で維持していくための技術者や担い手の育成不足
- ・材料の確保、支援制度がない
- ・保存、修理の際、その後の活用を見据えた地域との連携が不足
- ・文化財の保存・活用における所有者負担の軽減が不十分

- ・管理者の不在による盗難や損害等への防犯対策に不安がある
- ・市の防災計画に準拠した地域の防災体制作りが不足
- ・文化財レスキューを行う団体との連携構築ができていない

- ・文化財や歴史文化の観光・産業への活用が期待される一方、活用のための体制や環境が整っていない

- ・地域資源をまちづくりに活かすための準備が整っていない地区がある
- ・行政と各地区との連携体制が不十分

- ・学校教育や社会教育の場で、文化財や歴史文化の持つ価値や重要性が十分に共有されていない

- ・文化財や歴史文化に関する看板に統一性がなく、情報が不十分
- ・多言語対応のパンフレットやガイドブック等が少なく、外国の方向けの環境が未整備

- ・各地区において、文化財の保存・活用の地域拠点整備が不足している

- ・博物館を文化財公開の拠点施設とするための整備が不十分
- ・広見公園内の歴史的建造物全体の長期的な視点での保存・活用の方向性が打ち出されていない
- ・広見公園内の文化財建造物や市内にある文化財建造物の整備や活用が不十分

## 保存と活用に関する施策

## 保存と活用に関する措置

施策1 行政と市民・団体との連携体制の構築

①地域・各種団体連携事業

施策2 行政内部および関係機関による推進体制の構築

②地域・各種団体交流事業

①庁内および関係機関等との連携

②組織改正と専門職員の配置

③専門職員の資質向上

施策1 各分野の調査による文化財の把握

①建造物等調査事業

②彫刻工芸品等調査事業

③書跡・古文書等歴史資料調査事業

施策2 調査成果による文化財の適切な評価

④民俗文化財調査事業

⑤記念物・名勝調査事業

⑥史跡調査事業

施策3 文化財の内容・特徴・地域性に応じた保存

⑦埋蔵文化財調査事業

⑧その他の文化財調査事業

①文化財保護審議会の開催

②文化財の指定・登録

施策4 文化財を犯罪や災害から守るための体制や制度の充実

①史跡等の整備事業

②文化財の保存・修理・技術継承事業

③文化財保存事業費補助事業

④古谿荘保存修理事業

施策1 文化財を地域の資源として観光・産業等に活用することで、地域経済の活性化につなげる

①文化財防犯・防災事業

②文化財レスキュー事業

施策2 文化財を核とする地域コミュニティを形成し、まちづくりのコンテンツとして活用する

①文化財普及啓発事業

②観光連携事業

施策3 文化財を地域教育の柱として、学校教育や社会教育で活かす

③産業連携事業

①まちづくり連携事業

施策4 従来の方法に加えてICTの活用による市内外への文化財の情報発信方法を確立する

②世代間交流事業

③文化財ガイド育成事業

施策5 各地区に文化財の保存・活用の地域拠点を設ける

①学校教育連携事業

②社会教育連携事業

①文化財情報発信事業

施策6 文化財の保存・活用の拠点の一つとして、博物館のさらなる充実を図る

①市内文化財活用拠点化事業

①博物館施設整備事業

②広見公園ふるさと村歴史ゾーン整備事業

[措置一覧表]

小事業名	取組主体					財源	取組年度		
	市民	所有者	団体	学識者	行政		前期 令和4～7 2022～2025	中期 令和8～10 2026～2028	後期 令和11～13 2029～2031
<b>①地域・各種団体連携事業</b>									
1	富士市文化財保存活用協議会の開催	○	○	○	○	○	市	←	→
2	富士市文化財保存活用現地巡回の普及啓発	○	○	○	○	○	国・市	←	→
<b>②地域・各種団体交流事業</b>									
3	文化財保存・活用活動事例報告会の開催	○	○	○	○	○	市	←	→

(2) 行政内部および関係機関による推進体制を構築するための措置

<b>①庁内および関係機関等との連携</b>									
4	庁内および関係機関等との連携					○	市	←	→
<b>②組織改正と専門職員の配置</b>									
5	組織改正と専門職員の配置					○	市	←	→
<b>③専門職員の資質向上</b>									
6	専門職員の資質向上					○	市	←	→

方向性2 文化財を知り、未来につなぐための措置

(1) 行政と市民・団体との連携体制を構築するための措置

<b>①建造物等調査事業</b>									
7	昭和中期までの建造物把握調査		○		○	○	市	←	→
8	石造文化財状況調査	○	○	○		○	市	←	→
<b>②彫刻・工芸品等調査事業</b>									
9	富士山コレクション詳細調査					○	市	2022～2023	
10	彫刻・工芸品等把握調査	○	○		○	○	市	←	→
<b>③書跡・典籍古文書等歴史資料調査事業</b>									
11	歴史資料把握調査		○			○	市	←	→
12	小中学校校務日誌調査		○			○学	市	2022～2023	
13	六所家旧蔵資料（近代）調査					○	市		←2027～2031→
<b>④民俗文化財調査事業</b>									
14	市内祭礼状況調査	○		○		○	市	2024～2026	
15	生活文化(食文化)把握調査	○		○	○	○	市		2029
<b>⑤記念物・名勝調査事業</b>									
16	天然記念物（樹木）現況調査		○	○	○	○	市	←	→
17	古谿荘庭園調査		○		○	○	国・市		2030～2031
<b>⑥史跡調査事業</b>									
18	浅間古墳の整備に先立つ発掘調査		○		○	○	国・県・市	2026	
19	史話や伝承に関わる史跡把握調査	○	○	○		○	市	←	→
<b>⑦埋蔵文化財調査</b>									
20	開発にともなう埋蔵文化財の調査		○			○	国・県・市	←	→
<b>⑧その他の文化財調査事業</b>									
21	文化的景観把握調査		○		○	○	市		2028
22	まちなみ把握調査	○	○		○	○	市		2029
23	文化財の保存技術把握調査	○		○	○	○	市		2030
24	戦争遺跡の文化財としての取扱いの検討		○		○	○シ	市	2027	

(2) 調査成果による文化財の適切な評価に関する措置

<b>①文化財保護審議会の開催</b>									
25	富士市文化財保護審議会の開催		○		○	○	市	←	→
<b>②文化財の指定・登録</b>									
26	文化財の指定・登録		○	○	○	○	市	←	→

(3) 文化財の内容・特徴・地域性に応じた保存に関する措置

<b>①史跡等の整備事業</b>									
27	須津古墳群整備事業	○	○	○	○	○	国・県・市	←1期：2022～2026→	←2期：2027～2031→
<b>②文化財の保存・活用・修理・技術継承事業</b>									
28	手漉き和紙の技術伝承			○	○	○	市	←	→
<b>③文化財保存費補助事業</b>									
29	指定文化財に対する補助事業		○			○	国・県・市	←	→
30	登録文化財等に対する補助事業		○			○	国・市	←	→
<b>④古谿荘保存修理事業</b>									
31	重要文化財古谿荘の保存修理に対する補助事業		○		○	○	国・県・市	←2022～2030→	

(4) 文化財を災害から守るための体制や制度の充実に関する措置

<b>①文化財防災・防犯事業</b>									
32	防犯対策事業	○	○	○		○警	市	←	→
33	地震対策・耐震対策事業	○	○	○		○防	市	←	→
34	防火対策事業	○	○	○		○防消	国・県・市	←	→
35	風水害・土砂災害対策事業	○	○	○		○防	市	←	→

小事業名	取組主体					財源	取組年度			
	市民	所有者	団体	学識者	行政		前期 令和4～7 2022～2025	中期 令和8～10 2026～2028	後期 令和11～13 2029～2031	
<b>②文化財レスキュー事業</b>										
36	レスキュー資材の備蓄					○	市			

### 方向性3 文化財を地域で活かし、発信するための措置

#### (1) 文化財を地域の資源として観光・産業等に活用することで地域経済の活性化につなげるための措置

<b>①文化財普及啓発事業</b>										
37	文化財シンポジウム					○	国・市			
38	市民歴史講座					○社	市			
39	博物館展観事業					○	国・市			
40	博物館体験事業			○		○	市			
<b>②観光連携事業（※富士市観光基本計画に基づく）</b>										
41	茶畑保存による景観保存		○	○		○親農	市	2022～2024		
42	富士山登山ルート3776の活用とPR			○		○親	市	2022～2024		
43	紙のまちの情報発信	○		○		○親農	市	2022～2024		
44	岳南電車の活用	○	○	○		○親産	市	2022～2024		
45	岩本山・雁堤の活用	○		○		○親	市	2022～2024		
46	歴史公園・自然公園の活用	○		○		○親み	市	2022～2024		
47	富士川・松野地区等の文化財の活用	○		○		○親	市	2022～2024		
48	市内のまつりのPR	○		○		○親	市	2022～2024		
<b>③産業連携事業</b>										
49	地元特産品のPR強化（富士ブランド認定事業）	○		○		○産	市			
50	文化財関連グッズの製作	○		○		○	市			

#### (2) 文化財を核とする地域コミュニティを形成し、まちづくりのコンテンツとして活用するための措置

<b>①まちづくり連携事業</b>										
51	地区文化財への支援	○		○		○ま	市			
52	地区の祭礼・イベントへの支援	○		○		○ま	市			
<b>②世代間交流事業</b>										
53	文化財を活かした三世代交流事業	○		○		○ま	市			
<b>③文化財ガイド育成事業</b>										
54	文化財ガイド育成事業	○		○		○	市			

#### (3) 文化財を地域教育の柱として、学校教育や社会教育で活かすための措置

<b>①学校教育連携事業</b>										
55	小中学校社会副読本の改訂					○学	市			
56	出前授業・資料の貸し出し					○学	市			
57	博物館施設等見学対応					○学	市			
58	調べ学習のサポート	○				○	市			
59	教員研修の受け入れ					○	市			
<b>②社会教育連携事業</b>										
60	まちづくりセンター講座					○社	市			
61	市政いきいき講座					○社	市			

#### (4) 従来の方法に加えて、ICTの活用による市内外への文化財の情報発信方法を確立するための措置

<b>①文化財情報発信事業</b>										
62	文化財インプレット・ガイドブックの作成			○		○	市			
63	文化財に関するウェブサイトの見直し					○シ	市	2022～2023		
64	スマートフォン用文化財ポータルサイトの開設			○		○シ	国・市	2023～2024		
65	統一されたデザインによる説明板の設置と改修		○	○		○	市			

#### (5) 各地区に文化財の保存・活用の地域拠点を設けるための措置

<b>①市内文化財観光拠点化事業</b>										
66	千人塚古墳ポケットパーク整備			○	○	○	市	2025～2026		
67	古鎗荘ガイダンス施設整備		○		○	○	国・市			2029～2031

#### (6) 文化財の保存・活用の拠点の一つとして、博物館のさらなる充実を図る

<b>①博物館施設整備事業</b>										
68	歴史民俗資料館の整備に向けた検討					○	市			2027～2028
69	工芸等・実習室の整備に向けた検討			○		○	市			2027～2028
<b>②広見公園ふるさと村歴史ゾーン整備事業</b>										
70	旧順天堂田中歯科医院診療所兼主屋移築復元事業		○			○	国・市			2027～2028
71	歴史ゾーン内建築物保存活用計画作成事業	○		○	○	○み	市	2025～2026		
72	歴史ゾーン内建造物耐震工事					○施	国・市			2027～2031

## 第8章 文化財の一体的・総合的な保存と活用








### 1. 関連文化財群

#### (1) 関連文化財群の設定の考え方と目的

関連文化財群とは、地域の多種多様な文化財を、地域の歴史文化の特徴から導かれる歴史的・地域的な関連性（ストーリー）に基づいて、一定のまとまりとして捉える考え方です。文化財をまとまりとして扱うことで、指定・未指定を問わず、あるいは文化財保護法の類型外の文化財をも関連文化財群を構成する要素として位置付けることが可能となり、相互に結び付いた文化財の多面的な価値や魅力を発見することができます。

3章では、本市の歴史文化の特徴として、「富士のふもとで」という言葉を枕詞に「暮らす」、「戦う」、「行き交うヒトとモノ」、「災害とともに生きる」、「作る」、「祈る」、「受け取るめぐみ」という7種類の視点でまとめました。それぞれの視点には、歴史的・地域的に共通する文化財から構成される関連文化財群と、関連文化財群によって語られる、本市の歴史や文化を表象する以下の15のストーリーが存在しています。

#### [富士市の歴史文化を表象する15のストーリー]

 <ul style="list-style-type: none"><li>・浮島沼（浮島ヶ原）周辺の古墳文化</li><li>・浮島沼（浮島ヶ原）周辺の生業と景観</li><li>・富士山南麓の古墳文化とその後の地域開発</li></ul>	 <ul style="list-style-type: none"><li>・紙のまち富士</li></ul>
 <ul style="list-style-type: none"><li>・頼朝と曾我兄弟～源平合戦前後の富士地域～</li><li>・今川・武田・北条の戦い</li></ul> <p>繰り広げられた戦い</p>	 <ul style="list-style-type: none"><li>・富士山信仰とかぐや姫</li></ul>
 <ul style="list-style-type: none"><li>・文化が交わる縄文時代</li><li>・東海道と宿場・間宿</li><li>・富士川舟運と渡船</li></ul>	 <ul style="list-style-type: none"><li>・富士の茶</li></ul>
 <ul style="list-style-type: none"><li>・富士山の噴火</li><li>・東海地震</li><li>・富士川の洪水</li><li>・駿河湾の高潮</li></ul>	

これらのストーリーに基づく関連文化財群を活かした調査研究・整備・普及啓発・情報発信といった各種取組を推進することで、身近な文化財に対する地域の人々の理解や関心を深めるとともに、地域の人々のみならず、市内外へと文化財の魅力を発信し、まちづくりや地域活性化のための地域資源として活用していくことが可能となります。

## (2)関連文化財群の現状と課題、保存活用の方針

前節に述べた 15 のストーリーに基づく関連文化財群は、本市の歴史文化の特徴を示すものですが、以下に示すように、関連文化財群によって、構成文化財のさらなる調査が必要なもの、ストーリーの周知が必要なもの、各種事業を実施するための体制づくりが必要なもの、すでに具体的な事業の実施が可能なものといった形で、それぞれの状況が異なっています。そのため、それぞれの関連文化財群の状況に応じた取組を推進します。

### ●富士のふもとで暮らす

#### 1 浮島沼（浮島ヶ原）周辺の古墳文化

**現状と課題** 浮島沼周辺の古墳については、おおむね把握されているが、詳細な調査が必要な古墳（浅間古墳）や、保存・活用のための整備が必要な古墳（千人塚古墳）が存在しており、積極的な保存・活用の環境が整っていない。

**方針** 本計画で設定する文化財保存活用区域における取組の中で、古墳の調査や整備をおこない、積極的な保存・活用の環境を整える。あわせて、隣接する沼津市との協働事業（博物館等での展示・シンポジウム等）を通じて、より広い範囲での取組をおこなうための環境を整える。

#### 2 浮島沼（浮島ヶ原）周辺の生業と景観

**現状と課題** 浮島沼周辺の生業については、おおむね把握されているが、博物館以外の場所で収蔵・保管されている生業に関わる民具類については十分に把握されていない。また、生業と密接に関連する景観（文化的景観）については、文化財としての調査は未実施。

**方針** 浮島沼周辺の生業に関わる民具類の把握調査をおこなうとともに、文化的景観の把握調査をおこなう。

#### 3 富士山南麓の古墳文化とその後の地域開発

**現状と課題** 富士山南麓の古墳や遺跡については、おおむね把握されているが、近年の発掘調査に基づく新たな知見を盛り込む必要がある。また、こうした知見についての情報発信が十分に行われているとはいえない。

**方針** 近年の発掘調査の成果を報告書や博物館での展示等で滞りなく公開するとともに、ガイドブックやパンフレット、ウェブサイト等でストーリーや関連文化財群の情報発信をおこなう。

## ●富士のふもとで繰り広げられた闘い

### 4 頼朝と曾我兄弟～源平合戦前後の富士地域～

現状と課題	頼朝や曾我兄弟に関連する文化財については十分に把握されているとともに、これまでにその内容についての情報発信も行われており、関連文化財群を活かした各種取り組みを実施するための環境が整っている。
-------	---

方針	本計画の計画期間において、モデル事業として重点的に文化財の保存・活用のための取組を推進し、他の関連文化財群の取組の参考事例とする。(詳細は後述)
----	--

### 5 今川・武田・北条の戦い

現状と課題	今川・武田・北条の戦いに関連する遺跡(史跡)については、おおむね把握されているが、これらの遺跡(史跡)と歴史資料との関連についての詳細調査は十分に行われていない。また、本市と今川・武田・北条の三氏とのかわりについて、十分に情報発信されているとはいえない。
-------	---

方針	遺跡(史跡)と歴史資料との関連についての詳細な調査をおこなうとともに、博物館での展示やガイドブック・パンフレット、ウェブサイト等でストーリーや関連文化財群の情報発信をおこなう。
----	--

## ●富士のふもとで行き交うヒトとモノ

### 6 文化が交わる縄文時代

現状と課題	縄文時代の遺跡や、そこから発掘された土器などの遺物については、おおむね把握されているが、他地域からの文化の流入状況を示す具体的な事例のさらなる積み重ねが必要。
-------	---

方針	本市の遺跡や遺物と、他地域の遺跡や遺物とのさらなる比較調査を行うことで、文化の流入状況についてより明確に明らかにする。
----	---

### 7 東海道と宿場・間宿

現状と課題	東海道と宿場・間宿の位置や歴史についてはおおむね把握されているが、それらに関連する文化財の把握状況は分野によって隔たりがある。また、宿場や間宿を結ぶ街道全体の情報発信は十分とはいえない。
-------	---

方針	東海道や宿場・間宿に関連する多様な文化財の把握調査をおこなうとともに、博物館での展示やガイドブック・パンフレット、ウェブサイト等でストーリーや関連文化財群の情報発信をおこなう。
----	--

### 8 富士川舟運と渡船

現状と課題	富士川舟運と渡船に関連する文化財はおおむね把握されており、博物館での常設展示などによる情報発信も行われているが、舟運と渡船の舞台となった岩淵や岩本において受け継がれてきた未調査の歴史資料も確認されている。こうした歴史資料の調査を通じて、より具体的に富士川舟運と渡船の実像を把握する必要がある。
-------	--

方針	岩淵や岩本において受け継がれてきた未調査の歴史資料の調査をおこなうとともに、その調査成果について、博物館での展示やガイドブック・パンフレット、ウェブサイト等で情報発信をおこなう。
----	---



## ●富士のふもとで災害と生きる

### 9 富士山の噴火

**現状と課題** 溶岩流の位置や歴史資料など、富士山の噴火に関する文化財はおおむね把握されているが、それらに関する情報発信が限られている。

**方針** ガイドブック・パンフレット、ウェブサイト等で富士山の噴火に関する文化財の情報発信をおこなうとともに、文化財の防災のための意識向上の環境を整える。

### 10 東海地震

**現状と課題** ディアナ号の関連資料をはじめ、東海地震に関する文化財はおおむね把握されており、広域的な取組としてディアナ号に関連する展示や情報発信がおこなわれている。

**方針** ガイドブック・パンフレット、ウェブサイト等で東海地震に関する文化財の情報発信をおこなうとともに、文化財の防災のための意識向上の環境を整える。

### 11 富士川の洪水

**現状と課題** 富士川の洪水に関する文化財はおおむね把握されているが、それらに関する情報発信が限られている。

**方針** ガイドブック・パンフレット、ウェブサイト等で富士川の洪水に関する文化財の情報発信をおこなうとともに、文化財の防災のための意識向上の環境を整える。

### 12 駿河湾の高潮

**現状と課題** 考古資料や歴史資料など、高潮に関する文化財はおおむね把握されているが、それらに関する情報発信が限られている。

**方針** ガイドブック・パンフレット、ウェブサイト等で富士山の高潮に関する文化財の情報発信をおこなうとともに、文化財の防災のための意識向上の環境を整える。

## ●富士のふもとで作る

### 13 紙のまち富士

**現状と課題** 富士市の製紙業の歴史やそれに関する遺跡（史跡）についてはおおむね把握されているが、製紙業に関連する未調査の歴史資料や製紙機械、建造物の把握は十分におこなわれていない。

**方針** 製紙業に関連する未調査の歴史資料や製紙機械、建造物の把握をおこなうとともに、その成果について、博物館での展示やガイドブック・パンフレット、ウェブサイト等で情報発信をおこなう。



## ●富士のふもとで祈る

### 14 富士山信仰とかぐや姫

現  
状  
と  
課  
題

富士山信仰とかぐや姫に関連する文化財については十分に把握されているとともに、これまでにその内容についての情報発信も行われており、関連文化財群を活かした各種取り組みを実施するための環境が整っている。

方  
針

本計画の計画期間において、モデル事業として重点的に文化財の保存・活用のための取組を推進し、他の関連文化財群の取組の参考事例とする。(詳細は後述)

## ●富士のふもとで受け取るめぐみ

### 15 富士の茶

現  
状  
と  
課  
題

富士の茶に関する歴史についてはおおむね把握されているが、製茶業に関係する歴史資料や民具、製茶機械、製茶工場等の把握はごく一部に限られている。また、文化的景観としての茶畑景観についての調査は未実施。

方  
針

製茶業に関係する文化財の把握とともに、文化的景観としての茶畑景観についての調査をおこなう。あわせて、その調査成果について、博物館での展示やガイドブック・パンフレット、ウェブサイト等で情報発信をおこなう。

## (3) 重点的に取組を推進するストーリーと関連文化財群

本計画の計画期間である令和4(2022)年から令和13(2031)年にかけて、前述したように、構成する文化財が十分に把握されていることに加え、それに関する情報発信がすでにおこなわれており、文化財を活かした各種取組を実施するための環境が整っている「頼朝と曾我兄弟～源平合戦前後の富士地域～」、「富士山信仰とかぐや姫」のストーリーに基づく関連文化財群については、重点的に保存・活用のための取組を推進します。

### ①頼朝と曾我兄弟～源平合戦前後の富士地域～

#### [概要]

治承4(1180)年、都から伊豆に流されていた源頼朝は、以仁王の平氏追討の令旨を受けて挙兵すると、都から派遣された平氏軍と富士川を挟んで対峙しました。水鳥が一斉に河沼を飛び立つ音を源氏軍の夜襲と誤認して、一太刀も交えず平氏軍が撤退したという史話は有名です。富士川の合戦時、源氏軍は富士川東岸の富士市域に布陣しており、市内各地に頼朝や源氏方の武士の史話が史跡とともに残されています。

また、建久4(1193)年、頼朝が富士山の麓で盛大に実施した巻狩り(狩猟)の際に、日本三大仇討ちの一つ、曾我兄弟の仇討ちという事件が起こります。この事件は、伊豆にある工藤祐経の領地をめぐる、工藤祐経と曾我兄弟の祖父・伊東祐親の所領争いに始まります。この争いの中で、伊東祐親の嫡子、つまり曾我兄弟の父・伊東祐泰が工藤祐経によって殺されてしまいます。当時幼かった曾我兄弟は静かに闘志を燃やしながら成長し、兄十郎が22歳、

弟五郎が20歳の時、仇討ちを遂げました。

工藤祐経を討ち取った後、兄十郎はその場で討ち取られ、弟五郎は捕縛されて鎌倉へ護送される途中、鷹ヶ岡で首をはねられました。この鷹ヶ岡が、現在の富士市鷹岡の地であるといわれ、兄弟にまつわる史跡がこの地に数多く残されています。

このように、「頼朝と曾我兄弟～源平合戦前後の富士地域～」は、平安・鎌倉時代から今日まで、途絶えることなく引き継がれてきた史話と、それにかかわる史跡から構成される関連文化財群です。

### [関連する文化財群一覧]

指定種別	名称と概要
有形文化財 (市) ※未指定 物件含む	じっそうじ <b>實相寺</b>
	源頼朝が平家打倒の祈願をおこなったと伝えられる日蓮宗の寺院（もとは天台宗）。境内には、仁王門の木像仁王像（市指定有形文化財）、一切経蔵の木彫七福神（市指定有形文化財）、日蓮の岩本一切経蔵への入蔵伝説と深く関わる宋版と天海版の一切経（市指定有形文化財）を収めた一切経蔵、江戸時代まで遡ることができる石造文化財群などが所在する。
天然記念物 (市)	よこわりはちまんぐう <b>横割八幡宮</b>
	源頼朝が平家軍の追討を願って参拝し、矢と馬を奉納したとの伝承が伝わる。
その他 (未指定)	ひよしじんじや <b>日吉神社</b>
	源頼朝が平家打倒のために挙兵した時から従っている家来、鮫島四郎宗家を祀る神社。宗家は、富士川の合戦の時、地元出身者として道案内などをつとめたと考えられている。
その他 (未指定)	へいけごえ <b>平家越</b>
	水鳥の飛び立った音に驚いた平家軍が逃げ帰った場所とされている。近くには「平家越」という地名も残っている。富士川合戦の当時、富士川には多くの支流があり、平家越周辺も富士川の河原であったと考えられている。
その他 (未指定)	わだじんじや <b>和田神社</b>
	源平の合戦の際、源氏軍の和田義盛は源頼朝に現在の今泉村周辺の警備を命じられたといわれている。のちにその土地を和田と呼び、義盛を守護神として建立したとされる。
その他 (未指定)	よびこざか <b>呼子坂</b>
	源氏軍が笛（呼子）を吹いて兵を集めた場所とされる。
その他 (未指定)	いもりせんげんじんじや <b>飯森浅間神社</b>
	かつては「飯森明神」と呼ばれていた。その名の由来は、源氏軍が合戦のための食糧をここに置いて、それを兵が守っていたという伝承に由来する。
その他 (未指定)	よろいがふち <b>鎧ヶ淵</b>
	源頼朝がこの淵の岩に鎧をかけて体を洗ったと伝えられる。
その他 (未指定)	みさきじんじや <b>御崎神社</b>
	源氏軍が陣を置いたとされる場所の一つ。かつては物見の松という老木があったとされる。

その他 (未指定)	<small>たきがわじんじや</small> <b>滝川神社</b> 源頼朝が平家軍の討伐を願って参拝したされる神社。近年まで祭礼の際には、草競馬がおこなわれていた。
その他 (未指定)	<small>かんちくせんげんじんじや</small> <b>寒竹浅間神社</b> 源氏軍が本陣を置いた場所の一つとされる。
その他 (未指定)	<small>じんがさわ</small> <b>陣ヶ沢</b> 源氏軍が陣を置いた場所とされる。見晴らしがよく、晴れた日には駿河湾・伊豆半島まで見渡せる。
その他 (未指定)	<small>やがわ</small> <b>矢川</b> 源頼朝がここで矢を洗ったとする。現在も愛鷹山の湧水を源とする澄んだ水が流れ、水神が祀られる。
その他 (未指定)	<small>まげざわ</small> <b>万騎沢</b> 平家軍が源氏軍の様子を探っていた際、小競り合いが起き、双方の兵が落ちた沢と伝えられる。現在でも小字名が残る。
その他 (未指定)	<small>ごんげんぼら</small> <b>権現原</b> 源氏軍がかがり火を焚いた場所と伝えられる。現在でも小字名が残る。
その他 (未指定)	<small>そがほちまんぐう</small> <b>曾我八幡宮</b> 曾我兄弟を祀る神社。神社が所蔵する「曾我八幡宮略縁起」によれば、曾我兄弟の仇討ちの意思に感心した源頼朝が、家臣の岡部泰綱に命じて建立したとされる。戦国時代には一度消失したとされるが、江戸時代に伊那忠次により再建され、江戸時代末期に現在地へと移されている。
その他 (未指定)	<small>ごろう くびあらい いど</small> <b>五郎の首洗い井戸</b> 仇討ちを果たしたものの、捕えられた曾我兄弟の弟、五郎時致は、鎌倉への連行途中で現在の鷹岡の地で首をはねられたとされる。この場所はその首を洗った井戸とされている。現在は水が枯れているものの、かつては水がわき、五郎の命日には水が赤く染まるとされ、念力水と呼ばれていた。
天然記念物 (市)	<small>そがでら ふくせんじ</small> <b>曾我寺 (福泉寺)</b> 正式な名称は福泉寺であるが、本堂には曾我兄弟の木像や位牌が安置され、境内には兄弟の墓があることから、曾我寺と呼ばれる。かつては、兄弟が仇討ちを果たした5月28日の前後に曾我兄弟の供養祭が盛大に行われていた。また、江戸時代には東海道を行き交う旅人が訪れた名所の一つでもあった。
その他 (未指定)	<small>ひめみやじんじや</small> <b>姫宮神社</b> 曾我兄弟の弟、五郎時致が思いを寄せていた化粧坂の少将を祀る場所。
その他 (未指定)	<small>たまわたりじんじや</small> <b>玉渡神社</b> 曾我兄弟の兄、十郎祐成の恋人、虎御前を祀る神社。この地を訪れた虎御前が兄弟の仇討ちの成功とともに、兄弟が命を失ったことを知り、兄弟の冥福を祈った場所に建立されたとされる。神社から少し離れた場所には、虎御前の腰掛石・がっかり橋といった史跡も残る。
その他 (未指定)	<small>そがどう</small> <b>曾我堂</b> 曾我兄弟の弟・五郎時政が祀られている場所。この地域にかつて所在した善得寺の住職、竺帆和尚の前に、成仏を願う五郎が現れたことから、五郎の木像を彫り、祠を建てて供養したとされる。

その他 (未指定)	<p><small>ふくせんじ やなぎしま</small> <b>福泉寺 (柳島)</b></p> <p>富士市内には、福泉寺という寺が、曾我寺以外にも 2 か所存在する。曾我兄弟の兄、十郎祐成の恋人、虎御前は、亡くなる直前に、兄弟の供養のために、薬師如来の像を福泉寺（曾我寺）に奉納することを願ったが、使者が間違えて市内柳島の福泉寺に像を届けたとされる。</p>
その他 (未指定)	<p><small>そが ばていし</small> <b>曾我の馬蹄石</b></p> <p>源頼朝が行った富士の巻狩りに宿敵・工藤祐経が参加していることを聞きつけた兄弟は、祐経を追いかけて鷹ヶ丘（現鷹岡）まで来た。兄弟は、道端にあった石に馬の足をかけ、祐経がいる上井出（現富士宮市）の方をにらんでいた時に、この石に馬の馬蹄がついたといわれている。</p>
有形文化財 (未指定)	<p><b>富士山かぐや姫ミュージアム収蔵資料</b></p> <p>東海道名所図会 富士川水鳥劫平家大軍や曾我物語図会などをはじめ、曾我物語や源平合戦がモデルとなった浮世絵や資料が収蔵されている。</p>
その他 (未指定)	<p><small>ねんりきげし</small> <b>念力橋</b></p> <p>五郎の首洗い井戸に沸いたとされる念力水に因んで命名された橋。</p>
その他 (未指定)	<p><b>がっかり橋</b></p> <p>虎御前が兄弟の死を知った際にいたとされる橋。</p>
その他 (未指定)	<p><small>とらごぜん こしかけいし</small> <b>虎御前の腰掛石</b></p> <p>曾我兄弟が仇討ちを遂げるために曾我の里を旅立った後、安否を心配して後を追った虎御前が、仇討ちが果たされ、兄弟は命を失ったことを知り、その場で泣き崩れた際に腰をおろしたとされる石</p>
その他 (未指定)	<p><small>そがみち</small> <b>曾我道</b></p> <p>「駿河国富士山絵図」にみられる街道。その道は、東海道の本市場から、曾我寺や兄弟の墓に至っており、江戸時代には、これらのゆかりの地を目指す旅人が一定数存在していたことがうかがえる。</p>

### 〔関連文化財群配置地図〕



## ●関連文化財群に関する課題と方針

関連文化財群「頼朝と曾我兄弟～源平合戦前後の富士地域～」に関しては、令和3年の時点で、すでに観光関係団体を中心に、構成文化財を紹介したマップの作製や、スタンプラリー、ガイドの養成の準備が進められています。しかしながら、現地を案内してくれる人が限られているといったことや、説明板の老朽化や不備、文化財へのアクセス方法が限られているといった課題があり、安定して市内外の人々の来訪を受け入れ、本市の文化財を活用したまちづくりへとつなげていく体制が十分に整えられているとはいえません。

そこで、本関連文化財群では、多様な関係者が参画する富士市文化財保存活用地域計画協議会で聴取した意見に基づきながら、商品展開の支援や観光ガイドの育成、看板の整備、地域での祭りやイベントの支援といった取組を通じて、頼朝と曾我兄弟に関係する文化財の保存・活用を進めます。

## ●関連文化財群に関して講じる措置

関連取組	小事業名	取組主体					財源	取組年度		
		市民	所有者	団体	学識者	行政		前期 令和4～7 2022～2025	中期 令和8～10 2026～2028	後期 令和11～13 2029～2031
1	富士市文化財保存活用地域計画協議会の開催	○	○	○	○	○	市	← 2022-2026 →		
	多様な関係者の参画のもとで、関連文化財群に関する取組について推進する。									
49 50	源平合戦や曾我兄弟を題材にした商品展開の支援			○		○	市	← 2022-2026 →		
	源平合戦や曾我兄弟を題材にした商品の展開に関する支援（グッズのブランド化・販路開拓）を実施し、文化財を活用した商品展開のスキームを確立させる。									
54	源平合戦や曾我兄弟のストーリーを伝える観光ガイドの育成	○		○		○	市	← 2022-2026 →		
	源平合戦や曾我兄弟ゆかりの地を案内する観光ガイドを育成する。									
65	源平合戦や曾我兄弟ゆかりの地における看板整備		○	○		○	国市	← 2022-2026 →		
	源平合戦や曾我兄弟ゆかりの地における統一された看板の整備をおこなう（多言語）。また、看板には情報提供アプリへのコードを記載する。									
52	地域で実施する源平合戦や曾我兄弟に関連する祭り・イベントへの支援	○		○		○	市	← 2022-2026 →		
	地域で実施されている曾我行列などのイベント等への支援を実施する									
64	ストーリーや構成文化財の情報をスマートフォン等で体感できるアプリの制作			○		○シ	国市	← 2022-2026 →		
	源平合戦や曾我兄弟のストーリーや構成文化財の情報・映像について、スマートフォンを看板などに掲示されたコードにかざすと表現することができるようなアプリの開発を進める。									
37	周辺市町との共同事業の実施					○	市	← 2022-2026 →		
	源平合戦や曾我兄弟のストーリーを共有する周辺市町と共同して講演会やシンポジウムを開催する。									

※シ：シティプロモーション課

## ②富士山信仰とかぐや姫

### [概要]

「1人の翁が竹の中から光輝く小さな女の子を見つける。」

運命的な出会いから始まり、不死の薬を富士山の山頂で燃やすという話で結ばれる竹取物語。平安時代に成立した源氏物語の中では、竹取物語を「物語の出で来初めの祖」としています。長い歴史を持つ古典作品でありながらも、そのストーリーは色あせることなく、日本のみならず、多くの言語に翻訳され、世界中の人びとを魅了し続け、語り継がれてきました。また、竹取物語は、世界文化遺産「富士山」のイメージを世界中へと発信している重要な物語でもあるのです。

しかし、富士山の南麓では、広く知られた竹取物語とは異なり、月ではなく富士山へと帰るといふ、他に類をみない独特な特徴を持つ、以下のようなストーリーが古くから語り継がれてきました。

- ①今からおよそ 1200 年前、富士山の麓の乗馬の里という所に、鷹を愛するおじいさんと、犬を愛するおばあさんが住んでいました。おじいさんは竹で箕を作っていたので、「作竹の翁」と呼ばれていました。ある日、おじいさんは、竹林の中で、小さな赤ちゃんを見つけました。おじいさんは不思議なことだと思いましたが、家に連れて帰り、おばあさんと大切に育てました。
- ②赤ちゃんはすくすくと育ち、国中に並ぶものの無いほどの美しい娘になりました。娘はいつも良い香りがして、その体からは神々しい光が放たれていました。その光で辺りは夜でも昼間のように明るく輝いていたので、娘は「赫夜姫」と呼ばれるようになりました。娘が16歳になったころ、后探しをおこなっていた帝の使者がおじいさんの家に宿をとり、光を放つ姫と対面した役人は、その美しさに大変驚き、帝の后にふさわしい娘であることを伝えに都に戻っていったのです。
- ③使者が去った後、姫はおじいさんとおばあさんに、自分は帝の后にはならず、富士山の洞穴へと入るつもりであることを伝えました。当時、誰もが畏れて登らない富士山へと去るということを聞いたおじいさんとおばあさんは嘆き悲しみますが、姫の意思は変わらなかったのです。姫が富士山へと登るといふうわさはあつという間に広がり、別れの日にはたくさんの人びとが集まりました。集まった人びとは姫との別れを惜しんで涙を流し、声をあげて泣きました。人びとの涙は川になり、その川は「憂涙川（潤井川）」と呼ばれるようになりました。
- ④このころの富士山は、神仏の宿る畏れ多い山とされ、近く人はいませんでしたが、別れを惜しむ人びとは姫を追って富士山に登っていきました。しかし、姫が中宮八幡堂という場



所に着いたとき、後ろを振り返り、追ってきた人びとに「みなさんとはここでお別れしなければなりません」と声をかけ、おじいさんと別れの歌を交わしました。そして、さらに上へと登っていきました。姫はやがて、山頂にある釈迦岳の近くの大きな岩にあるほら穴に入っていました。実は、かぐや姫は人びとを救うためにあらわれた富士山の神様・浅間大菩薩だったのです。それからは、かぐや姫の導きにより、男性は頂上まで、女性は中宮八幡堂まで登ることができるようになりました。

- ⑤かぐや姫を後に望んだ帝は、姫が富士山に登ったと聞き、はるばる駿河国へやって来て、おじいさんの案内で富士山に登りました。途中、帝が休憩の際に置いた冠が石になり、今では冠石と呼ばれています。富士山の頂でかぐや姫との対面を果たした帝は、とても喜び、かぐや姫とともに暮らしたいと望み、2人で富士山の頂上、釈迦岳のほら穴へと入っていたのです。

※下線部は現存する場所を示す

このストーリーは、富士山にかかわる由来や伝説、信仰の対象となる神仏のことなどを記した富士山縁起という書物のうち、戦国時代から富士市内の今泉の地に所在した富士山東泉院という密教寺院に伝来した「富士山大縁起」（元禄 10 年）に記されていたものです。この資料以外にも、かぐや姫が登場する富士山縁起は鎌倉時代までさかのぼることができ、かつては富士山の祭神はかぐや姫として考えられていたことがわかります。

「富士山大縁起」をはじめ、各種の富士山縁起を受け継いできた東泉院は、別当として富士山南麓の五つの浅間神社（下方五社）を管理していました。これらの神社の中には、かぐや姫やおじいさん（翁）、おばあさん（嫗）を祭神として祀る神社や、かぐや姫が生まれた場所とする神社があります。それとともに、富士市東部に位置する比奈地域を中心に、富士山の南麓には、富士山を舞台にしたかぐや姫のストーリーにゆかりの場所が数多く残されています（構成文化財を参照）。

その背景には、上記の東泉院の存在がありました。かぐや姫の物語に関連する下方五社を中心とした東泉院の活動により、富士山を舞台にしたかぐや姫のストーリーは徐々に地域へと定着し、後に地誌類などの記録や、浮世絵などの絵画の題材としても取り上げられるようになりました。加えて、かぐや姫のストーリーに因んだ、「籠畑」、「赫夜姫」、「見返」といった小字名が名づけられたのです。

その結果、江戸時代から明治時代にかけて、富士山の南麓はかぐや姫のストーリーの舞台として知られるようになり、数多くのゆかりの場所が失われることなく、現代まで受け継がれてきています。あわせて、ゆかりの場所が集中している比奈地域では、地域の人々による各種イベントが実施されています。

また、多数のゆかりの地の存在や各種イベントにより、富士市といえばかぐや姫というイメ



ージが定着しつつあり、市内のいたるところで、さまざまなかぐや姫の姿（カントリーサインやマンホールの蓋、側溝の蓋、各種看板、駅弁等）を見ることができます。

言い換えれば、「富士山信仰とかぐや姫」は、各所でみられるかぐや姫の姿を追い求めることにより、月に帰らず、富士山に帰るというユニークな物語を五感で体感できるで関連文化財群であるといえるのです。

### [関連する文化財群一覧]

指定種別	名称と概要
世界遺産 特別名勝 史跡（国）	<b>富士山</b> かぐや姫の信仰、物語の中核となる地。風景としても、実際の登山をしても、多くの信仰に関わる史跡が残され、信仰と物語を感じることができる。 江戸時代までは、山頂には、それぞれに仏が宿るとされる八つの峰があり、その一つである釈迦岳のそばにある洞穴へとかぐや姫は入り、富士山の神である浅間大菩薩となったとされる。
世界遺産 史跡（国） ※未指定範囲 含む	<small>おおみや むらやまぐちと ざんどう</small> <b>大宮・村山口登山道</b> 富士山本宮浅間大社を基点とし、村山浅間神社を経て山頂の南側へと達する登山道。かぐや姫の説話が登場する富士山縁起によると、かぐや姫が富士へと登ることにより、男性は山頂まで、女性は山腹の中宮八幡堂まで登ることができるようになったとされる。
その他 （未指定）	<small>たきがわじんじや</small> <b>滝川神社</b> 江戸時代以前は、「新宮」、「原田浅間社」などと呼ばれる。東泉院伝来の『五社記』ではかぐや姫が誕生した場所とされ、養父である竹取の翁を祀っていることから、「父宮」、「父の宮」とも呼ばれている。
史跡（市）	<small>たけとりこうえん たけとりづか</small> <b>竹採公園・竹採塚</b> かつて竹取の翁が暮らしたと伝わるこの地には、明治初期まで無量寿禅寺があった。臨済宗中興の8祖とされる原宿（沼津市原）の白隠禅師（貞享2（1685）年～明和5（1768）年）が再興したことから、白隠の墓【富士市指定史跡】が祀られている。白隠の話をまとめた「無量寿禅師草創記」では、竹採伝説を取り上げることで、寺の位置するこの地の神聖性を説いている。 現在は公園として整備され、物語に基づいたミニチュアの舞台を堪能できる。また園内には、「竹採姫」と刻まれた竹採塚【富士市指定史跡】がある。
その他 （未指定）	<small>かんちくせんげんじんじや</small> <b>寒竹浅間神社</b> この辺りの地名を権現原といい、かぐや姫を育てた老夫婦、竹採の翁と媼の屋敷があったと伝えられる場所である。竹を編んだり加工したりした竹採の翁は、別名「寒竹の翁」ともいわれた。
その他 （未指定）	<small>かこ さか みか さか</small> <b>囲いの坂・見返し坂</b> かぐや姫が富士山に還る際に通った道を「囲いの道」と呼ぶ。また、道すがら別れを惜しんで振り返った場所を「見返し坂」とよび、小字名が残っている。富士市のかぐや姫伝説を今に伝える場所が今も現存している。
その他 （未指定）	<small>いもりせんげんじんじや</small> <b>飯森浅間神社</b> かぐや姫の下婢（召使の女性）を祀る神社

その他 (未指定)	<p><small>いし</small> <b>かがみ石</b></p> <p>小栗判官と照手姫の伝承が残る場所。照手姫が池の中の石を鏡がわりにして、顔を写したとされるとともに、かぐや姫が顔を写したとする説もあり、かぐや姫ゆかりの場所として認知されている。</p>
有形文化財 (市) ※未指定物件含む	<p><small>みょうぜんじかんのんどう</small> <b>妙善寺観音堂</b></p> <p>観音堂に祀られる神像(未指定)は、照手姫像とされるが、かぐや姫像との説もあり、かぐや姫ゆかりの場所として認知されている。</p>
その他 (未指定)	<p><small>なかざとはちまんぐう</small> <b>中里八幡宮</b></p> <p>かつて大綱の里と呼ばれた須津地区中里に位置する。愛鷹山にある中里八幡宮の里宮であり、愛鷹明神(竹取の翁)と犬養明神(竹取の姫)を合祀。</p>
国登録 有形文化財	<p><small>とうせんいんあと</small> <b>東泉院跡</b></p> <p>現在、吉原公園として整備されているこの地には、明治元(1868)年まで、富士山東泉院という寺院があった。東泉院は、下方五社の別当職を世襲した有力な寺院で、「富士山縁起」が伝来し、富士山南麓におけるかぐや姫に関する説話を伝えている。</p>
その他 (未指定)	<p><small>ふじろくしよせんげんじんじや</small> <b>富知六所浅間神社</b></p> <p>江戸時代の書物『駿河国新風土記』に、かぐや姫が祭神として祀られていることが記される。</p>
その他 (未指定)	<p><small>いまみやせんげんじんじや</small> <b>今宮浅間神社</b></p> <p>江戸時代以前は、「今宮」、「原田浅間社」などと呼ばれる。東泉院伝来の『五社記』で、養父である竹取の姫を祀っていることから、「母宮」、「母の宮」とも呼ばれている。</p>
その他 (未指定)	<p><small>うるいがわ</small> <b>潤井川</b></p> <p>富士宮市上井出付近に端を発し、いくつかの支流を合わせて田子の浦港(かつての吉原湊)から駿河湾へと流れ込んでいる。富士山縁起によれば、富士山へと帰るかぐや姫との別れを嘆き悲しんだ村人たちの流した涙が集まって憂涙川(潤井川)となったとされる。</p>
有形文化財 (未指定)	<p><b>富士山かぐや姫ミュージアム収蔵資料</b></p> <p>富士山に帰るかぐや姫の物語の裏付けとなる『富士山大縁起』(元禄10(1697)年)をはじめとする各種の富士山縁起に加え、かぐや姫の物語が取り上げられた地誌や浮世絵を多数所蔵している。</p> <p>富士山かぐや姫ミュージアムは、上記の資料を活用して、竹取物語の世界を感じてもらうことをコンセプトに展示が行われており、展示を見学することにより、富士山とかぐや姫について知識を深めてから伝承の地を訪れると物語の世界が一層広がる。</p>
その他 (未指定)	<p><small>てごよびさか</small> <b>手児の呼坂</b></p> <p>「手児」は美しい娘の意味を持つとされ、かぐや姫を妻にしたいと望む男性が、この坂のあたりからかぐや姫に呼びかけたとされる。</p>
世界遺産 史跡 (国)	<p><small>むらやませんげんじんじや</small> <b>村山浅間神社(富士宮市)</b></p> <p>12世紀の修行僧である末代上人により創建されたとされ、神仏習合の宗教施設として興法寺と呼ばれていた。末代上人は、富士山の本地仏である大日如来の垂迹神を浅間大菩薩としてとらえ、浅間大菩薩はかぐや姫であるとする縁起を記した。その流れを汲む縁起が当地に伝承されている。</p>
その他 (未指定)	<p><small>ちゅうぐうはちまんどう</small> <b>中宮八幡堂(富士宮市)</b></p> <p>大宮・村山口登山道の道中にある信仰施設の一つ。かつては馬返とも呼ばれ、馬はここまで入ることができた。富士山縁起によると、この場所がかぐや姫と翁が最後の別れとして、歌の交換をおこなった場所とされる。</p>

## [関連文化財群配置地図]



## ●関連文化財群に関する課題と方針

関連文化財群「富士山信仰とかぐや姫」に関しては、本市ならではのかがや姫の物語に基づく各種イベントがこれまでに継続して実施されてきたことに加え、平成 28(2016)年にリニューアルした富士市立博物館（富士山かぐや姫ミュージアム）において、新たな展示の主要テーマの一つとされたことから、市内外の人々の間にそのストーリーが知られるようになりました。

しかしながら、富士市立博物館において、関連する文化財や歴史文化の展示をおこなっているものの、現地に訪れても説明板の情報が限られており、文化財同士の関連性や位置がわかりづらい、また、市外の文化財も含まれているものの、広域的な文化財の保存・活用についての方向性が固まっていないといった課題があります。

そこで、本関連文化財群では、多様な関係者が参画する富士市文化財保存活用地域計画協議会で聴取した意見に基づきながら、看板の整備や、現地を移動しながらかがや姫の物語を感じることができるようなアプリの開発、関連する文化財を共有する富士宮市との広域的な

文化財の保存・活用の検討を進め、富士山信仰とかぐや姫に関連する文化財を中心としたまちづくりを目指します。あわせて、令和2(2020)年度から開始された、日本遺産候補地域制度への登録に向けての準備を進めます。

### ●関連文化財群に関して講じる措置

関連取組	小事業名	取組主体					財源	取組年度		
		市民	所有者	団体	学識者	行政		前期 令和4～7 2022～2025	中期 令和8～10 2026～2028	後期 令和11～13 2029～2031
65	富士山信仰とかぐや姫ゆかりの地における看板整備		○	○		○	国市			← 2027-2031 →
	富士山信仰およびかぐや姫ゆかりの地における統一された看板の整備をおこなう(多言語)。また、看板には情報提供アプリへのコードを記載する。									
52	地域で実施するかぐや姫に関連する祭り・イベントへの支援	○		○		○	市			← 2027-2031 →
	地域で実施されている、かぐや姫に関連の姫名の里まつりや、障害者就労支援施設でのイベント等への支援を実施する									
64	かぐや姫の物語や構成文化財の情報をスマートフォン等で体感できるアプリの制作			○		○	国市			← 2027-2031 →
	かぐや姫の物語や構成文化財の情報・映像について、スマートフォンを看板などに掲示されたコードにかざすと表現することができるようなアプリの開発									
4	周辺市町との広域的な保存活用の検討					○	市			← 2027-2031 →
	富士山信仰とかぐや姫のストーリーを共有する富士宮市と広域的な文化財の保存活用の検討を進める。									

※シ：シティプロモーション課

## 2. 文化財保存活用区域

### (1)文化財保存活用区域の設定の考え方と目的

文化財保存活用区域とは、文化財が特定の区域に集中しており、その周辺環境を含め、それらの文化財の集まりを核として、文化的な空間を創出するための計画的に設定する区域となります。多様な文化財が集中する区域を設定して保存・活用を図ることで、魅力的な空間の創出につながることを期待されます。

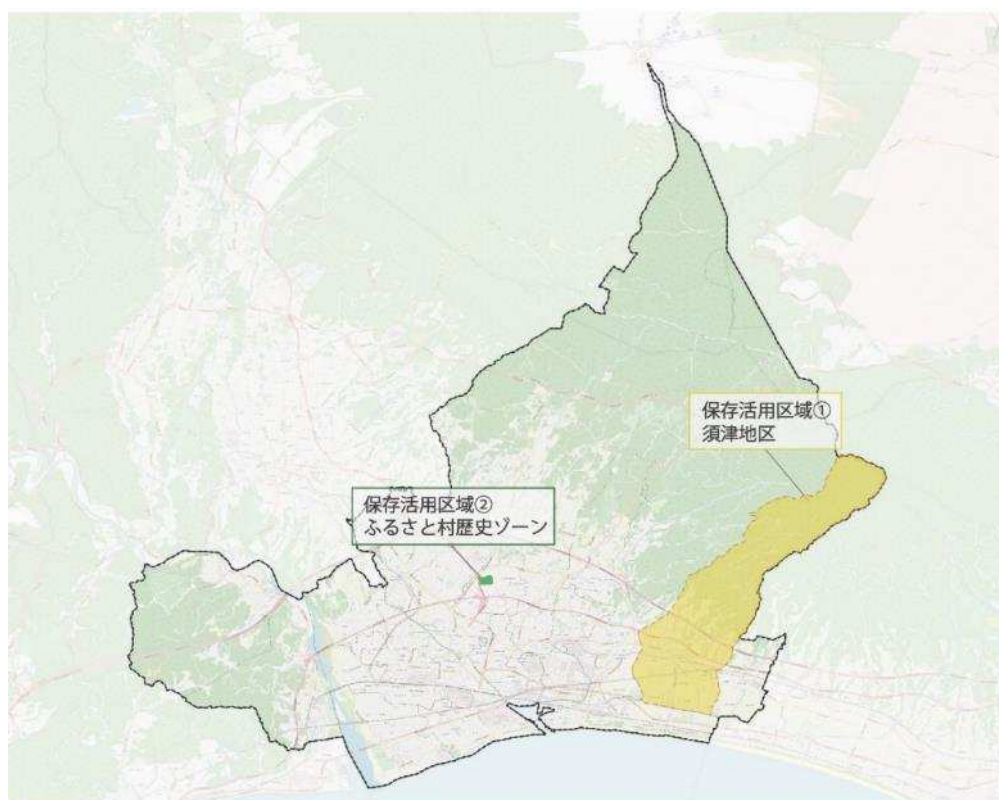
本計画では、

- ①富士市の歴史・文化を表象するストーリーとそれに基づく関連文化財群とも関連がある
- ②市内でも特に文化財が集中している
- ③それらの文化財についての把握や調査がおおむね完了している
- ④域内に早急に保存のための取り組みが必要とされる文化財が存在している
- ⑤域内の文化財に対する具体的な保存・活用を担う組織が存在している

という観点から、「須津地区」および「広見公園ふるさと村歴史ゾーン」の2か所を文化財活用区域として設定しました。

両区域における各種の取組を通じて、文化財を活かした魅力的な空間を創出し、多様な人々が交流することにより、活力あるまちづくりへとつなげていくことを目指します。

### [文化財保存活用区域]



© OpenStreetMap contributors

## (2)文化財保存活用区域およびその保存活用計画

### ①須津地区

須津地区は、市内東部に位置し、北は愛鷹山、南は浮島ヶ原に挟まれています。愛鷹山の山麓には、国指定史跡の浅間古墳、県指定史跡の琴平古墳、市指定史跡の千人塚古墳をはじめ、4世紀から7世紀後半にかけて、数多くの古墳が築かれ、市内有数の古墳群が形成されています。

また、古墳時代にこの地域を開発した人々の主要な生業は、愛鷹山における馬の飼育や愛鷹山の資源を利用した手工業、浮島沼や駿河湾での漁業、沼縁の小規模な稲作が行われていたことが、古墳から発見された豊富な副葬品や遺跡の遺物から明らかとなっています。

その状況はしばらく変化がなかったようですが、近世に入ると、これらの生業に加えて、浮島沼の干拓と新田開発の試みが盛んに行われるようになります。しかしながら、当時の土木

技術では浮島沼の完全な干拓は叶わず、ドブツタと呼ばれる、胸まで沈むような水田での稲作が昭和初期まで実施されていました。こうした過酷な環境で用いられてきた農具類は、県内でも他に例がなく、静岡県の有形民俗文化財に指定されています。

また、浮島沼の北部に位置する集落の人々は、浮島沼における稲作だけではなく、愛鷹山の裾野を利用した活動（茅場、木材生産等）をおこなってきました。明治時代に入ると、茅場は殖産興業の一環として茶畑となり、現在へといたっています。

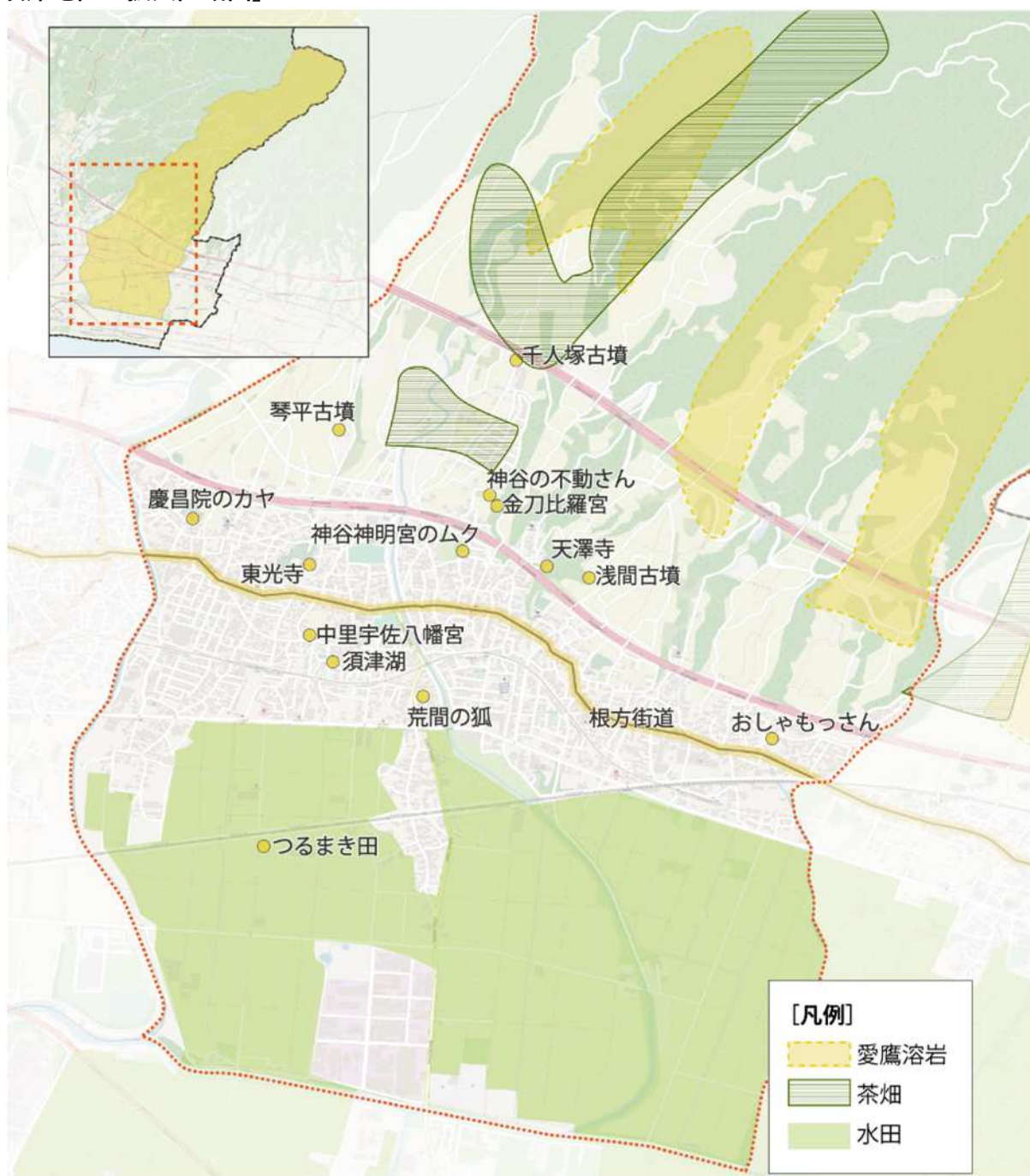
結果として、この地域では、浮島沼の水田、集落、愛鷹山の茶畑、植林地といった形で、標高が高くなるにつれて生業が変化していますが、その変化の姿を現地の景観からも知ることができます。

### [区域内的の文化財一覧]

指定種別	名称と概要
史跡（国）	<p><small>せんげんこふん</small> <b>浅間古墳</b></p> <p>国指定史跡の前方後方墳で全長 98m、前方部の幅 40m、高さ 8 m、後円部の幅 60m、高さ 11mを測り、静岡県東部最大規模の前期古墳である。現在頂上には浅間神社が祀られる。</p>
史跡（県）	<p><small>ことひらこふん</small> <b>琴平古墳</b></p> <p>静岡県指定史跡の円墳で、直径 31m、高さ 5 mを測る。頂上には現在金毘羅神社が祀られている。</p>
史跡（市）	<p><small>せんじんづかこふん</small> <b>千人塚古墳</b></p> <p>富士市指定史跡の円墳で、直径 20mを測る。7 世紀前半から中頃に築かれた古墳で、全長 11.3m、高さ 2.3mを測る大型の横穴式石室から、金銅製の優品を含んだ武器や馬具、須恵器、箱式石棺などが発見されている。石室の規模や副葬品の内容から、同時代に千人塚古墳周辺古墳群を築いた集団の中でも、特に優れたリーダー格が被葬者の姿として浮かび上がる。</p>
天然記念物（県）	<p><small>けいしょういん</small> <b>慶昌院のカヤ</b></p> <p>静岡県指定天然記念物。慶昌院境内に植生しており、目通り約 4.7m、樹高約 20mである。なお慶昌院は曹洞宗寺院で創建年代は不明。</p>
天然記念物（市）	<p><small>かみやしんめいぐう</small> <b>神谷神明宮のムク</b></p> <p>市内のムクの中では第一の大木で、目通りの周囲 7.06 メートル、高さ約 25 メートル。富士市指定天然記念物。</p>
その他（未指定）	<p><small>ことひらぐう</small> <b>金刀比羅宮</b></p> <p>神谷の金比羅講により勧請された神社。</p>
その他（未指定）	<p><small>とうこうじ</small> <b>東光寺</b></p> <p>根方街道沿いに位置する寺で、創建年代は不詳。永仁元(1292)年に須津庄の地頭となった羽林中将冷泉隆茂が東光坊を真言宗から日蓮宗に改宗した。(冷泉隆茂は中里八幡宮も創建したと伝えられており、中里 3 丁目に墓が残っている)</p>
その他（未指定）	<p><small>てんたくじ</small> <b>天澤寺</b></p> <p>臨済妙心寺派の寺院。慶長元(1596)年 5 月創建、湛室西堂禅師の開山。当初は建長寺派であったともいう。本堂前には寛文 4 (1661)年 8 月の六角石燈籠が立つ。</p>

その他 (未指定)	<p><small>なかざとほちまんぐう</small> <b>中里八幡宮</b></p> <p>「駿河記」や「須津村誌」などによると、創建は文永年間（1264-74）、須津庄の地頭羽林中将冷泉隆茂による。戦国時代には、今川・武田・北条の諸将から保護されたとされる。江戸時代から境内にて奉納相撲が挙行され、昭和半ばまで盛大におこなわれた。</p>
その他 (未指定)	<p><small>かみやぶどうそん</small> <b>神谷不動尊</b></p> <p>創建は不明であるが、本尊の不動明王が入る厨子の底に明和9(1772)年の墨書があることから、その頃の創建が推測される。神谷不動尊の背後の岸壁の割れ目には、不動明王の使いとされる白蛇が住んでおり、毎年の祭典に現れるとされ、その姿を見たものは幸福になるという。</p>
記念物 (未指定)	<p><small>あしたかようがん</small> <b>愛鷹溶岩</b></p> <p>新規愛鷹火山の活動にともなう溶岩流。愛鷹山の東半分に分布し、緩傾斜地形を作っている。神谷の金刀比羅宮と不動院の背後に露頭を確認できる。</p>
記念物 (未指定)	<p><small>すどこ</small> <b>須津湖</b></p> <p>富士八海の一つで、水垢離をおこなう清浄な場とされ、近世を中心に富士講の信者たちが訪れた。</p>
その他 (未指定)	<p><small>ねがたかいどう</small> <b>根方街道</b></p> <p>今泉の下和田から沼津市熊堂・岡ノ宮あたりまでを指す街道。市内でも根方街道沿いに分布する古墳の数は群を抜いて多く、この街道はかなり古い時代から東西の要路であったことが推察される。</p>
その他 (未指定)	<p><b>つるまき田</b></p> <p>かつて中里八幡宮の境内にあった松の大木に、毎年秋になると鶴が巣作りをしていた。ある年、巣から落ちた雛を村人が助けた。翌年、村は大飢饉に襲われ村人は種もみまで食べてしまった。次の年のコメが作れずにいたところ、2羽の鶴が飛んできて、田んぼに種を落としていき、村人は救われた。以来、その田んぼを「つるまき田」と呼んでいる。</p>
その他 (未指定)	<p><small>あらま きつね</small> <b>荒間の狐</b></p> <p>川尻1丁目にある農業用ため池は、かつては大きな池で周辺を林で囲まれたところであった。その池に人間を化かすのを得意とする「おせん」「おこん」という古狐が住んでおり、多くの人々が化かされたといわれている。</p>
その他 (未指定)	<p><b>おしゃもっさん</b></p> <p>江尾地区に地元の人が「おしゃもっさん」と呼ぶ小さな祠がある。おしゃもっさんはお尺もちがなまった言葉であり、お尺とは近世以前に検地の際に使われていた間竿のことである。検地は、測り違い等があると罰せられるなど大変厳しいものであったため、村人はこのお尺を大切に扱い、検地が無事に終わると感謝の意を込めてこの祠に祀っていたといわれている。</p>
文化的景観 (未指定)	<p><small>あしたかやまさんろく ちゃばたけ</small> <b>愛鷹山山麓の茶畑</b></p> <p>愛鷹山の山麓、沢と沢に挟まれた尾根上には、明治初期から開かれた茶畑が広がる。茶畑から南を眺めると、眼下に集落と水田、駿河湾をはさんで伊豆半島の景観が広がる。また、集落内には、茶畑で摘まれた茶葉を加工する製茶工場が点在している。</p>
文化的景観 (未指定)	<p><small>うきしまがはら すいでん</small> <b>浮島ヶ原の水田</b></p> <p>江戸時代から干拓・圃場整備が実施されてきた浮島ヶ原では、現在、水田が広がる。水田からは、愛鷹山、富士山が一望でき、江戸時代に描かれた浮世絵と同じような景観が広がる。</p>
有形 民俗文化財 (県)	<p><small>うきしまめまじゅうへん のうこうせいさんようぐ</small> <b>浮島沼周辺の農耕生産用具</b></p> <p>かつての浮島ヶ原は、ドブツタと呼ばれるような湿田も多く、胸まで泥に浸かって田植えをするような状況が長くつづいた。こうした湿田でも作業しやすいように工夫された農具が静岡県指定の有形民俗文化財となっている。</p>

[須津地区の拡大区域図]



© OpenStreetMap contributors

愛鷹溶岩の分布：富士山世界遺産センター提供「富士山の地形・地質と湧水の分布」を参考に作成  
茶畑・水田：20万分の1土地利用図（国土地理院）、Open street map を参考に作成

●文化財保存活用区域に関する課題と方針

本文化財保存活用区域に関しては、令和2年度に作成した富士市指定史跡千人塚古墳保存活用計画の中で、市街地から各文化財へのアクセス方法が限られている、誘客に向けたインフラが限られている、道幅が狭く、見学の際の安全性が懸念される場所がある、見学の拠点となる



施設がないといった課題が示されています。同計画では、こうした課題を解決し、区域内の文化財を活用した各種取組が示されており、同計画に基づきながら事業を進めます。

また、同計画で示された取組を進めるにあたっては、地域の歴史や文化について調査・研究・普及について熱心に取り組んでいる「須津ふるさと愛好会」(ふじのくに文化財保存・活用推進団体)等の諸団体が加盟し、組織されている須津まちづくり協議会と協働しながら進めることとします。

[文化財保存活用区域に関して講じる措置] (富士市指定史跡千人塚古墳保存活用計画に基づく)

関連取組	小事業名	取組主体					財源	取組年度		
		市民	所有者	団体	学識者	行政		前期 令和4～7 2022～2025	中期 令和8～10 2026～2028	後期 令和11～13 2029～2031
18	須津古墳群の保存事業(1期)	○	○	○	○	○	国市	← 2022-2026 →		
27	・千人塚古墳整備(用地取得、予備調査、石室解体等調査、復元工事等) ・浅間古墳予備確認調査									
27	須津古墳群の保存事業(2期)	○	○	○	○	○	国市		← 2027-2031 →	
	・浅間古墳保存活用計画策定、浅間古墳関連地の公有化 ・須津古墳群分布調査									
62	須津地区をめぐる周遊ルートの設定と周知			○		○	国市	← 2022-2023 →		
	車両と徒歩それぞれについて周遊ルートを設定し、マップを作成する。									
65	須津地区における看板整備			○		○	国市	← 2022-2025 →		
	須津地区における統一された看板の整備をおこなう(多言語)。また、看板には情報提供アプリへのコードを記載する。									
52	地域で実施する須津古墳群に関連するイベントへの支援			○		○	市	← →		
	地域で実施されている古墳めぐり、地区文化祭などのイベント等への支援を実施する									
64	須津古墳群の情報をスマートフォン等で体感できるアプリの制作			○		○シ	国市	← 2022-2025 →		
	須津古墳群や須津地区の文化財の情報・映像について、スマートフォンを看板などに掲示されたコードにかざすと表現することができるようなアプリの開発をおこなう。									

※シ：シティプロモーション課



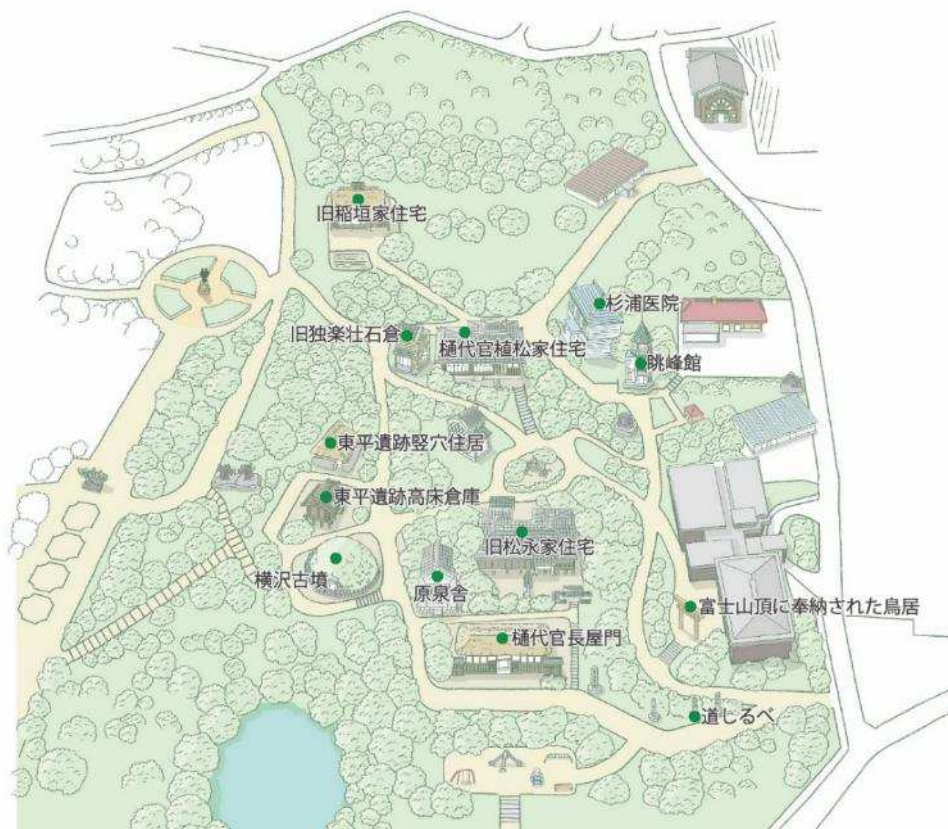
## ②広見公園ふるさと村歴史ゾーン

### [区域内的の文化財一覧]

指定種別	名称と概要
有形文化財 (県)	<p><small>きゅういながさげじゅうたく</small> <b>旧稲垣家住宅</b></p> <p>文化元(1804)年に建築された養蚕農家の住宅。建築年代がわかるものの中では、市内最古。養蚕農家の工夫が随所にみられる。</p>
その他 (未指定)	<p><small>よこざわこふん</small> <b>横沢古墳</b></p> <p>6世紀末から7世紀初めにかけて造られた円墳。広見公園に隣接する道路開発に伴う発掘調査を経て、公園内に移築復原された。古墳の大きさや副葬品の内容から、現在の伝法地区一帯をおさめた有力者の古墳と考えられている。</p>
その他 (未指定)	<p><small>ひがしだいらいせきたかゆかそうこ</small> <b>東平遺跡高床倉庫</b></p> <p>古墳時代から平安時代の大集落跡である東平遺跡の発掘調査に基づいて復元された掘立柱の倉庫。東平遺跡からは、このような掘立柱の建物跡が90棟以上発見されている。</p>
その他 (未指定)	<p><small>ひがしだいらいせきたてあなじゅうきょ</small> <b>東平遺跡竪穴住居</b></p> <p>東平遺跡の発掘調査で確認された420軒以上の竪穴住居のうち、火災で焼失した住居跡を基に復元されたもの。住居内の発掘調査では、土器や木製の皿、武器などが多く出土していることから、集落の中心的な役割を持った人物が住んでいたと考えられている。</p>
有形文化財 (市)	<p><small>とよだいかんうえまつげじゅうたく</small> <b>樋代官植松家住宅</b></p> <p>富士山麓の地に飲料水や灌漑用水を供給する鷹岡伝法水路を管理していた植松家の居宅。植松家は用水路だけではなく、沢を越える樋も含めて管理していたことから、樋代官と呼ばれていた。戦国時代から江戸時代にかけての用水奉行であり、多摩川周辺を潤した二ヶ領用水や六郷用水の開発を指揮した小泉次大夫の生家が植松家であるとされる。</p>
有形文化財 (市)	<p><small>とよだいかんながやもん</small> <b>樋代官長屋門</b></p> <p>樋代官植松家の表門。江戸時代末期のものと伝えられ、市内で現存する唯一の長屋門。</p>
有形文化財 (市)	<p><small>きゅうまつながげじゅうたく</small> <b>旧松永家住宅</b></p> <p>東海道の面した集落、平坦の豪商であった松永家の居宅の一部。安政4(1857)年に建てられたもので、武家風様式を残す貴重な建物。</p>
有形文化財 (市)	<p><small>げんせんしゃ</small> <b>原泉舎</b></p> <p>嘉永元(1848)年、市内今泉の妙延寺の土蔵として建てられたが、明治6(1873)年からは、現在の富士市立今泉小学校の前身、原泉舎の仮教場として使われた。天井には墨絵の龍が描かれ、入口の左右には、中国二十四孝の物語を題材にした漆喰のこて絵が残る。</p>
有形文化財 (市)	<p><small>ちようほうかん</small> <b>眺峰館</b></p> <p>明治25(1892)年に吉原西本町(現在の吉原2丁目)の鈴木義三が料理店の玄関として建てたもの。正八角形の三階建ての造りで、避雷針付きのトタン屋根を持つ。三階からの富士山の眺めが素晴らしかったことから「眺峰館」と呼ばれ人々に親しまれてきた。</p>

有形文化財 (市)	<p><small>すぎうらいいん</small> <b>杉浦医院</b></p> <p>大正8(1919)年、吉原伝馬町(現在の中央町1丁目)に建てられたもの。一見すると洋風の建物だが、2階には和室があり、1階が医院として使われた。この医院は初代の杉浦秀宣氏が開院して以来、昭和63(1988)年に閉院されるまでの70年間にわたり、地域の医療活動を担った。</p>
有形文化財 (未指定)	<p><small>きゅうどくらくぞういしくら</small> <b>旧独楽荘石蔵</b></p> <p>この石倉は、伊藤博文の養子、伊藤博邦公爵が興津(現静岡市)に設けた別荘、独楽荘の敷地内に、大正9(1920)年頃に建てられたもの。その後、市内水戸島の斉藤氏が所有するところとなり、伊藤家ゆかりの石倉として長く斉藤氏の邸内に保存されていた。</p>
有形文化財 (未指定)	<p><b>道しるべ</b></p> <p>現在の富士市の中央部に位置した吉原宿は、東海道の宿場であっただけではなく、大宮町(現在の富士宮市)へと至る大宮街道、現在の沼津市へと至る根方街道、現在の裾野市へと至る十里木街道など、いくつかの街道の起点となる交通のなかめであった。各街道には、行き交う人々の利便に供するため道しるべが建てられたが、道路の拡張などにより、現地での保存が困難になったものが、ふるさと村歴史ゾーン内に移築されている。</p>
民俗文化財 (市)	<p><small>ふじさんちやう ほうのう とりい</small> <b>富士山頂に奉納された鳥居</b></p> <p>市内岩淵の集落は、かつて富士川の渡船の仕事を担当しており、船の材料となる木材を富士山中から手に入れていたことから、その返礼として、「鳥居講」という講を組織して、12年に一度、申の年に白木の鳥居を富士山頂に奉納している。</p> <p>この行事は、江戸時代から現在まで途絶えることなく受け継がれており、平成28(2016)年の奉納の際に抜かれた鳥居(平成16年奉納)が、ふるさと村歴史ゾーン内に移築されている。</p>

[広見公園ふるさと村歴史ゾーンの区域図]



## ●文化財保存活用区域に関する課題と方針

広見公園ふるさと村歴史ゾーンには、市内各所に所在した古墳や歴史的建造物（8棟）が移築復原されるとともに、発掘調査の成果から復元された古代の建物、移築された石造文化財などがあり、富士市立博物館（富士山かぐや姫ミュージアム）と合わせて見学することにより、富士市の歴史や文化について深く知ることができる環境が整えられています。

加えて、平成20(2008)年に移築復原された稲垣家住宅（県指定有形文化財）は、活用を前提とした整備が実施され、「文化財を活用したユニークベニューハンドブック」（文化庁）にも掲載された演奏会や、かまどや囲炉裏を活用した炊飯体験、映画やドラマなどのロケ地での利用がおこなわれるなど、公園のみならず、広見地区全体の賑わいの創出につながっています。

しかしながら、多くの建造物が移築復原（復元）されているとはいえ、耐震強度の不足等の問題から、活用が可能な建造物が限られており、ふるさと村歴史ゾーン全体の活用が図られているとはいえない状況です。現在十分な活用ができていない建造物に関しては、保存活用計画を策定したうえで、計画的な耐震補強工事を実施します。

また、市内には、老朽化や適切な管理のためにふるさと村歴史ゾーンへの移築復原が望ましい状況にある歴史的建造物があり、この建造物の整備を計画的に進めます。

加えて、こうした建造物の活用のノウハウを蓄積することにより、市内に所在する他の歴史的建造物の活用にも活かし、市内外の多くの方々に興味を持っていただくことで、将来的な保存につなげていく機運を高めます。

### [文化財保存活用区域に関して講じる措置]

関連取組	小事業名	取組主体					財源	取組年度		
		市民	所有者	団体	学識者	行政		前期 令和4～7 2022～2025	中期 令和8～10 2026～2028	後期 令和11～13 2029～2031
70	旧順天堂田中歯科医院診療所兼主屋の移築復原		○			○	国市		←→ 2027-2028	
	所有者による管理が困難となり、本市が管理団体となった旧順天堂田中歯科医院診療所兼主屋（国登録文化財）については、老朽化が進み、早急な修理や適切な管理体制が求められていることから、文化庁の補助事業である地域文化財総合活用推進事業（地域のシンボルの整備等）や地方創生交付金の活用も視野に入れ、さまざまな形で活用することを前提に、ふるさと村歴史ゾーン内への移築復原を進める。									
71	広見公園ふるさと村歴史ゾーン内の保存・活用計画の策定				○	○	市		←→ 2025-2026	
	ふるさと村歴史ゾーン内に移築復原（復元）されている建造物群のうち、耐震強度の不足といった問題から、活用することができる施設は限られている。耐震強度が不足している建造物に対して、耐震補強工事を実施することで、さらなる活用が可能となり、ゾーン内のみならず、地区全体の活性化にもつながるが、計画的に事業を進めていくために、ゾーン内の建造物群に関しての保存活用計画を作成する。									

関連取組	小事業名	取組主体					財源	取組年度		
		市民	所有者	団体	学識者	行政		前期 令和4～7 2022～2025	中期 令和8～10 2026～2028	後期 令和11～13 2029～2031
72	広見公園ふるさと村歴史ゾーン内建造物耐震工事				○	○施	国市			← 2027-2031 →
	保存活用計画に基づき、積極的な活用のために計画的に建造物の耐震工事を実施する。									
52	広見公園ふるさと村歴史ゾーンを活用したイベントの支援	○		○		○み	市	← →		
	市民や団体が実施する、広見公園を活用したイベントを支援し、公園を中心とした地域の賑わいを創出する。									

※み：みどりの課、施：施設保全課



